



英国国境庁

ビルマ(ミャンマー)

出身国別情報(COI)レポート

COI サービス

2012年2月2日



目次

序文

情報を得る場合の有効な情報源

基本情報

パラグラフ

1. 地理	1.01
地図	1.08
2. 経済	2.01
3. 歴史(独立(1948年)～2011年4月)	3.01
憲法をめぐる国民投票 - 2008年	3.03
2010年11月の選挙	3.05
アウン・サン・スー・チーの解放	3.12
議会の招集	3.14
4. 最近の発展(2011年5月～2012年1月)	4.01
5. 憲法	5.01
6. 政治体制	6.01

人権

7. はじめに	7.01
8. 治安部隊	8.01
警察	8.02
軍隊	8.05
その他の政府軍	8.11
諜報機関	8.14
政府軍による人権侵害	8.21
受刑者と民間人のポーター	8.27
恣意的逮捕と身柄拘束	8.33
拷問	8.36
裁判なしの殺人と「失踪」	8.45
告訴の手段	8.48
9. 軍隊	9.01
10. 非政府武装勢力による虐待	10.01
強制徴兵	10.10
11. 司法制度	11.01
組織	11.01
独立性	11.02
公平な裁判	11.07

ii この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

刑法と刑事訴訟法	11.13
12. 逮捕と拘束 — 法的権利	12.01
逮捕令状	12.08
13. 刑務所の環境	13.01
14. 死刑	14.01
15. 政治的所属	15.01
政治的表現の自由	15.04
政治囚	15.09
集会・結社の自由	15.20
ビルマ国外のデモ	15.28
反政府グループと政治活動家.....	15.39
国民民主連盟(NLD).....	15.42
国民民主勢力(NDF).....	15.49
反政府グループ	15.52
全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU).....	15.53
全ビルマ僧侶連盟(ABMA).....	15.55
88世代学生グループ	15.58
ジェネレーションウェーブ	15.63
16. 言論の自由とメディア	16.01
インターネットの利用	16.13
ジャーナリスト	16.25
17. 人権擁護団体、人権擁護機関、人権活動家.....	17.01
18. 汚職	18.01
19. 信仰の自由	19.01
概要	19.01
人口統計	19.09
憲法と法律	19.11
仏教	19.14
キリスト教徒	19.19
イスラム教徒	19.26
20. 民族グループ	20.01
地図	20.23
チン(ゾミ)族.....	20.24
カチン族	20.28
カレン族とカレンニー族(別称赤いカレン又はカヤー).....	20.36
モン族	20.41
ラカイン族(アラカン族).....	20.44
ロヒンギャ族	20.47
シャン族	20.54
21. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(LGB)の人々	21.01
法的権利	21.01
当局の扱いと態度	21.06
社会の扱いと態度	21.08

22.	トランスジェンダーの人々	22.01
23.	障害者	23.01
24.	女性	24.01
	概要	24.01
	法的権利	24.05
	政治的権利	24.09
	社会・経済的権利	24.13
	女性に対する暴力	24.25
	女性の健康	24.38
25.	児童	25.01
	概要	25.01
	基本的な法律情報	25.04
	法的権利	25.05
	子供に対する暴力	25.07
	子どものケアと保護	25.15
	少年兵	25.17
	教育	25.31
	健康と福祉	25.39
26.	人身売買	26.01
27.	医療問題	27.01
	医療と医薬品の利用性についての概要	27.01
	HIV/エイズ—抗レトロウイルス療法	27.07
	精神衛生	27.12
28.	人道的問題	28.01
	サイクロン　ギリ—2010年10月	28.05
	サイクロン　ナルギス—2008年5月	28.07
29.	移動の自由	29.01
30.	国内避難民（IDP）	30.01
31.	市民権及び国籍	31.01
	IDカード	31.06
32.	公文書の偽造と不正入手	32.01
	逮捕令状	32.02
33.	出国と帰還	33.01
	ビルマからの出国	33.02
	パスポートの発行と出発の「D」フォーム	33.08
	ビルマ入国	33.24
	亡命できなかった亡命希望者と亡命者の帰還後の扱い	33.31
34.	雇用の権利	34.01
35.	土地権利及び土地没収	35.01

付属書

付属書 A – 主要な出来事の年表

- 付属書 B – 政治組織
- 付属書 C – 著名人
- 付属書 D – 略語リスト
- 付属書 E – 出典文献目録

序文

- i この出身国別情報(COI)レポートは、英国国境庁(UKBA)COI サービス局が、難民・人権保護認定プロセスに携わる職員のために作成したものである。英国で最も多く提起される難民・人権保護の主張に関する一般的背景を示している。レポートの主要部分は、2012年1月22日までに得られた情報を含んでいる。このレポートは2012年2月2日付で発行された。
 - ii このレポートは、幅広い外部情報源より得られた資料から成り、UKBA の見解、政策は一切含まれていない。レポートに含まれる全情報は、文書全体を通して、元の資料から得たもので、難民・人権保護の認定プロセスに関わる職員に配布されるものである。
 - iii このレポートは、難民・人権の適用において提起される主要な問題に焦点を絞り、元資料から抽出した情報をまとめたものである。難民・人権申請では比較的稀な主題を扱うセクションでは、ウェブ上のリンクのみが示してある場合もある。このレポートは、詳細で包括的な調査結果を示すことを意図したものではない。詳細な説明が必要な場合は、元資料を直接参照されたい。
 - iv このレポートの構成と形式は、UKBA の意思決定者が普段使う方法に合わせ、発表する職員が、具体的な問題に関する情報に迅速に電子アクセスでき、コンテンツページを使用して、求める主題を直接参照することができるようになっている。主要な問題は、専用のセクションにおいて、ある程度深く掘り下げてあるが、他のセクションで簡潔に触れられていることもある。従って、レポートの構成上、繰り返しになる箇所もある。
 - v このレポートに含まれている情報は、原資料より抽出したものに限られる。主題の全側面を網羅するよう努力したが、必ずしも関連情報が得られるというものでもない。このため、このレポートに含まれる情報が、実際に述べているもの以上のことを示唆すると考えないことが重要である。例えば、ある法律が可決されたと記されていても、その法律が発効されたと記されていない限り、発効されたと考えるべきではない。同様に、ある出来事、ある行動に関する情報が記されていない場合でも、その出来事、行動が起らなかったことにはならない。
 - vi 上述の通り、このレポートは、いくつかの情報源より抽出した情報をまとめたものである。情報の統合に当たり、原資料間の不一致を解消する努力は全く行っていない。但し、COI サービス局が不一致点を集め、幅広い情報源を示し、バランスのとれた像を提供するよう努力するだろう。例えば、原資料により、個人、地名、政党等の名称の表記、綴りが異なっている場合がある。この報告書では、綴りの統一は行わず、原資料の通りに表記している。同様に、原資料により、数値が異なる場合があるが、このレポートでは原資料の通りに記載している。この文書に出てくる「sic」という用語は、引用文献における綴りの誤り、又はタイプミスを示すためのみに使用されており、資料の内容について、何らかの見解を示すものではない。
- 6 この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- vii このレポートは、基本的に、過去2年間に発行された原資料に基づいている。しかし、最近の資料に無い関連情報を含むという理由で、それ以前の資料の情報が含まれていることもある。全ての原資料には、このレポートが発行された時点で適切と考えられる情報が含まれている。
- viii このレポートと、付随原資料は、公開文書である。全てのレポートは UKBA ウェブサイトで公開されており、このレポートの原資料の大部分も公開されている。このレポートで提示した原資料が電子ファイルとして入手可能な場合、該当するリンク先のアドレスが、アクセスした日付と共に示してある。政府機関が発行した文書、購読予約の文書等、入手しにくい原資料は、COI サービス局に請求すれば、コピーを入手できる。
- ix レポートは、難民受け入れ数の最も多い20カ国について、定期的に発行されている。この20カ国以外の国に関するレポートは、運用上の特別な必要があれば発行される。UKBA の職員は、情報請求サービスを使い、いつでも具体的な問い合わせができる。
- x このレポート作成に当たり、COI サービス局は、原資料より情報を抽出し、正確で最新かつバランスのとれた公平な資料を提供するよう努力した。このレポートに関する意見、追加資料に関する提案は歓迎である。下記 COI サービス局宛てお送り頂きたい。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

Lunar House, 9th Floor

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

E メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

URL: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国家情報に関する独立諮問グループ

- xi 国別情報に関する独立諮問グループ(IAGCI)は、UKBA の COI 資料の内容について内務大臣に提言することを目的として、独立主任監査官により、2009年3月に設立された。IAGCI は、UKBA の COI レポート、その他の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の活動に関する情報は、主任監査官のウェブサイト (<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>) に公開されている。
- xii IAGCI は、UKBA COI 文書を選んで内容を検証し、これらの文書に特化した提案、又は、より一般的な提案を行う。IAGCI、又は、国別情報に関する独立専門委員会(2003年9月から2008年10月までの期間、UKBA の COI 資料を監視していた独立機関)が検証したレポートの一覧は、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で公開している。

- xiii 特記: UKBA の資料又は手続きを支持することが IAGCI の職務ではない。グループが検証した資料のいくつかは、非停止請願(NSA)リストに指定されている国、又は、指定が提案されている国に関連するものである。こうしたケースでは、グループの職務は、ある特定の国を NSA に指定するという決定若しくは提案、又は、NSA のプロセスに対する支持を暗示すると解釈すべきではない。IAGCI の連絡先は以下の通りである。

Independent Advisory Group on Country Information
Independent Chief Inspector of the UK Border Agency
5th Floor, Globe House
89 Eccleston Square
London, SW1V 1PN
E メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk
URL: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

目次に戻る

更なる情報を得る場合の有効な情報源

下記に、このレポートで提供されている情報を補足するために、更なる最新情報を得たい場合に役立つ原資料のリストを、ウェブ上のリンクと共に記してある。このレポートで使った原資料の完全なリストは、「付属資料 E - 原資料へのレファレンス」に記載されている。

Alertnet (Thomson Reuters) <http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

British Broadcasting Corporation (BBC) <http://news.bbc.co.uk>

Cable News Network (CNN) <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAY>

United Nations Integrated Regional Information Networks (IRIN) <http://www.irinnews.org/>

Burma Campaign UK <http://www.burmacampaign.org.uk/index.php/news-and-reports/news>

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

基本情報

1. 地理

- 1.01 ビルマ(ミャンマー連邦共和国)は、東南アジアの北西部に位置する。(2011年11月25日に検索、Europa World Online)[1](Country Profile) 注:「英国の方針としては、ミャンマーではなくビルマと呼ぶ」(2011年8月8日、英国外務・連邦省(FCO) Country Profile: Burma)[5a] ビルマは、「北西はバングラデシュとインド、北東は中華人民共和国とラオス、南東はタイとそれぞれ国境を接しており... 2006年、首都機能はヤンゴン(ラングーン)から新行政センターであるネーピードーに移転した。」(Europa World Online、2011年11月25日に検索)[1](Country Profile) 面積は677,000平方キロメートル(419,740平方マイル)。(2011年8月FCO Country Profile: Burma)[5a]
- 1.02 ビルマの総人口は推定4,400万から5,900万人である。ビルマは数十年間、全国の人口調査を行っていないため、このような差が生じた。(2011年5月27日ヒューマン・ライツ・ウォッチ上級研究員 David Scott Mathieson、Open Democracy 経由)[70a] 2011年8月8日更新のFCO Country Profileは、ラングーン(ヤンゴン)の人口を約580万人、行政首都ネーピードーの人口を20万人と推定している。[5a]
- 1.03 2011年8月3日米国国務省(USSD)Background Note on Burmaによると、「ビルマは7つの管区(タイン): イラワジ、バゴ(ペグー)、マグウェー、マンダレー、ヤンゴン(ラングーン)、サガイン、タニンタリ(テナサリム)、及び、7つの民族州(ピーネー): チン州、カチン州、カイン(カレン)州、カヤ(カレーニ)州、モン州、ラカイン(アラカン)州、シャン州、及び、特別地域とも呼ばれる6つの自治区/管区: ナガ、パラウン、コーカン、パオ、ダヌ、ワから成る。ネーピードーは大統領が行政を行っている。」[7c](政府)
- 1.04 公用語はビルマ語である。(2011年11月25日に検索、Europa World Online)[1](Country Profile) シャン語、各種のカレン、カレンニー、チン語、アラカン語、カチン語、モン語、パラウン語、パラウク語、ワ語、ヤンベ語をはじめとする多数の少数民族言語がある。観光客の多い地域では英語が広く使われている。(2011年8月3日、USSD Background Note)[7c](People)少数民族のウェブサイトによると、2011年2月8日時点で、ビルマには100以上の現用言語があるという。[30a]
- 1.05 2011年8月更新のFCOのBurma Country Fileに挙げられた主要民族グループは、バマー族[ビルマ族](69%)、シャン族(8.5%)、カレン族(6.2%)、ラカイン族(4.5%)、モン族(2.4%)、チン族(2.2%)、カチン族(1.4%)、カレンニー族(0.4%)、その他の原住民(0.1%)、及び、外国民族(インド系ビルマ人、中国系ビルマ人を含む)(5.3%)である。[5a] 人口調査が最近行われていないため、これらの数字は慎重に扱う必要がある(パラグラフ1.02参照)。

- 1.06 2011年9月13日米国国務省 *July-December, 2010 International Religious Freedom Report* によると、ビルマの人口の大部分がテラバダ仏教を信仰している。但し、「主要な少数派宗教グループには、キリスト教(主にバプテスト派、ローマカトリック派、英国国教会派、その他、いくつかの小さなプロテスタント系宗派)、イスラム教(大部分がスンニ派)、ヒンドゥー教、伝統的な中国の宗教、土着の宗教の信者がある。」[7b](セクション I)

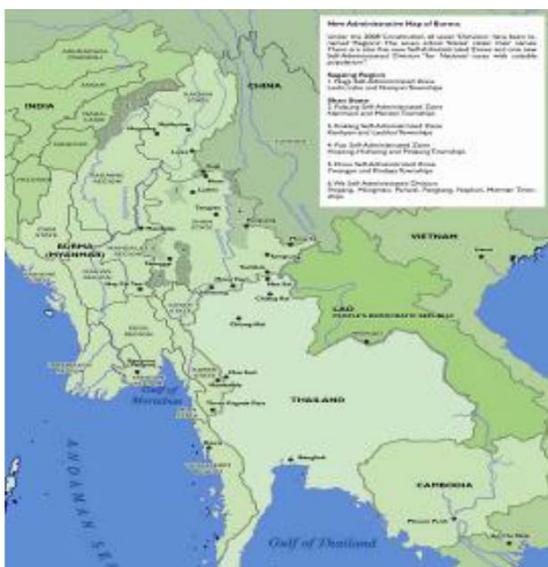
信仰の自由、民族グループも参照されたし

- 1.07 2008年10月9日、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット Myanmar Country Profile: Main Report によると、ビルマには、以下の祝日がある。

「1月4日(独立記念日)、2月12日(連邦記念日)、3月2日(農民の日)、3月27日(国軍記念日)、4月13~17日(テンジャン、正月)、5月1日(メーデー)、7月19日(殉職者の日)、11月20日(国民の日)、12月25日(クリスマス)、その他、月の満ち欠けによって変動する祝日」 [46a](Basic Information)

地図

- 1.08 ビルマの地図、2011年2月 Transnational Institute 提供。 [2a](p2)



[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

2. 経済

- 2.01 2011年8月8日更新の英国外務省(FCO)Country Profile for Burma によると、「数十年に渡る経済政策の失敗の結果、ビルマは、天然資源に恵まれているにも拘らず、世界で最も貧しい国の1つとなってしまった。経済は安定せず、基本的な構造改革が必要である。金融部門は脆弱で、小規模の民間セクターは予測困難な政策環境とあ

らゆる市場の歪みに苦しんでいる。インフレ率は高い。」 [5a](Economy)

2.02 ビルマの2011年国民総生産(GDP)は、402億8,800万米ドルと予想される。(2011年8月3日米国国務省 (USSD) Background Note) [7c] (Economy) 2010年の失業率は5.7%と推定される。(2011年12月20日アメリカ中央情報局 (CIA) World Factbook) [6a] (Economy)

2.03 2011年8月3日更新の USSD Background Note には、以下のように記載されている。

「ビルマの GDP は成長しているが、政権による経済政策の失敗は、ビルマの人々にとって負の経済スパイラルを作り出した。国は、依然として、経済の大きな部分に深く関わっているが効果は無く、経済基盤は衰退し、法律はもはや存在していない。ビルマ人の大多数は、ぎりぎりの生活を強いられ、経済的に楽になる機会もほとんど存在しない。2009年は、インフレ率が比較的lowだったが、2010年には上昇し、2011年も高いままで留まる徴候を見せている。」 [7C](Economy)

2.04 2010年3月10日、国連人権理事会発行の *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* には、2010年2月の特別報告者による訪問の後、こう記載された。

「ミャンマー政府は、国民総生産(GDP)の0.5%を保健に、0.9%を教育に消費している。一方、軍と国有企業は、国の総支出の80%を消費している。貧困の地域間格差は依然として只ならない大きさである。推定によると、公式な食糧貧困線は、全国では10%だが、チンで40%、シャン州北部で21%、シャン州東部では20%である。」 [32e](パラグラフ 98~99)

2.05 民主主義を推進する国民民主連盟(NLD)によると、新「特別資金(Special Funds)」法では、軍幹部が議会の監督を受けることなく資金を使うことができるようになってきている。「軍総司令官は、国防と国家安全保障に関連した支出に資金を使うことができる。」2011~2012年度予算によると、「7兆6,000億チャット(84億5,000万ドル)の国家予算のうち、4分の1近くが国防に割り当てられる。教育には4.3%、保健には1.3%が割り当てられる。」(2011年3月5日、The Irrawaddy)[26c]

2.06 主な産業は、石油と天然ガス、農産物加工、木材、木製製品、セメント、建築資材、銅、錫、タングステン、鉄、薬品、肥料、衣類、翡翠、宝石とされている。おもな農産物は、米、豆類、インゲン豆、胡麻、ピーナッツ、サトウキビ、硬木材、魚介、魚介加工品である。(2011年12月20日 CIA World Factbook)[6a](Economy)

2.07 BBC は、2012年1月12日更新の Country File for Burma で、「主要産業は、長年に渡り、軍が管理しており、汚職が広がっている。軍は、ヘロインの大量輸出も行っている。ビルマはヘロインの主要輸出国である。」 [28a](Overview)

汚職も参照されたし

- 2.08 賃金に関しては、FCOは2008年1月8日付、2010年6月26日更新の書簡の中で、こう記している。「ビルマの平均年収は、約30万チャットに留まっており、これは下級公務員の賃金にほぼ等しい。熟練労働者の賃金は、年間約35万チャットである。地方の最も貧困な未熟練労働者の賃金は、単純労働で1日650チャットだが、ラングーンでは、最低賃金はその2倍である。」 [5m]

雇用の権利も参照されたし

- 2.09 タイに拠点を置く英字新聞の *The Nation* は、2011年8月31日、「ビルマは、1国の経済の中で複数の為替レートを設定している。政府は1米ドル6チャットを公式レートとして設定しているが、これは実際の経済を反映しておらず、ビジネスでは通用しない... チャットの市場レートは、去年の1米ドル1,000チャットというレートから25%上昇し、1米ドル750チャットとなった。」と報告した。 [72a]

目次に戻る
資料目録に進む

3. 歴史(独立(1948年)～2011年4月)

- 3.01 以下にビルマがイギリスより独立してからの歴史を簡潔に記す。ビルマの最近の歴史についての詳細は、フリーダムハウスの [Freedom in the World](#)[14a]、米国国務省 [Background Note](#) [7c]、[Foreign and Commonwealth Office Country Profile](#) [5a]、及び、[Burma Campaign UK](#) [53a]に掲載されている。
- 3.02 2011年5月12日フリーダムハウス発行の *Freedom in the World Country Report 2011* は、1948年のイギリスからの独立以降のビルマの歴史をこう要約している。

「ビルマは1948年にイギリスから独立した。1962年にネ・ウイン将軍がクーデターを起こし、文民政治を排除して以降、軍が国を支配してきた。政権に就いた革命委員会は、立法権、行政、司法権を統合し、急進的な社会主義と孤立主義の政策を執った。こうして、かつて東南アジアで最も豊かな国の1つだったビルマは、地域で最も貧困な国の1つになってしまったのである。

「タン・シュエ将軍が率いる現在の軍事政権は、1988年、学生主導の平和的な民主化運動に向けて発砲し、推定3,000人の死者を出した事件をきっかけに、劇的に権力を主張するようになった。その後、若手の軍司令官たちが国家法秩序回復評議会(SLORC)を設立し、国を支配した。1990年、30年ぶりの自由選挙において、国民民主連盟(NLD)が議会の485議席中392議席を獲得しても、SLORCは権力を譲ろうとしなかった。それどころか、軍事政権は、選挙を無効とし、NLDリーダーのアウン・サン・スー・チー女史をはじめとする多数のNLDメンバーを投獄した。アウン・サン・スー・チーは、その後、20年間のほとんどを拘束状態で過ごした。アウン・サン・スー・チーは、非暴力的な民主化・人権保護運動を評価され、1991年にノーベル平和賞を受賞した。

「1997年、SLORCは国家平和開発評議会(SPDC)と名称を変えた。2000年後半、政府はアウン・サン・スー・チーとの会談を始め、2002年中ごろにはNLDに対する規制が緩和された。しかし、2003年前半、NLDの再活性化は、政権内の強硬派を明らかに動揺させた。その年の5月30日、SPDCの暴漢がNLDのパレードを襲撃し、数十人のNLDリーダーと支持者が殺された。政治運動家、ジャーナリスト、学生の逮捕、身柄拘束が続いた。」

「2007年8月と9月、燃料費の500%値上げをきっかけに、20年間で最大のデモが全国で行われた。1988年の抗議活動の反体制派たちで構成される88世代学生グループが、多くのデモの先頭に立った。抗議活動は一般大衆に勇気付けられた数多くの僧侶、尼僧にも広がった。兵士、機動隊、準軍事的な連邦団結発展協会(USDA)とスワン・アール・シン市民軍が激しい攻撃に出て、少なくとも31人の死者が出た。弾圧は重要な宗教拠点を標的とし、公衆の面前で、僧侶の鞭打ち、射殺、逮捕を行われ、多くのビルマ人にとって、政権の不法性が更に明かになった。」 [14a]

目次に戻る
資料目録に進む

憲法をめぐる国民投票 — 2008年

憲法も参照されたし

- 3.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年4月28日付”*I want to help my own people*”*State Control and Civil Society in Burma after Cyclone Nargis* レポートの中で、こう記している。

「2008年、ビルマにおいて全国の国民投票の対象となった憲法草案は、15年間に渡る抑圧の結果だった。1990年の選挙において、反対勢力の国民民主連盟(NLD)が圧倒的勝利を収めたにも拘らず、当時の軍事政権だった国家法秩序回復評議会(SLORC)は、NLDが議会、Pyithu Hluttaw(国民代表院)を招集することも、新政府を樹立することも許可せず、その代わり、新憲法を創起するために全国党大会を形成した。数々の遅延の後、2007年、仏教の僧侶による9月のデモの少し前に、草案は完成した。それでも、正式な憲法草案は、2008年3月、つまり、2008年5月の国民投票の2カ月前に限定版にて公表された。憲法は、軍司令官のポストに関する制限(下院が4分の1、上院が3分の1)、主要省庁の支配権、起訴の免除、国民の基本的権利を制限する規定をはじめとするタマドー(ビルマ軍)の権力の確保を含め、制限的な規定に満ちていた。」 [39g](IV. The Constitutional Referendum)

- 3.04 同レポートは、こうも記している。

「サイクロンナルギスが襲来した8日後、SPDC[国家平和開発評議会]は、新憲法をめぐる念願の全国国民投票を実施した。サイクロンの被害を受けた郡区で選挙を2週間遅らせるという譲歩はしたが、2週間経っても、100万人を超えるビルマ国民が、

14 このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

サイクロンによる被害に対して何の支援も受けられずにいた。目立つ公的な役割は軍の上級司令官と、信頼を置いている GONGO[政府が組織する NGO]の代表に限られ、不安の迫る国民投票が、サイクロン直後の救援活動を政治問題化しようとする SPDC の思惑を映し出していた。」 [39g](IV. The Constitutional Referendum)

政治的所属: 政治囚、人道問題: サイクロンナルギスも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

2010年11月の選挙

- 3.05 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年の出来事をまとめた2011年1月24日発行の *World Report 2011*(HRW Report 2011)の中で、こう記している。「ビルマは11月に念願の選挙を行った。選挙は、脅迫、強制、汚職の環境の中で行われ、法律や規定は軍支配の政党に圧倒的に有利なものだった。」 [39e]
- 3.06 人権擁護者・推進者ネットワークによる2010年12月付のビルマの選挙に関するレポートは、こう記している。「私たちは、期日前投票用紙の強制的な収集、賄賂、票の買収、脅迫、威圧、選挙前、選挙当日、及び選挙後の期間における不公平な投票所役員をはじめ、体系的な違反、不正行為を目の当たりにし、記録した。」 [57a](p50)
- 3.07 2010年3月7日付の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。
- 「選挙に先立ち、政権を握る国家平和開発評議会[SPDC]が設立した巨大組織である連邦団結発展協会[USDA]は、前首相テイン・セインを党首とした連邦団結発展党[USDP]へと変わった。USDPは、有権者投票によって決まる1,154議席中、883議席を獲得した。民族代表院(上院)において、党は、投票によって決まる議席の77%(129議席)、国民代表院(下院)において、投票によって決まる議席の79%(259議席)を獲得した。軍に確保された議席(両院の議席の25%)と合わせれば、USDPと軍は、議会における圧倒的多数を占めることになる。」 [32h](パラグラフ 11)
- 3.08 同資料は、又、「しかし、14の地域と州の代表院では、結果はまちまちだった。ビルマ政府の支配が強い中央部の地域では、USDPがほとんど全ての議席を獲得したが、少数民族が多く住む地域では、党はかなりの議席数を獲得したものの、過半数を占めたのはカヤー州のみだった。チン州では、USDPが29%の議席を獲得した一方、チン進歩党とチン民族党は、それぞれ21%を獲得した。ラカイン州では、USDPが30%の議席を獲得した一方、ラカイン民族発展党は38%を獲得した。」と記している。 [32h](パラグラフ 12)
- 3.09 2011年11月25日に検索した Europa World Online には選挙の結果が掲載されている。

政党

議席数

連邦団結発展党	259
シャン民族民主党	18
国民民主勢力	12
国民統一党	12
ラカイン民族発展党	9
全モン地域民主党	3
パオ民族機構	3
チン民族党	2
チン進歩党	2
パロン・サウアー民主党	2
ワ民主党	2
その他	6
任命メンバー*	110
合計	440

*国防軍総司令官が任命する軍代表 [1](Government and politics: Legislature)

- 3.10 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、2011年2月15日発行のレポート *Attacks on the Press 2010: Burma* で、こう記している。

「CPJ の調査によると、軍が選挙関連のニュースを検閲、管理し、現地語による発行を中止し、インターネットのサイトを狙い、亡命者の運営する通信社の潜入レポーターを投獄した。2010年10月、政府が支配する連邦選挙委員会は、選挙報道のための外国人記者を入国させないと発表した。ニュース・レポートによると、委員会のテイン・ソー議長は、国際機関は、既に、国内に現地スタッフを滞在させていると記し、入国拒否を正当化した。バンコクやシンガポールを拠点とする外国人記者たちは、「就労ビザを申請したが拒否された。但し、何人かは観光ビザで入国できた。」と CPJ に報告した。[15a]

- 3.11 2010年3月31日付の外務・連邦省(FCO) の *Human Rights and Democracy Report 2010* は、こう記している。

「不正が深くはびこる選挙だったが、それでもビルマにおいて、ある程度の政治討論再活性化させ、又、公共の場で政治を語ることが安全であるという認識を復活させた」とレポートは記している。解放後も、アウン・サン・スー・チーに関する報道は全て検閲され、スー・チー氏の写真を載せた数紙が発行を差し止められた。しかし、スー・チー氏は、国内、国外のメディア、NGO[非政府組織]、外交界に対して見解を自由に述べることを許可された。」 [5y](p143)

言論と報道の自由も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

アウン・サン・スー・チーの解放

- 3.12 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットは、2010年12月1日付の *Country Report for Burma* の中で、2010年11月13日、国民投票の6日後にアウン・サン・スー・チーが軟禁を解かれたことを報じた。レポートはこう報じている。

「今は消滅した国民民主連盟(NLD)の指導者アウン・サン・スー・チーは、これまでの21年間のうちの15年以上を自宅軟禁、又は刑務所で過ごした。最後の拘束期間は2003年からで、最初の1年の自宅軟禁は6回延長された。その後(ある米国人がスー・チー氏の家に侵入し、自宅軟禁の条件に違反した事件後)、2009年8月に実刑判決を受けたが、自宅で刑に処することを許され、同年11月13日に刑を解かれた。選挙は、アウン・サン・スー・チーが解放される前に終了するようにスケジュールされたと見られる。軍政権は、スー・チー氏の率いる政党が、自由と公平さが欠落しているとして、選挙をボイコットすることを決定したにも拘らず、カリスマ性を持ち、人気のある民主化運動の英雄を、投票の前に開放することには抵抗があったのだろう。」[46d](The political scene: Aung San Suu Kyi is freed from house-arrest)

- 3.13 特別報告者は、2011年3月7日付の *Progress report on the situation of human rights in Myanmar* の中で、政府がスー・チーの自由について何ら制限を設けなかったことを歓迎し、こう記している。「解放後、アウン・サン・スー・チー女史は、関係のある政党と幅広く会見し、意見を交わしている。ミャンマーの軍幹部との対話を求め、最も建設的な方法での和解を継続して模索すると約束した。」[32h](パラグラフ 20)

議会の招集

- 3.14 ビルマの議会は、上院、下院と合わせて664名の議員から成り、2011年1月31日に、20年ぶりに招集された。政権トップのタン・シュエ將軍の支持者たちが優位を占める議会は、ビルマの一般市民、ジャーナリスト、外交官は入室を拒否され、非公開で開催された。軍事政権の強い味方であるシュエ・マン將軍が下院の議長として選ばれた。憲法は、議会で生じる行動、質問を全て、議長が許可、又は却下する権利を認めている。(2011年1月31日、*Financial Times*)[55a]

- 3.15 EIU は2011年2月2日付の *Country Report* で、2008年ビルマ憲法の下、新しい議会が設立されたと記している。「全議席の4分の1は軍が任命する議員のために確保しており、2011年1月、国家平和開発評議会(SPDC、軍事政権)は、下院110名、上院56名、さまざまな地域連盟に合計222名、総計388名の軍代表を任命した。代表者は、主に軍の下級地位から選ばれたと見られる。」[46b](The political scene: Myanmar's new parliament holds its inaugural session)

- 3.16 同レポートは、こうも記している。

「反体制グループに属するMPは、議会の就任式に参加した。軍事政権が選挙を操作したという不満はあったが、議会の代表者たる反対政党の議員は、就任式をボイ

コットしないことを選び、新しい法律の審議に何らかの影響を及ぼそうとした。主な反対政党である国民民主勢力(NDF)のベテランメンバーは『国民のために』という表現を使った。しかし、議会には厳しい規則や手順があり、MPによる質問提起は制限されており、反対政党は代表者の数も少ない。NDFは下院で4議席、上院で12議席しか獲得していない。少数民族を代表する最も大きい政党の1つであるシャン民族民主党(SNDP)は、上院・下院を合わせて21議席しか持っていない。合計すると、議会で最低1議席を持つ少数民族政党は17ある。」[46b](The political scene: Myanmar's new parliament holds its inaugural session)

- 3.17 2011年3月30日、BBCニュースは、州のテレビ局によると、国民主権の議会の新大統領の宣誓により、ビルマの軍事政権は正式に解体した。レポートはこう記している。

「過去20年間に渡りビルマを支配したタン・シュエ上級大将は、ビルマ国軍最高司令官としての最後の公式的地位を退いた。大統領、副大統領2名、官僚、大臣を含む総勢58名の新内閣メンバーがネーपीドーの合同議会で宣誓した。AFP通信[フランス通信社]は、ある官僚の言葉をこう掲載した。祝典に参加したMPがBBCビルマに記したところによると、ミン・アウン・フライン将軍がビルマ国軍の最高司令官に任命された。ミン・アウン・フライン将軍は、大統領として、タン・シュエの主な同志である前首相テイン・セインの就任式に出席した。新しい議会の宣誓により、軍事政権から混成政権への転換が完了した。」[28d]

政治システムも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

4. 最近の発展(2011年5月～2012年1月)

- 4.01 ビルマの国民投票から1年後の2011年11月3日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、こう報告した。

「表現、結社、平和的集会の自由の基本的権利は、ビルマでは依然として制限されている。政府は2011年に2つの特赦を行った。5月と6月、全ての刑を1年減刑し、推定20,000人の囚人を釈放した。このうち77人は政治犯であると考えられている。数か月間に渡り噂が飛び交った後、10月に、特赦があり、14,000人以上の囚人が釈放された。政治犯の大量釈放があるとの期待を裏切り、推定220人の政治活動家、ジャーナリスト、芸術家、その他、政府に批判的な人間が釈放された。この中には有名なコメディアンザガナー、労働基本権活動家のスー・スー・ヌウェ、ジャーナリストのNay Min、国民民主連盟(NLD)のメンバー数名が含まれていた。多数の政治犯が、依然としてビルマの忌まわしい牢獄に収監されている。政府は、政治犯の存在そのものを公に否定しているが、テイン・セイン大統領の政治顧問の1人であるココ・フラインは、政治犯と見なされるのは600人のみで、10月の特赦で、その半数近くが釈放されたと推測した。」[39c](Fundamental Freedoms and Political

Prisoners)

- 4.02 1月初めに更に34名の政治犯が釈放され(2012年1月5日、政治犯支援協会(AAPP)ービルマ))[44h]、1月13日に再び、651人の囚人に交じり、反体制派の大物数人が大統領特赦により釈放された。この中には、88世代学生グループのミン・コー・ナイン、コー・ジミー、ニラー・テイン、シャン民族主義指導者のU Khun Tun Oo、仏教僧侶のウ・ガンビラ、民主ビルマの声(DVB)のジャーナリスト5名が含まれていた。前首相のキン・ニユンも自宅軟禁を解かれた。(2012年1月13日、BBCニュース)[28j]
- 4.03 AAPPは、2012年1月4日更新の釈放された政治犯のリストも公開した。[44g]
- 4.04 3年間の投獄の後、5月の特赦で釈放された、著名なヒップホップ・アーティストで、ジェネレーションウェーブという青年活動家グループのメンバーであるザヤール・タウは、2011年5月18日に民主ビルマの声にこう伝えた。「私たちの国は、依然として後退の道を歩んでいる... 教育、保健、全ての部門で後退している。経済システムは(大統領の)側近しか潤さない。私たちの生活水準は、ますます悪化している。」[3b]
- 政治提携: 反体制グループ: ジェネレーションウェーブも参照されたし
- 4.05 2011年11月7日、統合地域情報ネットワーク(IRIN)は、ビルマの改革について、こう報告した。
- 「2011年3月のテイン・セイン大統領の就任以降、改革に対する反応のほとんどは、経済制裁の対象となる人権侵害に関わる、高圧的な権威主義の過去からビルマが逸脱するという希望を反映したものである。最近の出来事、反応としては、反対勢力である国民民主連盟(NLD)の指導者アウン・サン・スー・チーが、8月19日に首都ネーピードーでテイン・セインと会談し、次のように述べた。「私は、大統領が『真の前向きな変革』の達成を望んでいると考えている。」スー・チーは、前の政府による自宅軟禁を解かれた。」[49d]
- 4.06 2011年11月18日、BBCニュースはNLDが次の選挙への出馬登録を決定したと報じた。党の宣言には、「私たちは、国民民主連盟(NLD)が政党登録法に基づいて登録し、次の補欠選挙に参加することを、一致決定した。」とある。以前、NLD指導者のアウン・サン・スー・チーの出馬を阻止した規定は廃止され、スー・チー氏は政治活動に参加できるようになった。[28e]
- 4.07 ロイター通信は、2012年1月5日、ビルマの選挙委員会がNLDを正式に登録したと報じた。補欠選挙は2012年4月1日に設定され、アウン・サン・スー・チーは議会に立候補する予定である。[85a]
- 4.08 2010年8月26日から2011年8月4日の期間を対象とした2011年8月5付の国連総会レポート Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General は、

次のように述べている。

「アウン・サン・スー・チー女史は、スー・チー氏と党が消極的な態度を取りたくないが、本質的な変化の証拠を見るまでは、非常に慎重に行動すると述べた。スー・チー氏の見解は、状況は大きく変わっていないということである。政府は、行動より象徴によって、正当性を主張しようとしているからである。スー・チー氏は、政府の3つの支部は同一の政党が支配していることを踏まえ、政治的空間を他者の排除によって埋めるという政府の傾向に対し、危惧を表明した。政治犯の釈放、期限切れの改革の実施をこれ以上延期する理由は何もないと強調した。特別報告者がミャンマーにまだ招待されていない事実を含め、前向きな発展は、大きな憂慮事項を打ち消す方向に評価すると考える。スー・チー氏、又は国民民主連盟との接触に向けた政府の純粋な努力には、応える用意があると繰り返した。」 [32i](パラグラフ 70)

4.09 同レポートはこうも記している。

「ほとんどの政党、市民組織は、政府の変革能力を慎重に静観したが、新しい議題は歓迎し、新政府をあまり急いで診断してはならないと考えた。彼らにとって最も大事なものは、独立した顧問の任命を含め、政府が異なった意見に耳を傾けるかどうかということである。以前のシステムでは、権力が1極に集中していたのに対し、選挙は複数の行動家、政党、法令、議題が政治に影響を与える道を開いたという点で、意見が一致した。」 [32i](パラグラフ 71)

国民民主連盟(NLD)も参照されたし

4.10 事務総長のレポートの中で、市民組織の指導者が指摘している最近の前向きな変化には、「いくつかの地域における軍の検問所の排除、メディア規制と検閲の緩和、輸出入ライセンス供与権の民間団体への移転、新しい投資、環境法、貿易独占の排除、貧困撲滅戦略の開発、民間企業、市民組織との政府協議」が含まれている。」 [32i](パラグラフ 74)

4.11 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2011年11月9日付のレポート *The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process* の中で、こう記している。

「AAPP は政治犯の釈放を歓迎するが、市民権と政治的権利を大きく制限する過酷な法律の下では、あまり意味が無い。実際、政治犯は釈放後も人権侵害に立ち向かっていかなければならない。人権侵害には、以下のものが含まれる。

1. 嫌がらせ、一方的な逮捕
2. 教育と雇用の機会の否定
3. 元政治犯とその家族に対する偏見
4. 社会的排除

「元政治犯が、釈放後、普通の生活に戻ることは、ほとんど不可能である。学生は、就学、教育の継続を拒否され、弁護士、医師は免許をはく奪され、芸術家は活動を禁止される。元政治犯は、犯罪歴に基づき、政治事務所を持つことを許されない。例えば、著名な諷刺作者で慈善家のザガナー、音楽家で人権活動家のザヤール・タウは、それぞれ2011年5月と11月に釈放されたが、活動を禁止されている。」

「つい最近、元政治犯であるという理由で、免許をはく奪された、又は退学させられた弁護士22名、医師7名、学生7名から成るグループが、免許の再発行、教育を受ける権利の回復を求め、ウ・テイン・セインとミャンマー国家人権委員会に嘆願書を送った。グループの1人に、ウ・ガンビラ等の大物の弁護を担当し、法廷侮辱罪のために禁固4年を言い渡された、著名なNLD弁護士ウ・アウン・テインがいる。ウ・アウン・テインによると、元政治犯の苦境は、『2回罰を与えるようなものだ。投獄され、釈放されても、弁護士、医師は仕事ができず、学生は退学させられる。この時代に起こるべきことではない。』」 [44f](p4)

政治犯も参照されたし

- 4.12 アジア人権協議会 (AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、こう記している。

「ビルマの新しい状況に関する噂に反し、反対の証拠が数多くある。新政府が政権を握ってから、重要な問題に対する決定権は、依然として全て軍が握っているという、状況の悪化を示す明らかな証拠は、少なくとも3つの州、中でも中国と国境を接するカチン地域で内戦が再び起き、膨大な数の国内避難民が生まれたことである。カチン州の内戦は、6月に、17年間の停戦が破られ、戦闘は州全体に広がり、徐々に激しさを増していった。レポートは、ギャング化したビルマ兵による女性・少女の強姦、強姦された婦女子を含む市民の殺傷を報じた。レポートが書かれた時点で、国内避難民の数は40,000人を超すと言われ、これらの避難民はほとんど現地の人によって支援された。政府当局が、国内の支援グループが避難民の元へ体系的に食糧、医薬品、避難場所を提供することを阻止したからである。避難民の状況は、2011年の異常豪雨により、特に悲惨なものとなった。」 [43d](p1)

- 4.13 2011年9月と10月に、中国とビルマの国境に沿った国内避難民(IDP)のキャンプをいくつか訪問した後、人権のための医師団によるレポート *Under siege in Kachin State, Burma* は、こう記している。

「中央ビルマにおいて、ますます激しくなる政治的変化は、暮らしの改善にも、ビルマ国境付近に住む少数民族の人権保護にも貢献していない。ビルマ政府は、インターネットのサイトの閲覧禁止を緩和したり、報道の検閲を制限したり、アウン・サン・スー・チーと国内政治犯のほんの一部を解放したりして、自由化をアピールした。国際社会の一部は、ビルマに政治的変化が訪れたと確信した。しかし、こうした変化の大部分は都市部、主にビルマ族に限られたものである。カチン族をはじめ、対立と虐待に直面する多くのビルマの人々にとって、旧体制の蛮行は、未だ、

どこにでも存在する脅威なのである。」 [59b](p4)

民族グループも参照されたし

- 4.14 ビルマの国外逃亡者に、帰国するよう促す呼びかけについて、2011年8月18日付け、*The Irrawady* は次のように報じた。

「ほとんどのビルマ国外逃亡者グループは、テイン・セイン大統領が8月17日水曜日に行った、反体制派が帰国することを許可するという発表に対して懐疑的であったが、考慮する価値があると評価した者もいた。」

「ネーピードーの地元ビジネスマンに向けて行われた演説の中で、テイン・セインは、帰国することを選んだ国外逃亡者に対し、政府は『好意的な態度』を取らうと述べた。」

『政府は、何らかの理由で国外に住むミャンマー[ビルマ]国民が、罪を犯したのではない限り、帰国できるよう、調査を行う。もし、罪を犯し、国外に住むミャンマー国民が、帰国して刑に服する対象となるならば、政府はそういったケースも好意的に扱うだろう。』国が発行する新聞 *The New Light on Myanmar* によると、テイン・セインは木曜日、このように述べたという。」

「しかし、テイン・セインの演説は『明らかに、国際社会での政府のイメージを改善するための宣伝活動に過ぎない』著名な活動家で、ビルマ・パートナーシップのコーディネーターでもあるキン・オンマーはこう述べた。

『私たちは、行動で証明するまで、政権が言うことを単純に信じる訳にはいかない。問題は、政権が政治活動家を法違反者、犯罪者と見なしていることだ。政権は、投獄されている2,000人近くの人が政治犯、つまり、政治上の信念のために投獄されている人たちであることを認めようとしなさい。』キン・オンマーはこう述べた。」 [26]

- 4.15 2011年10月28日付の記事の中で、*The Irrawaddy* は、ビルマ政府が、国外追放の政治犯に対し、帰国しても安全であると感じられる政策、手段を講じることに失敗したと報じた。レポートは、次のように報じている。「ほとんどのビルマ人国外逃亡者は、未だに帰国しても安全であるかについて疑念を持っており、実際に申し出を受けて帰国したのは、ごく少数である。」 [26m]

- 4.16 同レポートはこうも報じている。

「バンコクにあるビルマ大使館に近い情報筋によると、帰国を望む国外逃亡者は、次の5点について承諾し、署名しなければならないという：国に損害を与えるような行動、言葉は慎む。国家の安定を脅かすようなことを書いたり、話したり、ロビー活動をしたりすることは慎む。違法組織との接触は慎む。破壊的、攪乱的行動は慎む。国に忠実であり、法を犯さない。」

「更に、情報筋は、外国に亡命を希望した国外逃亡者が帰国を望んだ場合、その人物は渡航書類と身分証明書を大使館に引き渡せば、身分を証明する書簡を提供されることを記した。帰国した国外逃亡者が、再び国外に出られるのか、明確に記された方針はない。」 [26m]

- 4.17 ビルマ キャンペーン UK は、2011年9月付の *Burma Briefing No.15* で、次のように報じている。「8月30日のラジオ・オーストラリアのインタビューで、政府の申し出 [国外逃亡者に対する帰国招致]について聞かれ、ビルマにおける人権に関する国連特別報告者は、国外逃亡者に対し、実際に帰国した場合、逮捕される可能性がある」と警告した。「現時点で当局に対して意見を表明しようとした者は、一方的に逮捕される危険がある。」 [53c](p6)
- 4.18 2011年9月11日、BBC ニュースは、タイに亡命した3人の諷刺家グループ *Thee Lay Thee* の帰国を報じた。レポートによると、「ビルマの新しい文民大統領が国外逃亡者に帰国を促してから数週間後、コメディアン3名とダンサー1名がチェンマイからラグーンに飛んだ。そのうちの1人は、軍が後ろ盾になっている政府は、民主化に向けて進んでいる徴候があると述べた。」 [28g]
- 4.19 2011年11月10日、*The Irrawaddy* は、国外逃亡者 *Harn Yawngnwe* とのインタビューの後、次のように報じた。「ビルマにおける最近の政治改革に対し、多くの国外逃亡者は未だに疑念を持っているが、ビルマで *Harn* が対談した人たちのほとんどは、テイン・セイン大統領の政権下で起こっている改革について、驚くほど前向きな考えを持っている。」 [26o]

政治提携: ビルマ国外におけるデモ行動、出国と帰国: 亡命を認められなかった亡命希望者及び逃亡者の帰還後の扱いも参照されたし

- 4.20 2011年12月3日、国民民主連盟(NLD)は自身のウェブサイトでこう記した。
- 「2011年12月2日、アメリカ合衆国国務長官ヒラリー・クリントン夫人とそのチームは、NLD 書記長アウン・サン・スー・チー女史の自宅を訪問し、会談した。クリントン夫人とそのチームは、NLD の中央執行委員会メンバー、国民議会代表者委員会(CRPP)メンバーとの会談を続けた... NLD 副議長ティン・ウー氏は、アウン・サン・スー・チー女史とティン・セイン大統領との会談後、ビルマの政治状況はいくらか改善したが、まだまだ改善すべき点はたくさんあると、現在の状況を述べた。投獄されている政治犯が全国にまだ多くいる。クリントン夫人がネーपीドーで協議したのは、この点であると思われる。次に、CRPP 書記エー・ター・アウン氏は、少数民族は少数民族地域における停戦、政治対談の再開を望んでいると述べた。」 [77b]
- 4.21 同レポートはこうも報じている。「クリントン国務長官は、『ビルマの改革を自分自身の目で確かめるためにやってきて、ある程度の改革が認められた。しかし、やるべきことは、まだまだたくさんある。NLD が来る選挙に登録し、戦うことは正しい

決定である。米国は、引き続き、改革を注意深く見守り、ビルマの民主化と発展に貢献する。』と述べた。」 [77b]

- 4.22 2011年11月17日、*The Irrawaddy* は、東南アジア諸国連合(ASEAN)が、2014年の地域ブロック議長国を全員一致でビルマに決定したことを発表したと報じた。 [26e]
- 4.23 2011年11月19日にボイス・オブ・アメリカが報じた通り、国連事務総長の潘基文(バン・ギブン)は、ビルマを議長国とする一方、ビルマの政治改革を奨励する ASEAN の決定を支持すると表明した。 [80a]

目次に戻る
資料目録に進む

5. 憲法

- 5.01 オーストラリア国立大学(ANU) 大洋州・アジア研究院のウェブサイトには、2008年9月付のミャンマー連邦共和国憲法の写しが掲載されている。(2011年11月2日に検索)[47]

- 5.02 Jane's は、2011年12月2日付のビルマの内政に関する *Sentinel Security Assessment*, の中で、2011年1月31日に議会が招集され、新憲法が発効したと報じた。Jane's は更に、こう報じている。

「2008年5月10日、国民投票により、1988年、軍が政権を掌握した時に設立した政治体制を確認し、合法化する憲章が裁可された。サイクロンルギスで被災したエーヤワディ・デルタの5つの郡区、ヤンゴン管区の40の行政区に住む選挙民が、他の地区より2週間遅れて投票できるよう、国民投票は2回に分けて行われた。当然、当時の軍事政権は、憲法が有権者の92%によって承認され、投票率はほぼ98%であると主張した発表された。憲法の制定には16年近くかかった。憲法制定会議、即ち、憲章の主な理念を起草した委員会は、1993年、今は解体している反対勢力の国民民主連盟(NLD)が、1990年の選挙の後、軍にとって受け入れ可能な文書の起草に失敗した後、初めて招集された。」 [8a](Political system: Constitution)

- 5.03 Jane's は更にこう報じている。

「憲法の革新的な部分は、わずかながらも文民の政党に、二院制の新国家立法議会(Pyihtaungsu Hluttaw)と、14の州又は地域の単院制の立法議会を通じて立法に参加する権利を与えていることである。しかし、軍の影響は根強く残っている。国家立法議会の両院により選ばれる大統領は、軍の最高司令官と権力を共有する。最高司令官は、下院である Pyithu Hluttaw(国民代表院)と上院である Amyotha Hluttaw(民族代表院)の議員の25%を指名する。一方、文民の立法府議員は、軍の代表を多数決で覆すことができるが、一致団結することが必要で、その可能性は低い。」 [8a](Political system: Constitution)

- 5.04 2011年8月8日更新の英国外務・連邦省(FCO) Country Profile for Burma は、こう報じている。

「2008年憲法は軍の支配を固めるためのものである。民族代表院の議席の25%は、軍が確保している。民族代表院の75%が憲法改定のために必要とされる。国家安全に対する脅威が認められた場合、軍は直接の執行権、司法権を行使する権力を保持している。又、憲法は、SPDCメンバーに、在職中のどのような行為についても起訴を免れることを保証している。これは、人権侵害、その他の虐待について、責任を問われないということを明確に意味している。」 [5a](Politics)

- 5.05 米国ブルーミングトンにあるインディアナ大学立憲民主政体センター(Center for Constitutional Democracy)の David Williams 教授による *Analysis of the 2008 SPDC Constitution for Burma: The Power of the Burmese Military under the 2008 SPDC Constitution* (発行日記載無し、2011年11月2日に検索)は、「ビルマ憲法の下、真の立法権を持つのはタマドー(ビルマ軍)であって、2010年に当選した議員たちではない。」としている。」 [73a](p2)

- 5.06 William 教授の調査書は、こうも指摘している。

「ビルマ国防軍の一般市民に対する独立した権力には、国民全体に軍の規律を強制することが含まれている。第20条にはこう書いてある。『国防軍は、国民全員を連邦の安全と国防に団結させる権利を持つ。』言い換えると、軍は、国家の「安全」を維持するため、国民全員を徴集し、市民軍を結成することができる。ここでも文民政府は軍の行動に対し、何の権限も持たない。選挙後も、ビルマは今と同様、軍の独裁政治が続くだろう。」 [73a](p2)

- 5.07 同調査書はこうも指摘している。

「基本理念に関する第1部、第40(c)条は、最高司令官が自身の裁量で行動できる、他とは非常に異なる代替プロセスを保証している。『連邦の崩壊、国家団結の崩壊、又は、反乱、暴動等の不当で強制的な手段による主権の損失に繋がる可能性のある緊急事態が生じた場合、国防軍最高司令官は憲法の規定に基づき、**政権を引き継ぎ、国家主権を行使する権力を持つ。**』(太字による強調は後から付けたものである)。確かに、軍は、『国家団結』に脅威が及んだ場合のみ、権力を掌握するが、今までの例から見て、軍は、このような脅威が存在するか否かについて、他者が検証できない権限を持っている。」 [73a](p3)

目次に戻る
資料目録に進む

6. 政治体制

- 6.01 ビルマの政治体制と人権の状況を文脈の中を探ると、国連総会による2010年9月

14日の *Situation of human rights in Myanmar: report of the Secretary General* は、こう記している。

「ミャンマーにおける政治の行き詰まりと武力闘争の2つの遺物を克服するための進歩があるべきである。ミャンマーは、社会経済の停滞と同様、2世代に渡る非民主的支配を転換させるという長期的課題を抱えている。国家内の和解、民主化、及び、人権の尊重を推進するという課題に対応することは、依然として重要である。その意味で、政治、社会、経済を解放すると同時に、全ての関係者の間で対話と協調を模索することが必須である。国民の期待に応えるためには、信頼のおける文民の体制を設立し、多元的共存と、広い視野に立った政策決定に移行することが必要である。ミャンマーは、市民社会と民間セクターが国の発展により活発に参加することを可能にし、文民政治に力を与え、管理能力を構築しなければならないだろう。」 [32g](paragraph63)

6.02 米国国務省による2011年8月3日付の *Background Note, Burma* は、こう記している。
「ビルマは、今も、軍の現役、又は元メンバーによる独裁主義国家である。文民の大統領1名と副大統領2名がトップに立っている。理論上は、権力は行政、立法、司法に分権されている。軍は、未だ、軍自身の規則であり、軍の幹部は、国民の自由のはく奪、議会の権限の廃止をはじめとする異常な権力を行使する権利を保持している。 [7c](Government and political conditions)」

6.03 2010年の出来事をまとめた2011年5月12日に発行のフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、次のように記している。

「ビルマは選挙による民主主義の国ではない。軍は長年に渡り、法令により支配し、行政、立法、司法の全ての権利を管理し、基本的権利をほとんど全て抑圧し、人権を侵害しても罰せられることもなかった。軍は2010年の国民投票をめぐり、慎重に選挙制度を操作した。こうして選挙は自由も公平性も欠いたものとなった。国民投票により発効された2008年憲法の起草プロセスは、断続的に15年間進められたが、これは、軍が厳重に管理し、主な関係者を排除するものだった。憲章は、議会と文民大統領を設立したが、軍の支配を維持し、軍が『連邦、又は国家の団結』が危険にさらされていると判断した場合は、文民政府を解散させるという権利を与えるものだった。」 [14a]

6.04 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2011年2月1日付の *ViewsWire* の中で、こう記している。2010年11月の選挙の後、「ミャンマーの新議会は、国家レベルの *Amyotha Hluttaw*(民族代表院、上院)と *Pyithu Hluttaw*(国民代表院、下院)、それに14の州・地域レベルの議院から成る。理論的には、2011年1月31日の、こうした議院の結成は、新しい政治の時代を象徴するものだが、軍とその味方が全ての新議院を支配している。」 [46e]

6.05 2011年11月25日にアクセスした *Europa World online* ではこう報じている。

「2008年憲法により、議席数440のPyithu Hluttaw(国民代表院)と議席数224のAmyotha Hluttaw(民族代表院)から成る二院制のPyidaungsu Hluttaw(国家立法議会)が設立された。両方の議院で25%の議席が軍の任命した代表者のために確保されている。2010年11月7日、20年以上の時を経て初めて、Pyidaungsu Hluttaw(国家立法議会)の両院、14の州・地域レベルの議院で、複数政党で争う選挙が行われた。」 [1](Government and politics: Legislature)

6.06 この資料はこうも報じている。「Amyotha Hluttaw(民族代表院)は168名の文民代表者(7つの州と7つの地域よりそれぞれ12名ずつ)と、軍最高司令官が任命した56名の軍代表者から成る。」 [1](Government and politics: Legislature)

6.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、次のように記している。

「ビルマの審議会制度により、以前は禁止されていた問題について、二院制の国家立法議会と14の州・地域レベルの議院で協議することが以前より容易になった。以前も、少数民族のイスラム系ロヒンギャ族の国籍、囚人の特赦、少数民族地域における少数民族言語の教育、国境を越えた貿易等、繊細な問題は協議されていた。それでも、質問は2週間前に事前承認を得たものに限り、議事録に記録された形式的な協議は、堅実な民主的討論の微塵も見られないものだった。これは、確かに変化であるが、依然として、純粹に民主的な立法会議や、国民を代表する議院とは程遠いものである。」 [39c](Parliament reform)

最近の発展、憲法、政治的所属も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

人権

7. はじめに

7.01 ビルマ政府の政治改革の準備が外見上整ったにも拘らず、2010年8月26日から2011年8月4日までの出来事をまとめた2011年8月5日付の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General* は、こう記している。「ビルマは長年取り組んできた課題に未だに直面している: 人権、政治、社会、経済、人道に関する問題は、深刻で根強く、すぐには解決できないものである。」 [32i](パラグラフ78)

7.02 2011年12月2日更新の *Jane's Sentinel Security Assessment* は、「ミャンマーの国内情勢(International Affairs, Myanmar)」のセクションで、次のように記している。

「ビルマは、人権に関して世界最悪の歴史を持つ。政府に対する実際の、又は想像上の批判に対する逮捕が続き、拷問、虐待は日常茶飯事である。国際的な人権擁護

組織が、拘束された政治犯、犯罪者に接触しようとしたが、拒否された。2005年以降、赤十字国際委員会(ICRC)は、政府が ICRC による刑務所訪問に必ず同行するという政府の規制が実施された後、刑務所の監視を止めた。」 [8a](Human rights)

- 7.03 しかし、2010年8月26日から2011年8月4日までの出来事をまとめた2011年8月5日付の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General* は、こう記している。「7月1日と2日、6年ぶりに赤十字国際委員会は、3つの異なる地域で刑務所の状況を検査するために訪問を許された。」 [32i](パラグラフ 46)

刑務所の状況も参照されたし

- 7.04 政治犯支援協会(ビルマ) (AAPP)は、2011年11月9日付のレポート *The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process* の中で、次のように記している。

「AAPP は政治犯の釈放を歓迎するが、市民権と政治的権利を大きく制限する過酷な法律の下では、あまり意味が無い。実際、政治犯は釈放後も人権の侵害に立ち向かっていかなければならない。人権侵害には、以下のものが含まれる。

1. 嫌がらせ、一方的な逮捕
2. 教育と雇用の機会の否定
3. 元政治犯とその家族に対する偏見
4. 社会的排除

「元政治犯が、釈放後、普通の生活に戻ることは、ほとんど不可能である。学生は、就学、教育の継続を拒否され、弁護士、医師は免許をはく奪され、芸術家は活動を禁止される。元政治犯は、犯罪歴に基づき、政治事務所を持つことを許されない。例えば、著名な諷刺作者で慈善家のザガナー、音楽家で人権活動家のザヤール・タウは、それぞれ2011年5月と11月に釈放されたが、活動を禁止されている。」

「つい最近、元政治犯であるという理由で、免許をはく奪された、又は退学させられた弁護士22名、医師7名、学生7名から成るグループが、免許の再発行、教育を受ける権利の回復を求め、ウ・テイン・セインとミャンマー国家人権委員会に嘆願書を送った。グループの1人に、ウ・ガンビラ等の大物の弁護を担当し、法廷侮辱罪のために禁固4年を言い渡された、著名なNLD 弁護士ウ・アウン・テインがいる。ウ・アウン・テインによると、元政治犯の苦境は、『2回罰を与えるようなものだ。投獄され、釈放されても、弁護士、医師は仕事ができず、学生は退学させられる。この時代に起こるべきことではない。』」 [44f](p4)

- 7.05 アジア人権協議会 (AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、こう記している。

「ビルマの新しい状況に関する噂に反し、反対の証拠が数多くある。新政府が政権を握ってから、重要な問題に対する決定権は、依然として全て軍が握っているという、状況の悪化を示す明らかな証拠は、少なくとも3つの州、中でも中国と国境を接するカチン地域で内戦が再び起き、膨大な数の国内避難民が生まれたことである。カチン州の内戦は、6月に、17年間の停戦が破られ、戦闘は州全体に広がり、徐々に激しさを増していった。レポートは、ギャング化したビルマ兵による女性・少女の強姦、強姦された婦女子を含む市民の殺傷を報じた。レポートが書かれた時点で、国内避難民の数は40,000人を超すと言われ、これらの避難民はほとんど現地の人によって支援された。政府当局が、国内の支援グループが避難民の元へ体系的に食糧、医薬品、避難場所を提供することを阻止したからである。避難民の状況は、2011年の異常豪雨により、特に悲惨なものとなった。」 [43d](p1)

- 7.06 2011年11月11日発行の *Report on the Human Rights Situation in Burma, January – September 2011* の中で、ビルマ人権記録ネットワーク(ND-Burma)は、ビルマ政府の変化に向けた動きを歓迎すると前置きした上で、次のように記している。

「少数民族の住む地域で勃発している内戦は、紛争地域において、ビルマ国軍により、少数民族に対する虐殺、土地の没収、拷問、虐待、強制移住、その他を含む人権侵害が続いていることを意味する。加えて、ビルマ国軍の兵士は、アラカン、カチン、及びシャン州において、少数民族地域の大規模開発プロジェクトや天然資源抽出プロジェクトに関連し、人権を侵害した。ビルマ国軍は、児童の権利に関する条約(1989年)の実施と義務に関する国際禁止事項に直接違反し、少年を徴兵し、軍務に就かせることを続けた。」 [83a](p2)

- 7.07 ND-Burma のレポートは、ビルマの14の州と地域におけるレポート期間中、拷問68件、強制労働57件、財産の没収/破壊44件を含む、合計261件の人権侵害(HRV)があったことを報じた。 [83a](p5)

- 7.08 2010年の出来事をまとめた2011年1月24日発行のヒューマン・ライツ・ウォッチ *World Report 2011*(HRW Report 2011)は、次のように記している。

「ビルマの内戦において全ての政党が犯す重大な国際法違反に対し、国際諮問委員会の介入を求める声が高まった。ビルマ国軍は、紛争地域において、広範な強制労働、違法な虐殺、国民の強制退去を含めた虐待に責任がある。国軍以外の武装した少数民族も、少年の徴兵、ビルマ人捕虜の処刑、民間地域での無差別な対人地雷の使用等、深刻な虐待を行ったとされる。」 [39e]

- 7.09 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010), Burma は、序章でこう記している。

「政府は国民が政府を変える権利をますます縮小し、その他の深刻な人権侵害を犯した。政府治安部隊は、違法な虐殺、拘留中の死亡、失踪、強姦、拷問に責任がある。政府は、市民活動家を際限無く、罪状無しに拘留した。加えて、政府当局の後

ろ盾に持つ大規模組織が、人権を侵害し、民主化推進活動家に対して嫌がらせを行った。政府は囚人と拘束者を虐待し、生命の危険があるような厳しい状況に人々を置き、日常的に人との接触を遮断し、監禁し、国民を政治的動機により一方的に投獄した。軍は少数民族の住む村への攻撃を続け、虐殺、強制退去、その他、深刻な虐待に繋がった。政府は、日常的に国民の私生活に立ち入り、言論、報道、集会、結社、信仰、活動の自由を侵害した。国内の人権擁護非政府組織(NGO)が独立して機能することを許さず、国際 NGO は困難な状況に置かれた。少年の徴兵、少数民族に対する差別、人身売買、中でも女性、少女の人身売買が続いているのと同様、女性に対する暴力と社会的差別も存続している。労働者の権利は依然として制限されている。児童を含めた強制労働も根強く残っている。政府は、人権を侵害した者を起訴、罰するような目立った行動は何も起こしていない。」

「武装した少数民族グループと、停戦状態のグループ(武装した民族ゲリラ)は、強制労働、少年の徴兵をはじめとした人権侵害を行ったとされる。」

「政府は、(自宅軟禁の条件に違反したとされる罪の)拘留期限の2010年11月13日、国民民主連盟(NLD)書記長のアウン・サン・スー・チーの自宅軟禁を解いた。」 [7a]

7.10 アムネスティ・インターナショナルは、2010年の出来事をまとめた2011年5月12日発行の *Annual Report 2011: The state of the world's human rights* の中で、こう記している。「軍は石油、ガス、採鉱、水力の開発プロジェクトに関連して、強制労働、虐殺、殴打、没収をはじめとする人権侵害を行った。当局は、プロジェクトに反対している、又は疑問を抱いていると疑われる村人を標的にしていた。」 [12e](Development-related violations)

7.11 タイに拠点を置くビルマ人権教育機構(HREIB)は、2008年9月付のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)の中で、こう記している。「タマドー[ビルマ軍]の部隊と国軍以外の武装グループのメンバーは、地雷をばらまき、ビルマの14の州、管区のうち10カ所で怪我人が出た。どちらのグループも地政学的な支配を得るため、ゲリラ戦法を採っている。」 [64a](p40)

7.12 この資料はこうも記している。
「支配状況によって、それぞれの地域の危険性に差があるが、紛争地域には完全に安全な場所がほとんど無い。例えば、NSAG[国軍以外の武装グループの]の支配が優勢なブラックエリアでは、国軍の兵士は現場で射撃することを許可されている。しかし、こうした地域の村では、地域のNSAGからある程度保護されており、友好的な巡回、多少の自治権を許されている。ブラウンエリアは、激戦が繰り返され、頻繁な攻撃を浴びている。こうした地域の村人は、最も多くの暴力にさらされ、一度に何日も、時には何ヶ月もジャングルの中に逃げることを余儀なくされている。国軍が支配するホワイトエリアでは、戦闘に会うことは最も少ないが、国軍により繰り返される襲撃、撤去プログラムは地域社会を悩ませている。」 [64a](p41)

治安部隊と非政府武装勢力による虐待も参照されたし。

- 7.13 英国外務・連邦省(FCO)は2011年3月31日付の *Human Rights and Democracy Report 2010* の中で、こう記している。

「強制労働は依然、ビルマで広く行われている。国際労働機関は、個人が当局に告訴する仕組みを維持し、いくつかのケースが、無事、当局に届いた。しかし、告訴を政治批判と見なす政府の傾向については、憂慮される点が残っている。国際労働機関は、2010年、告訴の仕組みに対する認識を全国で向上させ、政府が告訴に対して対応するのではなく、(軍におけるものの含む)強制労働の摘発に乗り出すことを推奨することに努力した。」 [5y](p141)

目次に戻る
資料目録に進む

8. 治安部隊

- 8.01 タイに拠点を置くビルマ人権教育機構(HREIB)は、2008年9月付のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)の中で、こう記している。

「ビルマには国家安全に対する外部からの大きな脅威が存在しない。それにも拘らず、SPDC[国家平和開発評議会]は、飽くことなく軍の規模と能力拡大に続けている。10年以上に渡り、ビルマの軍幹部は軍の戦闘能力を強化し、部隊の数を500,000に増やそうとしている。ビルマの経済的関心、中でも天然資源の抽出に関する関心が高まるにつれ、全国の経済基盤構築プロジェクトに部隊が同伴する要求が増えてきた。防衛のため、又、武装グループに襲撃される危険のある高速道路、道路、鉄道、ダムの実際の建設作業にも、ますます多くの部隊が必要となっている。」 [64a](p50)

警察

- 8.02 2012年1月5日更新の Jane's の *Sentinel Security Assessment: Myanmar, Security and Foreign Forces* には、警察は約93,000名の警察官と、人口の多い主要都市中心部に交番を擁していると報じた。この資料は次のように記している。

「2011年3月以降、コ・コ中將はミャンマー警察(MPF)の全警察部隊を監督するビルマ内務省を率いている。MPFはいくつかの本部、州と管区の警察(それぞれ7つずつ)、特別部隊、訓練センター、予備ユニット、及び、警察大部隊に分けられている。

「ビルマ内務省の配下にあるが、ミャンマー警察からは独立した法執行機関には、他にも、「政治」犯罪を扱う特別捜査部隊、犯罪調査部、鉄道警察部、及び、都市開発警察部がある。予備ユニットは、高速道路の巡回と油田の治安を受け持ち、州と管区の警察に属している。」 [8a](Police; Organisation)

- 8.03 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices*

2010(USSD Report 2010)は、ビルマについてこう記している。

「警察はビルマ内務省の配下にある。軍安全保障局(MSA)はビルマ防衛省の配下にある。MSAと特別捜査部隊の士官は、政府を脅かすと思われる「政治犯罪」の容疑者を拘束する義務がある。

「治安部隊は住民を厳しく取り締まった。多くの場合、一方的な逮捕に対する恐怖、又、小売商店に対する閉店命令等による家計の逼迫の結果である。」

「刑罰の免除は深刻な問題である。治安部隊による虐待を調査する効果的かつ合法的な仕組みは存在しない。政府は治安部隊を改革するために、これといった手段を講じていない。」 [7a](セクション 1d)

- 8.04 注意: 治安部隊の正式名称は、軍事保安局長事務所 (MAS)で、現地では Sa-Ya-Hpa と呼ばれている。(2011年6月17日付ビルマ出身国別情報レポートに関する2011年8月31日付マウン・ザルニにより国別情報に関する独立諮問グループのために作成されたレビュー)[74a](p17)

サブセクション: 諜報機関も参照されまし

目次に戻る
資料目録に進む

軍隊

- 8.05 ビルマ軍 (タマドー)は、320,000名の正規兵に加え、50,000名の予備兵を擁している。(2012年1月12日更新のJane'sの *Sentinel Security Assessment: Myanmar*)[8a](Armed forces)
- 8.06 陸軍はビルマ軍の最大の勢力であり、300,000名の兵士を擁すると推定されている。「ミャンマー軍は、従来から国内治安維持のために構成・配置されている。主要な人口集積地の内乱を鎮め、地方では共産ゲリラ、民族分離活動家、麻薬王の軍隊に対し、反乱鎮圧を行う…」しかし、1989年以降、「国境防衛をはじめとする従来の国防に力を入れるようになった。又、一般の経済基盤開発プロジェクトへの参加に重点を置くようになった。但し、強制労働を多用したことから、国際的に悪名を高めるようになった。」(2011年11月16日更新のJane'sの *Sentinel Security Assessment, Myanmar*) [8a](Army: Deployment, tasks and operations)
- 8.07 この資料はこうも記している。

「一般的に、兵士の士気は低く、捉えられた時の罰則が厳しいにも拘らず、脱走も頻繁である。兵卒の不穏分子は、従来から、兵卒全体に対する無情な抑圧によって対応されてきた。しかし、これは、人員配置に深刻な問題を生じた… 軍は、人民の支持も得られていない。それは、ミャンマーの一般市民、数多くの反体制少数民族民

族に対する仕打ちを反映している。士気、規範、脱走の多岐に渡る問題に対応し、検査を毎週行うことが命じられ、検査官は正直に報告することが求められた。大部隊の司令官は毎週組織会議を開き、不平不満には真剣に対応することが求められた。ほとんど過去の兵士に限られたことであるが、最近も大物が数人脱走したケースがあり、軍を困惑させ、秘密裡に核開発を進めるべきであるという主張が高まった。軍の秘密を脱走した敵対グループに漏らしたとして、高官が何人か逮捕された。」 [8a](Army: Assessment)

8.08 Jane's は、2011年11月16日更新の軍隊のセクションで、こう続けている。

「上級士官による指導は、長年に渡り、消耗戦を行うことにより国を外国の侵略から守るため、「人民戦争」戦略を擁護してきたが、最近では、ドクトリンと訓練の中で強調されるようになった。これは、西側諸国による軍政権に対する絶え間ない批判と、経済制裁に対抗したもので、政府が米国による侵略の脅威を強調することを可能にした。しかし、軍隊の士気が極めて低いこと、軍政府の合法性が低いことを踏まえると、人民戦争戦略の下で結成された勢力が、外国による侵略に対して団結できるかは疑問である。」 (Adaptability)

8.09 Jane's は、人民戦争のドクトリンでは、兵士の妻、退役軍人、消防士、警官、公務員は、軍に徴兵される可能性がある。但し、このシステムは、ほとんど適用されることが無く、長きに渡り、一度も適用されていない、と記している。 [8a](Army: Sustainment)

8.10 2010年11月の選挙後の軍の構造について、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年の出来事をまとめた2011年1月24日発行の *World Report 2011* は、次のように記している。

「2010年4月、首相のテイン・セイン中将与 SPDC[国家平和開発評議会]と内閣大臣は、軍法委員会を解散し、連邦団結発展党(USDP)を結成した。8月に USDP は、軍が1993年に結成し、2,600万人の名目メンバーを持つ大規模社会福祉活動である連邦団結発展協会(USDA)の資産と基盤を全て吸収した。軍は、数年ぶりの大規模な入れ替えを行い、数十名の上級士官が USDP 候補者として辞任した。」 [39e](The November 2010 elections)

目次に戻る
資料目録に進む

その他の政府武装勢力

8.11 2012年1月12日更新の Jane's の *Sentinel Security Assessment: Myanmar* の軍隊のセクションで、次のように記している。

「軍は、予備軍として、政府役人による村落民兵、基本的な軍事訓練を受けたミャンマー赤十字及び消防隊を抱えている。親政府の大きな組織である連邦団結発展協

会(現在は存在しない)の多くのメンバーに対し、小型武器と小隊レベルの訓練が提供された。退役軍人会も予備軍の一部として認識されている。これらの軍隊は、正規軍と共に配備されない。又、戦闘能力に大きく貢献するとも考えられない。」

- 8.12 モンランド人権基金は、女性子どもの人権プロジェクト(WCRP)による2010年9月付のレポート *The plight of women and children in Burma* の中で、次のように記している。

「南ビルマに配備されている SPDC[国家平和開発評議会]の部隊は、地域村落民兵戦略を導入し、存在感を示した。政府は、モン州南部とテナセリム管区北部の反 SPDC 武装グループと戦うために、地域の住民を民兵部隊又は民兵軍(ビルマ語で Pyi-Thu-Sit)に強制的に徴兵している。SPDC は、イエ郡区内の全ての村で村民から成る民兵部隊を持つことを命じている。WCRP が調査したところによると、SPDC はモン州南部とテナセリム管区北部の子どもたちも徴兵しているということである。SPDC 軍は、少数民族の村から子供たちを強制的に徴兵し、兵士、衛兵、警備兵、ポーター、諜報員、使者、人間の盾、地雷撤去係として働かせている。」 [34c](p3)

児童: 少年兵も参照されたし

- 8.13 一般市民は当局への情報提供者としても利用された。「ビルマ政府は、都市部で膨大な数の街頭行商人を警察への情報提供者として使い、非公式に防衛ネットワークに組み入れている。」(2011年6月17日付ビルマ出身国別情報レポートに関する2011年8月31日付マウン・ザルニにより国別情報に関する独立諮問グループのために作成されたレビュー)[74a](p18)

目次に戻る
資料目録に進む

諜報機関

- 8.14 2012年1月5日更新の「治安と外国軍(Security and Foreign Forces)」のセクションで、Jane's の *Sentinel Security Assessment: Myanmar* は、こう記している。「2005年5月以降、軍の強力な諜報組織は、軍事治安司令官オフィス(OCMAS)が単独で配下に治めている。その前身は防衛庁法本部(2001年後半まで DDSI)と国防諜報局(2005年5月まで DSIB)である。」 [8a](Intelligence agencies)
- 8.15 軍事保安局長事務所(MAS)の職員は、特別捜査部隊の警官と並び、「政府の脅威となる『政治犯罪』の容疑者を拘束する義務がある。」(USSD Report 2010)。[7a](セクション 1d) 2008年2月25日付の情報要求に対するカナダ移民・難民委員会の返答は、MAS が最重要の政治問題、及び、軍政府と停戦協定を結んだ少数民族グループに関連する問題を扱っていると記している。[37b]
- 8.16 2007年6月5日付のEメールで、英国外務・連邦省(FCO)は、ビルマ軍諜報局部門は一般市民と個人の両方に対して諜報活動を行っていると言った。一般市民は諜報

活動員としても利用されている。FCOは、個人が政治活動に関われば、軍情報部に発見されるだろうと述べている。[5f]

8.17 USSD Report 2010は、「治安要員が常に個人の通信、通話、及びEメールを検閲している。」と記している。[7A](セクション1f)。「しかし、FCOは、*Human Rights and Democracy Report 2010*(2011年3月31日)で、「国に監視されている恐怖は広がっていたが、インターネット上の管理は弱く、ビルマ国民はインターネットにアクセスし、簡単に規制の抜け道を見つけることができる。」[5y](p143)

8.18 それに対し、2011年8月31日付の独立諮問グループのために作成された2011年6月のビルマCOIレポートのレビュー担当者マウン・ザルニは、2010年にビルマ・タイ国境のタイ側の都市メーソットで独自に行った調査に基づき、次のように述べた。

「ビルマ国内からビルマの活動家に対し、訓練と資材を提供する国外逃亡者ネットワークがあり、地下で秘密裏に政治活動を組織している。しかもこうした地下活動家たちは、入国したり、出国したりできるのである。例えば、*Democratic voice of Burma*は、タイのメーソットとチェンマイで管理する独自の地下ネットワークを使って、政府に深く政治に関わる破壊的行為と見なされるような裏の報道を行っている。

「又、*Radio Free Asia* ビルマ語サービス、BBC ビルマ、VOA ビルマ語番組等の外国報道機関と同様に、*The Irrasaddy*、*Mizzima* 等、その他の裏報道機関には、ビルマの町内、市内のレポートを行うレポーターがいる。」[74a](p19)

8.19 同資料は、このようにも記している。「ビルマ政府の上級情報部員は、マウン・ザルニに、諜報機関は繊細な情報を国外逃亡者グループに漏らす内部の人間を特定することもできないと個人的に認めた。」[74a](p19)

8.20 私的な通信、通話、Eメールの検閲に関し、*Burma Report* のレビュー担当者は、こう述べた。「電子通信、郵便通信を検閲しようとする諜報機関の行為はよく行われることであるが、ビルマの諜報機関には全ての電子通信を検閲する人材がいない。ここで1つ重要なのは、全通信の何%を情報部員が効果的に検閲できるかを確認することは難しいということである。」[74a](p20)

政府軍による人権侵害

刑務所の環境も参照されたし

8.21 2011年の出来事をまとめた2012年1月22日発行のヒューマン・ライツ・ウォッチ *World Report 2012* は、次のように記している。「ビルマ軍は、対人地雷の使用、違法な虐殺、強制労働、拷問、殴打、財産略奪等、国際人権法の違反を続けている。女性、少女に対する性的暴行は深刻な問題として存在し続け、加害者はほとんど裁判にかけられることもない。政府は国際労働機関と協力して少年兵の除名を進めているが、軍は少年を徴兵し、軍務に就かせることを続けている。[39j](p302)

- 8.22 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* には、2010年2月の特別報告者による訪問の後、こう記載された。

「軍部は地方の住民に対し、生計維持にも影響が出るほどの特別に重い義務を負わせている。市民が軍のポーター、ガイドとして、又、道路の建設と補修、軍営の設営、基本的基盤プロジェクトに関する労働に従事させられたというレポートは、数も多く頻繁である。軍兵士による強姦や性的暴行—そのほとんどは少女、若い女性に対するものであるが—が人権擁護組織により報告されている。」 [32e](パラグラフ63)

- 8.23 タイに拠点を置くビルマ人権教育機構(HREIB)は、2008年9月付のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)の中で、こう記している。

「Tatmdaw(ビルマ軍)は、強姦、その他の重大な性的暴行を正当化しようとしていると思われる。軍の基地で当局の共犯の下に行われる強姦は、紛争地域において完全な刑の免除の環境ができていることを示唆している。上級士官は下級士官の面前で子供を強姦し、性的暴行の容認を示している。記録されたどのケースでも、加害者は罰せられていない。実際、犯罪を起訴しようとする努力は、加害者が判明している場合でも軍士官により無視され、当局にも却下されることが多い。」 [64a](p67)

子ども: 子供に対する暴力と少年兵も参照されたし。

- 8.24 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPPB)は、2010年1月14日付のレポート *Annual Report: Political Prisoners in Burma* の中で、こう記している。

「昨年[2010年]の数々の暴行事件は、刑の免除という風習の中で起こった。暴行事件の加害者は、反動、責任を気にすることなく罪を犯している。政府は、国中にはびこる拷問に処置を講じることなく、拷問を絶つための手続きや法の改正も行っていない。拷問の被害者は、救済を求める効果的な手段を持たず、政府は、独立した監視員が刑務所を訪問することも許可しない。証拠は、警察と軍士官は法を超越していることを示している。法の秩序を取り戻し、司法の改正を行い、憲法、その他の違法な法の見直しを行わなければ、人権の侵害はこれからも続くであろう。」 [44b](Conclusion)

- 8.25 USSD Report 2010 は、「政府は、個人による暴行の罪で、家族のメンバーを罰した。」 [7a](セクション 1f)

- 8.26 Partners Relief & Development and Free Burma Rangers による2010年4月付のレポート *Displaced Childhoods: Human Rights & International Crimes Against Burma's Internally Displaced Children*(Partners and FBR Displaced Childhoods Report)は、次のように記し

ている。

「SPDC[国家平和開発評議会]は、少数民族の動きと活動を管理するために、付替え用地を使っている。付替え用地は、一般的にビルマ軍キャンプ地付近にあり、SPDCが完全管理し、ビルマ軍兵士により厳重に監視されている。結果として、日常生活のほとんどの側面は軍に監視され、付替え用地付近のIDP[国内避難民]の安全は、特に危うい。付替え用地の内部、又は付近にSPDCの兵士が常駐することにより、IDPに対する人権侵害のリスクはますます高まっている。」

「付替え用地付近のIDPは、日常的に、強制労働、ポーター、恐喝、金銭と財産の没収、SPDCの兵士の要求に応えなかったことによる報復の対象となると報告されている... 移動させられた村人は、生きた地雷撤去者として、ビルマ軍の車両と部隊の面前で地雷の埋まっている可能性のある土地を歩くことを強制されることもある。兵士により住民に対する暴行は、刑罰の対象とならない。」 [29a](p30)

受刑者と民間人のポーター

8.27 2011年7月12日付のヒューマン・ライツ・ウォッチとカレン人権グループの合同レポート(HRW/KHRG Report)は、危険な前線でのポーターとして利用するというビルマ軍による受刑者の虐待について報じている。同レポート *Dead Men Walking: Convict Porters on the Front Lines in Eastern Burma* は、脱走した受刑者の目撃談に基づき、即時処刑、拷問、「人間の盾」としての利用をはじめとする受刑者の虐待について、詳しく報じている。 [39i]

8.28 同レポートは次のように報じている。

「ポーターとして利用される受刑者は、中央の乾燥地帯、前首都のラングーン等のビルマ全体の刑務所、カレン州タウンゲー、Hpa-an等の紛争地域付近の刑務所から連行される。多くの刑務所から受刑者を選択し、通常30名から100名の小グループをポーターとして集結させる確立したシステムがあることが示唆される。このシステムにより、受刑者がポーターとして働くうちに死亡しても、登録されていない受刑者は刑務所と軍の役人が「システムで消失」したと処理しても理屈が通るのである。」 [39i](II. Selecting Prisoners for Porter Duty)

8/29 2011年3月7日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。「軍による強制労働は衰えていない。紛争地域から正式な告訴は届いていないが、定例的にポーター、歩哨、警備兵、キャンプ地の防護柵建設等の軍関連の強制労働に従事させていることを示す信頼度の高いレポートが存在する。」 [32h](パラグラフ 93)

8.30 HRW/KHRG Report 次のように報じている。

「ポーターたちは、ヒューマン・ライツ・ウォッチとカレン人権グループに対し、

タマドー(ビルマ軍)兵士、又は士官がポーターをその場で射殺する現場を目撃したと伝えた。兵士は、ポーターが荷物を運べなくなったり、脱走を試みたり、地雷で負傷したり殴打されたりしたことによって歩けなくなったりした場合、大抵、射殺していた。私たちがインタビューした元ポーターたちは、荷物を運べなくなったり、負傷したり、脱走を試みたりした場合は射殺すると、繰り返し脅されたと証言している。」 [39i](III. Extrajudicial executions)

- 8.31 2009年8月28日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように述べている。

「地雷撤去のために国民の生命を危険にさらすことは、政府の方針ではなく、主に司令官の裁量により軍が採用する手段であることを念頭に置くべきである。地雷の爆発による国民の負傷者は多い。森の中で遊んでいた子供たちが爆発の犠牲になることも多い。過去5年間で、負傷者数は増えていると推定される。カイン州に加え、カヤー州、ラカイン州、シャン州でも地雷による負傷者が報告されている。」 [32c](パラグラフ 61)

- 8.32 ビルマ子どもの権利フォーラム(CRFB)が国連子どもの権利に関する国連理事会(CRC)に提出した2011年4月23日付のレポート *The plight of children under military rule in Burma* は、次のように記している。

「タマドー(ビルマ軍)は、頻繁に、無報酬でポーターとして武器、弾薬、備品、及び、重い軍隊装備を村から村へ運ぶことを地域の村人に命じている。村の指導者は、意に反して軍の命令を実行することを強制されることが多い。各家庭からポーターを提供し、提供できない場合は、厳罰に処せられると脅迫されている。ポーターとして十分な人数の大人を提供できない場合、例えば、農場に出向いていて不在な場合等は、大人の代わりに子供が連れて行かれることもある。」 [86a](p20)

目次に戻る
資料目録に進む

恣意的逮捕と身柄拘束

- 8.33 USSD Report 2010 は次のように報じている。

「法律は、恣意的逮捕や身柄拘束を禁じておらず、政府は日常的にこれを行っている。法律は、受刑者が当初の刑期を終えた後で、刑期を延長することを認めており、政府は日常的にこれを行っている。1975年ビルマ国家保護法(State Protection Law)は、国家の主権と安全、又は公安と平穏を脅威にさらす行動を行っている、又は行う可能性がある人物を、当局が起訴や裁判なしで拘束することを認めている。」 [7a](セクション 1d)

- 8.34 2010年10月14日付の政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)のレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In*

Burma は、こう記している。

「軍の情報部は、逮捕と身柄拘束を司法監督するビルマ刑事訴訟法の規定にも拘らず、政治色が強いと思われる人物を正当な理由なしで、探索、逮捕、尋問している。AAPPがインタビューした元政治犯たちは、全員、根拠なしに48時間以上拘留され、司法当局に連れて来られることもなかった。公判の請求、弁護士の委任をはじめとする、手続きを進める上での基本的権利は、政治事件では無視される。容疑者は、違反したとされる法律の条項も知らされない場合が多い。裁判を開くことなく、逮捕時に軍の情報部より口頭で刑を言い渡されたケースも報告されている。ビルマ国家保護法は、起訴、裁判なしで5年まで拘留することを認めており、もともと一方的で不当な逮捕によって拘留された人物の刑を、更に延長することによく利用されている。」 [44d](p17-18)

- 8.35 同資料は、このようにも記している。「ビルマでは、政府を批判した人物を不当に投獄する手順が確立されている。SPDCは政治批判者や民主化運動の活動家たちを、犯してもいない罪で起訴している。こうしたスケープゴート[sic]は、刑事訴訟システムの重大な違反である。正しい調査が行われず、真の犯罪者が裁かれることもない。」 [44d](p18)

拷問

- 8.36 USSD Report 2010 は次のように記している。

「法律は拷問を禁止しているが、治安部隊は受刑者、身柄拘束者、その他一般市民に対し、拷問、殴打、虐待を行っていると報告されている。治安部隊は身柄拘束者を威嚇し、混乱させるための厳しい訊問を、日常的に行っている。これまでと同様、当局はこうした事件を調査し、加害者を罰するための行動を何一つ取っていない。シャン州とカレン州における紛争に関連し、肉体的虐待、拷問、強姦が行われていることが報告されている。」 [7a)セクション 1c)

- 8.37 更に、USSD Report 2010 は次のように記している。

「2009年9月に釈放された元政治犯たちは、政府が8種類の拷問を行ったと主張している。それは、尋問中、自白を引き出すため、又は威嚇するために、長時間スクワット状態であることから、電気ショックを与えることまで、多岐に渡る。元政治犯たちは、とても食べられないような食料、殴打、不衛生な環境により、深刻な健康問題に繋がったとも主張している。多くは他3名の囚人と共に外形8×8フィートの密室独房に入れられ、トイレとしてたった1つのバケツが与えられただけだった。

「2007年9月の民主化を求める反体制デモに参加したとして、2007年から拘留されている僧侶たちの多くは、僧衣を脱がされ、1日3回の食事を摂ることを強制された。(通常、僧侶は正午を過ぎたら食事を摂らない)。当局は、抵抗した僧侶を殴打、それも、時に激しく殴打した。」

「軍隊はポーターを徴集するため、強制的かつ威嚇的な方法を使ったと報告されている。ポーター、その他の労働に強制されて従事する者は、極めて困難な状況、殴打、強姦、食料と飲料水の不足に直面した。虐待を受け、死に至ることもあった。」 [7a](セクション 1c)

8.38 2010年10月14日付のAAPPレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In Burma* (AAPP Report 2010年10月)は、こう記している。「国際法において確立された標準となっているように、拷問の禁止はビルマ国法にも反映されている。ビルマ刑法は、尋問中の『苦痛、強い苦痛』を禁じ、公務員が人を傷つけることを不法としている。こうした法律が拷問を禁じているにも拘らず、ビルマ国法において拷問を重大な犯罪として明確に定義・指定することができないため、拷問がいとも簡単に起こるのである。」 [44d](p12)

8.39 アジア人権協議会(AHRC)は、2010年12月10日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2010* の中で、こう記している。

「ビルマで拷問の申告者が直面する問題は、自白のための拷問を受けたばかりでなく、自分の主張を支持する、又は、加害者に対して行動を起こすための、正当かつ制度上の手段が無いことである。拷問を禁止する法律も、拷問があったことを調査し、罰する制度も無い。それどころか、裁判所やその他の司法システムは、こうしたケースでの拷問の適用を奨励している。警察が拷問による調査で得た証拠、自白を一貫して認め、拷問を受けたとされる者が自白を翻し、拷問があったことを法廷で主張すると、裁判官は、証拠が無いという、もっともらしい言い分で、その主張を退けるのである。」 [43b](p12)

8.40 2010年10月付のAAPP Reportは、次のように記している。

「尋問中の拷問は、主に、防衛庁法本部配下の軍情報部が行っている。特別調査局(BSI)とミャンマー警察も尋問を行う。ミャンマー警察の1支部に、特別捜査部隊(「特別支部」)がある。BSIとミャンマー警察はビルマ内務省の配下にある。

「ビルマの留置施設で行われる虐待は、拷問が許容されているばかりでなく、奨励されてさえいる体系的なプロセスの一部である。拷問は、軍、警察、治安部隊の士官が恐怖により支配するために、又、処罰として利用し、偽の自白を引き出す手段として定着していることを証拠は示している。過去20年間に渡り、同様の拷問手段が政治犯に対して使われた。全国の刑務所内での拷問が普及していることは、何らかの形で「拷問訓練」が行われていることを示唆している。」 [44d](p18-19)

8.41 同資料はこう付け足している。

「ビルマでは、誰もが拷問の対象となる可能性があるが、反体制者、体制批判者と見なされている人物は、標的になる可能性がより高い。頻繁に標的にされるのは、

政治家、組合指導者、ジャーナリスト、人権擁護者、及び、少数民族である。政治、又は民族の問題に無関係な一般市民も、通常の犯罪捜査において、拷問の対象となる場合もあることを記しておくことが重要である。」

「拷問、残酷で卑劣な扱いは、年齢、健康状態、又、女性、子供、障害者の特別ニーズに配慮することなく、受刑者全員を対象としている。ビルマでは、拷問の被害者には、大人と同様、子どもが含まれている。AAPPは、14歳の子どもたちが政治信念のために刑務所に入れられ、拷問を受けたケースを報告している。国際基準や、ビルマの刑務所マニュアルに反し、子どもも大人と同様に刑務所の悲惨な状況の対象になっている。」 [44d](p12)

8.42 AAPPはこう記している。

「逮捕と拘留の最初の段階、つまり、弁護士との接見の前の段階にある人々は、拷問、その他の虐待を受けるリスクが最も高い。人との接触を遮断された秘密拘留は、ビルマではよく行われることで、自白を引き出すまで、何ヶ月でも、更には何年でも続く。拘留者は、家族共々精神的苦痛を密かに味わう。この意味で、精神的拷問でもある。

「ビルマでは、全ての尋問所が判明している訳ではなく、秘密尋問所がいくつか存在する。政治犯の多くは、政府の「ゲストハウス」又は、一般市民が立ち入ることのできない軍の基地に拘留されている。拘留者から自白を引き出すため、拘留者を罰するため、又は、拘留者に政府批判を止めることを宣誓させるため、拷問、その他の虐待と共に、「ゲストハウス」と軍基地の両方が利用されている... [44d](p13)

8.43 AAPPは、1988年以降、144人の政治活動家が、拷問、又は食事・医療を与えられなかったことにより、拘留中に死亡したと報じた。レポートはこう記している。「政治犯は、ほとんど全員が尋問中に暴行を受けていた。そのうち何人かは、極端な肉体的暴力を受け、内出血を起こしたり、意識不明に陥ったりしている。死亡した者もいる。暴力には、顔面殴打、頭部の蹴り、銃、棒、鉄のバールによる殴打がある。」 (P13) AAPPは、こう続けている。「暴力を受けて生き残った者は、大抵、身体に障害が残る。拷問によって生じた障害には、麻痺、完全、又は部分的な聴覚障害、脳の損傷がある。」 [44d](p14)

8.44 2010年1月18日付の、アジア人権協議会(AHRC)から国連特別報告者に宛てた拷問に関する公開書簡は、次のように記している。

「ミャンマーの全てのレベルの法廷が、拷問によって得られた自白を証拠として認めている。又、非公式な話であるが、拷問は、最近の数十年間において、現在が最も盛んに行われているということである。AHRCは、過去数年間において、通常は政治犯に対する尋問に利用される極端な拷問が一般犯罪の尋問に利用されたケースを含め、拷問の報告を数多く受けている。拷問を免れるために警官に金銭を支払うことも、広く行われていると報告されている...」 [43a]

目次に戻る
資料目録に進む

裁判なしの殺人と「失踪」

8.45 USSD Report 2010 は、こう記している。「政府と政府役人が恣意的な、又は不法な殺人を行っているという報告がある。政府が殺人を犯した役人を罰することはほとんどない。政府軍の兵士がラカイン州で数人を殺したと報告されている... この年[2010年]の間に、カレン州における紛争に関連して殺人が行われたとする報告がある。」 [7a](セクション 1a)

8.46 USSD Report 2010 は、こうも記している。

「年末[2010年]、2008年のラカイン州の Zawmir Uddin、モン州 Khawzar 警察署の医療従事者、インsein刑務所の囚人少なくとも40人、マグウェー警察署の1人を含む何人かの死亡事件に関して、罰せられた役人は皆無だった。

「政府は、2007年の平和的な民主化推進デモに対する激しい抑圧の間に、少なくとも30人が裁判なしで殺された件について、全く調査せず、加害者の処罰も一切行わなかった。政府は、2007年の拘留中の死について、調査も処罰も行わなかった...」

「政府は、親政府勢力が2003年に、ディーペーイン村付近で NLD[国民民主連盟]指導者のアウン・サン・スー・チーが率いる NLD の車列を襲撃した事件で、調査を行わず、何らの責任も認めていない。70人ほどが殺され、所在が判らなくなった31人の行方も不明のままである。 [7a](セクション 1a)

8.47 「失踪」事件に関し、USSD Report 2010 はこう記している。

「民間人と政治活動家たちが数時間から、数週間、またはそれ以上に渡り、「失踪」する事件が続いた。こうした事件は、大抵、当局が家族に知らせずに個人を拘留・尋問すること、又、軍が民間人をポーター若しくは関連任務に当たらせるために家族に知らせずに捕獲することによるものだった。軍は、家族が情報を求めても応じなかった。今年[2010年]、シャン州、カレン州の紛争に関連し、失踪のケースの報告があった... この年、サイクロンナルギスの救済を支援するために2008年に設立されたグループである Lin Let Kye(シャイニング・スター)のメンバーで、2009年10月に行方不明になった7人が、非合法結社法(Unlawful Associations Act)に違反したとして、刑務所で7年から14年の刑に服していることが判明した。人権擁護団体の代表によると、他にも、芸人、作家、報道関係者を含むナルギス救援関連の14人が、2009年10月に逮捕されたという。このうち、6人が年末に釈放され、8人が刑務所に残っている。

「強制的失踪に関する国連作業部会によると、2009年末時点で、未解決の失踪事件は5件あった。労働又はポーター任務のために転送された受刑者と同様、軍の部隊に捉えられ、ポーターとして従事させられている人々の行方は、わからない場合が

多い。失踪人の家族は、捉えられた仲間が生存し、後に家族に情報を伝えて初めて、消息を知ることができた。」 [7a](セクション 1b)

民族グループも参照されたし

告訴の手段

8.48 *The Irrawaddy* は 2011 年 3 月 15 日、次のように報じた。

「2007 年、ビルマの軍支配に反対するサフラン革命が起きたわずか数週間後で僧侶とその他の抗議者に対する軍の弾圧の最中、ビルマ政府はミャンマー人権団体 (MRHB) を設立した。MHRB は、ジュネーブにある国連人権理事会の 1 月の普遍的定期審査 (UPR) で、ビルマ政府が提出した資料によると、『人権を侵害されたとする者からの訴えや文書を受け付け、当団体の権限には含まれないが、必要な調査を行ない、適切な措置を取る。』」

「当団体について聞かれ、国民民主勢力 (NDF) 議長のタン・ニェイン博士は、『政府が設立した人権擁護組織は何もしていない』と述べた。」 [26g]

8.49 ビルマの人権に関する発展を網羅した (2010 年 3 月付の国連人権理事会によるレポート *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* に続き [32e]) 2010 年 9 月 15 日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary General* は、2010 年 9 月 2 日付の書簡で、ビルマ政府が次のように記していると報じている。「現在までに、軍、警察、刑務所のスタッフを対象とした合計 35 のセミナー、ワークショップが、人権に対する認識を向上させるために開かれた。政府は、人権団体が設置した調査チームについて触れた。この調査チームは、国民の告訴状を調査するだけでなく、違反者に対する処罰も行う。」 [32f] (パラグラフ 86)

8.50 しかし、同資料は、この書簡が次の事項に関する詳細を含んでいなかったと記している。「調査と処罰を行う権限を与える法律、国民が告訴を行う手段、権力を持ち、報復する可能性のある役人、その他の人物に対して国民が告訴を行う場合、保護手段があるか否か…」 [32f] (パラグラフ 86)

8.51 2011 年 3 月の特別報告者による 4 度目の訪問後のミャンマーにおける人権の発展を網羅した 2011 年 9 月 16 日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、特別報告者が次のような情報を得たと記している。

「ビルマ内務省配下のミャンマー人権団体は、国民の告訴があった場合、人権侵害のケースを調査し、違反者に対して処罰を行うチームを設立した。特別報告者は、次のように述べている。ミャンマー人権団体は、法律ではなく通達 53/2007 に基づいて機能している。通達 53/2007 は、3 つのパラグラフで、この団体の構成と条件を

定義している。1 つ目は、国連と国際人権に関する作業について調査し、提案を行うこと。2 つ目は、ミャンマーにおける人権委員会設立に関する調査と提案を行うこと。3 つ目は、必要に応じて作業部会を設立すること。調査能力、告訴受理の仕組みについては、触れていない。」 [32j](パラグラフ 76)

- 8.52 同資料は、ミャンマー国家人権委員会が 2011 年 9 月 6 日に設立されたことを報じ、同委員会についてこう記している。

「大多数が元政府職員である 15 名のメンバーで構成される。こうした機関の役割と機能については疑問が持たれ、独立性と効果に関し、国連総会の決議 48/134 で歓迎された、人権の推進と保護のための国内人権機構の地位に関する原則(パリ原則)に沿っているか否かについても疑問が多い。これに関し、特別報告者は、パリ原則に沿った、独立した信頼性の高い効果的な機関は、告訴を受理し、違反を調査する重要な仕組みとなり、国内の人権の推進と保護において中心的役割を担うことになる可能性がある」と述べている。」 [32j](パラグラフ 78)

- 8.53 ミャンマー国家人権委員会の設立に関し、アジア人権協議会(AHRC)は、2011 年 12 月 9 日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011*(AHRC Report 2011)の中で、次のように記している。

「報道機関による委員会議長のインタビューより、委員会は告訴を受理すると、委員会自身がその件を調査するが、それ以上のことは何もしていないと思われる。これがどの程度の効果を発揮するのか、非常に疑問である。他の機関から独立して調査を行い、その結果を関連部署に提出するための予算も人材も不足しているからである。ビルマ政府の役人が、委員会自体のメンバーと同様、不正を否定する実績があるだけでなく、こうした告訴を取り下げさせる法外な手段を持つと同時に、告訴に激しく対抗する力を持つため、新しい委員会は熱意を持って取り組む動機とはなっていない。」 [43d](p11)

- 8.54 国連総会による 2010 年 9 月 15 日付の *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary General* は、こう記している。「政府は、2000 年に『新聞を通じ、国民に対し、人権を侵害するような不法行為に対する訴え、苦情をそれぞれの関連省庁に告訴する権利について、通知を出した』。政府によると、多くの人々が、人権侵害を告訴し、告訴に対応する仕組みがあるという。」特別報告者は、こうした仕組みについて、さらに詳細、付随データを求めた。 [32f](パラグラフ 86)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

9. 軍隊

- 9.01 憲法は第 VIII 章「国民、国民の基本的権利と義務」第 386 条において「全国民は、法令により、軍事訓練を受け、連邦を防衛するために兵役を義務づけられている。」としている。 [47]

44 この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

9.02 2011年12月20日更新のアメリカ中央情報局(CIA) World Factbookによると、ビルマでは、18歳から45歳までの男子、18歳から35歳までの女子は、兵役に就くことが義務付けられている。強制的な児童徴兵も行われている。[6a](Military)

9.03 戦争抵抗者インターナショナルは、2011年2月2日、こう報じた。

「国家平和開発評議会(ビルマ軍事政権)が施行命令を出した日に効力を持つ新しい法律によると、18歳から35歳まで(又は、『専門家(専門職)』であれば45歳まで)の男子、18歳から27歳(『専門家』であれば35歳まで)の女子は、誰でも兵役に志願することができる。(第2条)。兵役は、通常、24ヵ月、専門能力を必要とする職務に就いている場合は36ヵ月である(第3条)。国家緊急事態時は、兵役は最大5年続く。

「兵役に志願する資格のある全国民は、行政区又は村の「平和開発評議会」により登録され、登録簿は郡区の徴兵局に送られる。」[56a]

9.04 2011年1月20日付け *the Irrawaddy* は、2年間の兵役を義務付ける2010年11月4日付の徴兵法について、こう記している。「最近回覧された官報によると、支配権を握る軍委員会が公布する日に発効される。」同レポートはこう記している。

「この法令に従い、軍に志願しなかった者は禁固3年を言い渡される可能性がある。病気、又は自傷行為によって意図的に兵役を免れた者は禁固5年又は罰金、又はその両方を言い渡される可能性がある。学生、公務員、受刑者、又は高齢の親の介護をしなければならない者は、兵役を延期することができるが、後日、徴兵される可能性がある。宗教団体のメンバー、既婚女性、子持ちの離婚女性、身体障害者は兵役を免除される。」[26d]

9.05 国連安全保障理事会の2011年4月23日付レポート *Report of the Secretary-General on Children and armed conflict* は、前述の兵役義務を規定した人民徴兵令(People's Military Service Law)は、監視と報告を担当する専門家チームが知る限り、まだ発効されていないと報じている。[4b](パラグラフ 116)

9.06 戦争抵抗者インターナショナルは、こうも記している。「市民的及び政治的権利に関する国際規約に反し、この法令は、良心的兵役拒否の権利を認めていない。」[56a]

9.07 2011年1月12日の Mizzima ニュースは、2010年11月4日付の人民徴兵令の非公式翻訳を公開した。[33c]

児童: 少年兵も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

10. 非政府武装勢力による虐待

- 10.01 2012年1月10日更新の Jane's の *Sentinel Security Assessment* は、「非政府武装グループ(Non-State Armed Groups)」のセクションで、次のように記している。

「政治的暴力の深刻なリスクにも拘らず、ミャンマー最大の治安問題は、民族間の紛争に基づいている。130もの少数民族の間には、ビルマの3分の2を占める民族による支配に対する深い怨恨が根付いている。国境はイギリスの植民地支配者が設定したものであり、国境周辺の紛争が、近年の歴史の特徴となってきた。イギリスからの独立以来、さまざまな力と能力を持った少数民族の武装グループが、数多く形成されてきた。その中には、たった20~30人の兵士から成るものから、ワ州連合軍(UWSA)のように数千の部隊から成るものがあった。UWSA は別として、少数民族の武装抵抗軍の勢力は、過去数十年の間に衰えた。」

「過去二十年の間に多くの武装少数民族グループが前軍事政権と停戦協定を結んだが、民族軍を中央管理軍に転換させようとする政府の国境警備隊(BGF)義務化計画は、主要グループのほとんどによって拒否され、紛争が却って広がるリスクを高めた。武装グループが政府の命令を拒否したことにより、停戦が終り、武装グループの位置付けは「違法」に戻った。ミャンマー東部のいくつかの小さな少数民族グループと並び、カレン民族解放軍(KNLA)、シャン州南軍(SSA-S)をはじめとする武装グループは、過去数十年間、活発な活動を続けてきた。」 [8a](Overview)

- 10.02 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* には、2010年2月の特別報告者による訪問の後、こう記載された。「非政府武装グループは、強制徴兵などにより、子どもを徴兵し、従軍させている。いくつかのNGO(非政府組織)がこの状況を報告しているが、国境付近への立入を規制されているため、国連は、これらのグループに確かに子どもが含まれていることを監視、検証することができなかった。」 [32e](パラグラフ 79)

児童: 少年兵も参照されたし

- 10.03 2011年3月24日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、ビルマ政府と非政府武装グループによる人権侵害に関する調査委員会開催を要求する国連特別報告者に応じ、報告を行った。レポート *Burma: Q & A on an International Commission of Inquiry* の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように記している。

「ビルマの武力抗争に関与するいくつかの非政府武装グループは、子どもの強制徴兵、強制従軍、住民の強制移住、拷問、暴行、タマドー(ビルマ軍)捕虜の即時処刑、女性、少女に対する性的暴行、住宅地における対人地雷の使用など、戦争規定の重大な違反を行っている」とされている。非政府武装グループによる少年兵の徴兵と対人地雷の使用は、きちんと報告されているが、その他の戦争規定の違反は、調べがっていない。」 [39h](What abuses have been committed by non-state armed groups?)

10.04 Jane's も、こう記している。

「小さな武装少数民族グループには、過去数十年間にかけて政府と戦ったもの、又は、政府の BGF 義務化計画に同意しなかったため、停戦協定が破棄されたものがある。活発に活動している小さなグループには、チン民族軍(CNA、インドとの国境で活動)、アラカン軍(AA)、民族解放軍(PNL-A)、ワ民族軍(WNA)、ラフ一族民主同盟(LDU)、パラウン州解放軍(PSLA)及び、東シャン州民族民主連合軍(NDAA-ESS)が含まれる。」 [8a](Smaller ceasefire insurgent groups)

10.05 2012年1月22日発行のヒューマン・ライツ・ウォッチの *World Report 2012* は、ビルマについて次のように記している。

「2011年、多くの長期停戦協定が破棄されたため、政府軍と少数民族武装グループの紛争がビルマで広がった。ビルマ東部のカレン州では、民主カレン仏教徒軍から分離した一派が2010年11月の選挙後、武器を取った。国境付近の戦闘激化により、推定20,000人の難民がタイに避難した。」

「ほとんどのDKBA兵士はビルマ軍が管理する強制国境警備隊に転換することを拒否し、16年間に渡る停戦協定を破棄した。シャン軍が解隊して、政府が管理する民族軍を形成することに抵抗したため、3月にビルマ軍が1989年に締結した停戦協定を破棄し、シャン州北軍を襲撃した。シャン州北部の戦闘により、推定30,000人が避難した。」

「6月、1994年に締結された停戦協定が破棄され、ビルマ北部の中国との国境付近で、ビルマ第2の反体制武装グループであるカチン独立軍とビルマ軍の間で戦闘が勃発した。地域における女性の権利擁護グループは、戦闘の最初の2ヵ月の間だけで、35人以上の女性、少女が激しい性的暴力に遭ったことを報じた。逃走するビルマ軍による強制労働、裁判なしの殺人、無差別放火などの暴行を受け、30,000人以上の住民が国内で避難し、数千人が中国に避難した。」 [39j](p302)

10.06 カチン独立軍(KIA - KIOの軍事部門)とビルマ政府の間の停戦協定は2011年6月9日に破棄された。「KIAが、中国の水力プロジェクトに関わる地域を支配して儲けを上げる戦略を立てたことと並び、KIAが国境警備隊に転換するという政府の命令を拒否したことによって、停戦破棄に拍車がかかった…」(2011年10月KWAT Report)[76a](p5)

10.07 その後、停戦協定は5つのグループとの間で締結された。ワ州連合軍、モンラ特別地域-4、シャン州回復評議会、シャン州軍、及び、チン民族戦線である。(2011年1月11日 *Mizzima*)[33g]

10.08 2012年1月12日、BBC ニュースは、ビルマ政府とカレン民族同盟(KNU)との間で停戦協定が結ばれたと報じた。 [28i]

- 10.09 2011年8月8日更新の外務・連邦省(FCO) Country Profile on Burma は、こう記している。「いくつかの市民軍は麻薬と人身売買に関与している。紛争により、膨大な数の市民(推定 470,000 人)が国内で、又、国境を越えてタイ、中国、インド、バングラデシュへの移動を余儀なくされた(およそ 180,000 人の難民と 200 万人の移民労働者)。」 [5a](the ethnic minorities and ceasefires)

民族グループも参照されたし

強制徴兵

- 10.10 2009年7月7日、ザ・ガーディアンは、反乱グループは子どもを強制徴兵していると報じた。「最大の反乱軍であるワ州連合軍は、少年兵の数が最も多い。カチン独立軍は、少女を徴兵するただ1つのグループである。SSA(シャン州軍)とカレン民族解放軍は、18歳未満の子供の徴兵に反対しているが、従軍を自ら志願した子どもは拒否しない。しかし、ビルマの主要反乱グループの1つである SSA は、「外部からの支援と引き換えに、又、国際的な信頼性の向上のため、子どもの徴兵を止めることを誓った。」 [24a]

民族グループと児童: 少年兵も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

11. 司法制度

組織

- 11.01 2011年8月3日更新の USSD *Background Note on Burma* によると、「ビルマの法制度はイギリス統治時代のシステムに基づいており、ネーपीドーに最高裁判所を置く。国家平和開発評議会(SPDC)として知られる前軍事政権の下では、司法は完全に独立していなかった。2010年の選挙で選ばれた議会と、名目上は文民の行政部門の下、司法がどの程度の自治権を与えられるのかは不明である。」 [7c](Government)

独立性

- 11.02 2011年3月の特別報告者による4度目の訪問後のミャンマーにおける人権の発展を網羅した2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。

「特別報告者は、司法制度の能力、独立性、公平性は、未だ、ミャンマーで主だった問題として残っていると述べた。特別報告者は、司法制度に大きな構造改革は無かったと思われると記している。新しい裁判長は、最高裁判所の元裁判官であり、新しい司法長官は、元副司法長官である。その他の新人事に関する情報は無い。」

[32](パラグラフ 19)

- 11.03 アジア人権協議会(AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、こう記している。

「今年の政治上の変化と、それに伴う誇大広告に反し、ビルマの司法制度は変わっておらず、行政と結び付き、人権保護の基本的機能を果たす能力もない。年の初めより、2008年憲法に基づいた構造改革は実を結んでいない。反対に、法廷は、以前と同様、公衆の目から閉ざされ、曖昧なままである。更に閉ざされたと言ってもよい。例えば、執筆期間中、最高裁判所の裁判官の略歴も詳細な履歴も公開されていない。このうちの3人は軍出身で、他2人は文民政府出身であると言われている。司法の専門家はこれらの裁判官の履歴や能力について疑問を抱いているが、情報は提供されず、その問題を協議する機会も無い。」 [43d](p9)

- 11.04 2009年8月28日付の国連人権理事会 *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、2009年2月の特別報告者による訪問の後、こう記している。

「特別報告者は、弁護士が任務を遂行するための独立性が政治的動機により阻害されていることを遺憾に思う。更に、高潔に理念に従う者は、法廷侮辱法(*Contempt of Courts Act*)(1926年)違反に問われる。但し、何が法廷侮辱罪に当たるかも特定されず、高等裁判所の解釈と判断に任せられる。不当な禁固を終えた後も、こうした弁護士の免許は剥奪され、他の職を見つけることもできないため、職業生命は絶たれる。」

「良心の受刑者の存在は、国法によって保証されているにも拘らず、裁判法(*Judiciary Law*)(2000年)と憲法(2008年)をはじめとする司法制度の独立性を深く問うものである。ほとんどのケースで、裁判官は、政治階級や上の階級からの指示に基づいて判決を下している。」 [32c](パラグラフ 36-37)

- 11.05 *USSD Report 2010* は更にこう記している。

「政府は命令により支配し続け、公平な公判、その他の権利を保証する憲法の規定に従わなかった。イギリス統治時代の法制度が形式的に残っているが、法定制度とその運用方法は、特に政治がらみのケースにおいて、大幅に損なわれていた。緊急規定法(*Emergency Provisions Act*)、非合法結社法、常習犯法(*Habitual Offenders Act*)、電子通信法(*Electronic Transactions Law*)、テレビ・ビデオ法(*Television and Video Act*)、及び、破壊分子の危険から国家を守る法(*Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements*)をはじめとする総括法の乱用、政治目的に合わせた裁判制度の操作により、平和的な抗議を抑え込み、国民が公平な裁判を受ける権利を奪ってきた。全国党大会(新憲法を起草するために個別に任命された代表者から成る)に対する脅威と見なされる人物の逮捕を規定した行政命令 5/96 と、「民主化ロードマップ」は、国民の討論を抑え込むのに効果があった。根強い汚職により、裁判制度の不公平性は更に強まった。」 [7a](セクション 1e)

11.06 AHRC は 2011 年 2 月 23 日付のレポートで、こう記している。

「ビルマの裁判制度がその権限を放棄し、軍に有利なように操作されている。それほど絶大な支配力の下、最高裁判所は、刑務所内で開かれる裁判に立会人が出席することを許可、又は却下することは、裁判官が決める問題ではないとした。これは、ビルマの刑務所内で裁判を執り行う裁判官が、立会人の入廷、退廷に関して何ら権限を持たず、その権限は刑務所職員に委ねられることを意味する。」 [43c]

目次に戻る
資料目録に進む

公平な裁判

11.07 USSD Report 2010 はこう記している。

「法律は公平な裁判を保証しているが、大幅な例外も認めており、実際に、政府が自由に権利を侵害することを許可する結果となっている。一般犯罪のケースでは、法廷は通常、ある程度の法の正当な手続における権利を認めるが、政治犯罪のケースでは、ほとんどの場合、法の正当な手続が存在しない。」

「被告人が無罪と推定されることは無い。裁判に陪審員はいない。被告人は裁判に出席する権利を持つ。政治犯罪のケースでは、被告人は弁護士になかなか接見できない。法令では、死刑のケースを除き、政府が公費で弁護士を雇う義務は無い。被告人と弁護士は、告訴され、法廷で裁かれる時まで政府の持つ証拠を見ることができない。」

「一般犯罪のケースは公開されている。一般犯罪のケースでは、弁護士は裁判の準備期間に 15 日与えられる。しかし、政治犯罪のケースでは、法廷は弁護士に裁判の開始日を通知せず、弁護士は、準備期間が全くない、又は、あっても非常に短い期間しか与えられない。政治犯罪のケースの弁護士が 15 日間の準備期間を与えられたとしても、裁判の場で弁論を行うことは許可されない。被告人は、反論を許されず、入廷した途端に刑を言い渡される場合もある。弁護士は目撃者を招致し、その証言を相互に検証したり、証拠を検査したりすることができる。しかし、弁護士の第 1 の役割は、既に決まっている有罪判決を覆すことではなく、裁判官と交渉し、刑をできるだけ軽減してもらうことである。」

「政治犯罪のケースでは、通常、裁判は家族や公衆に公開されていなかった。国民民主連盟(NLD)のメンバー、その他の民主主義推進派は、一般的に弁護士との接見を許されていた。しかし、弁護士は、必ずしも正当な弁護を行う機会を与えられなかった。弁護士は、裁判前に依頼人に十分に接見することがかなわず、裁判の開始日について通知されず、依頼人の裁判に出席することを禁止される場合もあった。信頼できる筋によると、政治犯罪のケースでは、証拠や法律に関係なく、上級政府役人が評決を読み上げるということである。」 [7a](セクション 1e)

11.08 同資料はこうも記している。

「刑法は、政府が政治犯に対して過剰な刑を課すことを容認している。例えば、刑法 505 条は、騒ぎを起こす可能性のある資料を発行した人物を禁固 2 年に処することを容認している。他の条項では、噂を広めた人物を無期限の刑に処することを容認している。更に、政府は政治犯を緊急規定法、破壊分子の危険から国家を守る法、テレビ・ビデオ法、非合法結社法、電子通信法、及び、組織結成関連法(Laws Relating to the Forming of Organizations)に基づいて罰することが多かった。

「政府は、破壊分子の危険から国家を守る法に基づき、刑の引き伸ばしを日常的に行っていた。内務大臣は、6 回に渡り、刑を一方的に 2 ヶ月ずつ、つまり、合計 1 年間延ばす機会があった。SPDC 議長タン・シュエ上級大将は、反対勢力の指導者アウン・サン・スー・チーのケースのように、拘留期間を一方的に延長したり、短縮したりすることができた。」

「法令は、被告に控訴の権利を与えており、反論の機会は複数回ある。しかし、ほとんどの控訴審で、評決は支持された。」 [7a](セクション 1e)

11.09 2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。

「裁判制度の機能に関連する疑問も残る。特別報告者は、犯罪裁判が密室で行われているという情報を、引き続き、耳にしている。あるケースでは、軍の元隊長である Nay Myo Zin の家族が、2011年6月2日、インsein刑務所内の密室法廷から締め出された。Nay Myo Zin は 2005 年に軍を退役し、国民民主連盟のメンバーが指揮する献血グループに志願したが、電子通信法違反の容疑で告訴された。裁判で、裁判官は、警察副長官(Deputy Police Commander)Swe Linn が 2011年4月初頭、Nay Myo Zin の自宅を捜索し、Eメールの受信トレイの中に「国民和解 (National Reconciliation)」と題した文書を見つけたとの証言を聞いた。2011年8月26日、Nay Myo Zin は禁固 10 年の刑を言い渡された。レポートによると、Nay Myo Zin は拷問に遭ったと思われ、脊椎下部の損傷と肋骨骨折のため、担架に乗せられて出廷したという。Nay Myo Zin は外部の病院での治療を望んだが、却下されたと報じられている。」 (パラグラフ 20)

「公平な裁判をめぐるもう 1 つの疑問は、接見の有無である。特別報告者がアウン・サン・スー・チー、国民民主連盟実行委員会と会談して聞いたところによると、良心の受刑者を弁護する弁護士は、弁護士免許を一方的にはく奪されるという。特別報告者は、政府に対し、こうした免許はく奪について再考し、接見の権利を保証し、弁護士が自由に任務を遂行することを許可するよう働きかけている。」 [32j](パラグラフ 21)

政治提携: 政治犯も参照されたし

11.10 AHRC Report 2011 は次のように記している。

「法律専門家は、生活費がますます上がり、裁判官と弁護士はできるだけ儲けを上げようとしているため、裁判制度の汚職が飛躍的に広がっていると述べている。弁護士たちの推測では、いくつかの法廷で、裁判の70%が賄賂によって一部、又は全部が決まってしまうという。」

「賄賂を要求するのは1人、2人ではない。ビルマの退廃した仕組みについて AHRC が行った調査によると、裁判制度の全段階で、逮捕に携わった警察官や捜査に携わった警察官から、裁判所書記官、検察官、裁判官、その他まで、全ての役人に対して賄賂が生じている。賄賂は慣例で少額な場合もある。拘留中の容疑者に面会し、食料又は薬を渡す場合などである。反対に、有罪/無罪、刑の増減など、裁判の結果を左右するほど賄賂が多額で影響が大きい場合もある。」 [43d](p10)

11.11 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* には、2010年2月の特別報告者による訪問の後、こう記載された。

「... 多くの裁判が、刑務所の建物内の密室で行われている。弁護士も立てず、家族が知ることも立ち会うことも無く、証拠の確認も無く、又は虚偽の証拠を提出され、裁判官の一方的な審判に従うのである。弁護士は、裁判の日程や開催場所を知らされない、裁判に先立って拘留者と面会できないなど、多くの困難に直面している。」 [32e](パラグラフ 36、38)

11.12 USSD Report 2010 はこう記している。「人々は、家族の逮捕について、迅速に知らされない、拘留された家族の所在を知らされない、拘留された家族に面会し、裁判に立ち会うことを許されないと抗議している。」 [7a](セクション 1e)

汚職も参照されたし

刑法と刑事訴訟法

11.13 2010年5月18日に検索したビルマ法律家連盟ホームページでは、ビルマの刑法[45a]と刑事訴訟法[45b]の文面へのアクセスを提供している。

目次に戻る
資料目録に進む

12. 逮捕と拘束 — 法的権利

12.01 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、ビルマについてこう記している。「法律は、裁判所が起訴無しの拘留を2週間まで認めている。更に、拘留期間を2週間延長することも認

めている。しかし、当局は、頻繁かつ一方的に、拘留期間をこれより延長し、1年に及ぶこともあった。その間、拘留者は裁判官と会うことも無く、告訴内容を聞かされることも無いのである。政府は、無期限の拘留を認める1950年緊急規定法の下、拘束することが多かった。[7a](セクション1d)

治安部隊: 恣意的逮捕と身柄拘束も参照されたし

- 12.02 2010年10月14日付の政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)のレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In Burma* は、こう記している。「ビルマ国家保護法は、起訴、裁判なしで5年まで拘留することを認めており、もともと一方的で不当な逮捕によって拘留された人物の刑を、更に延長することによく利用されている。裁判制度はSPDC(国家平和開発評議会)に支配され、公正な監視も無く、透明性、独立性に欠けるものである。法廷、その他の法的機関はSPDCを保護、後援するために存在し、容疑者や一方的な紛争に対して正義をもたらすものではない。」[44d](p18)

- 12.03 2011年5月12日に発行され、2010年の出来事をまとめたフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、こう記している。「よく用いられる行政命令5/96は、『国家の利益に損害を与える』活動を支援した場合、最高20年の刑を認めている。政治犯は、裁判前拘留において外部との連絡を遮断されることが多いが、これが拷問に繋がっている。」[14a]

治安部隊: 拷問も参照されたし

- 12.04 2009年8月28日付の国連人権理事会 *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、2009年2月の特別報告者による訪問の後、こう記している。

「訴追手続きに関し、法令は、逮捕者を24時間以内に裁判官に会わせることを要求している。しかし、多くの場合、起訴無しで拘束され、裁判官に会うことも無い。説明も無しに釈放される場合もある。アウン・サン・スー・チー女史の主治医であるTin Myo Winは、2009年5月6日に逮捕され、5月16日、当局から拘留の理由を説明されることも無く、釈放された。2009年4月、ビルマ労働組合連合のメンバー5人が逮捕され、その後、説明も無く釈放された。」

「訴訟手続法に従い、警察は、逮捕、身柄拘束をはじめとする法の執行に責任を持つ。しかし、軍の諜報機関が逮捕、捜査、尋問に参加し、2007年の抗議活動の際によく行われた通り、囚人を軍の施設に拘留している。特別報告者は、軍情報部の不明確な役割について、又、スワン・アール・シンなどの治安維持目的の非公式ギャングの台頭を懸念する。こうしたギャングは、逮捕に関与すべきではない。刑事訴訟手続と、法の正当な手続の原理に反することである。[32c](パラグラフ38-39)

- 12.05 USSD Report 2010 は、「身柄拘束の一種である自宅軟禁は、大物政治犯専用の逮捕形式である」と記している。[7a](セクション1d)

- 12.06 2011年1月14日付の AAPP 2010 Annual Report: *Political Prisoners in Burma* は、こう記している。

「軍事政権がビルマの弁護士に対して圧力をかけ続けたことにより、政治犯の弁護を引き受ける弁護士の数は減った。政治犯の弁護を引き受けた弁護士は経済的リスクを負う。軍事政権は、こうした弁護士の担当する、政治犯以外の依頼人に対し、他の弁護士に依頼するように圧力をかける。これが、逮捕されるリスク、その他の嫌がらせと相まって、弁護士は、政治犯の弁護を引き受けなくなる。更に、こうした弁護士は、禁固刑の後、資格をはく奪されるため、政治犯に対する正当な支援者は減る一方である。」 [44b](Lawyers)

- 12.07 USSD Report 2010 は、「一般犯罪のケースでは保釈される場合もあるが、政治犯罪のケースでは、めったに保釈は無い。政府は、通常、拘留者に対して弁護士接見の権利を認めず、弁護士を逮捕、拘留する場合も多かった。政府は、拘留者に対し、外部との接触を遮断し、家族への通知も、かなり時間が経ってから行う場合が多かった。」と記している。 [7a](セクション 1d)

保釈に関する詳細については、汚職も参照されたし

逮捕令状

- 12.08 法廷は、人を逮捕するため、警察に対し、数時間以内に逮捕令状を発行することができる。(2010年10月20日付の FCO の書簡)[5e] 逮捕令状に記載された人物が不在でも、令状を家族に預けることが可能である。(2008年2月27日付 FCO からの Eメール)[5c]
- 12.09 FCO に質問を受けたビルマの警察官は、逮捕令状は、通常、ビルマ語でのみ発行されると答えた。しかし、この警察官は、自分はそうした経験が無いが、逮捕対象者が外国人であれば、法廷は、ビルマ語の逮捕令状と共に、英語の令状を発行することも可能であると述べた。(2007年9月5日付 FCO からの Eメール)[5d]

偽造公式文書、不正に入手された公式文書も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

13. 刑務所の環境

政治犯も参照されたし

- 13.01 資料により、ビルマの刑務所の数、労働キャンプの数が異なる。
- 13.02 2011年7月12日付のヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)とカレン人権グループ

(KHRG)の合同レポート *Dead Men Walking: Convict Porters on the Front Lines in Eastern Burma* は、次のように報じている。

「現在、ビルマには、更生部(Corrections Department)が管理する 42 の刑務所と 45 の労働キャンプがある。刑務所は 3 つの階級に分かれている。A クラス刑務所は、警備が最も厳しく、B クラスは警備が中程度、C クラスには微小な犯罪者、又は刑期の短い囚人が監修されている。政治犯は通常 A クラス刑務所に送られる。重大犯罪者、又は刑務所内で犯罪を重ねる囚人は、労働キャンプに送られる。労働キャンプには、砂利の生成、農業、道路建設、及び、普通の労働キャンプとは大差ないが、定期的に囚人が引き抜かれるポーター専用キャンプがある。[39i](II. From Prison to Conflict Zone)

- 13.03 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2011年11月9日付のレポート *The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process* の中で、こう記している。「ビルマの刑務所制度は、囚人を 3 種類に分けている。それは、『特別』、『普通』、『犯罪者』である。囚人の分類は曖昧で、政治犯は、大抵、『特別』か『普通』に入る。」[44f](p2)
- 13.04 2010年10月14日付の政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)のレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In Burma* は、こう記している。「ビルマには、刑務所 42 カ所、労働キャンプが 109 カ所、尋問センターが不明な数だけある。こうした収容所の悲惨な環境は、よく報じられている。外部との接触を遮断され、粗末な食事、不十分な医療しか与えられず、拷問が行われている。ビルマの拘留施設の環境は、嘆かわしく、恐らく残酷、非人道的、かつ下劣で、それ自体が拷問と言えるほどである。」[44a](p4)
- 13.05 2010年3月10日付の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、「ミャンマーには 44 の刑務所と、少なくとも 50 の労働キャンプがある。」と記している。[32e](パラグラフ 20)
- 13.06 2011年4月28日にアクセスしたウェブサイト foreignprisoners.com は、「ビルマには 38 の主要刑務所があり、そのうちの 20 カ所には政治犯が収容されている。」と記している。ウェブサイトには、「判明している刑務所」の一覧とその所在地が掲載されている。[68a](Burma prison locations)
- 13.07 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、こう記している。「ある人権擁護活動家によると、男性受刑者が約 63,000 名、女性受刑者が約 8,900 名いるという。裁判を受けていない拘留者は、受刑者と共に拘留されるが、政治犯は、通常、一般犯罪者とは別に拘留された。元受刑者は、修理をせず、老朽化した建物で、ネズミ、菌、カビの繁殖する環境で拘留されたと抗議している。」[7a](セクション 1c)
- 13.08 AAPP レポートは次のように報じている。

「刑務所当局は、日常的かつ意図的に刑務所の環境を悪化させ、政治犯に対しては医療を与えないため、受刑者たちの苦しみは拷問に匹敵するほどである。栄養失調、不衛生な環境、清潔でない飲料水は、全国の刑務所に見られる深刻な問題であり、健康被害の大きなリスクとなっている。証言によると、政治犯たちは刑務所当局より非常に品質の悪い食料を与えられているという。腐っていたり、火が通っていないかたり、石や虫が混ざっていたりすることが多く、食中毒、腹痛を起こす原因となっている。多くの受刑者は、餓死の危険に直面している。」 [44d](p16)

13.09 刑務所内の保健について、AAPP はこう報じている。

「結核、マラリア、及び HIV は、ビルマの刑務所に蔓延る深刻な脅威である。その原因は、人口過密、不衛生、適切な医療の欠損、極端な気候条件である。インsein 刑務所には約 9,000 人から 10,000 人の受刑者が収容されているが、収容能力は約 6,000 人である。病気の受刑者、健康な受刑者は、通常、一緒に収容される。受刑者は剃刀の刃を共用するため、このことが肝炎と HIV の感染を促進する。医療スタッフが同じ注射針を複数の受刑者に対して使用するケースで、注射針の再利用が頻繁に行われている。」 [44d](P17)

13.10 刑務所内の女性受刑者について、AAPP は 2011 年 1 月 14 日付のレポート *2010 Annual Report: Political Prisoners in Burma* の中で、こう記している。2010 年 12 月 31 日時点で、「少なくとも 174 人の女性受刑者がいる。これは、2009 年末の 178 人に比べ、僅かに 4 人減少している。ビルマの刑務所では、医療、衛生、栄養に関する女性のニーズは満たされていない。男性も女性も、同様に刑務所内の医療不足に苦しめられるが、医療によっては、女性にとって特に影響の大きいものもある。」 [44b](Women)

13.11 2009 年 8 月 28 日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように述べている。

「特別報告者は、診療も薬も受けられない 136 人の受刑者の保健状態について、嘆かわしい報告を受けた... 良心の受刑者のほとんどは、薬と食料を家族に頼っている。600 人以上の受刑者が、家族から離れた遠方の刑務所に転送されたと報告されている。こうしたケースでは、家族が定期的に訪問することはより困難に、時には不可能になっている。こうしたことは、受刑者とその家族の気力を奪うだけでなく、医療を受けられない受刑者にとって、身体の不調をもたらすものである。特別報告者は、刑務所の専属医師が処方した薬でさえ、受刑者に売られているという情報を得た。薬を買う経済力を持たない受刑者は、もちろん、永久に治癒しないリスクを抱えている。」

「12 ヶ所の刑務所には専属医師がおらず、診療すら行わない施設もある。刑務所の診療所、又は病院は、どこにあるにせよ、受刑者の数に比べて収容能力が不十分であると言われている。得られた情報によると、10,000 人以上の受刑者を収容するインsein 刑務所には、医師が 3 人しかいないという。」 [32c](パラグラフ 24-26)

- 13.12 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、更にレポートが入っていると記している。「... 刑務所内では驚くほどの人数が死んでいる。正式な統計は入っていないが、良心の受刑者と一般受刑者の両方が、死に至る環境に置かれている。」 [32e](パラグラフ 24)
- 13.13 2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように記している。
- 「インsein刑務所で、特別報告者は Aung Thein、Tin Min Htut、Ma Khin Khin Nu、Phyo Wai Aung、Win Zaw Naing、Sithu Zeya、及び Nyi Nyi Tun の7人の良心の受刑者と面会した。尋問の間、長時間に渡り睡眠と食料を与えられなかったり、殴打されたり、生殖器官を含む身体部位を燃やされたりなどの拷問があったとの憂慮すべき証言を得た。罰として、刑務所の犬小屋として使われている部屋に監禁された受刑者の話も聞いた。以前の面会時と同様、医療不足の問題、受刑者が自費で薬を買わなければならない問題について耳にした。」 [32j](パラグラフ 48)
- 13.14 2010年3月17日発行の外務・連邦省(FCO) *Human Rights Annual Report 2009* は、こう記している。「2008年後半から2009年前半までの間、数多くの受刑者が、インsein刑務所から、遠方の、厳しい環境の刑務所に移された。これは、良心の受刑者を家族や支援者から引き離す意図的な方針だった。いくつかの家族は、食料や薬を渡し、受刑者を元気付けるために、最高5日間もかけて刑務所を訪問しなければならなくなった。しかし、それが無ければ、受刑者たちは生き残ることも難しかった。」 [5b](p92)
- 13.15 赤十字国際委員会(ICRC)は、2011年5月発行の *Annual Report 2010* の中で、こう記している。「受刑者は2005年12月以降、待遇と生活環境を評価するためのICRCの訪問を受けていない。当局が、標準手続きに従ったICRCの訪問を拒否するようになったからである。それでも、673人の受刑者が、ICRCの支援により、多くが遠方の地方に住む家族の訪問を受けた。」 [40a](p245)
- 13.16 しかし、2010年8月26日から2011年8月4日の期間を対象とした2011年8月5付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General* は、次のように述べている。「7月1日と2日、6年ぶりに、赤十字国際委員会は3つの異なる地域において、刑務所の環境を検査するための訪問を再開することを許された。」 [32i](パラグラフ 46)
- 13.17 国連総会による2011年9月16日付の *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary General* は、こう記している。「特別報告者は、依然として拘留環境と受刑者の待遇について憂慮している。尋問の際の拷問と暴行、軍が受刑者をポーター又は「人間の盾」として利用している実態、及び、家族からの訪問、必須医薬品、補助食料を受け取ることができない遠隔地の刑務所に受刑者を移送した事実を、依然として耳にしている。」 [32j](パラグラフ 46)

ポーターとして従軍する受刑者も参照されたし

- 13.18 2009年8月28日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように述べている。

「2009年2月にインセイン刑務所の診療所を訪れ、受刑者と任意に話をするうち、特別報告者は、カイン州の軍事施設で強制労働から脱走しようとし、手錠を掛けられた受刑者を発見した。刑務所当局は、インセイン刑務所内に30～40人の手錠を掛けられた受刑者がいることを認めた。刑務所によっては、所長が施設を運営し、既存の規則や規定に従わず、望む通りに受刑者を扱っている。より上級の権限者が早急に注意を払い、効果的な刑務所の監視と責任を確保すべきである。」 [32c](パラグラフ 30-31)

- 13.19 2010年3月10日付の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。

「... [特別報告者は]シットウェー、ブティダウン、インセインの3つの刑務所を訪問することを許可された。そこで14人の良心の受刑者、元少年兵と面会した。飲み水、食料の配給が不十分で、刑務所職員から没収されることも依然としてある中、特別報告者は、ブティダウンとインセインの両刑務所の環境は、過去数カ月の間に改善されたと理解した。特別報告者は、当局に、全国の刑務所でこうした改善努力を続けることを奨励したい。又、当局に対し、2010年2月にインセインとブティダウンで、読み書きに必要な道具の提供と並び、食料と医療の改善を求めてハンガー・ストライキを起こした受刑者たちの要求に対応するように働きかけた。」 [32e](パラグラフ 19)

- 13.20 2012年1月5日、AAPPは、テイン・セイン大統領が1月2日に受刑者の刑期を短縮する恩赦に署名したと報じた。レポートはこう報じている。「刑期が30年以上の受刑者は30年に短縮された。刑期20年～30年の受刑者は20年に、20年以下の受刑者は刑期の4分の1が減刑された。」 [44h]

目次に戻る
資料目録に進む

14. 死刑

- 14.01 ビルマは、殺人をはじめとする一般犯罪にも死刑を維持しているが、2011年3月22日に検索したアムネスティ・インターナショナルによる死刑廃止国、死刑維持国のリストによると、ビルマは、「... 過去10年間、1人も処刑されておらず、死刑廃止の方針、又は、処刑を行わない慣習を設立したと思われることから、実際には死刑廃止国と認識される。」 [12b](Abolitionist in practice)

- 14.02 2010年3月10日付の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the*

situation of human rights in Myanmar には、2010年2月の特別報告者による訪問の後、こう記載された。「特別報告者は、ビルマ政府が死刑を停止していることを歓迎しているが、下級裁判所では依然として死刑が言い渡されていることを遺憾に思う。」 [32e](パラグラフ 40)

14.03 2010年1月8日、Radio Free Asia(RFA)は次のように報じている。

「ビルマの元首都ラングーンを拠点とするレポーターによると、ビルマ法廷は、2008年の北朝鮮への政府訪問の秘密事項を漏らしたとして、ある政府職員と退役軍人に死刑判決を下した。Win Naing Kyaw 元少佐と外務省職員の Thura Kyaw は、軍用トンネルの秘密ネットワークの写真とともに、北朝鮮トップとの接触の証拠を配布し、ビルマが核兵器を開発しているという噂により、国際的脅威を引き起こす可能性があるとして、逮捕された... ビルマのある主だった弁護士は、名前を出さないという条件で、「死刑が執行されることは無いと思う。ビルマでは、200人以上が処刑者リストに上がっているが、1988年以降、処刑は行われていない。」と述べた。 [18a]

14.04 2010年1月5日、政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、テイン・セイン大統領が1月2日に死刑を終身刑に減刑し、その他受刑者の刑期を短縮する恩赦に署名したと報じた。 [44h]

目次に戻る
資料目録に進む

15. 政治的所属

15.01 2010年10月14日付の政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP) のレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In Burma* は、こう記している。

「違法グループのメンバーにならなくとも、メンバーと結集するだけで、深刻なトラブルに巻き込まれる可能性がある。1990年までに、93のグループが、国家法秩序回復評議会により違法と指定された。1990年以降、4つのグループが新たに指定された。カレン民族同盟、新社会民主党、全ビルマ学生民主戦線、及び、最近指定されたビルマ法律家連盟である。結社と組織の違いは主観的な問題で、当局の一方的判断に委ねられている。」 [44d](p6)

15.02 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、次のように記している。

「政府は抑圧と威嚇により、政府を変革させる国民の権利を否定し続けている。政府は1990年の選挙で選ばれた議会の開催を防止し続けている。」

「2008年憲法は... 民衆により選ばれた議員と二院制議会を保証している。しかし、憲法の下、議席の25%は現役の国防軍の最高司令官が指名する軍人のために確保さ

れている。又、選挙に先立ち10年間連続してビルマに在住していない者、政府が資格無しと判断する前歴を持つ者、外国政府の支援を受け入れた者、又は、外国の国籍を持つ者は、選挙の対象外である。[7a](セクション3)

15.03 USSD Report 2010 は、こうも記している。

「政府職員は、一般的に、政党に加入、又は政党を支持することを禁じられていた。しかし、この禁止事項は選択的に適用されていた。政府は、公務員を、長官、本部長のレベル、又はその配下の職員と定義している。政府の主張によると、大臣は公務員ではない。4月(2010年)、政府の大規模動員組織である連邦団結発展協会(USDA)は、11月7日の選挙に出馬するため、連邦団結発展党(USDP)という政党に転身した。首相を含め、政府のトップリーダーたちが USDP で主要な位置を占めていた。数々のレポートによると、USDP とその前身の USDA は、国民を強制的に USDP に加入させたという。州の公務員は、こうした圧力に最も影響を受けやすかった。学生は政党に加入することを禁じられていないが、政府は、学生が政治に参加することに反対した。」 [7a](セクション1f)

政治的表現の自由

15.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、次のように記している。

「[2011年]10月末、「政党登録法(Political Party Registration law)」が議会で訂正され、犯罪歴のある者が選挙の候補者になることを禁じた規定が排除された。「政党は2008年憲法を保全・保護しなければならない」と謳った条文は排除され、「政党は憲法、法律、秩序を尊重しなければならない」と変更された。更に、選挙に登録する政党は、前回の一般投票で最低3議席を獲得していなければならないという条項は削除された。」 [39c](Political party registration and elections)

15.05 2012年1月5日、ロイターは、ビルマの選挙委員会が NLD を正式に政党として登録したことを報じた。補欠選挙は2012年4月1日に行われ、アウン・サン・スーチーは議会への出馬を予定している。[85a]

15.06 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2011年12月14日付の ViewsWire の中で、EIU の見解をこう記している。

「反対勢力の多くのメンバーは、依然として、地域選挙の公平性について深い疑惑を持っているが、制限された形式にしる、複数政党による政治が生まれるのはいかんと控えめに楽観視している者もいる。Pyithu Hluttaw(国民代表院、総議席数440の下院)で合計40議席が、補欠選挙で争われる。しかし、その全ての議席を NLD が獲得したとしても、議会は現在259議席を持つ軍寄りの連邦団結発展党(USDP)と、2008年憲法で110議席を約束されている軍のメンバーが支配することには変わりはない。」 [46c]

- 15.07 アムネスティ・インターナショナルは、国連人権理事会に向けた2010年2月22日付の報告で、こう述べている。

「ミャンマー政府は少数民族の反体制派と活動家の人権をあらゆる方法で侵害している。その中には、拷問、その他の暴行、宗教や民族による差別、不法な殺害、一方的短期拘留、又は禁固が含まれる。拘留された者、刑務所に入れられた者の全員が、政治、宗教、その他の良心的な信念、出身民族、言語、国籍又は社会的背景、出生、その他の属性により拘留された、ミャンマーの数多い元政治犯、又は、現政治犯である(発行当時、2,100人前後)。その大多数は、信念を平和的な手段で訴えた良心の受刑者である。こうした反体制派、活動家は、2007年のラカイン[アラカン]州におけるサフラン革命の時のように、より大きな運動の一部として政府の抑圧に対抗したとアムネスティ・インターナショナルに伝えた。一方、カチン州におけるダム建設反対の署名運動のような、特定の活動について追及されたと話す者もいた。カレンニーの若者たちが(憲法原案に対し)「No」と書いた小ボートを川に浮かべて逮捕されたように、比較的単純な政府批判の表現でも政府の抑圧を受けた。」 [12d](Repression of ethnic minorities)

- 15.08 USSD Report 2010は、「活動家や政治家は、当局が常に彼らの行動を監視していると報告した。」 [7a](セクション1f)

目次に戻る
資料目録に進む

政治犯

刑務所の環境も参照されたし

- 15.09 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2011年11月9日付のレポート *The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process* の中で、こう記している。

「ビルマにおける政治犯の正確な数は、過去数ヶ月に渡り、激しく討議されてきた。大統領顧問、外務大臣などのテイン・セイン政権のメンバーが、政治犯の数が誇張されている、又は誤っていると、反論するのは不思議ではない。確たる証拠を提示する責任は、反体制派ではなく、テイン・セイン政権にある。政府は、受刑者のリストを、現在の状況を示す証拠と共に公開するべきである。AAPPは、検証作業が終わり次第、リストを公開する予定である。」 [44f](p1)

- 15.10 アムネスティ・インターナショナルは、2010年の出来事をまとめた2011年5月12日発行の *Annual Report 2011: The state of the world's human rights* の中で、こう記している。アウン・サン・スー・チーの解放に伴い、政治犯38人が釈放された。この中には、刑期終了後2ヶ月経って釈放されたNLD(国民民主連盟)のスポークスマンであるウィン・テイン、7年間の自宅軟禁を解かれたNLD副議長ティン・ウー... 不

法に土地を没収された農民が告訴することを援助し、2008年と2009年に拘留され、抗議の末に減刑され、8月(2010年)に釈放されたミント・マウン、トゥーラ・アウンが含まれている。」[12e](Political prisoners)

- 15.11 ビルマの国政選挙から1年後の2011年11月3日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は次のように報じている。

「表現、結社、平和的集会の自由の基本的権利は、ビルマでは依然として制限されている。政府は2011年に2つの特赦を行った。5月と6月、全ての刑を1年減刑し、推定20,000人の囚人を釈放した。このうち77人は政治犯であると考えられている。数ヶ月に渡り噂が飛び交った後、10月に、特赦があり、14,000人以上の囚人が釈放された。政治犯の大量釈放があるとの期待を裏切り、推定200人の政治活動家、ジャーナリスト、芸術家、その他、政府に批判的な人間が釈放された。この中には有名なコメディアンザガナー、労働基本権活動家のスー・スー・ヌウェ、ジャーナリストのNay Min、国民民主連盟(NLD)のメンバー数名が含まれていた。多数の政治犯が、依然としてビルマの忌まわしい牢獄に収監されている。政府は、政治犯の存在そのものを公に否定しているが、テイン・セイン大統領の政治顧問の1人であるココ・フラインは、政治犯と見なされるのは600人のみで、10月の特赦で、その半数近くが釈放されたと推測した。」[39c](Fundamental Freedoms and Political Prisoners)

- 15.12 2012年1月5日、政治犯支援協会(AAPP)が報じたところによると、1月初めに更に34名の政治犯が釈放され[44h]、1月13日に再び、651人の囚人に交じり、反体制派の大物数人が大統領特赦により釈放された。この中には、88世代学生グループのミン・コー・ナイン、コー・ジミー、ニラー・テイン、シャン民族主義指導者のU Khun Tun Oo、仏教僧侶のウ・ガンビラ、民主ビルマの声(DVB)のジャーナリスト5名が含まれていた。前首相のキン・ニュンも自宅軟禁を解かれた。(2012年1月13日、BBC ニュース)[28j]

- 15.13 AAPPは、2012年1月4日更新の釈放された政治犯のリストも公開した。[44g]

- 15.14 AAPPは2011年11月9日付のレポートで*The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process*の中で、こう記している。

「AAPPは政治犯の釈放を歓迎するが、市民権と政治的権利を大きく制限する過酷な法律の下では、あまり意味が無い。実際、政治犯は釈放後も人権侵害に立ち向かっていかなければならない。人権侵害には、以下のものが含まれる。

1. 嫌がらせ、恣意的な逮捕
2. 教育と雇用の機会の否定
3. 元政治犯とその家族に対する偏見
4. 社会的排除

「元政治犯が、釈放後、普通の生活に戻ることは、ほとんど不可能である。学生は、

就学、教育の継続を拒否され、弁護士、医師は免許をはく奪され、芸術家は活動を禁止される。元政治犯は、犯罪歴に基づき、政治事務所を持つことを許されない。例えば、著名な諷刺作者で慈善家のザガナー、音楽家で人権活動家のザヤール・タウは、それぞれ2011年5月と11月に釈放されたが、活動を禁止されている。」

「つい最近、元政治犯であるという理由で、免許をはく奪された、又は退学させられた弁護士22名、医師7名、学生7名から成るグループが、免許の再発行、教育を受ける権利の回復を求め、ウ・テイン・セインとミャンマー国家人権委員会に嘆願書を送った。グループの1人に、ウ・ガンピラ等の大物の弁護を担当し、法廷侮辱罪のために禁固4年を言い渡された、著名なNLD弁護士ウ・アウン・テインがいる。ウ・アウン・テインによると、元政治犯の苦境は、『2回罰を与えるようなものだ。投獄され、釈放されても、弁護士、医師は仕事ができず、学生は退学させられる。この時代に起こるべきことではない。』」 [44f](p4)

15.15 2011年11月8日、国連ニュース・サービスは、ビルマの人権に関する特別報告者は、次のような報告を受けた。「... 現在、インsein刑務所でハンガー・ストライキ中の良心の受刑者15名が、拷問、又は暴行を受け、飲み水の提供を拒否された。このうち8名が犬小屋に収容されていると報じられている...」 [58a]

15.16 AAPPは、2011年12月23日更新のウェブサイトで、ビルマには1,572人の政治犯が刑務所に収容されていると報告した。AAPPは、収容されている人物の名前も公表している。」 [44a]

15.17 2010年10月14日付のAAPPのレポート *Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challengers to Peace, Security And Human Rights In Burma* は、こう記している。

「ビルマで政治犯であることが何を意味するかを理解するには、まず、政治活動家、又は反体制派であることが何を意味するかを理解しなければならない。「政治活動家」、又は「反体制派」という言葉は、あらゆる範囲の人々を、単一の団結した政治グループであるかのように、一まとめにした呼び方である。実際にはそうではない。これらのグループは、共通の政治思想を持たない。むしろ、反体制派は、全国に散らばった、更に国境を越えたあらゆる人々から成る。その中には、最近解散した国民民主連盟のような大きな政党に属する人々、青年アングラ文化ネットワークのジェネレーションウェブのような小さなグループに属する人々、その他、単独で活動する人々が含まれている。反体制派とは、政府を批判する記事を書く人、政府の経済政策失敗に対し、施し物の籠をひっくり返す僧侶、又は、貧困、圧政を題材とした詩を書く人を指すこともある。これらの人々を結び付けるものは、ビルマ軍事政権により、方針に反する、即ち「反政府」、「治安に対する脅威」、又は「テロ」と見なされる活動に従事しているということである。ビルマでは、「政治的」又は「治安に対する脅威」と見なされるのは簡単である。独立学生自治会のチラシを配ることと並び、世界人権宣言のコピーを持っているだけで禁固5年に処せられることもある。逮捕前は政治活動に直接関わっていなかった政治犯もいる。ある元政治犯は、逮捕が自分に与えた影響について語った。「私は、逮捕前は政治に関心を持っていな

かった。政府は、私を逮捕することにより、私の政治への関心を目覚めさせた。」
[44d](p6)

- 15.18 同レポートはこうも報じている。「ビルマでは、以下の犯罪で拘留された者、刑に処せられた者は、政治犯と見なされる。」

法令	条項	罪状	最高刑期
刑法	121、 122(1) 122(2)	大逆罪。	死刑又は終身刑
	124、 124(A)、 124(B)	大逆罪の(報告を怠った)犯罪隠匿。 扇動。 力による連邦の政府機関又は構成 部署の転覆の提唱。	7年、 終身刑、 3年
	143～146	不法集会。	2年
	295、295(A)	宗教蔑視。	2年
	505(B)	騒ぎに繋がる発言をする、又は噂を 流す。	2年
非合法結社法(1908)	17/1 と 17/2	非合法結社のメンバー。 非合法結社の管理又は推進(又は支 援)。	3年、 5年
ビルマ国家保護法 (1975)	10(a)と 10(b)	国家主権と治安を脅かす国民の起 訴、裁判無しの拘留。 尾行(trail) (sic)。 自宅軟禁。	5年、 1年延長可能
緊急規定法(1950)	5(d)、5(c)、5(j)	国民意識を扇動する。 虚偽のニュースを広める。 連邦の治安、又は法と秩序の維持を 危険にさらす。	7年
電子通信法(2004)	33(a)、33(b)、38	電池通信技術を使用して国家安全 を脅かす行動を起こす。 国家安全の秘密に関する情報を送 信、受信する。 そうした行為を試みる、企む、煽る。	15年
6/88	5、6、7	以下の行為の禁止: 1998年政党登録法で登録許可され ていない組織の結成。 騒ぎを起こそうとする組織。 そうした組織の加入、支援、扇動。	5年
6/96	3、4、5、6	「国家責任を平和的かつ体系的に 委譲させ、全国党大会を妨害や敵対 行為から守り、成功させる法の保 護」。	20年
印刷業者・出版業者 法(Printers and Publishers Act)(1962)	17/20	全ての印刷物は、精査のため、出版 前に報道審査委員会に提出しなけ ればならない。	7年
公職守秘法(Official Secrets Act)(1923)	3	敵対勢力にとって直接、または間接 的に有用と思われる情報を漏らし た者。	14年
テレビ・ビデオ法 (1996)	32(B)	検閲を通過していないビデオ映像の コピー、配布、貸借、又は展示。	3年

サブセクション: 敵対グループと政治活動家、司法制度と歴史: アウン・サン・スー・

チーの解放も参照されたし

- 15.19 USSD Report 2010 は、こう記している。「刑法は、政府が政治犯に対し、旧態依然とした法、又は、ほとんど尊重されていない法に対する複数の違反で起訴し、重い刑を与えることを認めている。その中には、通貨法違反、騒ぎを起こす可能性のある資料を発行する行為、うわさを広める行為などがある。こうした手段により、罪が累積し、長期の刑に繋がることもある。」 [7a](セクション 1e)

目次に戻る
資料目録に進む

集会・結社の自由

- 15.20 USSD Report 2010 は、集会の自由は法によって制限され、実際には政府によって厳しく制限されていると報じている。同レポートは、こう記している。「ある昔からの条例により、許可を受けていない 5 人以上の屋外集会は、公式に禁止されている。但し、この条例は一貫して施行されてはいない。政府と政府支持者は、日常的に威嚇、暴力、逮捕権を用いて、平和的なデモや集会を阻止してきた。」 [7a](セクション 2b)
- 15.21 2011 年 5 月 12 日に発行され、2010 年の出来事をまとめたフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、こう記している。「許可を受けていない 5 人以上の屋外集会は禁止されている。当局は、日常的にデモや集会を強制的に中断・中止させていた。これが最も盛んに行われたのは 2007 年の抗議行動の最中である。」 [14a]
- 15.22 2011 年 10 月 27 日、Radio Free Asia は次のように報じている。

「ビルマ警察は、人権活動家 1 人を含む 7 人を逮捕し、100 人ほどの農民を追い払った... ラングーンでグループが土地の没収に抗議するためのデモ (rare demonstration) を行った後のことである。これは、新しい改革路線の政府の決意を試すことになった... 又、警察は、グループの横断幕を没収し、農民たちが土地を去った後も、抗議行動の場所に見張りを配置した。警察官たちは、警察が抗議行動を中断させたと話している... 先月、警察は、論争の的になっているメコン川に建設予定のメガ・ダムに対する抗議行動を行った人物を逮捕した。当局は、その後、大衆の大規模な反対により、プロジェクトが延期されたことを発表した。」 [18b]

- 15.23 同資料は、2011 年 11 月 15 日付の記事で、次のように記している。

「火曜日、5 人の仏教僧が政府に対し、政治犯全員の釈放、長期に渡る民族闘争の終結、及び、言論の自由を求めてビルマ第 2 の都市で抗議行動 (rare protest) を行った。仏教僧たちはマンダレーの Maha Myatmuni pagoda に集結し、要求を書いた横断幕を広げ、建物に配し、一時、500 人ほどの僧侶と見物人を引き付けた... 現場には私服警察官と軍職員が配備されたと、ある女性目撃者は語った。」 [18c]

- 15.24 2011年11月25日、The Irrawaddy は、Associated Press のレポートを引用し、次のように報じた。

「ビルマ議会は、選挙で新たに選ばれた政府の下で実行される一連の改革の1つである、抗議する権利を保障する法令を可決した。ビルマでは、今まで抗議権は認められていなかったため、この法令は大きな意味を持つ... 抗議権法は、参加予定者が行動の5日前までに許可を得て、スローガン、講演者の詳細を提供しなければならないとしている。又、工場、病院、政府事務所での抗議行動は禁止である。許可無しで抗議行動を行った場合は、禁固1年の刑に処せられる。」 [26k]

- 15.25 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、労働組合を結成することを認める新法令について報じている。レポートは、次のように記している。

「... 見たところ、国際労働機関は、労働組合の結成を認め、労働組合にストライキ権を認めている。民間部門の労働者は、ストライキの3日前までに通知しなければならない。一方、公共部門では、14日前の通知が必要である。ストライキを組織したり、ストライキに参加したりした労働者を解雇した雇用主は、罰則の対象となる。しかし、組合は、大統領が指名した登録官により登録されなければならないため、事実上、労働組合の独立性は法令により制限されている。」 [39c](Passing of new rights-related legislation)

雇用に関する権利も参照されたし

- 15.26 結社の自由に関し、USSD Report 2010 は次のように追記している。

「結社法(Association Law)は、結社、組織の結成を認めているが、政府は、民主推進派、国外逃亡グループと接触を持つ者、国外逃亡グループと関係を持つと思われる者に対しては特に厳しく、結社の自由を制限している。法令は、国家元首が違法と宣言する組織との関わりを禁じている。」

「結社の自由は、一般的に、同業組合、職業団体、及び USDP をはじめとする政府が許可した組織に対してのみ認められている。非宗教的組織、非営利組織もいくつか存在するが、政府の政策に従って、特に慎重に行動している。3月(2010年)に発令され、政府による非常に厳しい制限が敷かれた選挙法の下、47の政党が結成と登録の許可を求めた。最終的に、政府は37の団体を公認した。政府は、3政党(全てカチン族)の申請を却下し、主義を貫き、選挙法に従って登録することを拒否した NLD を含む10政党の解散を発表した。NLD は以前の選挙法の下で登録されていたため、政党として存在する権利を維持した。NLD は、党の登録を解除するために選挙法を遡及して適用した政府に対して訴訟を起こした。11月、最高裁判所は、登録解除に対する政党の上訴を却下した。NLD は、最終レベルの上訴を行うと宣言した。当局と政府の選挙委員会は、新たに登録された政党の活動を厳しく管理した。」 [7a](セクション 2b)

最近の発展も参照されたし

- 15.27 タイに拠点を置くビルマ人権教育機構(HREIB)は、2008年9月付のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)の中で、こう記している。

「SPDC の非合法結社法は、紛争地域の地域社会に対し、生命維持に必要な人道的援助を行っている一般人、草の根的組織を罰するために、よく適用される。法令は、政治批判グループを支援した者は、全て、国家の敵と見なし、それゆえ罰するべきであると言明している。法令そのものが、個人、地域社会に恐怖を植え付けることにより、抑止力となっている。実際、村の指導者たちは、支援を受けたことの結果を恐れ、支援団体から支援を受けることに抵抗している。」 [64a](p82)

ビルマ国外のデモ

- 15.28 ラングーンにあるイギリス大使館に勤める外務・連邦省(FCO)の役人は、2011年2月4日付の書簡の中で、ビルマ国外でデモ活動に参加しているビルマ人に関する英国国境局からの質問状に答えて、こう記している。「... 大使館の職員は、ビルマに帰国し、イギリスでの行動について逮捕されたビルマ人個人を把握していない。逮捕されるリスクが特に高いのは、集会の指導者、又は、ビルマ国内で前歴がある個人であると推測される。」 [5w]

- 15.29 2008年8月1日付で発行され、2010年6月26日に更新された出身国別情報サービスに宛てた書簡の中で、外務・連邦省(FCO)はこう言明している。

「当局が個別のケースにどのように反応するか、予測することは難しい。但し、刑に処せられるリスクが高いのは、a) デモを指導/組織した、b) 極端な扇動行為を指揮した、のいずれかとみられる場合であると考えている。多くの人々が出席するデモ/イベントに参加することは、私の見解では、特に注意を引くことは無いだろう。ビルマに帰国した折は、監視(即ち、見張り、尾行、移動制限)の対象になる可能性があるが、これはビルマでは一般的なことである。」 [5g]

- 15.30 2011年2月4日付のFCO書簡は、このように続けている。

「1) ビルマ大使館外のデモへのビルマ人の参加は、記録される可能性が非常に高く、私たちは、こうした記録はビルマのビルマ移民局[sic]に送られると確信している。」

「2) こうしたデモに定期的に参加しているビルマ人は、写真を撮られ、ビルマ当局に特定されている可能性が非常に高い。」

「3) こうした人物が帰国し、ビルマ当局の注意を引く要因が他にもあれば、帰国後、迫害される、又は投獄されるリスクが高く、暴行を受ける可能性もある。」 [5w]

15.31 2011年12月21日付のCOIサービス宛てEメールで、FCOは、イギリスでデモ活動に参加したビルマ人に関する見解は、2011年2月4日付の書簡(上述)に記したものと変わっていないことを確認した。但し、ビルマ政府が国外逃亡者の帰国を歓迎すると発表したため、逮捕と迫害のリスクは軽減されたと考えられると記している。[5z]

15.32 ビルマの国外逃亡者に、帰国するよう促す呼びかけについて、*The Irrawaddy* は、2011年8月18日、次のように報じた。

「ほとんどのビルマ国外逃亡者グループは、テイン・セイン大統領が8月17日水曜日に行った、反体制派が帰国することを許可するという発表に対して懐疑的であったが、考慮する価値があると評価した者もいた。」[26l]

15.33 2011年10月28日付の記事の中で、*The Irrawaddy* は、ビルマ政府が、国外追放の政治犯に対し、帰国しても安全であると感じられる政策、手段を講じることに失敗したと報じた。レポートは、次のように報じている。「ほとんどのビルマ人国外逃亡者は、未だに帰国しても安全であるかについて疑念を持っており、実際に申し出を受けて帰国したのは、ごく少数である。」[26m]

15.34 同レポートはこうも報じている。

「バンコクにあるビルマ大使館に近い情報筋によると、帰国を望む国外逃亡者は、次の5点について承諾し、署名しなければならないという：国に損害を与えるような行動、言葉は慎む。国家の安定を脅かすようなことを書いたり、話したり、ロビー活動をしたりすることは慎む。違法組織との接触は慎む。破壊的、攪乱的行動は慎む。国に忠実であり、法を犯さない。」

「更に、情報筋は、外国に亡命を希望した国外逃亡者が帰国を望んだ場合、その人物は渡航書類と身分証明書を大使館に引き渡せば、身分を証明する書簡を提供されることを記した。帰国した国外逃亡者が、再び国外に出られるのか、明確に記されていない。」[26m]

15.35 ビルマ キャンペーン UK は、2011年9月付の *Burma Briefing No.5* で、次のように記している。「8月30日のラジオ・オーストラリアのインタビューで、政府の申し出 [国外逃亡者に対する帰国招致] について聞かれ、ビルマにおける人権に関する国連特別報告者は、国外逃亡者に対し、実際に帰国した場合、逮捕される可能性があるかと警告した。「現時点で当局に対して意見を表明しようとした者は、恣意的に逮捕される危険がある。」[53c](p6)

15.36 カナダ移民・難民委員会(IRB)は、2007年8月7日付の情報提供依頼書(RIR)の中で、次のように記している。

「人道的支援と人権擁護を推進するカナダの登録慈善団体(2006年9月25日)である Inter Pares に勤務し、ミャンマー問題について豊富な経験を持つプログラム管理者は、2007年7月27日の電話インタビューで、調査部長(Research Directorate)に次の情報をもたらした。ビルマ当局が、国外に旅行するビルマ人を監視しているか否かに関し、プログラム管理者は、監視対象者の身分、出国方法、及び、政治活動に関与しているかどうかによって述べた。又、ミャンマー政府が「広大な」監視システムを持ち、人々は、国外でも監視されていると感じると説明した。政治活動に無関係だが、違法に国境を越えた場合、当局に発見されない可能性もあるが、政治活動に関わっている人物は、当局により監視されていると考えるべきだろう。プログラム管理者は、ミャンマー当局の考える「政治活動に関わっている」の概念は、幅広いと述べた。例えば、保健従事者は政治活動に関わっているとみなされる可能性がある。プログラム管理者は、又、少数民族のロヒンギャ族は、当局により特に厳しく監視され、「迫害」に直面していると言明した。ロヒンギャ族を追跡する明確なシステムが構築されているという。プログラム管理者は、ミャンマー出身者と一緒に働く場合は、当局が監視しているというもっともな憂慮があるため、Eメールや電話を通じて交わされる情報に関し、非常に慎重になることが一般的であると述べた。」 [37a]

15.37 同資料はこう続けている。

「国連経済社会理事会の顧問を一般的に行い... ミャンマーの人権問題を監視している... 非政府組織 Asian Legal Resource Centre(ALRC)のプロジェクト責任者は、2007年7月30日付の通信で、調査部に次の情報を伝えた。

「[ALRC]は、いくつかのケースにより、ミャンマー政府が国外に滞在するビルマ国民、中でも政治活動に関与するビルマ人の活動を監視していることを把握している。しかし、その監視力の程度は憶測の域を出ない。人員と近代的テクノロジーによる監視能力には、限度がある。それでも、大使館や領事館を訪れ、税金の支払い、パスポートの更新を求めるなど、国外に居住、又は市民権を得ていない国外滞在者の所在を把握する術を、ある程度の策を弄している。」 [37a]

15.38 IRB は、同通信で、次のように記している。

「以下の情報は、国内避難民監視センター(IDMC)のアジア担当の国別分析官が、2007年7月27日付の通信で調査部に提供したものである。国別分析官は、この情報が、ミャンマーに関する豊富な経験に基づいた個人の見解であることを述べた。」

「ビルマを出国したビルマ人は膨大な数に上るため、政府は、その全てを監視することはできない(300万人が迫害、又は人権侵害を受け、ビルマを脱出したと推定される)。しかし、政府は、ビルマにいた時に既に政治活動に関与しており、当時から政府の監視網に入っていたビルマ人の海外での活動を監視している可能性はある。但し、こうした人物が当局から出国許可を与えられる可能性は、かなり低い。海外に在住するビルマ人政治活動家の多くは、1980年代後半から1990年代初頭にかけて、政府と武装闘争状態にあった少数民族の助けにより、不法に国境を越えてビル

マを脱出した。そのうちの多くは、その政治思想のために帰国できないでいる。」

「それ以降、出国したビルマ人は、2つのカテゴリーに分けられる。」

「i) 政府による不法な、又は抑圧的な政策のため、生活苦に苦しむ低所得層の農民、技術を持たない労働者。こうした人々は、違法に国境を越え、タイ又はインドなどの隣国に移住する。こうした移民のほとんどはビルマの少数民族出身者と推定される。カナダ、その他の西側諸国に到達できるのは、第3国への移住を許可された難民が多い。」

「ii) 教育を受け、経済的に余裕があり、海外留学、又は海外勤務の目的で出国許可を与えられた者。こうした人々の大多数が、ビルマの多数派の出身者で、このカテゴリーに属する人々はカナダ、その他の西側諸国に行くのも容易であると思われる。」

「私は、母国のアメリカで、亡命を望むビルマ人に対する支援の宣誓書を求められた。こうした人々は一般的に、2番目のカテゴリーに属する。こうしたケースで多く見られるのは、学生としてアメリカに来て、その後、民主化推進運動に関わるようになった人々である。彼らの活動が、大学のキャンパスで平和的な集会の行進に参加したり、アウン・サン・スー・チーの誕生日に大学新聞に記事を書いたりという非常に限られたものであれば、政府が彼らの活動を監視することができる/監視することに興味を持つ可能性は非常に低い。」

「しかし、ビルマで多少の政治活動を体験した人が、アメリカに来てから更に活動的になり、U.S.キャンペーン・フォー・ビルマなどのグループに加入したり、ビルマ人国外逃亡者の政治集会で演説したり、ブッシュ大統領に会ったり(2005年にビルマ人難民の女性のように)した場合は、監視される可能性がかなり高まる。海外に滞在するビルマ人が監視されているか否かを判断する1つの方法は、ビルマに住む家族の生活に何らかの変化があったかどうかを調べることである(例えば、そのビルマ人が政治活動を始めてから、ビルマ当局が家族を訪問するようになった場合、それは確実に、当局が目を付けていることを意味している)。」 [37a]

出国と帰還: 帰還した亡命希望者と国外逃亡者の扱いも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

反政府グループと政治活動家

15.39 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2010年11月付のレポート *Silencing Dissent: The ongoing imprisonment of Burma's political activists In the lead up to the 2010 elections* の中で、次のように記している。

「2008年憲法の是非を問う2008年5月の国民投票は、政府の「民主化」計画を妨

害した者がどうなるかを示す前例となった。2008年2月19日に国民投票が発表された後、SPDCは国民投票法(Referendum Law)1/2008を可決し、「チラシの配布、ポスターの使用、投票の妨害」を3年以内の禁固刑の対象とした。この法令は、否定票を入れるように運動すること、又、国民投票をボイコットすることを阻止するために利用された。民主化推進活動家たちは、威嚇や嫌がらせに負けずに否定票を入れる運動に参加した。」 [44e](Consequences of dissent)

- 15.40 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、政府は活動家たちを逮捕し、拘留し続けていると記している。 [39c](Fundamental freedoms and political prisoners)

- 15.41 Gareth Price 博士による 2011年12月付のチャタムハウスの論文 *Burma: Time for Change?* は、次のように記している。

「... 釈放される政治犯がいる一方、逮捕される政治犯もいる。NLDのメンバーである Aung Hla Myint は、最近、ビルマ中央にある郷里の町を出て旅行していたため、禁固16カ月の刑を受けた。政府は、民主推進派の抗議活動に参加した疑いのある者を逮捕し続けた。加えて、議会は、主に民主推進派を逮捕するために適用される緊急規定法第5(j)条を排除する提案を拒否した。」 [88a](p4)

憲法をめぐる国民投票に関する詳細については、歴史(独立(1948年)~2011年4月)も参照されたし

帰還した亡命希望者と国外逃亡者の扱いも参照されたし

国民民主連盟(NLD)

- 15.42 2011年12月2日更新の Jane's の Sentinel Security Assessment for Burma の内政のセクションには、こう記されている。「NLDは1988年9月28日に設立された。アウン・サン・スー・チーを指導者とし、軍政府に敵対する政治勢力として、どんどん成長していった... NLDは1990年の選挙で圧倒的勝利を収めたが、政権を握ることは叶わなかった。」 [8a](Political parties)

- 15.43 アウン・サン・スー・チーは国民投票の6日後、2010年11月13日に、15年間の自宅軟禁を解かれた(2010年12月1日付 EIU Country Report: Burma)。[46d](The political scene: Aung San Suu Kyi is freed from house-arrest)

- 15.44 Jane's は、次のように記している。

「2010年5月まで、ミャンマーの反対運動はNLDが中心となった。一連の制限的選挙法に対する抗議として、2010年11月7日の選挙に登録しないというNLD中央執行委員会の戦略的決定により、党は違法と宣言され、期限である5月6日の翌日に解散することを命じられた(「政党登録法」に明言されている通り)。2010年3月

初旬に発効された選挙法は、アウン・サン・スー・チー他、政治信念のために拘留されたことのある多くの NLD メンバーをはじめとする犯罪歴のある人物が政党に加わることを拒否するよう、政党に要求した。又、軍が起草した 2008 年の憲法草案を受け入れ、SPDC が 1990 年の選挙結果を承認するという長年の要求を捨てるように命じたであろう。」 [8a](Political parties)

15.45 2011 年 11 月 18 日、BBC ニュースは、NLD が来る議会選挙に登録することを決定したと報じた。党の宣言によると、「私たちは、国民民主連盟(NLD)が政党登録法に従って登録することを全員一致で決定した。来る選挙に参加する…」 NLD 指導者アウン・サン・スー・チーの出馬を阻んだ規定は破棄され、女史は政治に参加できるようになった。 [28e]

15.46 しかし、NLD が政党として再登録する決定に反対したメンバーもいた。2011 年 11 月 22 日、*Mizzima* は次のように報じた。

「全ビルマ僧侶連盟(ABMA)が月曜日(11 月 21 日)に発表した声明には、この国の政治問題は新しく形成された議会には解決できないこと、会議や対話を通じて解決した方が良いことが記されている。声明はこうも記している。『大した変化は起こっていない。現在の状況で、NLD がシュエゴンダイ宣言から逸脱するのは良くない。』2009 年 4 月の NLD のシュエゴンダイ宣言は、全軍事政権に 1990 年の一般投票を承認し、政治犯全員を釈放し、2008 年憲法を訂正し、3 政党による会議を開くことするよう求めた。こうした要求は、どれ 1 つとして NLD が納得できるように対応されていない。」 [33d]

サブセクション: 全ビルマ僧侶連盟(ABMA)も参照されたし

15.47 ロイター通信は、2012 年 1 月 5 日、ビルマの選挙委員会が NLD を正式に登録したと報じた。補欠選挙は 2012 年 4 月 1 日に設定され、アウン・サン・スー・チーは議会に立候補する予定である。 [85a]

15.48 2012 年 1 月 11 日、*Democratic voice of Burma* は、アウン・サン・スー・チーが来る補欠選挙に出馬する準備を進めるに当たり、以前、NLD の指導部であった同党の長老たちが同女史を推したため、国民民主連盟の指導者となったことを報じた。 [3c]

最近の発展、歴史: アウン・サン・スー・チーの解放も参照されたし

国民民主勢力(NDF)

15.49 2011 年 3 月 7 日付の国際危機グループ(ICG)のレポート *Myanmar's Post-Election Landscape* は、「NDF は、選挙をボイコットする党の決定に反対した NLD の年長指導者数人により結成された。」 [36a](p2)

15.50 2011 年 12 月 2 日更新の Jane's の Sentinel Security Assessment for Burma の内政のセク

ションには、こう記されている。

「NDFは2010年初めのNLD解散後、元NLDのメンバーにより結成された。NDFは、タン・ニェインを党首とし、人権擁護運動を展開しつつ、少数民族を排除し民主的な支配を防止する憲法の問題点に焦点を当て、ミャンマーの抱える難問を解決することを狙いとする。NDFは、2010年11月7日の選挙をボイコットするというアウン・サン・スー・チーの意見に反対し、獲得した限られた政治力を最大限に活用することを決定した。しかし、選挙後、NDFは、選挙に不正と、投票者に対する威嚇があったことを訴え、結果について不服を申し立てている。」[8a](Political parties)

- 15.51 2010年12月30日、オーストラリア放送協会(ABC)ニュースは、国民民主勢力が、「... 立候補者数161名のうち16名が当選したが、大勝利を収めたと主張する軍政権後援の政党が広範な不正を行ったと訴えている。」 [10a]

歴史: 2010年11月の選挙、付属書B: 政治組織も参照されまし

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

反政府グループ

- 15.52 選挙前期間に関し、政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2010年11月付のレポート *Silencing Dissent: The ongoing imprisonment of Burma's political activists In the lead up to the 2010 elections* の中で、次のように記している。「リスクにも負けず、勇気ある人々が選挙に対する反対運動を行っている。選挙前期間中、ラングーンとマンダレーでステッカーやチラシが配られ、投票者にボイコットを呼びかけた。この運動は、全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)、88世代学生グループ、及び青年文化ネットワークのジェネレーションウェーブが組織したものと報告されている。これらのどのグループにも拘束されているメンバーがいる...」 [44e](Campaigning against 2010 elections)

歴史: 2010年11月の選挙も参照されまし

全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)

- 15.53 全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)は、1988年に盛んになった民主化運動の際に活発化し、メンバーの何人かが逮捕・投獄され、1990年、地下に潜った。2007年の民主化デモでABFSUは再浮上した。(2007年8月28日、*The Irrawaddy*)[26a]
- 15.54 2011年10月24日発行の国際人権連盟(FIDH)*Observatory for the Protection of Human Rights Defenders Annual Report 2011* は、ビルマのセクションで、ABFSUがビルマ最大の学生連盟であり、軍事政権から不法と見なされていることを報じた。[31a](p285)

[目次に戻る](#)

資料目録に進む

全ビルマ僧侶連盟(ABMA)

15.55 2012年1月11日に検索した全ビルマ僧侶連盟のウェブサイトには、こう記されている。「ABMAは、2007年、ビルマの経済・社会問題に対応するため、年長の僧侶たちにより結成された。2007年9月の、いわゆるサフラン革命を主に組織し、調整したのはABMAの指導者たちであると見られている。[87a]

15.56 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2009年9月16日付のレポート *Burma's Forgotten Prisoners* 中で、全ビルマ僧侶連盟の主要な指導者の1人ウ・ガンビラについて、次のように記している。

「... (2007年の)デモを指導し、主要なまとめ役でもあった、最も表立ち、発言力のある若い僧侶である。ラングーンとマンダレーを行き来し、当局の目を避けていたが、弾圧の後、地下に潜った。1ヵ月以上を潜伏して過ごした後、ウ・ガンビラは2007年11月4日、マンダレーで逮捕された。その数週間前、当局はウ・ガンビラを降伏させるため、弟のアウン・チョウ・チョウ(Aung Kyaw Kyaw)を逮捕していた。ある種の連帯処罰である...」

「この若き僧侶は、僧侶連盟の指導者としての役割に係る10の罪状で起訴された... 2008年11月、法廷はウ・ガンビラに懲役68年の刑を言い渡した。そのうちの12年は重労働に従事することを強制される。兄(弟)アウン・チョウ・チョウ(Aung Ko Ko Lwin)は、ウ・ガンビラを匿った罪で懲役20年を言い渡され、アラカン州チャオピュー刑務所に送られた。義弟のモエ・フタット・フラヤンは、逃亡中のウ・ガンビラを助けた罪で投獄され、今はモン州のモールメン刑務所にいる。」

「2009年5月、ウ・ガンビラはサガイン管区のカレーにある更に隔離された施設に移された。彼の健康状態は悪化していると伝えられている。当局は、家族の訪問を禁止している。2009年6月、68年の刑期が5年に減刑された。」[39f](Harsh prison conditions)

15.57 2012年1月13日、651人の受刑者に対する大統領の恩赦で、ウ・ガンビラは釈放された。(2012年1月13日、BBCニュース)[28]

司法制度: 公平な裁判、信仰の自由: 仏教も参照されたし

88 世代学生グループ

15.58 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2009年9月16日付のレポート *Burma's Forgotten Prisoners* 中で、88 世代学生グループは、1988年の暴動における元学生指導者のグループにより、2005年に結成されたと記している。[39f](The 88 Generation Students)

- 15.59 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2008年10月9日付の *Country Profile for Burma* で、88世代学生グループについて、こう記している。「... 2007年に、政治犯の釈放を求める徹夜の祈り集会など数々の市民抵抗運動を組織した。2007年8月、このグループは、厳しい経済的困難に繋がる燃料価格の値上げを決定した軍事政権に反対する平和的抗議運動を指揮した。こうした抗議活動は大規模な反体制デモに発展した。SPDC は、その後の弾圧で、ミン・コー・ナインをはじめとするグループの指導者のほとんどを逮捕した。[46a](88 Generation group)
- 15.60 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。「平和的な民主推進を主張した罪で、最も厳しく罰せられたのは、有名な88世代学生グループである。主だったメンバーの多くは逮捕され、長期の禁固刑に処せられた。」同レポートは、このグループの指導者の少なくとも2人は、懲役65年に処せられたと報じている。[32e](パラグラフ55)
- 15.61 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2010年11月付のレポート *Silencing Dissent: The ongoing imprisonment of Burma's political activists In the lead up to the 2010 elections* の中で、次のように記している。

「(2010年)2月、(88世代学生グループの)ミン・コー・ナインとコー・コー・ジーは、軍事政権の選挙プロセスを公に受け入れることと引き換えに、釈放の申し出を受けたが、2人はこれを拒否し、2008年にマウビン刑務所で合意した「マウビン宣言」を守った。この宣言は、88世代学生グループが全政治犯の無条件釈放と、政権が、全政治関係者を含めた対話に応じない限り、選挙を支持しないことを宣言するものである。政府はこうした対話に全く応じておらず、実際、ビルマの刑務所には一般犯罪の受刑者しかいないと主張し、政治犯の存在自体を否定している。」[44e](Interrogation of political prisoners on the elections)

- 15.62 2011年12月22日、*Mizzima* は、全政治犯が釈放されない限り、88世代学生グループは2012年4月1日の補欠選挙に参加しないと報じた。[33f] 2012年1月13日、88世代学生グループのミン・コー・ナイン、コー・ジミー、及びニラー・テインは、651人の受刑者に対する大統領恩赦により釈放された。(2012年1月13日、BBC ニュース)「28j」

ジェネレーションウエーブ

- 15.63 2009年6月29日に更新された活動家ザヤール・タウの *Political Prisoner Profile* の中で、政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、ジェネレーションウエーブ(Myoset-Thit-Lunge)について、次のように記している。

「... 2007年9月のサフラン革命の際に結成された... ジェネレーションウエーブは、プロテストソングを歌ったり、反政府パンフレットを配ったりして、軍の独裁政治に対する反対運動を展開している。秘密組織フリーダムファイターズと親密に

協力し、憲法をめぐる2008年5月の国民投票における「否定票を入れようキャンペーン」に合わせた「NO NO NO」ソングを含む「Oh, Myanmar」というCDを制作した。2008年10月9日、ジェネレーションウェーブは、ラングーン、マンダレー、その他、ビルマ中の都市で、「2008年独裁政治の終り」というメッセージを記したパンフレットをグループ結成1周年記念として配った。」[44c]

- 15.64 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2009年9月16日付のレポート *Burma's Forgotten Prisoners* 中で、ジェネレーションウェーブの構成メンバーについて、こう記している。「... ザヤール・タウ等ヒップホップ・アーティスト、アーカー・ポー、アウン・ゼー・ピョー、ティハ・ウィン・ティン、ヤン・ナイン・トゥ、及びワイ・ルウィン・ピョー等、若手活動家が含まれる。」[39f](The 88 Generation Students)
- 15.65 2011年5月18日、*Democratic voice of Burma* は、3年間の投獄の後、ザヤール・タウが5月17日の恩赦により釈放されたことを報じた。[3b]

目次に戻る
資料目録に進む

16. 言論の自由とメディア

- 16.01 国境なき記者団(RSF)は、2011年11月発行の *World Report – Burma* で、次のように記している。

「ビルマは、世界で最もメディア規制の厳しい国の1つである。少なくとも25人の記者が、現在、投獄されている。独立したニュース、情報の発信元は、極秘に行動する現地の通信員ネットワークを利用した民主ビルマの声(DVB)、*The Irrawady*、*Mizzima* ニュース等の国外逃亡メディアである。政府は、2011年4月以降、反対勢力に対して多少の譲歩を行ったが、メディア規制の緩和に関しては、大きな譲歩に難色を示している。」[16b]

- 16.02 2011年9月20日、ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は次のように報じた。

「最近、軍の支配から民民主的支配に変わりはしたが、ビルマは依然として、メディア検閲が世界で最も厳しい国の1つである。」しかし、テイン・セイン大統領がメディア規制緩和の方向性を暗示したが、「... 国の検閲はニュースを差し止め、レポーターの通信と行動を監視し、少なくとも14人の記者とメディア関係者が投獄されている状態が続く中、報道の自由に向けて何の進歩も見られないことがCPJの調査で判った。選挙によって選ばれたテイン・セイン政権の下、当局はジャーナリスト、中でも国外逃亡メディアグループに情報を極秘に伝達しているジャーナリストを弾圧、制裁、投獄し続けている。」[15b]

- 16.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、こう記している。「2011年、メディア規制は明らかに緩和され、政府の決定や政策、議会討論の情報が以前よりオープンに

報じられるようになった。民間メディアはアウン・サン・スー・チーについて報じられることを許可された。例えば、*The Irrawaddy* の著名な創設者アウン・ザウ等の国外逃亡ジャーナリストとのインタビューと並び、アウン・サン・スー・チーの意見書が、ビルマ語のメディアで発行された。」 [39c](Media freedom)

16.04 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、ビルマについてこう記している。「政府は厳しく体系的に言論と報道の自由を規制した。当局は、政府を批判する意見を表明した市民、政府を批判する意見が印刷された印刷物を配布、又は所有している市民を逮捕、拘留、処罰、投獄した。治安部隊も反政府意見を持つと思われる人々を監視、弾圧した。」 [7a](セクション 2a)

16.05 同レポートはこうも報じている。「政府は、政府に批判的な演説、イベントを公衆の面前で行うことを禁止するため、力を振るい、威圧し続けた。政府は、ほとんど例外なしに、この方針を貫いた。2009年の場合とは逆に、政府は人権デーの記念式典を禁止しなかった。しかし、人権活動家たちは、現地当局は、ピイにある自宅で祝典を主宰した喫茶店のオーナーに対し、報復を試みたことを報じた。」 [7a](セクション 2a)

16.06 2011年3月7日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、憂慮を表明した。

「... 議員に対し、表現の自由に関する規制が既に課されている。2010年11月26日、タン・シュエ上級大将が署名した法令は、国家の治安若しくは結束を脅かさない限り、又は、憲法に違反しない限り、議員は表現の自由を認めている。これは、非常に広い範囲を指す表現で、討論を制限するものである。法令は、議会制度に対する抗議を行う者、又は、敷地内で議員に暴行を加えた者を懲役2年の刑に処している。」 [32h](パラグラフ 22)

16.07 2011年9月16日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように述べている。

「2011年3月に特別報告者がミャンマーを訪問し、メディアの検閲が緩和されたことを耳にした。2011年8月、外国メディアを批判する標語が政府の新聞から排除された。2011年9月、アウン・サン・スー・チー女史の書いた記事が地域新聞に掲載されたが、これは23年ぶりの執筆だった。しかし、特別報告者は、メディアに対する規制が続いていることも耳にした。例えば、ミャンマー国内の報道機関は、国営新聞に掲載されている政府とカチン州カチン独立軍との戦闘に関するニュースのみを報じるように命じられた。2011年6月10日時点で、スポーツ、健康、芸術、児童文学、及びテクノロジーに関する発行物は、発行前に許可を得る必要はなくなったが、後から報道審査登録局(Press Scrutiny and Registration Division)にコピーを提出しなければならない。ニュース、犯罪、教育、経済、及び宗教に関する発行物は、今でも発行前に検閲を受けなければならない。」 [32j](パラグラフ 53)

- 16.08 アジア人権協議会 (AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、こう記している。

「検閲の緩和を改善の印と見る政府支持者もいる。しかし、実際の緩和の程度には疑問が残る。以前より多くの話題を扱えるようになったことは事実である。しかし、発行前に検閲のためにコピーを提出する要件が正式に緩和されたとはいえ、政府は違反の疑いがある件を調査するため、ビルマ情報省の配下に新たな監査審査会を設置した。監査審査会は一連の通知を出したが、その中の No.46(2011年6月7日)は、3つの主要国家大義(連邦の非解体、国民の連帯の非解体、国家主権の永続)、2008年憲法、又は、公職守秘法に反する文書、即ち、人種又は宗教の異なる人種間の関係を損なう、平和と平穏を乱す、又は騒ぎを起こす、軍のメンバーに反逆的行為を行うように唆したり、公務の執行を妨害したりする、その他諸々の特徴を持った文書を発行したり、配布したりすることを禁じている。こうした総括法の布告は、政府の検閲が緩和されているという主張と矛盾し、ビルマで自由に表現する場など、どこにもないという疑念を抱かせる。今日のビルマで「より自由な」表現が可能であるということは、国内の人権尊重の状況が変わったことの証拠にはならない。むしろ、この時点では、差支えない話題について以前より自由な議論を許容することにより、当局の目的が達成できるという、現実的な譲歩と考えるべきである。」 [43d](p2-3)

- 16.09 2011年3月31日付の英国外務省(FCO) *Human Rights and Democracy Report 2010* は、こう記している。

「ビルマのメディアは、2010年も厳しい検閲の対象となっていた。全ての出版物は、法令により、報道審査登録局に提出し、承認を受けることが求められていた。ジャーナリストは投獄を恐れて、又はライセンスの取り消しや一時停止を恐れて自己検閲を行っていた。ブログを書く人の行動は厳しく監視され、2004年電子通信法により、政府に批判的と思われる情報を広める人物を投獄することが認められていた。政府による監視の恐怖が深く浸透していたとはいえ、実際のインターネット上の管理は弱く、インターネットを使えるビルマ人は、多くの場合、規制を避けることができた。フェイスブック、その他のソーシャル・ネットワーク機能の利用は可能だった。」 [5y](p142)

- 16.10 BBC は、2011年1月16日更新の *Country File for Burma* で、次のように報じている。

「ビルマのメディアは、1962年の軍事クーデター以降、厳しく管理されてきた。詩から映画まで、全てが検閲され、政府に対する批判だけでなく、自然災害や自国のサッカーチームの負け試合のニュースをはじめとするほとんどの悪いニュースが差し止められている。」

「国は、主な放送局や出版物を管理している。公開されるものは、ほとんどが将軍による公式行事や宗教儀式に関する定型的な報道、政策実施の進捗状況の説明、ア

アメリカやイギリスによるビルマに対する陰謀の批判である。」

「外国のラジオは主な情報源である。BBC、ボイス・オブ・アメリカ、アメリカ後援の Radio Free Asia、及び、ノルウェーを拠点とする反体制報道ステーション民主ビルマの声は、ビルマの視聴者を対象としている。」

「裕福なビルマ人は、国際放送を視聴し、多少の国際的出版物を入手することができる。」 [28a](Media)

- 16.11 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、2011年2月15日発行のレポート *Attacks on the Press 2010: Burma* で、2010年の選挙の運動期間について、こう記している。

「9月14日(2010年)、連邦選挙委員会は、国営のラジオとテレビで演説する際、候補者が扱える話題を制限する旨の通知を出した。禁止されたのは、「治安、法の支配、及び地域社会の平和を乱す」という、広範な定義に含まれる演説である。候補者たちは、政策について討論したり、国と軍隊のイメージを「汚す」言明をメディアに対して行ったりすることも禁じられた。」 [15a]

- 16.12 CPJ は、こうも記している。「当局は、印刷物について、既に厳しい検閲を更に強化した。こうした印刷物は、そのコピーを検閲し、承認するための時間を確保するため、長きに渡り、週1回のペースで発行することを強制されてきた。ビルマメディア協会は(2010年)11月、政府の検閲により、アウン・サン・スー・チーの解放を大々的に報じた10の地域出版物が差し止められたと記している。」 [15a]

目次に戻る
資料目録に進む

インターネットの利用

- 16.13 2011年4月18日発行のフリーダムハウス *Freedom on the Net 2011* は、ビルマについて、次のように記している。

「新憲法は... インターネット利用の自由を保証していない。全ての国民は、「信念や意見を表現し、発行する」権利を行使することができる。但し「連邦の治安、法と秩序の普及、地域社会の平和と平穏、又は、公共の秩序と道徳を維持するために施行されている法令に反していない場合に限る... 電子通信法第33条に従って、国家の治安、法と秩序、地域社会の平和と平穏、国民の連帯、国家経済、又は国家文化にとって「有害な行動」、特に、「それに関連する情報を受信、送信、配信したインターネット・ユーザは、禁固7~15年、及び、罰金を科せられる。」 [14c](p9)

- 16.14 同資料はこう付け加えている。

「政府は、ビルマ国外逃亡者グループが運営する、政府とその活動に批判的な政治ウェブサイトやメディア・ウェブサイトやウェブサイトを遮断している。政府は、「ビルマ」、「麻薬」、

「軍事政権」、「民主主義」、「学生運動」、「8888」(1988年8月8日に始まった抗議活動の呼び名)、及び「人権」等、疑わしい言葉を含むウェブサイトをほとんど全て遮断しようとしている。YTP(政府が運営するウェブ・ポータル *Yatanarpon Teleport*)は、外国の新聞やテレビと並び、ビルマ国外逃亡者グループが運営する、又は外国のビルマ語メディアとブログをほとんど全て遮断している。国際人権擁護グループのウェブサイトもブロックしている。) [14c](p6)

- 16.15 2011年3月7日付の *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のような懸念を記している。

「... ミャンマーのインターネット・サービスのアップグレードにより、政府は監視力を強め、インターネット・ユーザ規制を厳しくすることができる。2010年10月、政府は国内初の全国的なウェブ・ポータルの導入を発表した。このウェブ・ポータルは、政府が運営する *Yatanarpon Teleport* が管理し、ミャンマーにおけるインターネットへの主なリンクを提供する *Hantharwaddy National Gateway* に対する、軍の排他的管理を可能にするものである。レポートによると、この新システムにより、政府はデータ・パケットや機密情報を捉えることが可能となる。」 [32h](パラグラフ24)

- 16.16 ビルマ国内のインターネット・ユーザ数は、資料により異なる。もっとも、資料の日付も異なっている。BBCは、2011年1月16日付の *Burma country profile* で、こう報じている。「2010年6月時点のインターネット・ユーザ数は110,000人だった(*InternetWorldStats*)。インターネットへのアクセスが制限される一方、テレコムの方が悪く、電源も不安定なため、更にアクセスが困難になっている。RSFは、ビルマについて、『イントラネットに限りなく近い』システムを持った『ブラックホール』と呼んだ。」 [28a]

- 16.17 国境なき記者団(RSF)は、2011年3月11日付のレポート *Internet Enemies 2011 - Burma* で、ビルマにはインターネット・ユーザが300,000いるとし、更に次のように記している。

「政府は厳しいインターネット検閲網を広げている。ビルマのファイアーウォールにより、ユーザは、反政府的な内容を全て取り除いたイントラネットにしかアクセスできない。遮断されるウェブサイトには、国外逃亡者グループの運営するメディア、プロキシサーバー、その他の検閲回避ツール、特定の国際メディア、海外での奨学金を提供するブログやサイトがある... ビルマ内の12,284のIPアドレスのうち118のみが、政府に遮断されずにワールド・ワイド・ウェブにアクセスを許可されている。」 [16a]

- 16.18 HRWは、2011年11月3日付のレポート *Burma's Continuing Human Rights Challenges* の中で、次のように記している。

「インターネットの検閲が緩和され、国外逃亡者グループの運営するニュース・メ

ディア、その他の禁止サイトへのアクセスが許可された。但し、多くの場合、プロキシサーバーを利用して政府の検閲を長年免れてきていたのだが。しかし、ビルマにおけるインターネットの利用は、依然として極めて低い。定期的にインターネットを利用するのは、人口のわずか1%と推定されている。ソーシャル・メディアを使って政治、環境、及び経済等の繊細な問題について討論する機会は増えたが、これは、やはり、都市部に住むエリートに限られている。」 [39c](Media Freedom)

16.19 *Freedom on the Net 2011* は、このように記している。「国際電気通信連合によると、2009年時点で、110,000人のインターネット・ユーザがいるということである。これは人口の0.2%に相当する。MPT(ミャンマー郵便電信公社)は、ビルマには400,000人のインターネット・ユーザがいると報じている。」 [14c](p2)

16.20 しかし、同資料は、このようにも報じている。「地域によって大きな差があるが、人口の32%が貧困ラインを下回る暮らしをしていると推定される国にしては、個人用インターネット接続費が法外に高い。」 [14c](p2)

16.21 *Freedom on the Net 2011* は、次のように記している。

「軍事政権は、Yahoo! Mail、MSN Mail、Gmail、動画共有サイト You Tube、ソーシャル・ネットワーク用サイト Facebook、Google の Blogspot、及び、ミニブログ・サービス Twitter へのアクセスを単発的に遮断している... (p4)。多くのサイバーカフェでは、スタッフが顧客の画面を見ており、検閲回避(インターネット接続に課せられている制限を回避するソフトウェア・ツール)を試みた場合は、検知することができる。政府はサイバーカフェのスタッフにこれを奨励している。しかしながら、ほとんどのスタッフは、客を寄せ付け確保するため、プロキシ・アドレスを提供している。」 [14c](p5)

16.22 同レポートは、2010年時点で520のサイバーカフェが登録されていると付け加えている。これらは主にいくつかの主要都市にある。 [14c](p2)

16.23 USSD Report 2010 は、こう報じている。「政府は、Eメールをはじめとするネット上の討論会において政治、宗教、又は批判的見解を表明した人物を表立って罰することはほとんどなかったが、別件で罰することは多かった。」 [7a](セクション 2a)

16.24 Gareth Price 博士による2011年12月付のチャタムハウスの論文 *Burma: Time for Change?* は、検閲が緩和され、インターネットを通じてアクセスできるサイトが増えたが、「... 禁止されているニュースのサイトにアクセスした者は、未だに長期の刑に処せられる。ジャーナリスト保護委員会は、規制緩和の無意味と称し、新しい発行物には、政府役人が書いた、『輝く光に包まれた』政府を紹介するニュースを掲載することを強制されている」と記している。」 [88a](p5)

目次に戻る
資料目録に進む

ジャーナリスト

- 16.25 CPJは、*Annual Prison Census 2011-Burma*の中で、2011年12月1日付で12人のジャーナリストが投獄されたと報じた。[15c]
- 16.26 しかし、651名の受刑者を対象とした2012年1月13日の大統領恩赦により、民主ビルマの声(DVB)のジャーナリスト5名が釈放された。(2012年1月13日、BBCニュース)[28j]
- 16.27 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2010年1月14日付の *2010 Annual Report: Political Prisoners in Burma*の中で、次のように記している。2010年12月31日時点で、「ビルマでは、ジャーナリスト、ブロガー、及び執筆家が、未だに激しく抑圧され、検閲を受けている。2010年12月31日時点で、42人のメディア活動家がビルマの刑務所に拘留されている。これは、2009年末の41人より1人増えた数字である。」[44b](Journalist, Bloggers & Writers)
- 16.28 USSD Report 2010は、拘留されたメディア関係者は、最高35年の禁固刑に処せられたと報じた。[7a](セクション2a)

政治的所属: 政治犯も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

17. 人権擁護団体、人権擁護機関、人権活動家

- 17.01 国際難民支援会(RI)は、2012年1月11日付の現地レポート *Burma: An Opportunity to Expand Humanitarian Space*の中で、次のように報じている。

「ビルマ新政府は、自然災害と紛争により生じた人道的ニーズに関し、国際社会と協力する意思を示した。政府は、やっとIDPの存在を認め、国連がカチン州における難民のニーズを査定することを許可した。12月、政府は、政府管轄外の地域における国連のIDP支援を許可することに向けて、初めて歩み寄りを見せた。政府は又、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と協力し、無国籍の中国系、ヒンズー系の民族を特定し、今のところ2つの村の帰化を認めた。膨大なニーズがあることを考慮すると、こうした取り組みは不十分であると思われるが、ビルマの国境地域を根気強く後押しすることで、人道的な領域を広げることができることを、歴史は示している。」 [61b]

- 17.02 同資料はこうも記している。

「新しい権力分散型の政府は、官僚的手順を改善し、紛争で被害を受けた地域へのアクセスを拡大する手段を増やした。以前は、何事も軍と省庁の両方を通して承認を受けていた。今は、その手順から軍隊が排除され、複数の意思決定者がいる。昨

年、政府は国際的非政府組織(INGO)との間で数々の合意書に署名した。そのうちのいくつかは、長年、官僚主義により、おろそかにされてきた事項である。加えて、INGO 職員は、まだまだ官僚的な点は残っているが、国際機関のスタッフに対するビザと通行許可証の承認システムを政府が改善したことを RI に伝えた。」 [61b]

国内避難民(IDP)も参照されたし

- 17.03 2011年3月31日付の英国外務・連邦省(FCO) *Human Rights and Democracy Report 2010* は、こう記している。

「基本的な国のサービス施設が無い中で、小さいがエネルギッシュな市民社会が生まれた。共通の目標を持った組織のネットワークが構築され、地域レベル、国家レベルで市民社会の主張を代表する役割を持つようになった。市民社会グループは、地域社会レベルでの支配構造と民主的基準の設立を推進した。2010年、市民社会グループは、ビルマ政府と協力し、ビルマの人権に関する国連普遍的定期審査への報告を行い、女性の地位向上に関する国家行動計画の起草を支援した。又、支援を必要とする地域社会を援助する国際的な援助プログラム、地域の援助プログラムを実施するため、地域レベルで活動した。選挙における国民の権利に対する認識を向上させるため、大きな役割を果たした。少数民族の住む地域、紛争地域で仲裁と地域保護戦略を進めた。主要な基盤構築プログラムが社会と環境に与える影響について認識を向上させた。ビルマ政府と、市民社会代表者との関係は、常に複雑だった。政府はいくつかの NGO(非政府組織)は脅威と見なしたが、女性の地位向上と HIV/AIDS 等、ある分野ではその他の NGO と協力し、国家戦略を開発した。」 [5y](p147)

政治的所属、女性、少数民族、医療問題も参照されたし

- 17.04 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、次のように記している。

「政府は、国内の人権擁護組織が独立して機能することを許可せず、人権に関する記録を外部団体が監視することを嫌っていた。60を超える政治とは無関係な国際人道非政府組織が、国内で機能していた。その他にもいくつかの組織が、暫定的に存在し、国内で永続的に機能する体制を構築するため、延び延びになっていた交渉を進めていた。」

「政府は、ほとんどの地域で、外国人ジャーナリスト、NGO スタッフ、国連機関スタッフ、及び外交官に対して通行規制を行っていた。人権擁護団体の代表者たちは、政府が承認するスポンサーの後援を受けていない限り、又、政府がその目的を承認しない限り、入国ビザを却下されることが度々あった。政府は、外国人の動きを監視し、外国人との接触について市民を頻繁に尋問し、表現の自由、市民集会の自由を規制し、政府による人権侵害に関する情報を外国人に伝達した市民を逮捕する等、数々の行為によって、虐待に関する調査を妨害した。虐待、中でも刑務所内、又は

少数民族地域で行われる虐待は、実際に虐待が行われてから数ヶ月、数年経って報告されることが多く、実証は難しかった。」

「当局は、2008年と2009年、NGOスタッフがサイクロンナルギスの被災地を「単独で」訪問することを何度も許可した。但し、こうした訪問は、SB(特別捜査部隊)が監視する場合が多かった。サイクロンナルギス問題に対処するために結成された国連、東南アジア諸国連合、及び政府から成る3者コア・グループは、7月(2010年)に作業を終了した。8月に、上級の政府役人が復興期間の終了を宣言し、政府は、NGO職員の通行と被災地での活動をより厳しく規制する方針を打ち出した。いくつかの国際NGOと国連機関は、国内の他の現場を訪問する際、NGO又は国連の費用で、政府役人を同行させることを義務付けられた。但し、この規則は必ずしも強制されなかった。外国人スタッフは、被災地以外のプロジェクト現場を訪問する許可をなかなか与えられなかった。」

「多くの国際人道NGOと国連機関は、活動を制限されたと報告している。国際機関の職員が人権活動家、受刑者、少数民族に会うことも、厳しく制限された。政府は、国際機関の職員に対し、選挙が終わるまで国外で休暇を取り、ビルマに帰国しないように求めたと報告されている。こうした国際機関の職員は、長期滞在ビザの発行をなかなか認められなかったと報告している。国連機関とNGOは、人道組織の活動について、相互に受け入れ可能なガイドラインを構築するため、政府と交渉を続けた。」 [7a](セクション5)

- 17.05 モンランド人権基金は、女性および児童の人権プロジェクト(WCRP)による2009年8月付のレポート *Nowhere else to go: An examination of sexual trafficking and related human rights abuses in Southern Burma* の中で、次のように記している。

「ビルマ国内で、多くの非政府組織(NGO)、支援ネットワークは、軍事政権と切っても切れない仲とまではいかなくとも、深く結びついていることは確かである。このため、女性たちは、警察又は軍隊のメンバーの不法な行為を報告する場合、報告する相手に対し、仲間、又は、親密な関係を持つ人を告発することを依頼していることになり、むしろ違法な性交渉や人身売買に参加した罪で自分が罰せられる、又は逮捕される危険すらあることを知っているのである。」 [34d](p20)

- 17.06 タイに拠点を置くビルマ人権教育機構(HREIB)は、2008年9月付のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)の中で、こう記している。

「政府が人道的支援機関に対する規制を保持する中、ビルマの遠隔地域の状況は、退廃する一方である。しかし、こうした状況を改善する組織がいくつか現れた。これらの小さな組織は、必需品と必需サービスを紛争で影響を受けた地域と国内避難民に提供している。しかし、これらの機関は、強い圧力の下で、秘密裡に急いで活動することを強いられることが多い。探知された場合の逮捕、虐待、不法な処刑をはじめとする厳しい結果を考え、こうした方法で支援を行うことを余儀なくされて

いる。医療従事者が、敵の戦闘員に対して撃つかのような激しい襲撃を受けたという報告は、多々ある。[64a](p84)

- 17.07 HREIB レポートは、支援団体の職員に対する暴行は、特定の地域、及び国内避難民との接触を妨害するため、政府勢力、非政府勢力の両方が行うものであると報じている。[64a](p87)
- 17.08 ビルマ子どもの権利フォーラム(CRFB)が子どもの権利に関する国連理事会(CRC)に提出した2011年4月23日付のレポート *The plight of children under military rule in Burma* は、こう記している。

「国と軍隊は、紛争で影響を受けた子供たちに食料の安全と健康の目的を強化する人道的支援を提供する代わりに、紛争地域の家族が、国際人道支援団体、ビルマ国内又はタイを拠点とした地域組織が提供する人道的サービス、自身の地域のために集めた医薬品若しくは食料品等の人道支援物資を受けることを激しく妨害した。こうした人々に接触できる人道的支援団体は例外的であり、射殺、又は逮捕のリスクの下、活動しなければならない。[86a](p29)

- 17.09 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP) は、2010年1月14日付の *2010 Annual Report: Political Prisoners in Burma* の中で、次のように記している。

「軍事政権がビルマの弁護士に対して圧力をかけ続けたことにより、政治犯の弁護を引き受ける弁護士の数は減った。政治犯の弁護を引き受けた弁護士は経済的リスクを負う。軍事政権は、こうした弁護士の担当する、政治犯以外の依頼人に対し、他の弁護士に依頼するように圧力をかける。これが、逮捕されるリスク、その他の嫌がらせと相まって、弁護士は、政治犯の弁護を引き受けなくなる。更に、こうした弁護士は、禁固刑の後、資格をはく奪されるため、政治犯に対する正当な支援者は減る一方である。」 [44b](Lawyers)

逮捕と拘留 — 法的権利も参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

18. 汚職

- 18.01 2011年12月1日に公開された2011年汚職認識指数(CPI)の中で、トランスペアレンシー・インターナショナルは、ビルマ(ミャンマー)の世界汚職順位を182カ国中180位、CPIスコアを1.5とした。(CPIスコアは、企業人、国別分析官が見た公務員、政治家の腐敗の程度を示すものである。スコアは10(非常に潔白)から0(非常に退廃)までである。)[21a]
- 18.02 2010年の出来事をまとめた2011年5月12日発行のフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、次のように記している。「透明性と責任の欠乏したシ

ステムの下、汚職と経済政策の失敗が、全国レベル、地域レベルの両方で現れている... チャットの価値を法外に上回る公式固定為替レート等、SPDC(国家平和開発評議会)の一方的な経済政策が、誤った会計処理を通じた汚職に繋がっている。」[14a]

- 18.03 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、次のように記している。

「法令には、官僚の汚職を罰する規定があるが、政府がこの規定を適用することは稀であるため、又は、一貫して適用しないため、官僚は、賄賂を受け取っても罪に問われることは無い。複雑で気まぐれな規制環境が汚職を増長させた。当局は、官僚の汚職程度があまりにも酷く、罰せざるを得なくなった場合、又は、上級官僚の権力を脅かすと思われる官僚を罰するため、上級官僚の裁量で法令を適用した。」 [7a](セクション4)

- 18.04 同資料はこうも記している。

「警察の汚職は深刻な問題である。警察は、被害者に高額な犯罪調査費を請求し、日常的に市民から金銭を巻き上げている。公務員は所得開示法の対象にならない。政府はほとんどの公式文書を公開しない。又、それを許可する法令も無い。政府のデータのほとんどは、定例的な経済統計でさえも、機密扱い、又は厳しく管理されている。政策決定のプロセスは不透明で、政府の最上層に限られた特権であり、新しい政策が印刷物、又は口頭で発表されることは稀である。」 [7a](セクション4)

- 18.05 同レポートはこうも記している。「汚職が広がり、司法制度の公平性も損なわれている。」 [7a](セクション1e)

- 18.06 汚職と戦う政府の宣言は歓迎するが、2011年3月の特別報告者による4度目の訪問後のミャンマーにおける人権の発展を網羅した2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。「... 特別報告者は、汚職が広く普及していることに憂慮を示した。多くの情報源によると、汚職は組織化され、広くはびこっている。市民社会組織の調査によると、訴訟手続きの全ての段階で、全てのレベルの役人に対する金銭の支払いが生じている。こうした手続きにより、拘留中の人物と面会したり、判決を左右したりということが可能になるのである。」 [32j](パラグラフ23)

- 18.07 アジア人権協議会 (AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、こう記している。

「法律専門家は、生活費がますます上がり、裁判官と弁護士はできるだけ儲けを上げようとしているため、裁判制度の汚職が飛躍的に広がっていると述べている。弁護士たちの推測では、いくつかの法廷で、裁判の70%が賄賂によって一部、又は全部が決まってしまうという。」

「賄賂を要求するのは1人、2人ではない。ビルマの退廃した仕組みについて AHRC が行った調査によると、裁判制度の全段階で、逮捕に携わった警察官や捜査に携わった警察官から、裁判所書記官、検察官、裁判官、その他まで、全ての役人に対して賄賂が生じている。賄賂は慣例で少額な場合もある。拘留中の容疑者に面会し、食料又は薬を渡す場合などである。反対に、有罪/無罪、刑の増減など、裁判の結果を左右するほど賄賂が多額で影響が大きい場合もある。」 [43d](p10)

18.08 2010年12月10日発行の AHRC Report 2010 は、次のように記している。

「ビルマにおける汚職が組織されていることを示す1つの方法は、その手続きの標準化にある。例えば、特定のサービスに対しては、比較的標準的な金額が支払われる。警察に指名された弁護士は、その見返りに、警察に30%の手数料を支払う。又、拘留中の人物に食料を届けるには、面会の時間と人数により、固定レートから算出された金額を支払う。支払い内訳が箇条書きになっていることも1つの特徴である。このように、裁判官が毎年、刑の賦課、又は軽減のために金銭を受け取ることは一般的であると報告されている。最高裁判所以前の上訴のケースで、原告は裁判官に10,000米ドルを支払い、敵対者を禁固5年の刑に処した。この金額は、1つの固定金額ではなく、禁固1年につき2,000米ドルで算出された。」 [43b](p8)

18.09 同レポートは、保釈について次のように記している。

「ビルマの裁判制度において、利益を上げられる最も重要な手段の1つに、保釈の許可がある... 警察は、まず保釈不能な罪で告発する、又は、告発すると脅す。場合によっては、被疑者は警察と交渉し、保釈可能な罪にしてもらうことができる... これが叶わない場合は、問題を検察官に持ち込む。検察官、又は法務官は、法廷で罪を告発する。被疑者が弁護士を通じて検察官とうまく交渉できれば、検察官は保釈可能な罪で告訴することに同意する。警察、検察官のどちらが保釈可能な罪で告発するという決定を下そうと、最終的に保釈を許可するか否かは、裁判官が決定する。」 [43b](p7-8)

18.10 マウン・ザルニは、2011年8月31日の国別情報に関する独立諮問グループのために作成された2011年6月付ビルマ出身国別情報レポートのレビューの中で、汚職に関し、こう記している。「... 逆説的だが、ビルマの汚職制度により、活動家たちがパスポート、偽造身分証明書、その他を手に入れ、行動の自由を得たとも言える。」 [74a](p28)

司法制度: 公平な裁判、逮捕と拘束 — 法的権利、出国と帰還: パスポート発行と「D」フォーム(出国書類)も参照されたい

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

19. 信仰の自由

88 この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

ビルマでは、宗教と民族が密接に関連している。この章は、少数民族の章と合わせて読むことをお勧めする。

概要

19.01 2010年の出来事をまとめた2011年5月12日発行のフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、ビルマについて次のように記している。「2008年憲法は信仰の自由を保証している。仏教を主要な宗教としているが、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、及びアニミズムも認めている。但し、政府は上座部仏教を信仰する傾向がある。」 [14a]

19.02 2011年3月31日付の英国外務・連邦省(FCO) *Human Rights and Democracy Report 2010* は、こう記している。

「ビルマでは仏教が優勢であり、政府は他の宗教より仏教を推進している。しかし、表現の自由や集会の自由に対する規制は、仏教徒、イスラム教徒、キリスト教徒をはじめとする全ての宗教の活動を制限した。「サフラン革命」と呼ばれる燃料と食料品の値上げに対する2007年の抗議活動に仏教僧が関わったことから始まったビルマの仏教集団と仏教徒に対する監視は、2010年時点でも続いている。2007年に逮捕された仏教僧の多くは、未だに刑務所に入っている。」 [5y](p143-144)

19.03 2011年4月28日に発行され、2010年4月1日から2011年3月31日までの出来事をまとめた米国国際宗教自由委員会 *Annual Report 2011(USCIRF Report 2011)* は、ビルマを「懸念国」(CPC)と指定することを奨励した。ビルマは、信仰の自由を侵しているとして、1999年以降ずっと「懸念国」と指定されている。同レポートはこう記している。

「信仰の自由の侵害は、ビルマの全ての宗教グループに影響を与える。2007年の平和的デモに参加した仏教僧は、殺されたり、殴打、逮捕、刑務所内の強制労働の対象になったり、聖職を奪われたりした。デモ活動の中心地と見なされた仏教の僧院は、今でも宗教活動に厳しい規制を受けている。反政府活動に関わっていると疑われた仏教僧たちが、昨年、拘留された。イスラム教徒は、政府後援の社会的暴力と並び、宗教活動の多くに厳しい規制を日常的に受けている。中でも、少数民族のロヒンギャ族は、深い差別と何千人もの難民を生んだ強制移住プログラムの対象である。小規模な紛争が何十年にもわたって起きている少数民族の住む地域では、ビルマ軍が仏教を強制し、宗教グループに対する威圧と脅迫により、新興宗教の成長を阻止しようとしている。2009年に施行された法令により、独立した「ハウスチャーチ」の宗教会場を禁止し、ラングーンの新興宗教指導者たちは、集会を止める誓約書に署名することを強制された。」 [9a](p34)

19.04 米国国務省は、2011年9月13日発行の *July-December, 2010 International Religious Freedom Report(USSD IRF July-December 2010 Report)* の中で、次のように記している。

「報告期間中、政府が信仰の自由をあまり尊重しない態度は変わらなかった。宗教活動、及び宗教組織は、表現、結社、集会の自由に対する規制の対象となった。政府は、宗教団体をはじめとし、実質的に全組織の会合や活動を監視し続け、大きな公のイベントを行う前に、当局の許可を得ることを宗教団体に求めた。政府は、人権と政治の自由を推進しようとする仏教僧の努力をことごとく規制し続けた。著名な活動家で仏教僧のウ・ガンビラを含め、2007年9月の民主化デモに続く激しい弾圧で逮捕された仏教僧の多くは、長期の刑に処せられ、未だに刑務所にいる。又、政府は他の宗教より上座部仏教を推進している。とりわけ少数民族の間ではそうした傾向がある。キリスト教団体は、祈祷所の修繕、又は新築の許可を求めて奔走し続けた。政府は、イスラム教徒グループの通行規制を多少緩和した。特にラカイン州のロヒンギャ族が大多数を占める地域と、ラングーンのスラム教徒が優勢な区域でその傾向が見られた。しかし、こうした政府の行動は、選挙で USDP(連邦団結発展党)への支持を取り付けるための代償であると報じられている。政府はイスラム教徒の活動を厳重に監視し続けた。仏教以外の宗教を信仰する少数民族に対する規制も続いた。仏教以外の宗教の信者に改宗を強制したという新たな報告は無いが、孤児や浮浪児たちの収容先の決定を左右することがあった。キリスト教団体や宣教師の影響を防止するという明らかな目的のため、キリスト教の孤児院より、仏教の修道院を選ぶ傾向が見られた。仏教への帰依又は改宗は、政府と軍で上級ポストに昇進するための暗黙の必須条件である。政権を握る(握っていた)国家平和開発評議会(SPDC)と軍隊も上級職は、ほとんど全員が仏教徒である。」 [7b]

- 19.05 同レポートは、こうも記している。「大多数を占める仏教徒と、少数派のキリスト教徒、イスラム教徒との間で社会的緊張が続いた。南アジア出身の国民に対する差別意識が浸透していた。これらの人々の多くはイスラム教徒である。政府は少数民族であるイスラム教ロヒンギャ族を国民と認定することを拒否し続け、その移動と結婚を規制した。」 [7b]
- 19.06 同レポートは、こうも記している。「ビルマは正式な国教を持たないが、政府は修道院やパゴダ(寺院)への寄付、仏教修道院付属学校での教育の奨励、仏教の布教活動の支援をはじめとする公式宣伝や国家援助を通じて上座部仏教を推進し続けた。実際に、軍と政府官庁での上級職のほとんどは、仏教徒に確保されている。」 [7b](セクション II)
- 19.07 USSD IRF July-December 2010 Report は、こうも記している。「さまざまな地域からの信頼できる報告によると、政府官僚は、主に地方の住民に、相手が仏教徒/非仏教徒に拘わらず、国が後援する仏教の神殿や塔の建設・修繕・維持プロジェクトのために金銭、食料品、又は資材を寄付することを強要したという。政府は強要したことを否定し、こうした貢献を仏教思想に沿った『自由意志に基づく寄付』と呼んでいる。」 [7b](セクション II)
- 19.08 同レポートはこう記している。「政府は、次の祝日を国民の祝日と認定する: タバウン満月日、4日間のティンジャン(水かけ祭り)、仏教新年、カズン満月日、ワソ満月

日、タディンチュット満月日、タザウンモン満月日、及びクリスマス。ディーワーリー(ヒンズー教新年)とバクリ・イード(イスラム教謝肉祭)は政府の認定する祝日ではない。しかし、政府新聞は一般的に、これらの日を政府の印刷物で発表している。」 [7b](セクション II)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

人口統計

19.09 USSD IRF July-December 2010 Report は、次のように記している。

「国土面積は 261,970 平方マイルである。国連開発計画(UNDP)の下で作られた「人間開発報告書」は、人口を 5,000 万人と推定している。仏教は、占星術、数秘術、運勢占い、仏教前紀の‘ナッツ’と呼ばれる土着の神の信仰と共存している。修行僧も含めて 40 万人以上に及ぶ仏教僧たちは、衣服や食料品等の必需品を信者からの日常的な寄進に頼っている。仏教の尼僧はあまり多くない。主な少数派宗教グループには、キリスト教(主に、バプテスト、ローマ正教徒、英国国教徒、その他の小さなプロテスタント宗派)、イスラム教徒(ほとんどがスンニ派)、ヒンズー教徒、及び伝統的な中国の土着宗教の実践者がある。公式統計によると、国民の 90%が仏教徒であり、キリスト教徒は 4%、イスラム教徒は 4%となっている。この統計は非仏教徒の数を低く見積もっていると見られる。学者たちは、イスラム教徒を国民の 6~10%としている。ラングーンのエダヤ教徒の小コミュニティにはシナゴグがあるが、ラビは居住していない。」 [7b](セクション I)

19.10 同レポートはこうも記している。

「ビルマは多民族国家であり、民族と宗教は繋がりがあがる。多数派のビルマ族及びシャン族、アラカン族、モン族の間では、上座部仏教が主に信仰されている。カチン族、チン族、ナガ族にはキリスト教が広まっている。チン州のアニミストの間では最近プロテスタントが急増していると報告されている。カレン族やカレンニー族の多くは仏教徒、カレン族の一部はイスラム教徒であるが、キリスト教も普及している。主要都市や中央南部の地域に集中しているインド系民族は、ヒンズー教又はイスラム教を信仰しているが、キリスト教徒も多少いる。イスラム教はラカイン州、ラングーン、エーヤワディ、マグウェー、及びマンダレーの各管区に住むビルマ族、インド人、ベンガル族の間で信仰されている。中国系の少数民族は概ね伝統的な中国系の土着宗教を信仰している。伝統的な土着宗教は山岳地帯に住む少数民族の間で信仰されている。こうした土着宗教を起源とする習慣が、特に地方において、大衆仏教の儀式の中に残っている。」 [7b](セクション I)

憲法と法律

19.11 USSD IRF July-December 2010 Report は、次のように記している。

「1962年以降、強力な権威主義の軍事政権が国を支配してきた。(以前の)軍事政権(国家平和開発評議会)は、1988年以降、憲法や法律を制定することなく支配してきた。但し、基本的に不正選挙だったと考えられている2008年の国民投票では、SPDCは国民の92%が議会発足後に施行される新憲法に賛成したと発表した。11月7日、政府は全国議会と地方議会の議員を決める選挙を行った。政府が後ろ盾となっているUSDP(連邦団結発展党)の候補者には、内閣大臣、その他、政府や軍の上級官僚が含まれていたが、全議席の77%を獲得した。民主推進政党、少数民族政党からは、不正選挙に対する抗議の声が広く上がった。新たに選挙で選ばれた議会がどのような政策を打ち出すのかは不明である。1948年の独立以来、多くの少数民族居住地は、反政府武装闘争の拠点となってきた。1989年に多くの武装民族グループと停戦協定を結んだにも拘らず、シャン族、カレン族、カレンニー族の反乱は続いた。政府は、政府支配の国境警備隊に加入するという条件で停戦協定を結んだカチン族、ワ族、その他の武装民族グループに対する圧力を弱めなかった。現在までに、ほとんどが条件を呑むことを拒否している。政府は、信仰の自由を国家の連帯、又は中央集権に対する脅威と見なす傾向にある。」

「政府が認めた宗教グループの信者は、一般的に、自由に礼拝を行うことを許可されていたが、特定の宗教活動は規制され、信仰の自由を制限されることも多かった。差別禁止法は、北ラカイン州のイスラム教ロヒンギャ族等、1982年「国籍法(Citizenship Law)」で正式に認められていない民族には適用されない…」

「政府は、宗教活動、政治活動に関わる人物に対し、「電子通信法」、「移民法(Immigration Act)、及び、「非合法結社法」をはじめとする宗教に無関係の法令を適用することが一般的である。」

「法令は、修道会のメンバーが公職に就くことを禁じている。選挙の準備として2010年3月に施行された法令も、過去の法令と同様、仏教、キリスト教、ヒンズー教の修道院(司祭、僧侶、尼僧等)が投票したり、政党に加入したりすることを禁じている。新しい法令は、イスラム教徒について触れていない。」 [7b](セクション II)

19.12 同資料は、こう記している。「宗教組織は政府に届け出を出す義務は無いが、特定の活動(宗教教育等)を行いたい場合、政府の許可を得なければならない。」 [7b](セクション II)

19.13 同資料は、こうも記している。

「国民と永住者は、政府が発行した国民登録カード(NRC)(Citizenship Scrutiny Cardとも呼ばれる)を携行することを義務付けられている。このカードを提示すれば、サービスを受けたり、国民であることを証明したりすることができる。こうした身分証明書は、宗教と民族を示していることが多い。信仰する宗教を身分証明書に記入するか否かについては、一貫した基準は無いと思われる。国民は、パスポート等、特定の公式書類の申込書に宗教を記入することも義務付けられている。但し、パスポートそのものには、持ち主の宗教の記載は無い。多くの少数民族、少数派宗教グ

ループ、中でもイスラム教徒は NRC を取得することが難しい。」[7b](セクション III)

市民権と国籍: 身分証明書も参照されまし

目次に戻る
資料目録に進む

仏教

19.14 USSD IRF July-December 2010 Report は、次のように記している。

「政府は仏教僧(サンガ)の活動と表現の自由を制限したが、一部の僧侶はこうした規制を拒絶した。1990年「サンガ組織法(Sangha Organization Law)」に基づき、政府は、政府の認めた9つの僧院を除き、仏教僧による組織を全て禁じた。この禁止事項に違反した場合は、即座に公の僧職を奪われ、刑事罰に問われる。この9つの僧院は、僧侶によって間接的に選ばれたメンバーから成る国家僧侶調整委員会(サンガ・マハ・ナヤカ委員会、又は SMNC)の配下にある。」

「ビルマ宗務省ササナ促進普及局(ササナは仏教の教義の意)は、政府と、仏教僧及び学校との関係を監督している。政府は、SMNCの管理の下、仏教僧を教育するラングーンとマンダレーの2つの国立サンガ大学への資金提供を続けている。国が資金を提供し、1998年に開校したラングーンの国際上座部仏教伝道大学は、「仏教に関するビルマの知識を世界中の人々と共有する」という目的を宣言した。」

「すべての公立小学校で、国の定めるカリキュラムの一部として仏教の教義が今でも含まれている。こうした学校の生徒は、仏教の教義を履修しないことも可能で、実際に履修しない生徒もいるが、全員が、毎日、仏教の祈りを唱えることが義務付けられている。一部の学校や先生は、この祈りの時間にイスラム教徒が退室することを認めているが、非仏教徒に祈りを免除する政府からの指令は無いようである。」[7b](セクション II)

19.15 同資料は、こうも記している。

「政府は、仏教僧(サンガ)を支配し続けようとした。サンガが「仏教と矛盾し、仏教を損なう活動」を行っていないか審理し、刑罰の執行を伴う行動規範を課した。政府は政治活動を行った仏教僧を逮捕、収監した。刑務所で、仏教僧は聖職を奪われ、俗人として扱われた。一般的に、僧侶は頭を剃ることを許されず、仏教の戒律に合った食事を与えられなかった。暴行を受け、強制労働を強いられることも多かった。」

「政府は、サンガに対し、表現と結社の自由を制限した。サンガのメンバーは政治に関する説教を行うことができなかった。説教には政治的見解を反映する言葉、成句、逸話を含めてはならなかった。政府は、サンガのメンバーに対し、政治、政党、又は政党のメンバーとは距離を置くように命じた。又、国家僧侶調整委員会配下の

9つの僧院以外のサンガ組織を禁止した。更に、僧侶が政党に加入することを禁じた。選挙法は、僧侶が政治活動に参加したり、選挙で投票したりすることを禁じている。」 [7b](セクション II)

- 19.16 USCIRF Report 2011 は、仏教徒の活動制限について、USSD IRF July-December 2010 Report と一致している。同レポートは、こう記している。「2007年大衆デモに先立つ活動により、100人ほどの僧侶と修行僧が投獄されたと思われる。2007年9月の「僧侶主導の」民主主義推進抗議活動に関し、USCIRF Report 2011 は、更に次のように記している。

「少なくとも30人が死亡したと報じられた。但し、実際の数は、それよりはるかに多いと見る専門家もいる。少なくとも4,000人が弾圧で逮捕された。その中で僧侶が占める割合は不明である。数ヵ月後も、500~1,000人が拘留されたままであると思われる。拘留された人々の多くは、暴行や拷問を受けたと報じられている。ビルマの情報は不透明で、何人が刑務所にいて、何人が消息不明なのか、判断することは難しい。最近のNGO(非政府組織)のレポートによると、2007年の抗議活動で果たした役割のため、252人の僧侶が未だに投獄にいるという。加えて、弾圧の後、何百人もの仏教僧が亡命を求めてタイに避難した。こうした僧侶たちは、拘留中に拷問、聖職剥奪、重労働、その他の妨害を受けたと訴えている。」 [9a] (p35)

- 19.17 同レポートは、こう続けている。

「2007年の抗議活動の直後、軍は52の僧院の手入れを行い、大勢の僧侶を拘束し、デモの首謀者と見られる僧侶たちを逮捕した。こうした僧侶たちは拷問を受け、聖職を奪われ、出身の村に帰ることを強制された。ラングーンにあるングェチャーヤン僧院をはじめとする一部の僧院は閉鎖されたまま、又は、規模を縮小して運営されている。ングェチャーヤン僧院では、元々居住していた180名の僧侶のうち、機関を許されたのは、わずか50名である。政府当局は、抗議活動の中心となったと見られる僧院を厳しく監視し続け、こうした地域では、通常の宗教活動を行うことを規制した。抗議活動の首謀者と見なされた僧侶たちは、「人心を惑わした」、「仏教の教義に反し、仏教を損なう活動に関与した」、「意図的な悪意を持って... 信仰心を冒涇した」、「信仰心を揺るがす意図を持った禁止表現行動に関与した」等、国家の治安に関する曖昧な規定で罰せられた。」 [9a](p35-36)

- 19.18 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP) は、2011年5月3日更新のウェブサイトにて、ビルマで225人の僧侶が投獄されたことを記した。 [44a]

政治提携: 政治犯も参照されたし

キリスト教徒

- 19.19 USCIRF Report 2011 は、次のように報じている。

「小規模の紛争が数十年間に渡り続いている少数民族の住む地域のキリスト教団体は、特に厳しい信仰の自由の侵害を受け続けている。ビルマ軍は、宗教会場を破壊し、仏教への改宗を積極的に進め、土地を没収し、強制労働を命じた。チン族、ナガ族、カチン族、シャン族、カレン族、及び、カレンニー族には、それぞれかなり多くのキリスト教徒がいるが、こうした暴行の主な標的となってきた。例えば、昨年、シャタプル・バプテスト教会はキリスト教孤児院を建設しようとしたが、カチン州当局はこれを阻止した。一部の少数民族の住む地域では、日曜日の礼拝以外で5人以上の集会を開く場合、許可を得なければならない。こうした許可は、却下されるか、賄賂により許可されることが多い。チン族の居住地域では、宗教上の祝日を祝う儀式は、数カ月前に許可を得なければならない。但し、プロテスタントたちは、こうしたイベントの許可は比較的得やすいと報告している。」 [9a](p38)

19.20 USSD IRF July-December 2010 Report は、次のように記している。

「政府当局は、一部の地域で、キリスト教聖職者が他の宗教の信者を改宗させることを未だに禁じている。キリスト教集団によると、当局は、キリスト教聖職者が他の郡区に転居したくても、居住許可を与えないことがあるという。これは、広く行われていることではなく、個々のコミュニティーや地域当局により異なると見られる。それにも拘らず、キリスト教団体の報告によると、教会の会員数は増えているという。これは、大半が仏教徒の地域でも見られる。」 [7b](セクション II)

19.21 同レポートはこうも記している。

「キリスト教団体は、ほとんどの地域で、土地の購入や教会の建設に関する許可を得るのが困難である。教会が財産の権利書を持っていないとの理由で当局が拒否したケースもあった。しかし、土地に関する法律が複雑で、政府がほとんどの土地を所有していることもあり、土地を購入することは非常に難しい。地域によっては、既に所有している礼拝所の修繕許可は比較的得やすい。チン州では、当局は 2003 年以降、新しい教会の建設を許可していない。チン人権擁護機関は、当局が 2010 年チン州で9つの大きな十字架の破壊を命じたと報じている。」 [7b](セクション II)

19.22 USCIRF Report 2011 は、次のように報じている。

「信頼できる情報によると、政府と軍の当局が、和平プログラムの一環として、少数民族のチン族とナガ族に仏教を広めようとしているという。難民は、政府役人が、経済援助約束したり、逆に拒否した場合、政府からのサービスを受けられなくなると伝えたりして、こうした改宗を勧めていると訴えている。但し、近年、こうしたケースは減っている。仏教に改宗することに同意したチン族の家族には、強制労働の免除と並び、金銭や物資が提供された。ビルマ系仏教徒の兵士には、チン族のキリスト教信者の女性と結婚し、仏教に改宗させるための経済援助、昇進の機会が提供されている。ビルマを脱出するナガ族のキリスト教難民は、軍兵士が仏教僧と結託し、村の教会を閉鎖させ、キリスト教信者を仏教に改宗させようとしたと訴えている。」 [9a](p38)

19.23 世界キリスト教連帯(CSW)は、2007年1月23日付のレポート *Carrying the Cross* の中で、次のように記している。「宗務省が出したと思われる文書がラングーンで広く出回った。「ビルマにおけるキリスト教撲滅プログラム(Programme to destroy the Christian religion in Burma)」と題されたこの文書は、以下の17点を掲げている。

1. キリスト教を信仰する家をなくすこと。
2. イエスについての教えを受け入れる家があってはならない。
3. 10代の若者は、不適切な西洋の衣服を着てはならない。
4. 「唯一無二の神」というキリスト教の概念は視野が狭く、受け入れるべきではない。
5. 組織化されたキリスト教の伝道/福音伝道を行ってはならない。
6. キリスト教は慈愛に満ちていると思えるので気を付けること。その弱点を見抜き利用せよ。
7. 農村部でキリスト教伝道行為を発見した場合は当局に通報すること。伝道を行った者は投獄される。
8. キリスト教徒は、「キリストが十字架で死に」、救済を与えると信じている。これは誤りであり、反論すべきである。
9. 仏教徒は、キリスト教の弱点を見つけ、これを利用し、キリスト教徒を仏教に改宗させるべきである。
10. 仏教徒は、聖書を研究し、真実でない部分に反論し、キリスト教のメッセージに抵抗できるようになるべきである。
11. 旧約聖書と新約聖書は同じではない。ビルマ語版もジャドソン訳とタラ・クワラ訳とでは違っている。その不一致点を探し出せ。
12. キリスト教では、神は、イスラエルの12の民だけを愛するのであって、世界の残りの人々を愛してはいない。
13. 仏教では、イスラエルの12の民だけでなく、万人を愛する。キリスト教は万人を愛する宗教ではないことを指摘するべきである。
14. 聖書にある天地創造の理念は間違っている。
15. キリスト教の集会における施し物は、検査すべきである。
16. キリスト教という聖霊について勉強し、キリスト教徒に誤った理解をしていることを示せ。
17. キリスト教の信仰は、あらゆる状況で否定しなければならない。」 [13a](p17)

19.24 同レポートは、こうも記している。

「同じテーマについて、内容はいくらか異なるが、やはり17の点を記した別の文書がチン州で出回った。『キリスト教徒を攻撃するための事実(The Facts to Attack Christians)』と題されたこの文書は、『キリスト教徒の家族を攻撃し、キリスト教徒の前進を阻止すること』、『フィリピンのマニラから放送される説教を批判すること』、『農村部でのキリスト教活動の拡大を阻止すること』、『聖霊について詳しく研究した上で批判すること』、及び、『非暴力的手段、暴力的手段の両方を用いてキリスト教徒を攻撃すること』を仏教徒に指示している。」 [13a](p18)

- 19.25 2007年1月20日、*The Telegraph* は、人権擁護グループが *The Sunday Telegraph* に提供した同文書について、こう記している。「... 政府が後援する仏教徒グループが作ったものかもしれないが、軍事政権の暗黙の了解を得たものであろう。政府は、10代の若者が西洋の服を着ないことを求める項目を含んだこの文書の作成を否定したが、その内容に対して反論する、又は否認するような公の試みは、一切行っていない。」 [20a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

イスラム教徒

19.26 USCIRF Report 2011 は、次のように報じている。

「仏教徒とイスラム教徒との間の緊張は、過去数年間に渡り、社会的暴力を引き起こしたが、そのうちの一部は治安部隊が扇動したものだ。西岸部にあるラカイン州のイスラム教徒、中でも少数民族のロヒンギャ族は、法律、経済、宗教、教育、社会のいずれの面においても最も過酷な差別を受け続けてきた。政府は、英国による植民地時代が始まった時点で先祖がビルマ国内に居住していなかったという理由で、ロヒンギャ族に市民権を認めていない。ビルマには、およそ 800,000 人のロヒンギャ族がいるが、主にラカイン州に居住している。」 [9a](p36)

19.27 2010年3月10日発行の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。「1994年以降、ミャンマー当局は、イスラム教徒の児童に出生証明書を発行することを拒否している。無国籍状態の子供たちは、教育、医療、雇用の面で差別を受けている。」(パラグラフ 88) 同レポートは、こうも記している。他のビルマの人種と異なり、ロヒンギャ族イスラム教徒たちは、

「... 結婚するために、ラカイン州北部にある国境と移住の管理部隊であるナサカに、書類の発行を申請しなければならない。この部隊は、国籍と、成人年齢に達しているかを確認する。この手続きに 40,000 チャット(約 40 ドル)かかるが、多くのイスラム教徒はこれを支払うことができず、手続きの完了までに数年かかってしまうこともある。結果として、多くのイスラム教徒が、こうした申請に違反したとして、最高 5 年の刑に処せられる。ブティダウン刑務所の受刑囚の大多数はイスラム教徒で、そのほとんどが移住又は結婚の手続きに関する違反によるものである。しかし、2009 年、最高裁判所は非合法結婚の有罪判決 2 件を覆した。」 [32e](パラグラフ 89)

19.28 2009年8月28日付の国連総会レポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General* は、次のように述べている。「無国籍の問題は、イスラム教徒たちが長年耐えてきた苦しみの根源である。身分証明書を持たないため、これらの人々は通行許可を申請しなければならない。それには高額のコストがかかり、誰もが得られるものではない。居住する村から出られないため、医療、教育、雇用の機会も損なわれ、結局、尊厳ある生活の基盤を得ることも適わないのである。」 [32c](パラグラフ 72)

19.29 同レポートは、こうも記している。

「イスラム教徒に強制労働を課したとされるケースは、2009年に大幅に増大した。2009年3月以降、政府は、バングラデシュとの国境に沿って、有刺鉄線付きの柵を作っていると言われている。これに伴い、イスラム教徒は地面を掘る、堤防を作る、コンクリート製の柱を作る、柱を漁船に乗せ、堤防のあらゆる箇所へ運ぶ、等の作

業を無償で行うことを強制されている。軍隊は深夜に人家に侵入し、強制労働に駆り出し、拒否した者は殴打されると報告されている。」 [32c](パラグラフ 79)

19.30 USSD IRF Report 2010 は、次のように記している。

「中国系民族、インド系民族と並び、全国のイスラム教徒は、居住している郡区を離れる場合、当局の許可を得る必要がある。当局は一般的に、いかなる場合も、ロヒンギャ族や、ラカイン州に住むイスラム教徒に通行許可を認めなかった。但し、通行許可は賄賂によって得られる場合もあった。その他の地域に住むイスラム教徒には、ある程度の移動の自由があったが、それでも制限はあった。ラングーンに住むイスラム教徒は、ラカイン州タンドウエの海浜リゾート地に行くことができたが、地域の軍司令官の署名が無ければラングーンに帰ることができなかった。ラカイン州以外に住むイスラム教徒は、ラカイン州に行った後、家に帰ることができなくなることが多かった。」

「メディアは、(2010年)8月5日、退役准将でビルマ内務副大臣の Phone Swe が7月にラカイン州を訪れ、USDP(連邦団結発展党)に加入することに同意したイスラム教徒には、ビルマ内務省(MHA)が NRC(国民登録カード)を発行することを約束したと報じた。しかし、MHA は、イスラム教徒の一部が USDP に加入した後、約束を反故にし、代わりに市民権の証明とはならない仮登録証(Temporary Registration Card、TRC)を発行した。当局は、NRC の発行と引き換えに、最高 250,000 チャット(約 250 ドル)の賄賂をイスラム教徒に求めた。

「ラカイン州のイスラム教徒、中でも少数民族のロヒンギャ族は、法律、経済、教育、社会の各面で最も過酷な差別を受け続けている。イスラム教徒が高度な治療を受けるためにラカイン州を出る場合、それを認める保証書をビルマ保健省から求められるが、仏教徒の医師は、これを発行しないと報告されている。」 [7b](セクション II)

19.31 同レポートは、こうも記している。

「イスラム教徒がモスクを新築したり、修繕したりする許可を得ることは、非常に難しい。但し、内装工事は許可される場合もある。モン州のマウラマイン、ラカイン州のシットウウエ、並びにその他の地域にある由緒あるモスクは、当局が定期的な修繕を認めないため、退廃する一方であった。ラカイン州北部にあるモスクや宗教団体の運営する学校の建設、修繕には、いろいろな制約がある。ラカイン州の一部では、当局がモスクを封鎖し、イスラム教徒の礼拝を禁じている。ラカイン州北部では、国境治安部隊がモスクを任意に「検査」し、モスク運営の許可証の提示を責任者に求めることが、依然として行われている。」 [7b](セクション II)

19.32 USCIRF Report 2011 は、次のように記している。

「警察は、一カ所に集合してよいイスラム教徒の数を制限することが多かった。地

域によっては、イスラム教徒が集まって、礼拝や修行を行ってよいのは、主なイスラム教の祝祭日に限っている場合もある。警察と国境警備隊も、ラカイン州にあるモスクの検査を続けている。有効な建築許可証を提示できない場合、モスクは閉鎖、又は破壊を命じられる。最近も、政府はモスク、宗教センター、及び学校の取り壊しを命じた。本レポートの対象期間中(2010年4月1日～2011年3月31日)、政府は、ラカイン州の一部で「イスラム教徒禁止区域」を設ける運動を続けている。軍司令官はモスク、マドラサ(イスラム教の学校)を閉鎖し、民族衝突に火を着け、仏教徒のいない地域にパゴダを建設した。その多くは強制労働によるものである。難民からの情報によると、軍は、寄付、賄賂、イスラム教徒の児童の雇用や教育を約束することにより、仏教への改宗を唆しているという。」

「ラカイン州のイスラム教徒社会の指導者 10 人ほどが、不特定の罪で拘留されている。各種のレポートによると、政府は、イスラム教政治組織を阻止するためにこの指導者たちを逮捕したというが、NGO と国際メディアは、このグループが、少数民族のロヒンギャ族に対する人権と信仰の自由の侵害を記録するため、集まっていたと報じている。」 [9a](p37)

目次に戻る
資料目録に進む

20. 民族グループ

ビルマでは、宗教と民族が密接に関連している。この章は、信仰の自由の章と合わせて読むことをお勧めする。

- 20.01 英国外務・連邦省(FCO)は、2010年3月31日付のレポート *Human Rights and Democracy Report 2010* の中で、こう記している。

「ビルマには多様な民族がいるが、人口のおよそ3分の2がビルマ族、残りの3分の1が多数の民族グループで構成されている。独立以降、政府はビルマ族と仏教徒を優先する政策を執ってきており、多くの少数民族は、自分たちの文化、言語、土地が『ビルマ化』の脅威にさらされていると感じている。土地の没収、地域原語ではなくビルマ語による教育の推進、宗教活動の制限、及び、カチン族の新年をはじめとする文化的習慣に対する当局の管理が報じられている。紛争地帯では、強姦、強制労働、重複課税、児童徴兵などの報告もある。」 [5y](p145)

- 20.02 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)は、こう記している。

「少数民族に対する差別は、政府や社会に幅広く存在している。政府軍と少数民族との間には激しい紛争が続いている。軍は、少数民族の住む土地を占領し、一部の都市、町、幹線道路を占拠している。虐待行為として、殺人、殴打、拷問、強制労働、強制移住、政府軍兵士による強姦等が報告されている。武装した少数民族も虐待を行ったかもしれないが、政府軍に比べると、その規模は遥かに小さい。」

「ラカイン州に住むロヒンギャ族イスラム教徒たちは、その民族性ゆえに差別を受けている。そのほとんどは、移動、経済活動への参加、教育、出生・死亡・結婚の登録に関し、厳しい規制を受けている。」 [7a](セクション 6)

- 20.03 アムネスティ・インターナショナル(AI)は、2010年の出来事をまとめた2011年5月12日発行の *Annual Report 2011: The state of the world's human rights* の中で、ビルマ政府についてこう記している。「... 開発と経済基盤のプロジェクトが環境に与える影響に対する平和的な抗議活動と並び、少数民族による選挙関連の抗議活動も抑圧し続けている。当局は更に、武装グループを支援している、又は支援しているという嫌疑だけで、少数民族を迫害した。」 レポートは、当局によるさまざまな形の弾圧に苦しんだ少数民族の話を報じている。 [12e](Repression of ethnic minority activists)

- 20.04 モンランド人権基金の公式ウェブサイト Rehmonnya.org は、2011年3月12日、次のように報じている。

「新憲法に従って、ビルマは、ビルマ民族主体の7つの管区と、カチン、カレン、チン、シャン、カレンニー、モン、アラカンの各民族が主体の7つの州、及び、ワ族とその他の特別民族地域に分けられる。最近、軍事政権は多民族によるビルマ連邦を形成する振りをしているが、真の連邦は、国内全ての民族に平等な権利を保証するものでなければならない... 軍事政権とビルマ軍は、こうした少数民族に対し、強力な軍事作戦を展開し、日常的に甚だしい人権侵害を行っている。何千人もの少数民族が、自宅から避難することを余儀なくされた。」 [34b]

- 20.05 統合地域情報ネットワーク(IRIN)は、ビルマの難民に関する2010年2月18日付の詳しいレポートの中でこう報告した。

「総人口の約3分の2はビルマ族である。残りはシャン族、カレン族、ラカイン族、中国系民族、モン族、インド系民族、並びにアカー族、チン族、ダヌ族、カチン族、コタン族、ラフー族、ナガ族、パラウン族、パオ族、ロヒンギャ族、タヴォヤン族、ワ族といった少数民族である。政府によると、更に細かい民族が約135あるという。少数民族は、主にバングラデシュ、中国、インド、ラオス、タイとの国境付近の山岳丘陵地帯に住んでいる。一方、ビルマ族は中央部の堆積平野、主要な町や都市に暮らしている。」 [49b]

- 20.06 アムネスティ・インターナショナル(AI)は、2010年2月16日付のレポート *The repression of ethnic minority activists in Myanmar*(2010年2月 AI Report)の中で、次のように記している。

「ミャンマーの人口5,000万人のうち、60~65%がビルマ族であるが、ビルマ族は、ミャンマーの中央集権政府と軍の大部分を占めている。ビルマ族は、シナ・チベット系言語を話す、これがミャンマーの公用語とされ、全国で広く使用されている。ほとんどのビルマ族は上座部仏教の信者である。ビルマ族は全国に散らばっている

が、特にミャンマー中央部の7つの管区にある河谷地域では優勢である。」[12c](p14)

20.07 同レポートは、こうも記している。

「少数民族は、人口の35～40%を占める。これには、人口の3%を占めると推定される中国系民族、2%と推定されるインド系民族が含まれる。政府によると、ミャンマーには少なくとも135の異なる民族がいるとされているが、正確な数字を把握することは難しい。例えば、政府は、スガウ・カレン族とパオ・カレン族には違いがあると強調しているが、これには異論の余地がある。又、政府は、チン民族には54もの異なる部族があると主張しているが、その根拠は居住地域、方言のわずかな違いである。ある民族の指導者がアムネスティ・インターナショナルに伝えたところによると、『1つ山を隔てて住んでいる』だけで、別の民族と見なされることもある。方言の違いによって民族を分けるのであれば、『135でも少なすぎるだろう』とのことである。」[12c](p15)

20.08 ビルマの亡命政権ビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)の調査・文書化部門である人権文書ユニット(Human Rights Documentation Unit、HRDU)が2009年11月に発行した *Burma Human Rights Yearbook 2008* には、ビルマの少数民族の公式なリストが掲載されている。しかし、同レポートは、次のように記している。「...これは正式なリストであるが、ロヒンギャ族やクキ族等の少数民族の一部は、意図的に除外されている。これは、軍事政権が、彼らをビルマ本来の国民と認めておらず、市民権を与えていないからである。」[51a](p862)

20.09 アンチ・スレイバリー・インターナショナルによる1994年のレポート *Ethnic Groups in Burma, Development, Democracy and Human Rights* には、ビルマの主な民族グループと、そのおよその人口(1994年時点の)と居住地域を記したリストが掲載されている。同レポートは、数字は非常に大まかなものであり、民族の重複をかなり含んでいる。一般的に、左側の小さい数字は、政府の厳格な民族分類によるもので、右側の大きな数字は、少数民族による推定であり、地域の住民、異なる領土に住む細分化された民族グループを含む。」

名称	人口	主な宗教
アカー族	100,000	アニミズム
ビルマ族	29,000,000	仏教
チン族	750,000-1,500,000	キリスト教、アニミズム
中国系民族	400,000	仏教、道教
ダヌ族	70,000-100,000	仏教
インド系民族	800,000	イスラム教、ヒンズー教
カチン族	500,000-1,500,000	キリスト教、アニミズム
カレン族	2,650,000-7,000,000	仏教、キリスト教
カレンニー族	100,000-200,000	キリスト教、アニミズム
カヤン族	60,000-100,000	キリスト教、アニミズム
コタン族	70,000-100,000	仏教、道教
ラフー族	170,000-250,000	アニミズム、キリスト教
モン族	1,100,000-4,000,000	仏教

ナガ族	70,000-100,000	アニミズム、キリスト教
パラウン族	300,000-400,000	仏教
パオ族	580,000-700,000	仏教
ラカイン族	1,750,000-2,500,000	仏教
ロヒンギャ族	690,000-1,400,000	イスラム教
シャン族	2,220,000-4,000,000	仏教
タヴォヤン族	500,000	仏教
ワ族	90,000-300,000	アニミズム

[81a](p34)

20.10 アンチ・スレイバリー・インターナショナルのレポートは、個々の民族グループに関する情報も提供している。[81a](p36-65)

20.11 2011年4月28日に発行され、2010年4月1日から2011年3月31日までの出来事をまとめた米国国際宗教自由委員会 *Annual Report 2011*(USCIRF Report 2011)は、次のように記している。

「過去5年間に渡り、ビルマ軍はビルマ東部の一部の地域において、少数民族部隊に対する軍事作戦を拡大し、学校、病院、宗教施設、住宅を破壊し、民間人を殺害していると報じられている。アジア人権協議会とシャン女性の人権ネットワーク(Shan Women's Human Rights Network)によると、少数民族の女性は特に被害に遭いやすい。それは、ビルマ軍が兵士たちに対し、強姦を戦闘の手段として奨励、又は容認しているからである。新たな難民が生まれ、インドやタイに避難しているが、そこでの環境も悪く、移動を余儀なくされる場合もある。国際メディアやNGO(非政府組織)の報告によると、推定100,000人のチン族キリスト教徒が迫害を逃れて昨年1年間にインドに脱出した。2010年1月初頭、国際NGOは、2,000人以上のカレン族の村人が、ビルマ軍の攻撃を受け、避難を余儀なくされたと報じた。」[9a](p38)

20.12 2012年1月22日発行のヒューマン・ライツ・ウォッチの *World Report 2012* は、ビルマについて次のように記している。

「2011年、多くの長期に渡る停戦協定が破れ、政府軍と少数民族武装グループとの戦闘がビルマで広がった。ビルマ東部のカレン州では、民主カレン仏教徒軍(DKBA)から離脱した一派が、2010年11月の選挙後、武器を取った。国境に沿った付近での激しい戦闘を逃れ、推定20,000人がタイに脱出した。」

「DKBAの兵士のほとんどは、ビルマ軍が支配する国境警備隊への編入を拒否し、16年間に渡る停戦協定を破棄した。シャン軍が武装を解き、政府が支配する民族部隊を形成することを拒否したため、3月にビルマ軍はシャン州北軍を攻撃し、1989年に締結された停戦協定を破棄した。シャン州北部の戦闘により、推定30,000人の民間人が避難した。」

「6月、中国との国境付近で、ビルマ第2の勢力を誇る敵対武装勢力カチン独立軍(KIA)とビルマ軍との間で戦闘が勃発し、1994年に締結された停戦協定が破棄され

た。現地の女性の人権擁護グループは、多くの性的暴行が横行したこと報じている。戦闘の最初の2ヵ月間だけで35人の女性、少女が強姦されたという。30,000人以上の民間人がビルマ軍による強制労働、裁判なしの殺人、無差別射撃、等の暴行を逃れて国内で非難した。そのうちの数千人は中国に避難した。」 [39j](p302)

- 20.13 カチン独立軍(KIA - KIO の軍事部門)とビルマ政府の間の停戦協定は停戦から17年後の2011年6月9日に破棄された。「KIAが、中国の水力プロジェクトに関わる地域を支配して儲けを上げる戦略を立てたことと並び、KIAが国境警備隊に転換するという政府の命令を拒否したことによって、停戦破棄に拍車がかかった…」(2011年10月 KWAT Report)[76a](p5)

サブセクション: カチンも参照されたし

- 20.14 2011年3月の特別報告者による4度目の報告後のミャンマーにおける人権の発展を網羅した2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。

「民族領土の境付近で続く緊張と、カチン州、シャン州、カイン州等における少数民族武装グループとの戦闘により、民間人に対する攻撃、裁判なしの殺人、性的暴行、恣意的な逮捕と拘留、国内の移動、土地の没収、児童徴兵、強制労働、及び、ポーターとしての任務の強制をはじめとする深刻な人権侵害が生じている。特別報告者は、政府軍、非政府武装グループの両方が地雷を使用し、負傷者が出ているという憂慮すべき情報を引き続き得ている。」 [32j](パラグラフ 31)

非政府武装勢力による虐待も参照されたし

- 20.15 最近、チン民族戦線(2012年1月6日、*Mizzima*)、シャン州北軍(2011年12月2日、*The Irrawaddy*)との停戦協定が締結された。 [26p]

チン、シャンも参照されたし

- 20.16 次の5つのグループとの間で停戦協定が締結された。ワ州連合軍、モンラ特別地域-4、シャン州回復評議会、シャン州軍、及び、チン民族戦線である。(2011年1月11日 *Mizzima*)[33g]

- 20.17 2012年1月12日、BBC ニュースは、ビルマ政府とカレン民族同盟(KNU)との間で停戦協定が結ばれたと報じた。 [28i]

カレンとカレンニー(別名赤いカレン又はカヤー)も参照されたし

- 20.18 少数民族活動家に関する2010年2月のAI Report は、次のように記している。

「ミャンマーの少数民族の民族的属性は、大多数が信仰する仏教以外の宗教との繋がりに密接に関係している。これは一般的に、ロヒンギャ族にとってのイスラム教、多くのチン族、カチン族、カレン族にとってのキリスト教を意味する。当局は、さまざまな社会組織に疑惑の目を向け、そのメンバーを差別と虐待の対象とする。こうしたことは、ミャンマーのどこでも、中でも少数民族の住む地域で行われている。」 [12c](p43)

信仰の自由も参照されたし

- 20.19 政治犯支援協会(ビルマ)(AAPP) は、2010年1月14日付の *2010 Annual Report: Political Prisoners in Burma* の中で、2010年12月31日時点の情報を次のように記している。「... ビルマの刑務所には少なくとも225人の少数民族の政治犯が収監されていた。これは、2009年末の208人から17人の増加である。少数民族の活動家や政治家は、常に厳しく監視され、虐待、差別、一方的な逮捕、拷問、投獄の対象とされてきた。2010年も例外ではなかった。」 [44b](Ethnic nationalities)

刑務所の環境と政治的所属: 政治犯も参照されたし

- 20.20 FCO Report 2010 は、こう記している。「いくつかの少数民族政党が、選挙に参加した。主に地方議会選挙である。こうした少数民族政党は、選挙のプロセスが自由・公正を欠くものであることを認めつつも、少数民族の問題を推進することを期待し、議席獲得を目指した。」 [5y](p145)

歴史: 2010年11月の選挙も参照されたし

- 20.21 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル(Minority Rights Group International)は、2009年9月に更新されたレポート *World Directory of Minorities and Indigenous Peoples* の中で、ビルマの少数民族に関する更に詳しい情報を提供している。[38a]*Burma Human Rights Yearbook 2008* は、ビルマにおける人権侵害に関して広範な情報を、さまざまな少数民族武装グループの情報と共に提供している。 [51a](Chapter 18: Ethnic minority rights)

- 20.22 少数民族が多数を占める州での内戦を逃れて、国内で避難した住民に関する情報は、2010年10月28日付のタイ・ビルマ国境コンソーシアム(Thai-Burma Border Consortium)のレポート *Protracted Displacement and Chronic Poverty In Eastern Burma/Myanmar*[23a]、又、2010年1月29日付の国内避難民監視センター(IDMC)のレポート *Myanmar: Increasing displacement as fighting resumes in the east – A profile of the internal displacement situation* 「35a」に記載されている。

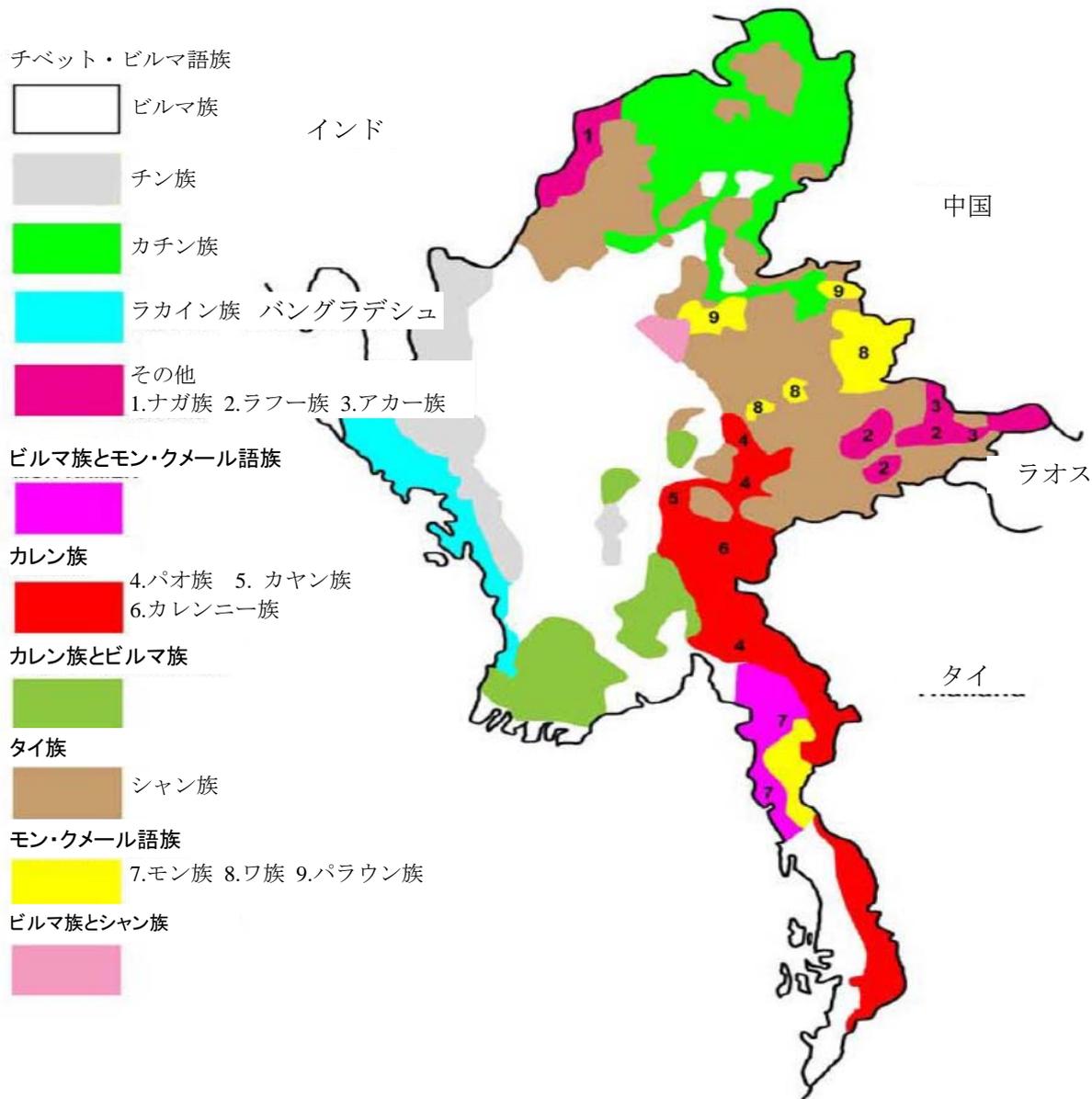
国内避難民も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

地図

20.23 2011年10月24日時点で Relief Web に掲載されている主要少数民族グループの分布を表した地図(作成日付の記載無し)を下に示す。[71a]

ビルマの主要民族グループ



出典: Martin Smith:Burma – Insurgency and the Politics of Ethnicity

チン(ゾミ)族

20.24 少数民族の活動家に関する2010年2月付のAI Reportは、次のように記している。

「チン族(ゾミ族としても知られる)は、主に、ミャンマー北西部のチン州にある山岳地帯に居住している。チン族の推定80~90%はキリスト教徒で、一部は上座部仏教徒である。少なくとも6つの主要部族と、少なくとも20の方言があり、お互いに言葉は通じない。1990年の選挙で、チン民族民主連盟(CNLD)とゾミ国民会議(ZNC)は、それぞれ3議席と2議席を獲得した。どちらの政党も、その後、当局に迫放されたが、NLD(国民民主連盟)と協働し、チン州の代表となることを目指している。」 [12c](p15)

20.25 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2009年1月27日付レポート “We are like forgotten people” The Chin People of Burma: Unsafe in Burma, Unprotected in India には、ビルマ軍と政府役人たちがチン族に対して行った広範な人権侵害が報じられている。これには、強制労働、恣意的な逮捕と拘留、拷問、信仰の自由の迫害、その他の基本的自由の制限が含まれている。 [39d]

20.26 医学と科学の専門技術を使って人権侵害を調査する独立系非営利団体「人権のための医師団(PHR)」は、2011年1月付のレポート Life Under the Junta: Evidence of Crimes Against Humanity in Burma's Chin State の中で、多数の人権侵害の実例を挙げている。その中には、強制労働、強制徴兵、殴打、拷問、脅迫、兵士による女性、子ども、男性の強姦、殺害、失踪、チン族の民族性又はキリスト教信仰を理由にした迫害がある。 [59a]

20.27 2012年1月6日、Mizzimaは、チン民族戦線(CNF)がビルマ政府との停戦協定に署名したと報じた。停戦協定には、「... 事前通告があればお互いの領土で安全な通行を許可すること、国家開発を共同して行うこと」の条件が含まれている。」 [33e]

カチン族

20.28 少数民族の活動家に関する2010年2月付のAI Reportは、次のように記している。

「カチン族(ジンパウ族としても知られる)は、ミャンマー北端のカチン州に集中している。大多数はキリスト教徒で、一部は上座部仏教徒である。大多数のカチン族はジンパウ語を話す、その他の言語も使われている。2つの主要な政治団体がカチン族の代表となることを目指している。地域政府の機能の一部を正式に管理するカチン独立機構(KIO)と、1990年の選挙で3議席を獲得したカチン州国民民主議会(Kachin State National Congress for Democracy、KSNCD)である。」 [12c](p15)

20.29 2011年8月2日、アメリカを拠点とし、世界中のキリスト教徒に対する迫害について報告する国際基督教財団(International Christian Concern、ICC)は、カチン族について

で次のように述べた。「... 6つの細かい民族グループ、又は主な系統から成る(ジンパウ族、ローゴー族、ラシ族、ザイワ族、ラワン族、リス族)。これら6グループは、似たような伝統、風習、方言、習慣を持ち、主にビルマ北部、又、中国、インドの一部に居住している。」 [75a]。

20.30 タイ・カチン女性協会(KWAT)は、2011年10月発行のレポート *Burma's Cover up War: Atrocities Against The Kachin People*(KWAT Report)の中で、ビルマのカチン族の人口は、推定100~150万人と記している。 [76a](p5)

20.31 KWAT のレポートは、2011年6月から9月の間のカチン族に対する犯罪について報じているが、ビルマでは、2010年11月の選挙以降、カチン族に対する人権侵害が増えたとしている。同レポートは、次のようにも記している。

「2009年、ビルマ政府は、KIA(カチン独立軍 - KIO の軍事部門)をはじめとする停戦協定に合意している全ての民族グループに対し、ビルマ軍配下の国境警備隊に転換する指令を出した。2011年6月9日、KIAが、中国の水力プロジェクトに関わる地域を支配して儲けを上げる戦略を立てたことと並び、国境警備隊に転換するという政府の命令を拒否したことに触発され、ビルマ軍はKIAに大規模な攻撃を仕掛け、数十年に渡る停戦協定を破棄した。KIAとビルマ軍の戦闘は4ヶ月以上続き、近い将来、終わる見込みが立っていない。紛争は、カチン族に対する人権侵害に繋がっており、膨大な数の難民を生み出した。こうした難民のほとんどは、現在、中国との国境に沿った仮設難民キャンプで暮らしている。政府は人道的精神に反し、困窮しているこれらの人々に対する人道的支援をNGOや国際機関が提供することを禁じ、IDPに対する支援を遮断した。」 [76a](p5)

20.32 同レポートは、こう記している。「17年間に渡る停戦協定の後、戦闘の復活は、ビルマ軍による多くの人権侵害を生み出した。その中には、強姦、拷問、生きた人間による地雷撤去、村全体の強制移住が含まれる。」 [76a](p4)

20.33 人権のための医師団は、2011年の9月と10月に中国とビルマの国境地帯にあるIDP(国内避難民)キャンプをいくつか訪問し、2011年11月付のレポート *Under siege in Kachin State, Burma*の中で、KWATレポートとほぼ同様の内容を次のように報じている。

「人権侵害に関する調査により、ビルマ軍(タマドー)がカチン州で多くの人権侵害を行ったという確実な証拠が明らかになった。2011年の6月から9月までの間、ビルマ軍は村民から食料を奪い、無差別に放火し、村に攻撃をかけると脅し、ポーター、生きた地雷撤去者、ガイドとして村民を強制徴募した。私たちの調査結果は、他の州における人権侵害の同様のレポートと一致しており、中央政府による国内の少数民族言対する人権侵害は、体系的で広く普及していることを暗示している。」 [59b](p3)

20.34 2011年12月12日、BBCニュースは次のように報じた。「ビルマ政府は、北部に居

住するカチン族の反乱に対する戦術作戦を中止するように軍に命じたとされる。官僚の話によると、テイン・セイン大統領は、ビルマ軍に対し、カチン独立軍(KIA)の勢力に向けて自衛目的で射撃することだけを許可したとされる... 大統領の攻撃中止指示は、戦闘地域の全軍司令官に伝達された。」 [28h]

- 20.35 政府軍がカチン州で行った人権侵害行為に関する更に詳しい情報は、キリスト教国際復興開発庁(Christian international relief and development agency)、パートナーズ・リリーフ&ディベロップメント(Partners Relief and Development)による2011年11月付のレポート *Crimes in Northern Burma: Results from a fact-finding mission to Kachin State* に掲載されている。レポートの概要には、次のように記されている。

「このレポートには、2011年10月にビルマのカチン州南部で行ったパートナーズ調査で収集されたデータが掲載されている。目撃者の証言、現場写真は、ビルマ軍第74部隊と第276部隊がカチン族に対して行った多くの行為を暴くものである。その行為は、戦争犯罪、重罪に相当するものである。その中には、拷問、裁判なしの殺人、民間人を標的にする行為、人間の盾、違法逮捕、違法拘留、強制労働、強制移住、強制撤去、財産没収、及び、財産破壊が含まれる。」 [29b]

注意: レポートには凄惨な写真が含まれている。

国内避難民(IDP)も参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

カレン族とカレンニー族(別名赤いカレン又はカヤー)

- 20.36 少数民族の活動家に関する2010年2月付のAI Reportは、次のように記している。

「カレンニー族(赤いカレン又はカヤーとしても知られる)は、ミャンマー東部のタイとの国境に近いカヤー州に居住している。主な宗教はキリスト教とアニミズムである。カヤー州では、さまざまな言語が使われているが、カレンニー語が各種のコミュニティで公用語として使われている。武装反政府グループであるカレンニー国民進歩党(Karenni National Progressive Party)は、1957年の結成以来、何度か分裂したが、今もカレンニー州の代表となることを目指している。」 [12c](p16)

- 20.37 同レポートは次のように報じている。

「少数民族であるカレン族は、ビルマ東部のカイン州に集中しているが、カヤー州、シャン州南部、アエラワディ(エーヤワディ)管区にも少数が暮らす。カレン族には、仏教徒、キリスト教、アニミズムの信者が混在している。カレン族の話す言葉には3つの主要な言語があり、その全てがシノ・チベット語の系統であるが、お互いに通じない。カレン民族同盟(KNU)は1947年以降、カレン族の代表となることを目指している。」 [12c](p16)

- 20.38 2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。

「2010年11月の選挙の直後に起こった戦闘は、国境警備隊に転換することを拒否した民主カレン仏教徒軍の一派が支配するカイン州南部と中央部で続いている。最近、民主カレン仏教徒軍から国境警備隊に転換することに同意した部隊が離脱し、カレン民族解放軍に加わった。この地域で8,000人が避難したと推定され、これらの人々が軍による恣意的な拘留と逮捕、地雷の危険等、人権侵害を受ける危険性が極めて高くなった。(パラグラフ 33)」

「カイン州北部とバゴ管区東部で、国内避難と食料不足が続いている。村民を標的とした攻撃の報告は減っているが、村民をポーターとして徴募し、機材を運搬させたり、地雷を回避するために軍のトラックの前を歩かせたり、荷車を運転させたりすることを含め、軍の食料配給作戦は通常通り続いている。」 [32j](パラグラフ 34)

- 20.39 2012年1月12日、BBC ニュースは、ビルマ政府とカレン民族同盟(KNU)との間で停戦協定が結ばれたと報じた。 [28i]
- 20.40 カレンニー族やカレン族に対する人権侵害に関する更に詳しい情報は、2005年6月10日付のヒューマン・ライツ・ウォッチのレポート “They Came and Destroyed our Village Again” : The Plight of Internally Displaced Persons in Karen State に記載されている。 [39b]

モン族

- 20.41 少数民族の活動家に関する2010年2月付のAI Report は、次のように記している。

「モン族は、主にミャンマー南東部のモン州に居住しているが、アエラワディ(エーヤワディ)管区やタイ国境沿いにも少数が暮らしている。モン族は、こうした地域に上座部仏教を普及させた。モン語は、かつてビルマ南部で広く使われていたが、現在、モン語を使う人口は100万人に満たない。1990年の選挙で5議席を獲得したモン民族民主戦線(Mon National Democratic Front, MNDF)は、1992年に禁止されたが、今でも機能している。」 [12c](p16)

- 20.42 2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。「モン州では、南東司令部(Southeast Command)配下の当局が、多くの管区でスピーカーを通じ、又は公共の場に通達を貼り出し、停戦グループのメンバーに対し2011年7月3日までに警察署、軍事治安事務所(Military Affairs Security office)に武器を差し出すように命じた。しかし、武器を差し出した者はいなかったと報じられている。」 [32j](パラグラフ 36)

- 20.43 モン州の住民に対する人権侵害の情報は、モンランド人権基金の2009年5月31日付月次レポート “I Will Never Go Back:” Human Rights Abuses in Mon State and Tenasserim Division[34e]と、アムネスティ・インターナショナルの2010年2月16日付レポート The repression of ethnic minority activists in Myanmar[12c]に掲載されている。

非政府武装勢力による人権侵害も参照されたし

ラカイン族(アラカン族)

- 20.44 少数民族活動家に関する2010年2月のAI Reportは、こう記している。「ラカイン族(アラカン族としても知られる)は、ビルマ西岸のラカイン州に集中している。多くは上座部仏教を信仰している。ラカイン語は地域で広く使われ、ビルマ語とお互いに言葉が通じる。1990年の選挙で争われた26議席中11議席を獲得したアラカン民主連盟(ALD)(国内第3の政党となった)は、ラカイン州の代表となることを目指している。」 [12c](p15)

- 20.45 同レポートは、ラカイン州の政庁所在地シットウエーで起こった抗議活動から始まった、2007年の民主化推進抗議活動(サフラン革命)におけるラカイン族活動家に関する情報、ラカイン族活動家より得た情報を数多く記している。AI Reportは、こう記している。「平和的なデモを武力で弾圧し、時に死に至ることもあったこと、恣意的な逮捕と投獄、活動家に対する監視と虐待があったことが記されている。」 [12c](p18)

- 20.46 2011年5月31日、フリー・ビルマ・レンジャーズ(Free Burma Rangers、FBR)は、ビルマ軍とアラカン解放軍(ALA)との間で、2011年1月と2月、インド国境近くで戦闘が勃発したことを報じた。FBRは、ビルマ軍が村民をポーターとして強制徴募し、その結果、数多くの村民が強制労働を逃れて避難したと報じた。 [79a]

ロヒンギャ族

- 20.47 アイルランド人権センターは、2010年のレポート Crimes against Humanity in Western Burma: The Situation of the Rohingyasの中で、こう記している。「ロヒンギャ族は、ビルマ西部のアラカン州北部に居住する少数民族である。アラカン州には約800,000人のロヒンギャ族が住み、外国にも何百人、何千人の難民がいると推定される。」 [78a](p9)

- 20.48 FCO Report 2010は、次のように記している。

「2010年、ラカイン州北部に住むロヒンギャ族イスラム教徒に対する処遇は、特に心配が残る問題である。ロヒンギャ族は、通行の自由を制限され、雇用、結婚する権利等の面でも規制を受けている。当局は、イスラム教徒の児童に市民権を認めず、

出生証明を発行することを拒み続け、結果として、こうした児童が医療、教育、雇用の面で更に差別を受けることに繋がっている。過酷な条件を逃れ、何千人ものロヒンギャ族が国境を越え、バングラデシュへ、又、更に他の国へと避難している。」[5y](p145)

- 20.49 2011年9月13日発行の米国国務省 *July-December, 2010 International Religious Freedom Report*(USSD IRF July-December 2010 Report)は、次のように記している。

「ロヒンギャ族は、基本的に不法滞在の外国人としての扱いを受けており、外国人登録カード(FRC)が発行されない。一般的に NRC(国民登録カード)も持たないため、通常、ロヒンギャ族は「無国籍」とされている。ビルマ政府は、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)との共同プログラムを進め、ラカイン州北部に住む無国籍の人々に対し、仮登録証を発行している。こうした人々の大半はロヒンギャ族である。この措置は、主に、ロヒンギャ族に選挙権を与えるために取られたと見られる。UHCR は、ラカイン州のビルマ国籍を持たない住民およそ 750,000 人と共に作業を進めてきた。報告対象期間の終りに、UHCR は(ビルマ政府の推定値を引用して)、対象となる 10 歳を超える住民(国籍を持たない住民 637,500 人)の 85%が、TRC を保持していると表明した。UHCR は、教育、保健、インフラ、水、衛生、農業の面でもロヒンギャ族の支援を行っている。」[7b](セクション II)

- 20.50 アジア人権協議会(AHRC)は、2011年12月9日発行のレポート *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、2011年10月24日にBBCビルマ語放送が行ったバングラデシュから帰還したロヒンギャ族難民の状態に関するビルマ移民局長官の U Maung Maung Than とのインタビューの様態を報じている。

「問: ロヒンギャ族難民について、政府はどのような政策を持っていますか?

答: 私たちは、どのような政策にも従い、ロヒンギャ族を監視する責任を果たすだけです。

問: 私が言いたいのは、メディアの間ではロヒンギャ族はビルマ人(国民)か否かという論争が起こっていますが、それに関する政府の政策はどのようなものですか? ということです。

答: 私たちが知っている限りでは、ロヒンギャ族というものの自体、存在しません。最初からそう言っているではありませんか。ロヒンギャ族と呼ばれる人々は、ビルマの民族の中にいません。

問: それが政府の正式な見解ですか?

答: それが前にも述べたことです。どこで行われた何の協議であれ、ロヒンギャ族と呼ばれる人々は我が国の国民ではないと述べてきました。アラカン州の全住民に聞いてください。みんな、ロヒンギャ族と呼ばれる人々なんていないと言うでしょ

う。」 [43d](p2)

- 20.51 国際難民支援会は、2008年12月18日付のレポート *Rohingya: Burma's Forgotten Minority* の中で、次のように記している。

「ビルマ政府のロヒンギャ族に関する公式政策は、抑圧的なものである。ロヒンギャ族が自分の村を離れる場合、当局の許可を必要とし、ラカイン州北部から出るとは許可されていない。結婚する場合も正式な許可を必要とし、出生と死亡の際には法外な税金を払わなければならない。信仰の自由は制限され、ロヒンギャ族は、宗教施設が老朽化しても、それを維持、修繕することは禁じられていた。ビルマ国内から正確な統計が出ることを望むべくもないが、専門家たちは、ラカイン州北部の状況は、ビルマ国内でも最悪の部類に属するという意見で一致している。ロヒンギャ族の難民たちによると、土地の没収、強制労働、恣意的な逮捕、恐喝が避難の主な理由である。ロヒンギャ族の村民が許可無しで村を離れた場合、正式な住民リストから外され、発見されると逮捕される可能性がある。」 [61a]

- 20.52 2011年2月21日、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、次のように記している。「ビルマ当局は、30年以上の間、イスラム教徒の少数民族のロヒンギャ族を組織的に迫害してきた。アラカン州の政府と軍当局は、ロヒンギャ族の通行、結社と集会を厳しく規制し、強制労働を課し、宗教的迫害を加え、土地と財産の没収を日常的に行っている。」 [39a]

- 20.53 ロヒンギャ族に関する詳細情報は、アムネスティ・インターナショナルの2004年5月付のレポート *Myanmar, the Rohingya Minority Fundamental rights denied*、又、最近のものでは、アイルランド人権センターの2010年版レポート *Crimes against Humanity in Western Burma: The Situation of the Rohingyas* に掲載されている。 [78a]

国内避難民(IDPs)も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

シャン族

- 20.54 少数民族活動家に関する2010年2月のAI Reportは、こう記している。

「シャン族は、主に、ビルマ東部の中国、ラオス、タイとの国境付近に居住している。ミャンマー中央部のマンダレー管区、ミャンマー東部のカイン州、カチン州にも少数のグループが暮らしている。シャン族のほとんどは上座部仏教を信仰し、タイとラオスの国民の大部分を含むパンタイ(Pan Tai)族の一部でもある。シャン州代表を目指すシャン国民民主連盟(SNLD)は、1990年の選挙でNLDに次ぐ23議席を獲得した。クン・トゥン・ウー党首は、現在、禁固93年の刑に処せられ、健康を害している」 [12C](P16)

20.55 シャン人権基金(Shan Human Rights Foundation, SHRF)は、2011年1月付のニュースレターで、シャン州に住む人々に対する人権侵害が続いていることを報じた。これには、裁判なしの殺人、強姦、殴打、拷問、恣意的な逮捕と拘留、強制失踪が含まれる。[60a]SHRFは、政府軍が行ったとされる人権侵害を報じた月次ニュースレターを次々と発行した。

20.56 2011年8月10日、SHRFは次のように記している。

「シャン州北軍(SSA-N)に対するビルマ軍の最近の激しい攻撃の際、ビルマ軍による残虐行為を逃れて避難した村民の数は、30,000人以上に膨れ上がり、シャン州北部で大変な人道的危機となっている。7月(2011年)、Kee See 郡区の Wan Hai にある SSA-N 司令部を制圧するため、42の大隊から4,000を超えるビルマ軍の部隊が戦闘機に護衛され、配備された。周辺の村を進攻する際、ビルマ軍部隊は住民に対し、殺害、強姦、身体切断をはじめとする残虐行為を行った。足と手を切断された村人の遺体が見つかった。

「ビルマ軍が SSA-N との 22 年間の停戦協定を破り、3月13日に攻撃を開始して以来、推定 31,700 人の村人が 9 つの管区から避難した。町に逃げた者、中国との国境に沿ったワ族支配の土地に逃げた者、タイとの国境に逃げた者がいるが、ほとんどは村の近くのジャングルの中に隠れている…」

「ビルマ軍は大打撃を受け、7月下旬に Wan Hai 地区から撤退したが、現地の部隊は未だに SSA-N 軍の要塞を包囲し、戦闘が続いている。」 [60b]

20.57 2011年9月16日発行の国連総会のレポート *Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、次のように記している。「特別報告者が2011年5月にチェンマイで会談した地域ベースの組織によると、100,000人以上の平民が、強制労働、強制移住、財産の没収、恣意的な逮捕、拷問、敵対勢力を支援した疑いによる裁判なしの殺人、3人の女性に対する集団強姦をはじめとする、さまざまな影響を受けた。その詳細報告に、特別報告者は強い嫌悪を感じた。」 [32j](パラグラフ 35)

20.58 2011年12月2日、*The Irrawaddy* は、ビルマ政府がシャン州南軍と停戦協定を締結したことを報じた。同レポートは、こう報じている。「協定には、停戦だけでなく、経済発展の保証、シャン州における違法ドラッグの取り締まり共同チームの設置、及び、連絡事務所の開設に関する合意が含まれる。」 [26p]

目次に戻る
資料目録に進む

21. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(LGB)の人々

トランスジェンダーの人々の扱いについては、下記の トランスジェンダーの人々 を参照されたし

法的権利

- 21.01 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010), Burma は、こう記している。

「ビルマの刑法には、『異常な性的』行為に対する規定が含まれており、当局は、目に留まったゲイやレズビアンに対し、この規定を適用している。最大の処罰は禁固20年と罰金である。刑法では、『不自然な犯罪』に対する法律は、男女に同様に適用される。しかし、社会の伝統により、こうした人々はある程度保護される。雇用に関し、性的志向による公的、又は社会的差別は見られない。」 [7a](セクション6)

- 21.02 2011年2月1日にアクセスした国際レズビアン・ゲイ協会(International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association、ILGA)のウェブサイトは、ビルマの法について、男性間の同性愛は非合法としているが、女性間の同性愛は合法としている。ILGAは、「男性間、男女間、男性と動物間の肛門性交」は、ビルマ刑法(PC)第377条で禁止されていると述べている。女性間の性交渉に関し、ILGAは、「『性交』法は... 同じ規定がある国において、女性観の性交渉を網羅していないと解釈されている(1860年のインド刑法がその由来である)。」としている。ILGAによると、ビルマ刑法第377条違反に対する罰則は、禁固10年未満とされている。但し、これが適用された例は、稀である。 [22a]

- 21.03 ILGAは更に、こう報じている。「... LGBTI問題に関し、ミャンマー/ビルマには情報が極めて少ない。刑法の下で刑事告訴が行われた例は全くない、又は、あったとしても非常に少ない。数年前、ゲイの男性数人がマンダレー近くのタウンビョン・ナト祭(ゲイや女装した霊媒師が集まることで比較的有名なイベント)で拘留された。男性たちは数日間拘留され、告訴されずに釈放された。言うまでも無く、こうしたケースは最近発生していない。」 [22a]

- 21.04 アジアのゲイやレズビアン向けのインターネット情報源である Utopia に 2011年4月12日にアクセスしたところ、日付は記載されていないが、ミャンマー/ビルマに関する国別情報が掲載されていた。

「全アジアで最大の『ゲイ』フェスティバルが、マンダレーから20kmほど北にあるタウンビョンで毎年開催される。8月末に6日間、満月の夜まで行われる。ミャンマー全国から数千人が集まり、タウンビョン・ナト(霊媒師)を祝う。ミャンマー全土からゲイが集まる。タイからも数百人のゲイが国境を越えて参加する。タウンビョンは、もともと宗教的な祭であるが、実際にはほとんどゲイの祭になっている。ミャンマーの霊媒師(ナト)はほとんどがゲイである。偽の霊媒師も多く参加するが、彼らはパーティーに加わりただけなのだ。6日間、人々は踊り、食べ、飲む。会場には、食卓や屋台が立ち並ぶ。踊りのグループが、場所を転々とし、昼夜を分か

たず踊る。その雰囲気はブラジルやカリブ諸島のカーニバルを彷彿させる。祭の間、人々は気の赴くまま何をしてよい。普段しなければならぬことは何もしなくてよい。このため、この6日間には多くの男性がゲイであることを『カミングアウト』するのである。」 [67a](Taungbyone)

- 21.05 2011年5月15日にアクセスしたウェブサイト globalgayz.com には、日付の記載は無いが、ビルマのプロフィールとして、次のような情報が掲載されていた。

「ビルマでは同性愛は違法である。ビルマ政府の権威主義的な性質のため、LGBTのビルマ国民の法的・社会的地位に関する正確な情報を得ることは難しい。性感染症を広めること、公序良俗を乱すこと、『わいせつな』資料を作成、販売、配布すること、18歳未満の少女の売春若しくは買春、又は、個人、社会、公共の道徳を乱す全てのものを禁じる法令が数多くある。現在の政治的風潮は、組織化されたLGBTの政治生命、社会生活を許さないものである。人間の性に関するビルマの社会風潮は、『極めて保守的』と表現されてきた。」 [54a]

LGBTに対する国家当局の扱いと態度

- 21.06 民主ビルマの声は、2010年5月19日付の記事で、同性愛行為を禁じる『古風な』法令は、めったに適用されることはないが、同性愛者に対する烙印は今でも残っていることを報じた。同レポートはこう記している。「ビルマ政府は昨年(2009年)、国営のNew Light of Myanmarという新聞に記事を載せ、世界エイズデーに対する注意を喚起した。同記事は、エイズを『社会的に認められない行為』としている。」 [3a]
- 21.07 ゲイを対象とし、アジア10カ国を結ぶアジア最大最古の旅行会社という触れ込みのPurple Dragonは、2011年3月16日にアクセスしたウェブサイト上で、ビルマについて、こう記している。

「ミャンマーでは、崇め恐れられているナトの霊を呼び出し、そのエネルギーを媒体する霊媒師は別として、ゲイやトランスジェンダーの人々が、一目でそれと判ることは稀である。服装や行動でセクシュアリティを表している人を見かけることは、あまり無いだろう。国境を越えたタイで多く見られ、容認されているレディーボーイは、ビルマにはほとんど見られない。政府は、性産業の興隆を防止しようと躍起になり、これを誘発するナイトライフを管理しようとしている... ゲイの『クルージング』は確かに存在し、一部のナイトライフの場では、ゲイやレズビアンたちの出会いの機会を提供している。」 [17](Gay life in Myanmar)

目次に戻る
資料目録に進む

LGBTに対する社会の扱いと態度

- 21.08 インタープレス・サービス(IPS)通信社は、2010年6月3日、こう報じている。「2003年にビルマで男性と性交渉を持つ男性(MSM)に関する先駆的な調査を実施したコ・

エイによると、(ゲイの男性)に対する烙印は、今も残っているという... MSM に対する『非常に深刻な、又は強い反応は見られない』ものの、多くの MSM が『真の自分』を秘密にしておく必要があると感じているという。」同レポートは、こうも記している。「... 政府は同性愛を非難しているが、ラングーンやマンダレーといった大都市には、多くの MSN ネットワークが存在し、地域社会に拠点を置く組織がそうした人々に情報提供、カウンセリングを行っている。」 [50a]

21.09 フランス通信(AFP)は、2011年4月16日付の記事で、こう報じている。「全体主義の政治と宗教的見解、保守的な社会体質が混ざり合い、以前ビルマとして知られていたミャンマーで、多くのゲイの人々は隠れて生活することを余儀なくされている。ゲイの男性たちはゲイであることを示す、又は隠すため、『ゲイリングル』という独自の言語を生み出した。これは、ヤンゴンで HIV/AIDS の予防に努めるティン・ソウの言葉である。」 [69a]

21.10 同記事は、こうも記している。

「ミャンマーでは、同性愛はカルマに関する地域の信仰と結び付けられることが多いとティン・ソウは言う... 伝統的に、異性に対する愛以外の性が公に認められるのは、『ナト』又は霊の崇拜の世界だけであった。これは、ミャンマーの仏教信仰と結びついたある種のアニミズムである。派手な服装をした女性的な霊媒師たちが、年間を通じ、有名な『ナト』の祭では主役を演じる。しかし、祭で受け入れられていることが、ミャンマーのゲイの人々に、ある種の固定観念を植え付けたことも確かである。」

「同性愛は、植民地時代の刑法では犯罪とされていた。現在では、これが厳密に適用されることはないが、活動家たちは、当局が人を差別したり、脅迫したりする際には、今でもその刑法が適用されると言う。『当局は、金銭を求めたり、人を虐待したりすることの言い訳にこの刑法を利用するが、そうしたケースを法廷に持ち込むことはない。』これは、ミャンマーからの亡命者で、タイを拠点とするビルマ人権教育機構(Human Rights Education Institute of Burma)のディレクターであるアウン・ミョ・ミンの言葉である。氏は自らゲイであることを公表している。氏によると、ゲイに対する無数の性的暴行や侮辱が公の場で行われているという。『多くのケースが報告されずに終わる。被害者は羞恥心から、又、報復を恐れて沈黙してしまうのである。』」 [69a]

21.11 AFP は更にこう記している。「ミャンマーでは多くの場合、レズビアンも隠れた存在であるが、アウン・ミョ・ミンによると、軍国的マッチョの文化では、レズビアンの方が許容されやすい。多くの方は同性愛とトランスジェンダーの区別ができないのだから。」 [69a]

21.12 Purple Dragon は、男性同士が手をつないで歩く姿はよく見かけるが、必ずしもその人たちがゲイであるとは言えないと記している。 [17](Gay life in Myanmar)

参照した情報源からは、レズビアン又はバイセクシャルの女性の立場に関する具体的な情報は得られなかった。女性の立場に関しては、全般的に下記の女性を参照されたし。

LGBの人々に関する上記以外の記事は、[Globalgayz](#)のウェブサイトに掲載されていることがある。[54a]

目次に戻る
資料目録に進む

22. トランスジェンダーの人々

- 22.01 2011年3月15日にアクセスしたウェブサイト [globalgayz.com](#) には、日付の記載は無いが、ビルマのプロフィールとして、次のような情報が掲載されていた。

「ビルマ政府の権威主義的な性質のため、LGBT のビルマ国民の法的・社会的地位に関する正確な情報を得ることは難しい。性感染症を広めること、公序良俗を乱すこと、『わいせつな』資料を作成、販売、配布すること、18歳未満の少女の売春若しくは買春、又は、個人、社会、公共の道徳を乱す全てのものを禁じる法令が数多くある。現在の政治的風潮は、組織化されたLGBTの政治生命、社会生活を許さないものである。人間の性に関するビルマの社会風潮は、『極めて保守的』と表現されてきた。」[54a]

- 22.02 ゲイを対象とし、アジア10カ国を結ぶアジア最大最古の旅行会社という触れ込みの Purple Dragon は、2011年3月16日にアクセスしたウェブサイト上で、ビルマについて、こう記している。「ミャンマーでは、崇め恐れられているナトの霊を呼び出し、そのエネルギーを媒体する霊媒師は別として、ゲイやトランスジェンダーの人々が、一目でそれと判ることは稀である。服装や行動でセクシュアリティを表している人を見かけることは、あまり無いだろう。国境を越えたタイで多く見られ、容認されているレディーボーイは、ビルマにはほとんど見られない。」[17](Gay life in Myanmar)

参照した情報源からは、トランスジェンダーの人々の立場に関する具体的な情報は得られなかった。トランスジェンダーの人々に関する上記以外の記事は、[Globalgayz](#)のウェブサイトに掲載されていることがある。[54a]

目次に戻る
資料目録に進む

23. 障害者

- 23.01 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010), Burma は、ビルマについてこう記している。

「法の下での平等や、障害者に対する差別を含めた差別からの全般的保護を保証する法令が存在しない。憲法の下、全国民が教育と医療を受ける権利を持っている。政府は、雇用、医療や教育を受けること、政府の若しくはその他のサービスを受けることに関し、障害者に対する差別を積極的に行ってはいないが、障害者を支援する公的資源はほとんど無い。建物、公共の輸送手段、政府施設の利用のしやすさに関する規定は無い。」

「障害を持つ人々の医療リハビリテーションは保健省の管轄であり、職業訓練は社会福祉省の管轄である。政府は、視覚障害者のための学校を3校、聴覚障害者のための学校を2校、障害を持つ成人のためのリハビリテーション・センターを2カ所、障害を持つ児童のためのリハビリテーション・センターを2カ所運営している。しかし、政府は障害者向けの学校やプログラムに十分な資金を割り当てていない。」

「障害を持つ退役軍人は、大抵、同等の給与の公務に就き、優先的に手当てを受け取っている。障害を持つ民間人に対する公的手当には、一時的な障害には給与の3分の2を最長1年まで、永久的な障害には非課税の給付金がある。しかし、政府は、民間部門の労働者が障害を負った場合の雇用保護を提供していない。」[7a](セクション6)

- 23.02 モンランド人権基金は、2008年6月1日、ウェブサイト上で、ビルマの障害者たちについて次のように報じている。

「ビルマの障害者たちは、先進国のような幅広い支援サービスを受けることはできない。障害者が雇用されることも難しい。こうした理由で、障害者は物乞いに身を落とすことが多く、彼らの姿を目にするのは、祭、バス停、鉄道の駅、その他人出の多い場所、つまり、金銭を恵んでもらえる場所だけである。仕事があっても、プラスチックや瓶の回収等、低賃金のものである... 障害に関する正式な教育が無く、障害は前世で悪い行いをしたための罰であるという迷信が広く残っているため、障害者は放置され、異常な存在として見られ、軽蔑されるのである。」[34a](パラグラフ VI-VII)

- 23.03 同レポートは、障害のある児童に対する教育は限定されていると報じている。[34a](パラグラフ VIII)
- 23.04 赤十字国際委員会(ICRC)は、2011年5月発行の *Annual Report 2010* の中で、こう記している。「主にミャンマー南東部に住む5,500人ほどの身体障害者が、フパ・アン整形リハビリテーション・センターで治療を受けている。このセンターは、ICRCの経営、技術、財政面の支援を受け、ミャンマー赤十字社が運営している。」[40a](p245)

目次に戻る
資料目録に進む

24. 女性

概要

- 24.01 ビルマの亡命政権ビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)の調査・文書化部門である人権文書ユニット(Human Rights Documentation Unit、HRDU)が2009年11月に発行した *Burma Human Rights Yearbook 2008* は、次のように報じている。

「国家平和開発評議会(SPDC)は、ビルマの女性は生まれた瞬間から完全な権利を享受していると主張している。又、女性の権利に関する協議では必ず、ビルマの女性が伝統的に比較的自立した役割を果たしてきたと指摘している。しかし、男性が家族の長であるという伝統的な概念が、女性の権利と性の平等の推進を阻害する環境を作ってしまった。女性の能力は劣ると認識され、そのため、活動も制限される。更に、最近の歴史は、ビルマの女性が真の平等を勝ち取る集団的な力を削いでしまった」 [51a](p787)

- 24.02 2010年3月31日付の英国外務・連邦省(FCO) *Human Rights and Democracy Report 2010* は、こう記している。

「村の会合等、公的生活の場への女性の参加は、ソーシャル・ネットワークへの参加や利用と同様、今でも非常に少ない。ビルマ政府は、ミレニアム開発目標に向けて努力していることを明言しており、女兒の就学等、性の不平等に関する問題について、目標を達成する途上にあると主張しているが、女性は意思決定の場から日常的に排除されている。軍による性的暴力は特に憂慮すべき問題である。中でも紛争で影響を受けた少数民族の居住地では、この問題が深刻である。

「市民社会組織、国際NGO(非政府組織)、社会福祉省が協力し、女性の進出のための国家アクションプラン(National Action Plan for the Advancement of Women)を開発したが、その真の目的は、2011年に新政府を国民に承認させることにある。」 [5y](p144)

- 24.03 ビルマは、1997年7月、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約(UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW)の加盟国となった。(UN Treaty Collection、2010年3月10日にアクセス)[32d]

- 24.04 国連の在ミャンマー駐在・人道コーディネーター事務局による2010年3月12日付のレポートは、2008年のサイクロナルギスがもたらした被害、死亡者を受け、次のように記している。「... 100世帯のうちの約14世帯が、女性を頭とする家庭である。その大多数は夫に先立たれた女性である。女性を頭とする家庭は、脆弱である場合が多い。女性を頭とする家庭の60%が、粗末な住居で暮らし、低所得層の大きな割合を占めている。女性を頭とする家庭の子供たちは、経済的な問題から、学校を中退する場合が多い。」 [48]

法的権利

- 24.05 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010), Burma は、こう記している。「法律の下で、女性は男性と同等の権利を保証されている。これには財産権や相続権が含まれている。しかし、こうした法律を政府が執行したか否かはあいまいである。[7a](セクション 6)
- 24.06 *Burma Human Rights Yearbook 2008* には、出産した母親には26週間の有給育児休暇が与えられることになっているが、実際には、育児休暇が認められたケース、取得されたケースは稀であると記載されている。[51a](p787)
- 24.07 *Mizzima* ニュースは、2010年10月23日に行われたビルマ女性連盟(Women's League of Burma)のティン・ティン・アウンとのインタビューを報じている。ティン・ティン・アウンは、ビルマの新憲法について、こう述べている。「... 性の平等を保証する法令は無い。それどころか、教育と雇用機会に関して、女性を差別する法令がある。」[33a]
- 24.08 憲法第352条には、こうある。「ミャンマー連邦は、公務員の任命と公務員への任務の割り当てに関し、所定の資格が満たされた場合、ミャンマー連邦共和国のいかなる国民に対しても、その民族、出身、宗教、性別による差別を行わないものとする。但し、本条のいかなる規定も、男性のみに適した職業に男性を任命することを妨げるものではない。」[47]

政治的権利

- 24.09 USSD Report 2010 は、こう記している。「女性は政治的リーダーシップから除外されている... SPDC、内閣、最高裁判所には、女性、又は少数民族出身者がいない。」[7a](セクション 3)
- 24.10 女性差別撲滅委員会 (CEDAW)の2011年9月13日付レポート *Information provided in follow up to the concluding observations of the Committee: Response by Myanmar to the recommendations contained in the concluding observations of the Committee following the examination of the combined second and third periodic report of Myanmar on 3 November 2008 – Myanmar* は、2010年の選挙において、104人の女性候補者のうち45人が議会のメンバーとして選出されたと記している。[32k](パラグラフ 3)
- 24.11 2011年5月12日に発行され、2010年の出来事をまとめたフリーダムハウス *Freedom in the World Country Report 2011* は、「2010年の選挙において、3,000人の候補者のうち、女性はわずか114人である。」と記している。[14a]
- 24.12 2008年11月7日付のレポート *The Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women* は、次のように記している。「大学卒業者の大半は女性であるが、本委員会は、国会や政府の各組織、外交、司法、軍、行政をはじめとする公的・政治的・職業的な分野において、女性の参加が極めて少ないことを憂慮する。中でも上級職での女性の不在が顕著である。」[32a](パラグラフ 28)

目次に戻る
資料目録に進む

社会・経済的権利

24.13 USSD Report 2010 は、次のように記している。「伝統的に男性主体であった職業(例えば、鉱業、林業、大工、石大工、漁業)に女性が就くことは少なかった。軍の将校をはじめとする一部の職業からは、完全に排除されている。貧困の影響を受けるのも、女性の割合が高い。」 [7a](セクション 6)

24.14 USSD Report 2010 は、こうも記している。

「女性の人権擁護組織で、政府とある程度の関係を持つグループはいくつかあるが、登録され独立しているものは無い。MWA(政府と提携しているミャンマー女性問題連盟、Myanmar Women's Affairs Federation)は、主な『非政府系』女性組織である。もう 1 つの政府配下のミャンマー母と子の福祉協会(Myanmar Maternal and Child Welfare Association)は、母親と子どもに基本的な保健支援を提供している。女性起業家の職業協会であるミャンマー女性起業家協会(Myanmar Women Entrepreneurs' Association)は、ビジネスを立ち上げる女性に融資を行っている。政府の管理は受けていないが、女性起業家協会は、政府との良好な関係を保ち、ビジネス界の女性を支援する活動を許可された。」 [7a](セクション 6)

24.15 *Burma Human Rights Yearbook 2008* は、法令は売春を禁じており、違反した場合は禁固 3 年の刑に処せられると報じている。しかし、同レポートは、大都市、国境付近の町、鉱山、大規模施設、林業の郡区では、売春が盛んであると記している。次のような記載がある。

「ビルマでは、官憲と癒着した隠れた売春宿がある。多くの売春宿が警察、軍の役人の同意を得て営業している。こうした役人は、売春宿の店主から『保護料』と呼ばれる多額の金銭を受け取っている。軍の役人自身が売春宿を運営している場合もある。街角に立つ女性は、逮捕を免れるために警察に賄賂を渡さなければならない。他の職業に比べれば、売春は実入りの多い職業であるが、身体の安全と健康の面では深刻なリスクがある。客を失いたくないためコンドームの使用を要求できない女性たちの間で、HIV/AIDS が普及しており、強姦、性的暴行も頻繁に起こっている。」 [51a](p801)

サブセクション: 女性に対する暴行も参照されたし

24.16 2011 年 3 月 16 日にアクセスした社会制度とジェンダー指標(Social Institutions and Gender Index、SIGI)のウェブサイトには、結婚と家族生活について、次のような記述があった。

「ミャンマーの女性は、家族生活のいくつかの面では保護されているが、全ての面

では保護されていない。ビルマの慣習法は、女性の結婚可能年齢を20歳としている一方、男性の結婚可能年齢は思春期としている。2007年の調査では、女性差別撲滅委員会 (CEDAW)は、1954年の「仏教徒女性の婚姻と相続に関する法律(Buddhist Women Special Marriage and Succession Act)」は、それほど厳格でなく、両親の同意があれば、14歳以上の仏教徒の女性と、仏教徒以外の男性との婚姻を認めるというものであると報じている。実際には、若い年齢での結婚に多少の懸念がある。2004年に発行された国連レポートは、15歳から19歳までの女性の11%が既婚、離婚、又は未亡人であると推定している。状況は少しずつ良い方向に向かっている。主に教育の普及と労働力への参加拡大により、初婚年齢は上がっている。法令は、結婚は両者の同意に基づくとしており、将来結婚する意志があれば、同棲も法律上の夫婦として正式に認めている。」 [52](Family code)

24.17 同レポートは、こうも記している。「ミャンマーの慣習法(ダンマターツ)では、一夫多妻制も認めているが、社会の目は冷たく、あまり見られない。ミャンマー女性問題連盟(MWAF)は、一夫多妻制では、2番目の妻が1番目の妻と同等の社会的地位を与えられることを法令が規定していると指摘している。」 [52](Family code)

24.18 ビルマ女性連盟は、2008年のレポート *In the Shadow of the Junta* で、次のように記している。

「家族法に関して言えば、ビルマ族、それ以外の民族の間で、結婚、養子縁組、財産の所有、相続権に関連し、慣習法の適用がまだ多すぎる。こうした法律の多くは、女性の役目は子供を産み、家事を切り盛りすることとし、男性に家庭における経済と意思決定の権力を認めるものである... 結婚に関する多彩な宗教的儀式をはじめとする、さまざまな慣習法とビルマの成文法とを調和させる試み、そうした法令がCEDAWと矛盾しないようにする試みは成されていない。」 [27a](p13)

24.19 USSD Report 2010 は、こう記している。「ビルマ人女性と外国人の結婚は禁止されており、政府は、各地の弁護士に対し、こうした結婚の証人にならないよう命じている。しかし、この禁止令は、あまり広範に執行されていない。」 [7a](セクション 1f)

24.20 国連統合地域情報ネットワーク(IRIN)は、2010年3月10日付の記事で、ビルマでは中絶が違法とされていることを報じた。[49a]

24.21 子どもを持つことに関して、USSD Report 2010 は、こう記している。

「夫婦も個人も、子どもの数、出産間隔、出産時期について決定する権利を持つ。政府は出産を奨励する政策を執っているが、『出産間隔』を調整する名目で、避妊処置を行うことを民間の産科医に認めている。家族計画のニーズには、対応できていない部分が非常に大きい。家族計画サービスを受ける障害となっているのは、主に費用と利用し易さであると報じられている。避妊薬・避妊具の利用を含め、生殖医療は一般的に民間の産科医に限られている。保健局は避妊薬・避妊具の流通を厳重に規制している。地域の保健師はコンドームの使用を提案することしかできない。

注射式、又は経口の避妊薬を手に入れるには、助産師の診療を受けなければならない。」 [7a](セクション 6)

サブセクション: 女性の健康、医療問題も参照されたし

24.22 ビルマに関する SIGI レポートは次のように記している。

「親の権威に関しては、父親が家庭の頭と見なされ、妻子を養う義務を持つ。母親は、子育てをはじめとする家事の大部分を担い、家計を管理することもある。離婚した場合には、男の子は父親、女の子は母親が引き取ることが多いが、意思決定プロセスで子ども自身に相談することもある。CEDAW は、性別に拘らず、非常に年齢の低い子どもは母親の手にゆだねられることが多いと応じている。」 [52](Family code)

24.23 同レポートは、こうも報じている。

「古来のダンマターツと今日の慣習法は、男性にも女性にも平等に相続権を認めている。男性・女性、夫・妻、寡婦・寡男、息子・娘、孫息子・孫娘の間には差別が無い。MWWF によると、相続権は、もっぱら故人との関係の濃さに関係し、一般的な相続順位は他国の習慣と近い。しかし、CEDAW は、慣習法は遺言を認めず、夫婦共有の財産は、自動的に生存している配偶者のものになるとしている。」 [52](Family code)

24.24 2011年3月16日にアクセスしたアジア太平洋地域の政治、支配、変革のリーダーシップに関わる女性のオンラインネットワーク Online Women in Politics のウェブサイトには、日付は無いが、ビルマのセクションで次のような記載がある。「... 伝統的に男性の職業とされてきた職業のほとんどでは、今でも女性の数は少ない。又、軍部の将校をはじめとするいくつかの職業からは、未だに実質的に排除されている... 同じ仕事をして、女性は男性と同じ給与を得られない。女性は法律で 26 週間の有給育児休暇を認められているが、実際には支給されていないことが多い。」 [63a](Women in Myanmar)

目次に戻る
資料目録に進む

女性に対する暴力

24.25 USSD Report 2010 は、次のように記している。

「配偶者による暴力をはじめとする、女性に対するドメスティックバイオレンスは、現在も問題となっている。配偶者による暴力、又はドメスティックバイオレンスは、政府が統計を取っていないため、調査することが難しい。ドメスティックバイオレンスや配偶者による暴力(配偶者による強姦を含む)を特定して禁止する法律は無いが、他者の身体に危害を加えることに関する法律はある。罰則は禁固 1 年から終身

刑まで、罰金を科される場合もある。」

「警察は、一般的に、ドメスティックバイオレンスを取り締まることに関し、消極的である。しかし、被害女性が負傷し、告訴した場合は、警察は何らかの措置をとることが多い。こうしたケースでの男性に対する処罰は、罰金であることが多く、投獄されることはほとんど無い。政府と繋がりのあるミャンマー女性問題連盟(MWAF)は、通常、首相の妻が会長を務めるが、警察を含めた地方当局に対してロビー活動を行い、配偶者による暴力に関わるドメスティックバイオレンスのケースの調査を求めている。MWAFは政府上層部の妻たちが支配しているため、警察はMWAFから依頼を受けたケースを調査することが多い。」 [7a](セクション6)

24.26 同レポートは、強姦に関し、次のように記している。

「強姦は違法行為であるが、政府は法の執行を徹底していない。被害者が14歳未満である場合、同意のあるなしに拘らず、性交渉は強姦と認識される。こうしたケースの最大刑罰は、被害者が12~14歳の場合は禁固2年、12歳未満の場合は禁固10年である。配偶者による強姦は、妻が14歳未満でない限り、犯罪とはならない。政府は、強姦の起訴と有罪判決の件数について、統計を発表していない。警察は、強姦の訴えがあった場合には、通常、調査を行う。しかし、少数民族居住地域では、政府軍が強姦を犯しても、軍が加害者を罰することはほとんどない。」 [7a](セクション6)

24.27 USSD Report 2010は、こうも報じている。「刑法は、セクハラを禁じ、違反した場合は罰金、又は最大1年の禁固刑が課せられる。こうした犯罪はほとんど訴えられることが無いため、この問題がどの程度広がっているかの情報が無い。」 [7a](セクション6)

24.28 *Mizzima* ニュースは、2010年10月23日に行われたビルマ女性連盟(Women's League of Burma)のティン・ティン・アウンとのインタビューを報じている。以下にティン・アウンの言葉を引用する。

「ビルマでは、多くの女性が弾圧、差別、セクハラ、性的暴行に苦しみ、それは国中に蔓延している。こうしたケースを調査し、2つの理由があることが分かった。こうした暴力の根本的原因は、1962年に軍が政権を掌握してから軍国主義が台頭し、それ以来、軍事的な文化が発展したことである。2つ目の原因は、国内の諸民族の文化、慣習の中に見られる女性への差別である。1つ目の原因に関して言えば、当局による拷問と迫害が、ビルマの多くの地域で行われている。こうした状況の下、治安が悪化し、女性はあらゆる弾圧に苦しんでいる。」 [33a]

24.29 ノーベル女性のイニシアティブ(Nobel Women's Initiative)がビルマ女性連盟と共同で2010年3月2日に開催した *International Tribunal on Crimes Against Women of Burma* では、次のような報告があった。

「少数民族の女性と少女は、ビルマ軍兵士による、蔓延した組織的な性的暴行の対象になりやすい。その中には、少数民族を恐怖により服従させる手段としての強姦、拷問、性的奴隷が含まれている。」

「ビルマ中の多くの女性が性的な暴行や拷問を体験している。これには強姦も含まれ、一方的な逮捕と拘留といった人権的・政治的暴力を伴っている。」

「多くの女性が日常的な強姦、その他の性的な暴行、拷問の対象となっている。一方、軍により、ポーターをはじめとする労働義務も強制されている。[62a](p7)

24.30 同情報源は、12人のビルマ人女性が人権侵害を受けた話を記録している。これには、軍事政権による性的暴行、人権的・政治的暴行、社会的・経済的・文化的暴行が含まれている。[62a](p10-13)

24.31 ビルマ女性連盟(WLB)は、2008年のレポート *In the Shadow of the Junta* の中で、1988年から2006年の間にビルマ全国で起こった875人の女性に対する強姦、性的暴行のケース399件について報じた。このうち161件の被害者は少女である。[27a](p56)

24.32 WLBは確信をもってこう報じている。「強姦の加害者である兵士は、階級に拘らず、罰せられることはほとんど無いため、免罪の環境ができ、暴力がエスカレートしている。レポートは、軍の下級兵士が性的暴行を犯しているのではなく、性的暴行がSPDCの手口の主流となっているため、組織的、構造的な制度の下で行われていることを確信していると報じた。」[27a](p57)

児童: 子供に対する暴力も参照されたい

24.33 USSD Report 2010は、こう報じている。「タイに拠点を置くカレン族女性組織(Karen Women's Organization)は、過去数年間にカレン州で起こった約4,000件の女性に対する虐待について報じた。これには、190を超える村で、40以上の大隊に属する政府部隊によって行われた強姦、殺人、拷問、強制労働が含まれている。NGOと国際組織は、他の地域で起こった数々の兵士による性的暴行について報告を続けている。」[7a](セクション1g)

24.34 女性差別撲滅委員会が発表した2008年11月7日付の最終報告書は、次のように記している。

「2002年に国家行動計画が採択されたことや、ミャンマー女性問題全国委員会(Myanmar National Committee for Women's Affairs、MNCWA)の女性に対する暴力に関する小委員会による活動が展開されていることを留意しつつも、同委員会は、強姦を含むドメスティックバイオレンスや性的暴行が蔓延していること等、女性や少女に対する暴行が広がっていることに懸念を表明した。同委員会は、こうした暴力が社会的に正当化され、沈黙と免罪の環境の中で告訴されることも少なく、告訴されても法廷の外で解決されていることに対しても懸念を表明した。同委員会は、特に

憂慮される地域として、ラカイン州北部、サイクロナルギスにより影響を受けた地域と並び、女性と少女が特に被害を受けやすく、蔑視されている地域を挙げた。同委員会は、性的暴行の被害者は、法律に従い、医師の診療を受ける前に直ちに警察に通報しなければいけないため、被害者は、健康面、心理面、法的な面での支援を諦めるという情報を受け、憂慮を表明した。同委員会は、年齢と民族グループによって分類された女性に対する暴力のデータと情報と並び、こうした暴力の程度と根本的原因に関する研究及び/又は調査が不足していることに対し、遺憾を表明した。」 [32a](パラグラフ 22)

- 24.35 国連女性差別撲滅委員会(CEDAW)の 2011 年 9 月 13 日付レポート *Information provided in follow up to the concluding observations of the Committee: Response by Myanmar to the recommendations contained in the concluding observations of the Committee following the examination of the combined second and third periodic report of Myanmar on 3 November 2008 – Myanmar* は、次のように記している。

「女性に対する暴力に関し、訴えがあった場合、関連当局は法に従って事件を調査し、加害者に対する措置をとる。2010 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、ビルマ内務省は 503 件の訴えを受けた。そのうち誤りであった 101 件を除外し、199 件について措置がとられた。203 件は未だに調査中である。調査と被害女性の訴えによると、性的暴行を働いた軍将校(7 名)、その他の階級の兵士 99 名が罪を問われ、軍法に従った厳しい処罰を受けた。」 [32k](パラグラフ 12)

- 24.36 同レポートは、こうも記している。「保健省が行ったドメスティックバイオレンスに関する調査結果に基づき、保健省、その他の関連省庁、NGO で女性に対する暴力の防止に関する普及ワークショップ(Dissemination Workshop)が実施されている。」 [32k](パラグラフ 13)

- 24.37 2010 年 3 月 10 日付の国連人権理事会 *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* は、こう記している。

「女性差別撲滅委員会は、地方に住むシャン族、モン族、カレン族、パラウン族、チン族の女性に対し、強姦を含め、性的、その他の形態の軍部による暴力が蔓延していることを深く憂慮する。同委員会は、こうした暴力の加害者は、処罰を受けた者も少しはいるが、多くが刑罰を免れていること、又、被害者に対する脅迫、威嚇、処罰が報告されていることにも憂慮を示した。」 [32e](パラグラフ 72)

民族グループも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

女性の健康

24.38 ビルマ女性連盟は、2008年のレポート *In the Shadow of Junta* の中で、こう記している。

「軍事政権の政策のため、ビルマの人口全体の健康が被害を受けているが、保健システムの汚職の影響を最も受けるのは、女性と子どもである。軍事政権の政策により、国民は貧困に苦しみ、移住を余儀なくされ、医療を受けることもできないため、防げるはずの女性や子どもの死に繋がっている。国際女性開発基金(UNIFEM)のレポート *Publication Gender Profile in the Conflict in Myanmar* によると、栄養失調と医療施設の不足により、ミャンマーの女性は、出産に伴う死亡率が高く、100,000件の生児出生のうち、517人にも達している。生まれた子供たちも、中程度の栄養失調や、予防できるはずの病気の発生率が極めて高い。」 [27a](p43)

24.39 同レポートは、こうも記している。

「... ビルマ東部の紛争地域では、状況は更に深刻である。これらの地域では、保健、中でも生殖医療に対する政府の投資が実質的に存在せず、女性や少女の組織的強姦を含め、ビルマ民族以外の少数民族に対する虐待が盛んに行われている。ビルマ東部では、熟練した助産師が立ち会うのは、出産のわずか4%である。これは、他の地域の正式な数字である57%をはるかに下回っている... 12人中1人の女性が、妊娠に関連した原因で死亡している。これは最悪のビルマ全体の75人中1人という数字よりはるかに悪い。そもそもビルマの75人中1人という数字も、地域で最悪なのである。(比較として、隣国のタイの数字は900人中1人である)。ビルマ東部の数字と肩を並べるのは、ルワンダ、ソマリア、コンゴ民主共和国等である。こうした死は、ほとんど予防できるものであり、分娩後出血、危険な中絶、閉塞性分娩が原因である。更に、生殖技術を利用できないことによる出生率の高さと並び、栄養失調、貧血等の蔓延により、女性が妊娠の結果、予防できる原因で死亡するケースが増えている。」 [27a](p44)

24.40 ビルマ女性連盟のレポートは、ビルマでは中絶が違法とされており、その結果を次のように報じている。「... 女性は、中絶をするために、危険な手段を選んでしまう。国連人口基金(UNFPA)は、ビルマでは、3件の妊娠のうち1件は中絶されており、毎年750,000件、又は毎日2,000件の中絶が行われていると推定する。危険な中絶が、妊娠に関わる死亡例の約50%の原因となっている。女性が古来の薬、古来の医師に全面的に頼っている少数民族居住地域や地方では、この数字はこれよりはるかに高いと思われる。

目次に戻る
資料目録に進む

25. 児童

概要

- 25.01 英国外務・連邦省 (FCO) は 2011 年 3 月 31 日発行のレポート *Human Rights and Democracy Report 2010* の中でこう述べている。

「2010 年はビルマの多くの子供たちが不適切な教育、保険医療、社会的保護を受け続けた。平均して 10 人に 1 人の子供が 5 歳になる前に死亡し、50%以上が初等教育を終えることができない。少年兵を使うことはビルマ軍とある武装少数民族グループの中で引き続き問題となっている。多くの子供たちが大体は貧困のために働いている。これはビルマによって批准された 2 つの国連人権会議のうちの 1 つである児童の権利に関する公約 UN Convention on the Rights of the Child に反する。ビルマ当局は UNICEF (国連児童基金) とセーブザチルドレンのような多数の NGO[非政府組織] がビルマにおいて大規模なプログラムを運営する許可を継続して与えた。」 [5y] (p144)

- 25.02 2010 年 4 月発行の Partners Relief & Development and Free Burma Rangers によるレポート *Displaced Childhoods: Human Rights & International Crimes Against Burma "s Internally Displaced Children (Partners and FBR Displaced Childhoods Report)* は 1991 年にビルマが児童の権利に関する公約 (CRC) に加盟したことを報じている。しかしながらレポートはこう付け加えている。

「そのような[CRC]の規定があるにもかかわらず、ビルマの子供たちは政府が許可した虐待から逃れられない…幼少期はしばしば暴力、不安定、そして貧困によって妨げられている。子供たちは無作為で違法な殺害、拷問と虐待、恣意的逮捕と拘禁、強姦や性暴力、強制労働と軍事物資運び、子どもを兵士として雇うこと、基本的な自由の制限、の証人であり、その対象となっている。彼らはビルマに存在するひどい貧困、不適切な学校そして質の悪い健康管理に極度に悪影響を受けている。」 [29a] (p3)

- 25.03 2011 年 3 月 16 日にアクセスした国際連合児童基金 (UNICEF) のビルマ (ミャンマー) に関する国別のウェブサイトでは日付はないが、*Children in Myanmar* のセクションにこう記されている。

「今日、ミャンマーでは子供たちの権利を向上させ、子供のための基本的な社会福祉設備を改善する動きがある。」それにもかかわらず、格差は依然として国全体を通して歴然としている。辺ぴな地域に住んでいる子供や女性に関しては特にサービスが行き届いていない。」

「子供の予防接種と栄養に関して取りかかることで子供の健康状態の改善に進歩が

見られる一方でミャンマー[原文そのまま]では引き続き 5 歳未満の児童の死亡率が高く、そのうち 50%は事前に防ぐことができる理由による。5 歳未満の 3 人に 1 人は依然として栄養状態が悪く、若年層は特にエイズ HIV/AIDS に感染しやすい。」[19a]

健康と福祉と医療問題の項も参照されたし

基本的な法律情報

25.04 以下にビルマの法的な最低年齢条件の概要を示す。

- 1993 年の児童法 の下では子供とは 16 歳未満の全ての者で、青少年とは 16 歳以上 18 歳未満の者を指す。(Burma Lawyers' Council、児童法 1993 年 7 月 14 日)[45c]
- 選挙権年齢：18 歳 (2011 年 12 月 20 日発行アメリカ中央情報局(CIA)ワールド・ファクトブック World Factbook) [6a](政府)
- 就労最低年齢：13 歳 しかしながら法律はまだ実施されていない。(米国国務省 2011 年 4 月 8 日発行 *Report on Human Rights Practices 2010*(USSD レポート 2010) [7a] (セクション 7d))
- 徴兵の義務：18 歳 しかしながら子どもは強制的に徴用される。(2011 年 12 月 20 日発行の CIA ワールド・ファクトブック) [6a] (軍隊)
- 刑事責任年齢：7 歳 (Burma Lawyers' Council, 児童法、1993 年 7 月 14 日) [45c]
- 結婚：少年は最低年齢なし。少女は両親の同意の下で 14 歳。(子どもの権利に関する国連理事会—Concluding observations、2004 年 6 月 30 日)

目次に戻る
資料目録に進む

法的権利

25.05 2010 年 4 月付の The Partners and FBR Displaced Childhoods Report にはこう記されている。

「ビルマで子供の権利を扱う主な法律は、1993 年の児童法である。これはビルマが児童の権利に関する公約 (CRC) に加盟した 2 年後の 1993 年 7 月 14 日に制定された。この法律が子供の明確な権利と保護の範囲を規定している一方で、ビルマの子供たちの深刻な虐待とネグレクトが続いているという証拠があり、ビルマは児童法の下で成文化された約束を守ることに失敗したとはっきりと述べている。」[29a] (p57)

25.06 USSD レポート 2010 には Burma Citizenship Law によれば市民権は両親から引継がれるものであって、両親とも当該国の国民でなければならない。[7a] (セクション 6)

市民権と国籍も参照されたし

子供に対する暴力

25.07 USSD レポート 2010 によれば

「子供の虐待を禁止している法律はあるが、それらは十分でなく、施行されてもいない。政府は子供の虐待は重要な問題ではないと主張したが、正確な統計は得られなかった。国際的な非政府組織のいくつかは、問題は政府が認識しているよりも広がっていると考えている。1993 児童法は虐待、人身売買、そしてその他の種類の搾取から子供を守る多くの規程がある。違反者に対する罰則は 2 年間の服役又は 10,000 チャット(10 ドル)の罰金である。」 [7a] (セクション 6)

25.08 同資料の中でこう付加えている。

「子供たちは報告によれば、第三者の関与なしに生き残るために売春をしている。子供の売春に課する刑罰は 10 年間の服役である。法律はポルノを禁じている。これに対する刑罰は 3 年から 5 年の服役である。法律は法定強姦を禁じている。2 年以上の服役から終身刑の刑罰がある。ラングーンとマンダレーでは監視員が至る所に 10 代に見える売春婦がいたということを書いてある。また、報告によれば、ある売春宿では相当な額の追加料金で客に若い 10 代の「処女」を提供していた。児童買春旅行を明確に禁止している法律はないが、1949 Suppression of Prostitution Act and the Prostitution Act の 13 条は売春斡旋と売春をそれぞれ禁止しており、刑法は未成年者との性行為を禁止している。」 [7a] (セクション 6)

25.09 タイが本拠地のビルマ人権教育機構 (HREIB)はその 2008 年 9 月に発表した *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*(HREIB Report)のレポートでこう記した。

「ビルマの長期に渡る内戦の期間中ずっと子供たちは Tatmadaw ならびに様々な NSAG 非政府武装組織のメンバーによる暴力攻撃の犠牲となってきたし、今も継続している。彼らは村が襲撃されている間不法に殺害され、無差別の地雷や爆発性戦争残存物 (ERW) の犠牲となっている。HREIB の調査員は人権侵害の記録をしている間、子供たちが殺害され、傷つけられている様々な状況を発見した。あるケースでは反乱軍を支持して起訴されて、児童たちが直接標的になった。その他のケースでは Tatmadaw (又は同盟軍) と反対勢力の軍の激しい戦闘で砲撃を受けて犠牲になる子供たちもいた。」 [64a] (p14)

25.10 また同資料にはこのように記されている。

「少数民族と農村地域における増大する軍事化によって子供たちに対する強姦や他の性的暴力が起きている。記録者たちが直面する数々の試練にかかわらず、いくつかの女性の権利組織がビルマの紛争地域で子供たちが受けていた性的暴力の被害程度を過去数年に渡って記録したレポートを発行した。記録された犯罪は、次のよう

なものである。強姦未遂、強姦、集団強姦、性的攻撃などである。あるケースでは被害者が深刻な性暴力に苦しんだあげく殺された。他のケースでは子供たちは自分の母親や姉妹が強姦され虐待されるのを強制的に目撃させられた。記録されたケースは幼い少女たちを含む事件に焦点を当てているが性的暴力は少年たちにも同様に影響を与える問題である。不幸にも、そのような事は報告されたり、記録されたりすることは滅多にない。

「ビルマでは刑罰を受けないという考え方が育っているため被害者の裁判を受ける法的権利が否定されている。強姦や他の性的暴力を実行する Tatmadaw のメンバーたちと非政府武装組織は滅多にこれらの虐待で起訴されることはない。法律と政策はビルマで低年齢の児童の権利を守ると主張しているが、もしそれらを施行する政治的な意思によって後押しされなければ無駄である。」 [64a] (p15)

非政府武装組織による虐待も参照されたし

- 25.11 ビルマ子どもの権利フォーラム (CRFB) で国連子どもの権利に関する国連理事会 (CRC) への 2011 年 4 月 23 日付のレポート、*The plight of children under military rule in Burma* は以下のように記載している。

「CRFB のメンバー組織によって収集された説明によると、子どもに対しての強姦と性的暴力は Tatmadaw の兵士によって実行されたことを示唆している。軍事化と武装集団のメンバー、特に Tatmadaw についての説明責任の欠如によって性的暴力が児童に起こる率を高めている。子どもに対する性的暴力は、遺族と家族がしばしば児童の経験について、もしも事件が公になったらという恥ずかしさや、自分たちの住む地域で非難される恐れのために語りたがらないので記録することが非常に難しい。両親は娘が未婚の場合将来の結婚の可能性について心配している。あるケースでは性的暴力を受けた後、少女たちは自分の地域から追放されたということもあった。加害者による報復を恐れることも遺族が性的暴力を報告しない理由である。」 [86a] (p30)

- 25.12 また同資料はこう付け加えている。

「児童に対して性的暴力行為を実行した Tatmadaw と非政府武装組織のメンバーが起訴をされ罰せられたという信頼できる証拠はない...特定の事件に対し加害者への処罰或いは遺族へ補償金の支払いが司法制度の外で、遺族や家族が地元の機関に勇気を持って報告する場合という限られた背景において起こり得るかもしれない。ある事件におけるそのような補償は事件についてそれ以上議論しないように、という特別な指示を伴ってきた。つまり効果的に事件を「終了させる」ということである。他の事例では遺族や家族が、更に事件を追及する場合、復讐されることを恐れているとはっきり述べている。」 [86a] (p31)

- 25.13 モンランド人権基金は女性子どもの人権プロジェクト(WCRP)による 2010 年 9 月のレポート、*The plight of women and children in Burma* の中でこう記している。

「児童は数えきれないプロジェクトに過酷な条件と無給で強制的に働かされている。これらには兵舎、警察署、道路、公立学校、土地の開拓、岩を砕いて運搬するなどの多くの仕事を含んでいる。特別なプロジェクトはしばしば村全体が働くことを要求する。村民が仕事に現れなかった場合には高額な罰金が課せられる。裕福な家族は時々賄賂を役人に渡して免除してもらうことができるが、大多数の村民は選択の余地なく家族を仕事に行かせることになる。」

- 25.14 子どもの誘拐に関して、HREIB は次のように述べている。ービルマでは進行中の武力紛争のために児童の誘拐が跡を絶たない。彼らは連れ去られ、少年兵、ポーター、重労働者そして売春婦などを強制的にやらされる。そのほとんどが Tatmadaw の兵士と司令官のためである。児童は都会の市場と交通の中心でそして農村地域では農場や学校から連れ去られる。[64a] (p16)

少年兵、非政府武装軍による虐待：強制徴兵、政府による人権侵害：受刑者と市民ポーターのサブセクションも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

子どものケアと保護

- 25.15 USSD レポート 2010 では以下のように見ている。

「政府は子どもの権利と福祉を守るような重要な援助をしていない。悪化する経済状態によって親たちが子どもを学校から連れ出し、工場や喫茶店で働かせ、又は物乞いをさせているので、児童は大きな危険にさらされている。多くの児童は孤児院の世話になっている。ほとんど又は全く技術はないが、地下経済や路上で働いている児童の人数は増大している。そこで、彼らは薬物と軽犯罪、逮捕の危険、性労働の搾取のための人身売買、HIV/エイズにさらされる。」 [7a] (セクション 6)

- 25.16 ユニセフのウェブサイトの国別紹介のビルマ (ミャンマー) のページに 2011 年 3 月 16 日にアクセスした。日付はないが、Childre in Myanmar のセクションにこう記されている。「多くの児童は工場、喫茶店、また他の企業で働いていて、そこではつらい条件の下で給与もほとんど支払われないのに長時間働いている。他の児童は法律で禁止されているにもかかわらず、通りで物乞いをし、法律を破り、徴兵される。これらの児童は人身売買されやすく、多くの人身売買された児童や女性たちは性産業で働くことを強要される」。[19a]

人身売買を参照

目次に戻る
資料目録に進む

少年兵

25.17 USSD レポート 2010 は以下のように観察している。

「政府軍は少年兵を雇い続けている。入隊する最低年齢は 18 歳である。そして政府の公式政策は少年兵を徴用することを避けることである。しかしながらその存在を否定することはできない。非公式の徴兵は抵抗できない児童を標的にしている。官庁は日常的に 18 歳未満の徴兵に関する文書を偽造している。国連難民高等弁務官 (UNHCR) の事務所によれば軍隊は 10 歳の年若い児童を徴兵した。信頼できる情報源によれば正確な統計を得るのは難しいが、少年兵の数は 12,000 人にも上る。」 [7a] (セクション 1g)

兵役も参照されたし

25.18 ビルマ人権教育機構 (HREIB) は 2008 年 9 月発行のレポート *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma* でこう述べている。Tatmadaw[軍] は強制的に 18 歳未満の児童を多数徴兵しているという証拠は以前少年兵だった者からの直接の説明によって立証されている。彼らの多くは新兵の多数は子どもであったことを証言している。」 [64a] (p50)

25.19 2011 年 4 月 23 日発行の国連安全保障理事会のレポート *Report of the Secretary-General on Children and armed conflict* は 2010 年の 1 月から 12 月までを網羅しているが、その中で次のように述べている。

「2010 年、(ビルマ) 政府は、未成年の徴兵を防ぐために出された新しい軍隊の指令の詳細を共有し、徴兵の手続きを監視するため、徴兵部門を観察し、その報告をすることが任務の国の特別部隊の代わりに、ユニセフに対し、徴兵部門への接触を許可した。これは軍事訓練学校や実戦部隊にまでは適用しなかった。ユニセフの訪問中、かなり厳しい審査の様子が観察された。徴兵には無効な年齢であることを確認する書類又は彼らが未成年であるという事実によってこれからの徴兵を却下するということが見受けられた。」 [4b] (パラグラフ 41)

25.20 同レポートはこう述べている。「これらの措置は少年兵の防止と除隊そして監視と報告に関して国の特別部隊と協力するという意味では前向きな進歩が見られたが、政府は国民軍 (Tatmadaw Kyi) によって利用される児童を体系的に認識し、分離する計画を未だ練っていない。それで苦情に対する応答としてその場しのぎで児童を除隊させ続けている。」 [4b] (パラグラフ 43)

25.21 同レポートは政府軍部隊 Tatmadaw Kyi への徴兵の一般的なパターンは以下のような対象を含んでいる。

「...通り、鉄道の駅、またはその他の公共の場所で働いていて同伴者のいない児童。

しかし多数の児童は彼らの家や村から徴兵されている。徴兵のよくあるケースは15歳から17歳の間の児童であって、多数はヤンゴン管区出身である。児童は親戚(Tatmadawで働いている)、兵士(昇進を勝ち取るもしくはその他の動機)そしてその他のあっせん業者によってTatmadawに加わることを勧められ、だまされ続ける。除隊後のインタビューで、児童の多数は兵士募集の人間は年齢を求めなかったし、徴兵に関しては年齢を偽ったと供述している。」[4b] (paragraph 106)

- 25.22 2011年6月27日に発行した米国国務省 *Trafficking in Persons Report 2011* のレポートではビルマに関するセクションの中でこう述べている。

「軍への児童の徴兵は刑法374項の下では犯罪であって、結果として1年までの懲役か罰金或いは両方の罰が課せられる。政権におけるビルマ軍の継続する最重要事項としては市民警察と少年兵の徴兵と軍が行った強制労働を扱っている裁判所の能力をかなり制限した。強制労働は国中に広がっている最も過酷な人身売買の形態である。ビルマの法執行機関の当局者は、上のクラスの軍役人から承認をもらわなければ、一般的には軍による強制労働や少年兵の徴兵を調査したり、起訴したりすることはできない。軍が少年兵の徴兵に共謀した罪で数人の制服を着たメンバーを起訴する一方、前回の報告期間中にはどんな起訴も報告されなかった。」[7d] (起訴)

- 25.23 2009年6月1日付け国連安全保障理事会のレポート *Report of the Secretary-General on Children and armed conflict in Myanmar* はこう述べている。「ILO[国際労働機関]によれば、ほとんどのケースで規定に達しない年齢の徴兵が完全に正式な徴兵の手続きを経ている。彼らは任地に送られる前に約4か月半の訓練を受けることが必須となっている。あるケースでは児童は実戦部隊に直接徴兵されていた。」[4a] (p4, パラグラフ 12)

- 25.24 HREIB レポートはこう述べている。

「ビルマの内紛の前線にいる児童は戦争犯罪や強姦、拷問、恣意的処刑、窃盗、放火などのその他の犯罪にさらされている。しばしば少年兵は反逆グループを支持して告発された市民に対して、犯罪を実行することを強いられている...少年兵は実際の戦闘に従事していない時、塹壕を掘ったり、村を巡回したり、彼らの司令官の家で家事をすることが義務となっている。児童は初めて家族や友達から離れて孤独と憂鬱を経験する...多くの少年兵は友達や家族と連絡を取ることや、休暇で家に帰ることさえ禁止されている。非常にづらい精神的苦痛に至るような状態に置かれているのに加え、少年兵はまたマラリア、赤痢、下痢といった重い病気や不健康な状態にさらされている。[原文のまま]」[64a] (p55)

- 25.25 2011年4月23日付けの、国連安全保障理事会のレポート *Report of the Secretary-General on Children and armed conflict* の中で、ビルマに対してこう記されている。

「外務省によって入手が可能になった公式のレポートによると、110人の少年兵(全

て男子)が Tatmadaw Kyi から 2010 年中に政府のメカニズムを通して解放された (2006 年から監視と報告に重点を置いている国の特別部隊に、除隊したと通知された少年兵の合計は 383 人にのぼる。)。110 人の少年兵の内 40 人は、国際労働機関 (ILO)からの、強制労働の撲滅のための補完的な理解の下に提出された申立てに応じて解放された。2010 年には 184 人の児童が the Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement の支持をしている UNICEF、Save the Children、ワールド・ビジョンや他の子ども保護のパートナーから復帰の支援を受けた。」 [4b] (パラグラフ 40)

- 25.26 2011 年 3 月 7 日付けの国連人権理事会発行の Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human right in Myanmar の中でこう述べている。

「...法定年齢未満の徴兵を扱うことにおいてかなりの進展が見られた。政府は ILO と協力して 2010 年中 73 人の法廷年齢未満の徴兵を解放した。内 40 人は 2010 年に受けた苦情によって、そして 33 人は 2009 年に受け始めた苦情によって解放された。2010 年の 12 月末の時点で ILO は法廷年齢未満の徴兵に関する苦情を 2007 年 2 月に問題を監視し始めて以来、331 件受け取った。それらの苦情の中で、142 人の法廷年齢未満の兵士が除隊され、家族の元に戻った。一方で 120 件のケースは除隊へ向けて手続き中であり、更に 60 件の苦情が提出に先立って、審査中であるか更なる情報を要求しているところである。 [32h] (パラグラフ 89)

- 25.27 同レポートはこのように記している。「ILO によるとミャンマー軍は法廷年齢未満の徴兵の法的問題に関して軍関係者のために大規模な訓練活動に取り掛かった。それには UNICEF 及び ILO とともに取り掛かった活動を含む。また法廷年齢未満の徴兵と法律違反の場合に取られる手続きを含む、強制労働に関する法律を説明している冊子は国に広く行き渡っている。」 [32h] (パラグラフ 91)

- 25.28 HREIB レポートは脱走に関してこう記している。

「多くの児童は Tatmadaw から逃げることを選択する。脱走すれば軍隊から自由になるかもしれないが、児童は逃げようと決心する前にたくさんのリスクを考慮にしなければならぬ。逮捕、監禁を含むリスク、そして拷問されるリスクである。ビルマでは少年兵に対して正式な武装解除、動員解除そして復員 (DDR) のプログラムはない。国外でもほとんどそういう機会はない。事実、兵役から去りたいという願いを表わす児童はしばしば叱られ、もしも除隊したいと願うなら代わりの者を一人か二人見つけなければならぬと言われるのである。さらに、児童は、将校が彼らの家族を標的にし、罰を与えるかもしれないので家族の将来も考慮しなければならない。」

「軍隊から逃げる少年兵たちは、市民生活における見通しはほとんどなく、軍からの備蓄食料が与える小さなセーフティーネットを捨てなければならない。たいてい一人で見知らぬ地域にいたので脱走兵はほとんど選択肢がない。彼らは家に帰ろうとするか、ビルマの新しい街で新しい生活を始めようとするか、国道沿いの IDP (国内避難民) キャンプに逃げるか、隣接する国に逃げるか、いずれかしかない。もし

彼らが家に帰りつこうとするなら逮捕される危険にさらされる。またもし国境の地域にたどり着いたとしても家族と再会する機会もほとんどなく IDP キャンプの不確かな将来に向き合うことになる。もし他の国に行っても同じような問題に直面する。」 [64a] (p56)

25.29 非政府武装組織(NSAG)による徴兵に関して。HREIB レポートは次のように記した。

「多くの非政府武装組織が大多数ではないにしろ、その陣営に児童を置いている。これらの組織に近づくことは制限されているので法廷年齢未満の徴兵の問題を扱うことは難しい。さらに NSAG は国際的な政策を決定することに関与していない。そして多くは国連の会議や条約で見られる合意を固く守らなくてはならないとは感じていない...普通、NSAG に入隊する児童は、Tatmadaw に入隊する児童と比べると、非常に様々な理由のために入隊している。そして自分たちの村を襲撃した兵士に復讐することを決心している。しかしながら他の児童は Tatmadaw と一緒に戦う、組織の割当人数を満たすために徴兵される。ある兵士たちは家でもほとんど居場所がなくグループに属しているという感覚を求めて入隊する元気のない若者である。」 [64a] (p57)

25.30 2011年4月23日付けの、Report of the Secretary-General on Children and armed conflict は民主カレン仏教徒軍(DKBA), カチン独立軍 (KIA), 民族解放軍, カレン民族解放軍 (KNLA), カレン民族同盟, カレン民族解放軍, Peace Council, カレニ軍, シャン州南軍(SSA-S), ワ州連合軍(UWSA)が子ども兵の徴兵に関与している。[4b] (パラグラフ 107-110)

非政府武装組織による兵役と虐待：強制徴収も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

教育

25.31 フリーダムハウスの 2011年5月12日に発行の *Freedom in the World Country Report 2011* の中でこう述べている。ビルマでは「学問の自由が厳しく制限されている。教師は表現の自由の規制に従い、学生の政治活動には責任がある。1988年の学生の民主化支持のデモ以来、軍事政権は時々大学を閉鎖し、学生たちを分散させるために多くのキャンパスを比較的孤立した場所に移動させた。」 [14a]

25.32 USSD レポート 2010 はビルマにおいて、「法律により教育は義務であり、無料であり第4学年(約10歳)までは国内どこでも共通して行われる。しかしながら、政府は公教育に対し最小限の資金しか割り当てていない。そのため学校は慢性的に非公式の学費を課している。学校の出席率は低く、それは経済的困難によるところが大きい。」 [7a] (セクション 6)

25.33 2011年3月16日にアクセスしたユニセフのビルマ(ミャンマー)に関する国別の

ウェブサイトでは日付はないが、*Children in Myanmar* のセクションにこう記されている。

「今日、小学校の入学率が高い。より多くの学校が建設中である。しかしながらミャンマーの子どもの半分未満が現在小学校を卒業していない。多くの学校の費用は生徒の家族によって負担されなければならない、多くの貧困（原文のまま）家庭にとって乗り越えることが困難な経済的な障害となっている。教室設備はしばしば貧しく、整備されていない。安い給料、劣悪な職場環境、家族と長期間の別離のために教師たちの離職率が高い。」 [19a]

25.34 2011年3月7日付けの国連人権理事会発行の *Progress report of the Special Rapporteur in the situation of human rights in Myanmar* の中でこう述べている。

「公式発表の数字によると、初等教育は性別にかかわらず97%の率である。現在ミャンマーには40,000校あり、約150,000人の教師がいる。それと同時に年間約10,000人の教師を排出する23の教師訓練大学と機関もある。しかしながら、児童の60%未満は初等教育の全課程を修了していない。ある国際的な数字によると、ミャンマーの子どもの45%は最初、学校に入学するが4年生を終えることができない。1年生の終わりには最も高い中途退学率（19%）を示している...(パラグラフ 57)中等学校における就学率については、入手はできないがかなり低いと推測される。国中で1,099校の高校しかない。 [32h] (パラグラフ 28)」

25.35 2008年9月付けのビルマ人権教育機構(HREIB)のレポートは次のように述べている。

「ビルマの教育システムもまた長年にわたる無関心のためひどい状態である。健康管理システムと同様、政府の経費は極端に低く、GDP[国内総生産]のわずか1.3%を計上しているに過ぎない。学校に入学するほとんどの児童は5年生を超えて続けることができない。事実ビルマに住んでいる児童の57%は小学校を修了することができない。しかしながら、表面上は万人に教育するという政策にも関わらず、紛争地域の学校に通っている児童の数は国の他の地域よりもはるかに低い。概算だが、シャン、カレニ、カレン州に住む学齢児童のわずか10%しか就学していない。一方、アラカン州、シャン州のワ地区のような地域ではさらに少ない数の児童しか教育に触れることができない。」

「実際、戦争で破壊された地域の状況はひどくなっている。多くの村には学校がないので児童は選択肢がない。国際難民救済協会によると、3%の児童だけが紛争地域で高校に行く。彼らは他の村で勉強するために自分の地域を去るだけの経済的余裕がないし、他人からの支援を受ける頼みの綱も持っていない。政府は教育を改善することについて曖昧である。特に紛争地域ではそうである。その曖昧さはSPDC（国家平和開発評議会）の法律と政策に備わっている差別と排除に根差している。SPDCは少数民族の地域の学生が自分たちの言語で学ぶのを禁止して少数民族の児童をひどい不利益を与えている。」 [64a] (p29)

- 25.36 前向きな教育の発展に関して、2011年3月7日付けの *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* はこう述べている。

「...モバイルスクール、初等クラスで年齢超過の児童のための特別クラスそして子どものための有志の夜間学校などがある。もう一つの建設的な改善は、暗黙の或いは曖昧な政府の許可の下、市民社会グループと NGO によって、国家の教育システムの外で教育と訓練を供給することである。」 [32h] (パラグラフ 80)

- 25.37 USSD レポート 2010 はこう述べている。「政府は私立の学術機関の数とそのカリキュラムを厳しく統制している。同じような統制は仏教の僧院付属学校、キリスト教の神学校、そしてイスラム教のマドラッサまで拡大している。2009年とは対照的に政府が個人教授を抑圧したという報告はなかった。」 [7a] (セクション 2a)

- 25.38 2011年の12月6日付けの *Democratic Voice of Burma* は以下のように報告している。

「ビルマの私立学校の職員は政府が危険であると見なす主題を教材に含めるなら3年までの懲役に直面する。成立した新しい法律によると...私立学校の開設は[許している]がカリキュラムは前軍事政権の下で公表された統治権の永続化と国家の団結を含む「3つの国家目標」を守らなければならないと[警告も]している。 [3d]

目次に戻る
資料目録に進む

健康と福祉

- 25.39 2010年2月の訪問に続く2011年3月10日付けの国連人権理事会発行の *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* の中でこう述べている。「乳児死亡率は依然として高く、10件の出産中1件が乳児死亡となっていると推定される。人口の25%以上が安全な飲料水を手に入れることができない。東南アジアにおけるマラリアによる死亡の約半数がミャンマーで起こっている。ミャンマーの児童の30%以上が慢性的に栄養不良であり、5歳以下の児童の中で低体重と成長障害の患者数は32%である。」 [32e] (パラグラフ 97)

- 25.40 2008年9月付けのビルマ人権教育機構 (HREIB)のレポートには次のように記されている。

「ビルマでの医療歳出はかなり低い。全GDPの0.5%のあたりで止まっている。2007年にビルマキャンペーンUKはビルマ政府が医療に1年で1人37セント相当しか支払わないということを概算した...国はまたひどい栄養不良や疾病の人々の緊急のニーズに対応できる医療の専門家の不足にも困っている。2007年、世界保健機構はビルマでは10,000人につき3人の医者と4人の看護師、0.3人の歯科医、そして0.4人の検査技師しかいないということを報告した。新生児の内わずか68%だけが資格のある医療関係者の下で出産される。ビルマでは10人の子どもの内1人が5歳の誕生日前に死亡する。 [64a] (p28)

25.41 同レポートはこうも記している。

ワクチンを提供できるような機能している病院や医院はほとんどない。それで児童はビルマをむしばんでいる病気に対し危険にも感染しやすい。妊婦はしばしば資格のある医療専門家の支援なしに非衛生的で危険な条件で出産することを余儀なくされる。母親の命も子どもの命も危険にさらされるのである。爆発物で重傷を負った子どもの大部分が、受け入れ可能な医療施設の不足が原因で、感染の危険、過度な出血や治療されないまま残る痛みを悪化させ苦しむことになるのである。栄養不良、脱水症状、下痢[原文そのまま]そして他の簡単に治療できる健康状態に苦しむ児童は早すぎる、無意味な死が迫ってくるという可能性に直面することになる。[64a] (p17)

医療問題と女性：女性の健康も参照されまし

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

26. 人身売買

26.01 ビルマ女性連盟と協賛してノーベル・ウィメンズ・イニシアティブによって 2010年3月2日に開催された、ビルマ女性に対する犯罪の国際法廷の報告によると、「ビルマ連邦国民連邦政府(NCGUB)によると、20万人以上の女性たちと少女たちがビルマから他の国、特に中国へ人身売買された。一般的に、かなり貧しい又は教育をされていない、または自分自身や家族のために経済的に生き残る機会がない女性たちは人身売買されるリスクが非常に高い。」 [62a] (p7)

26.02 2011年6月27日の米国国務省発行の *Trafficking in Persons Report 2011*(USSD TiP Report 2011)はビルマに関するセクションで次のように記した。

「ビルマは強制労働をさせられている男女そして児童にとって送り出しの国である。女性と児童は他の国において性的人身売買をさせられている...軍隊が少年兵の違法な徴兵に関与し、国内での強制労働の首謀者となっているように、ビルマ国内での人身売買は引き続き深刻な問題である。ビルマの政府と軍が自ら強制労働を利用する傾向は未だに残っており、特に少数民族の人々を標的にしている...軍と政府の役人は何年もの間、組織的に男、女、そして児童を軍のポーターを強制的にさせると同時に、インフラ、国営の農業的及び商業的企業の開発のために強制労働に使ってきた。政府当局は各家庭に強制労働を供給することを強制するために経済的な脅しと肉体的な危害を含む様々な形の抑圧を加えている。少数民族が住んでいる遠くの国境地帯などの軍が常にいる地域に住んでいる人々は強制労働の危険がとても高い。少数民族に対する政府の扱いが彼らを特に人身売買されやすい立場に置いている。」 [7d] (ビルマ)

26.03 2008年11月7日付けの *Concluding observations of the Committee on the Elimination of*

Discrimination against Women 女性差別撲滅委員会の最終的な所見によると、与党が人身売買（パラグラフ 5）撲滅を支援するためにいくつかの方策を採用したことについて述べると同時に懸念も示した。

「...国における女性と少女の人身売買と性的搾取が継続しているということに懸念を抱いている。委員会はまた 2005 年の人身売買反対法が誤用され、無実の人々が虚偽の人身売買の罪で逮捕されたこと、更に、外国から、特に中国から戻ってきた人身売買の被害者に適用された国境沿いでの保護手続きが不適當であること、政府与党はミャンマーに入国したり出国したりする移民の根本原因に対処することができず、人身売買の問題にも真剣に取り組むことが結果となっていることに懸念を抱いている。[32a] (パラグラフ 26)

26.04 国連女性差別撲滅委員会 (CEDAW) は 2011 年 9 月 13 日付けの *Information provided in follow up to the concluding observations of the Committee: Response by Myanmar to the recommendations contained in the concluding observations of the Committee following the examination of the combined second and third periodic report of Myanmar on 3 November 2008-Myanmar* でこう記している。「人身売買に関する認識を高めるワークショップが学校、仕事場、村レベルで行われている。さらに、人身売買の防止はパンフレット、雑誌、ビデオ、ポスターそして漫画を通して広く行われている。[32k] (パラグラフ 13)

26.05 USSD TiP レポート 2010 はこう記している。

「政府は帰国した、国境を越えた性的人身売買の被害者を支援するために引き続き努力をした。しかし国内及び国境をまたぐ労働目的の人身売買の被害者の身元を確認し、保護するという目立った成果は示さなかった... (保護) ビルマ政府は過去 1 年間に渡って国際的な人身売買を防ぐためにわずかな努力をし続けてはきたが、より蔓延している国内の人身売買、特に政府の役人や少数民族武装集団によって強制労働や子どもの徴兵を防止するための目に見える努力はほとんどしなかった。女性問題連盟は、政府と結びついている団体だが雇用を求めて移民することと関連して人身売買のリスクを議論するために国中で女性のために教育的な会合を催した。政府は報告期間中、掲示板、ビラ、講演を通して啓蒙活動を続けた。ビルマ政府は年内に Chin Shwe Haw に新しい人身売買反対のユニットを作ることを報告した。The National Task Force on Anti-Trafficking in Persons は国内外の組織の中での活動をまとめる援助をした。政府は ILO と共同で国中に蔓延した人身売買に関する冊子を出版した。さらに、人々の認識を高めるために、情報掲示板がバス停や鉄道の駅に置かれた。国連の情報源によると、年間、軍の徴兵センターに訪れる人が増大し、軍と市民官僚のための訓練コースを実施した。」 [7d] (防止)

児童：少年兵も参照されたし

26.06 同レポートはこうも付け加える。

「強制労働がビルマで一番深刻な問題であると広く考えられている一方で、当局は、最も調査され、起訴された人身売買のケースは、強制結婚又は徴兵をされる女性や少女、そして大体は中国で強制結婚をさせるために連れて来られた女性や少女を巻き込み続けているということである。しかしながらこれらのケースのいくつかは、中国人男性と結婚するという了解の下で中国に入国しようとして、自発的に仲介人といっしょに仕事をしているビルマ人の女性を巻き込んだ可能性もある。ビルマ政府が2010年は173件の人身売買を調査し、234件の違反者を逮捕したと報告した。しかしながらこの統計には人身売買というより、養子のための誘拐のケースを含んでいる。さらに、ビルマの法廷手続きは公開されていないので被告人のための正当な法手続きが行われない。ビルマは法の支配と独立した司法制度がないので政府が一方的に課した法律によって恣意的に治めている。国際組織とNGOは政府によって提供された統計を検証することができなかった。さらに、法制度の透明さを欠くのに加えて、限られた収容人数と警察官の訓練不足のせいで、当局から提供されたすべての人身売買の統計が本当に人身売買の罪なのかどうか不確かになっている。汚職と説明責任の不足が依然としてビルマに広がっていて、あらゆる社会の分野に影響を与えている。(起訴)

司法制度と汚職も参照されたし

- 26.07 ビルマにおける女性と子どもの人身売買における詳しい情報は、女性子どもの人権プロジェクト(WCRP)によるモンランド人権基金の2009年8月付けのレポート、*Nowhere else to go: An examination of sexual trafficking and related human rights abuses in Southern Burma*[34d]

目次に戻る
資料目録に進む

27. 医療問題

医療と医薬品の利用性についての概要

- 27.01 ビルマ人権教育機構(HREIB)2008年9月のレポートは次のように述べている。

「ビルマでの医療歳出はかなり低い。全GDPの0.5%のあたりで止まっている。2007年にビルマキャンペーンUKはビルマ政府が医療費に1年で1人37セント相当しか支払わないということを見積もった...国はまたひどい栄養不良や疾病の人々の緊急のニーズに対応できる医療の専門家の不足にも困っている。2007年世界保健機構はビルマでは10,000人につき3人の医者と4人の看護師、0.3人の歯科医、そして0.4人の検査技師しかいないということを報告した。新生児の内わずか68%だけが資格のある医療関係者の下で出産される。ビルマでは10人の子どもの内1人が5歳の誕生日前に死亡する。[64a] (p28)

142 このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

27.02 同レポートはこうも記している。

ワクチンを提供できるような機能している病院や医院はほとんどない。それで児童はビルマをむしばんでいる病気に対し感染しやすい。妊婦はしばしば資格のある医療専門家の支援なしに非衛生的で危険な条件で出産することを余儀なくされる。母親の命も子どもの命も危険にさらされるのである。爆発物で重傷を負った子どもの大部分が、受け入れ可能な医療施設の不足が原因で、感染の危険、過度な出血や治療されないまま残る痛みを悪化させ苦しむことになるのである。は栄養不良、脱水症状、下痢[原文そのまま]そして他の簡単に治療できる健康状態に苦しむ児童は早すぎる、無意味な死が迫ってくるという可能性に直面することになる。」 [64a] (p17)

27.03 2009年10月8日付けの *The Irrawaddy* はこう述べている。「役人は人口に対しての病院のベッド数の割合は10万人につき62床である。政府は2010年には10万人に75床を目指している。と説明した…」 [26f]

27.04 同記事はこうも述べている。

「概して、ビルマの人々は公共の設備においてでさえ医療費の問題に直面しており、政府の医療サービスを受けることのできる人々は質の悪いサービスと設備と医薬品の不足に不満を漏らしている。ラングーンに住人は、「もし入院したら自分で消毒綿とガーゼを買わなければならない。公営病院は何も供給してくれない病院には『医療のために経費を分かち合おう』といったスローガンが貼られている。ビルマの人は誰でもこれが実情だと知っている。」と述べた。 [26f]

27.05 2009年11月にビルマ亡命政府であるビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)の調査と文書部、人権文書ユニット (HRDU)によって出版された *Burma Human Rights Yearbook 2008* はこう述べている。

「SPDC (国家平和開発評議会)は国中の医療設備を改善してきたと主張する一方で、現実には少し違っている。新しい医院が様々な少数民族の住む農村地域、例えばカレン州の一部に建設されたけれど、それらはしばしば地元の人々の強制的な無給の労働の結果である。さらに、一度建てられた村の医院は、しばしばスタッフもいないし備品も供給されないままなので使われないでそのままになることがある...その一方で都市部では公営病院は資金不足で汚職だらけで、しばしば重症患者を治療することができない。これらの患者を治療できる多くの民間病院は治療費が高いだけでなく、費用を支払うことができる場合でも、病院の評判を守るために、患者が死亡するのを恐れて患者を拒否することがある。これは2008年2月にモン州の一部で起こったことである。」 [51a] (p509)

汚職も参照されたし

27.06 2010年4月発行の *Partners Relief & Development and Free Burma Rangers* によるレポー

ト *Displaced Childhoods: Human Rights & International Crimes Against Burma's Internally Displaced Children* はこう述べている。「医薬品もまた度々医療施設で手に入らない。一般的に医療手当を受けることはビルマでは困難で費用のかかる行為である。」 [29a] (p34)

目次に戻る
資料目録に進む

HIV/エイズ—抗レトロウイルス療法

27.07 国境なき医師団 (MSF) は 2011 年 8 月に出版された *Activity Report 2010* の中で、ビルマについて

「ミャンマーでは 24 万人以上が HIV に耐え忍んでいる。そして概算で 12 万人が命を救うことのできる抗レトロウイルス療法 (ARV) を必要としている。しかしながら、治療は現在 2 万 1000 人しか受けることができない。MSF は 2010 年に 1 万 8 千 3 百人の患者を治療した。スタッフはまた、対症治療と緩和治療を施し、患者の免疫機能が低下した結果にかかる、一般的な日和見感染を治療した。ヤンゴンでは MSF は 4 か所の HIV クリニックを運営している。治療に加え、保健教育を行っているが、特に静脈薬物使用者、男性と性交渉をする男性、性風俗労働者のようなハイリスクグループに向けている。そして自発的検査、カウンセリング、母子感染防止サービスを通して感染を防ぐ支援をしている。MSF は保健省や他の機関と密接に協力して、技術的な対応能力と国内における様々な HIV/AIDS 治療プログラムの提供を確立しようとする働きをしている。 [41a] (p69)

27.08 HRDU の *Burma Human Rights Yearbook 2008* は次のように述べている。2007 年には

「...SPDC はわずか 1,800 人しか治療せず、現在 ART を必要としている人々を治療するだけでも概算で 1,800 万ドルが必要であるにもかかわらず、HIV/エイズ危機を撲滅するのに 200,000 米国ドルしか出資していない。この極端な資金不足の結果として、多くの患者は何らかの治療を受けるまでかなりの時間を待たなければならず、悲劇的にも治療を待っている間に死亡する者もいる。2008 年 10 月に、ラングーンのあるクリニックで、無料で ART を受けることができるという望みをもって 50 人もの患者が毎朝列を作って並んでいると報告された。しかしながら、クリニックで働くある医者によると、わずか 10% の患者しか ART を受けることができず、残りの 90% はそのチャンスが来る前に死亡した。」 [51a] (p513)

27.09 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010* (USSD Report 2010), は次のように述べている。

「男女とも同等に HIV を含む性感染症の診断サービスと治療を受けることができる。」 [7a] (セクション 6)

27.10 しかしながら、同レポートが付け加えている。「HIV の活動家は啓蒙活動をすること

によって差別や汚名を減らすことにつながったと報じてはいるが、HIVに感染している両親に対する偏見は存在する。報告によるとある人々は自分が病気だと疑われることを恐れて HIV/エイズを治療している病院を訪れることを嫌がっている。[7a] (セクション 6)

- 27.11 2011年3月7日付けの国連人権理事会発行の *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* はこう述べている。

「...ミャンマーでは1年間で1万を超える新型の感染症があると推測される。そして HIV に関係のある汚名と差別は続いている。刑罰法規と慣習は薬物を使用する人々、性労働者、男性と性交渉をする男性、性転換者を HIV の医療から追いやっている。これらの法律と慣習は非合法的な警察活動（恣意的逮捕、嫌がらせ、暴力）を含んでおり、HIV 防止教育、情報、治療、ケアサービス、生活必需品を利用する障害となっている。正当な法の手続き、根拠に基づいた治療、又は最小限のケア基準がない non-voluntary centres で薬物使用者であると申し立てられた人が拘留されるケースもある。過去3年間に渡って HIV の対応に関する市民社会の参加が増大したが、HIV 関連のサービスを提供している地域に根差したグループと地方の NGO の登録には引き続き問題がある。この健康危機に対する力強い反応を邪魔するこれらの問題を扱う実質的な方策を取るよう、特別報告者は政府に求めている。健康になる権利を確実にするのは政府の義務である。」 [32h] (パラグラフ 96)

精神衛生

- 27.12 世界保健機構 (WHO) の *Mental Health Atlas 2005* はビルマ (ミャンマー) について次のように述べている。

「精神衛生は一次医療の一部である。重い精神疾患は一次医療のレベルでは扱っていない。精神科医コンサルタントが様々な州と管区に配属され、患者はそこへ紹介される。一次医療の専門家の定期的な訓練が精神衛生の分野で行われる。過去2年間約2000人の人材が訓練を受けた。コンサルタントは軍医と一次医療のケアワーカーたちに精神疾患やそれらの治療法について訓練する。精神疾患を持つ患者にはコミュニティケア設備がある。」 [25a] (p328, 精神衛生施設)

- 27.13 同レポートは以下のように付け加えている。

「NGO[非政府組織]はビルマにおける精神衛生に関与している。彼らは主に宣伝、予防、リハビリにかかわっている。国の健康保健政策に従って、ミャンマー母子福祉協会やミャンマー赤十字社のような NGO もまたサービス提供の部分を引き受けている。健康のために協力的活動のニーズがより高まっているので、これらの機関の役割は重要になっている... (非政府組織) 国は少数民族、災害被害に遭った人たち、先住民族、高齢者、児童のために向けた特定の精神衛生プログラムを持っている。児童相談クリニックや高齢者クリニックが2週間に1度運営されている。」 [25a] (p329, 特別な人々のためのプログラム)

- 27.14 WHO Mental Health Atlas 2005 はまた、ビルマにおける一次医療で一般的に使用可能な治療薬を列挙しており、以下の薬が含まれる。カルバマゼピン、フェノバルビタール、バルプロ酸ナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、そしてハロペリドールである。[25a] (p329, 治療薬)

目次に戻る
資料目録に進む

28. 人道的問題

- 28.01 2011年11月23日にアクセスした、国連人道問題調整事務所 (OCHA)のサイトはビルマに関するセクションの中でこう述べている。(日付なし)

「ミャンマーで最も弱いコミュニティは自然災害や紛争に結びついた複雑な要因によって影響されている。人々は開発の課程を弱らせるような頻発する、小さな衝撃に対して依然として影響を受けやすい。デルタ地帯の外側では重要な人道的なニーズがある。特にチン州、北部ラカイン州そして東部の国境地帯においてそうである。人道主義活動家は特に食料不足、栄養不良、国内外への移民、保健、教育、飲料水のような基本的な公共サービスの利用が限られているなどの要因について特に憂慮している。」 [42b]

- 28.02 2011年3月25日、英国放送協会 (BBC) ニュースが、3月24日にビルマ北東部を襲ったマグニチュード 6.8 の地震について報じた。このニュースによると、地震がラオスとタイの国境付近で発生した時、少なくとも75人が死亡した。この報道によれば「シャン州のタチレイクの町と周囲の村は地震の被害を受けたようである。」 [28c]

- 28.03 この地震について、*The Irrawaddy* は2011年3月28日にこう述べている。

「3月26日土曜日、タチレイクでは何百という地震の被害者が病院へ入院したが、日曜日までにいなくなっていた。何かの情報によると、ビルマ政府はマグニチュード 7.0 の揺れによる被害を控えめに発表する努力をしているということだった。土曜日に *The Irrawaddy* の記者がタチレイクの病院を訪問し、何百という地震の被害者を見て驚いた。彼らの内ほとんどは外に出るように強制された。病院のスタッフはその時点で約700人の患者が治療されていると見積もった。」

「*The Irrawaddy* の記者たちは日曜日 (3月27日) に病院に戻ったが病院の建物の外には一人も患者を見かけなかった。前日よりずっと少ない合計人数の通常の患者だけが病院内にいた...地元の人々によれば、報道記者たちが訪問し、地震の被害と死傷者についてレポートをし、写真とビデオテープを送信した後、地震の被害者は病院から移動させられた (当局により)」 [26j]

- 28.04 *The Irrawaddy* が更に付け加えた

「地元の情報によると Tarlay の町を含むシャン州で最も打撃の大きかった村では少なくとも 200 人が命を失った。[原文のまま]、モンリンだけでも約 30 人の人々が亡くなった。そして飲料水、薬、衣類、毛布が至急必要であると地元の住人は述べた…」

「一方、孤立しているシャン州の中で、少数武装民族グループによって支配されている地域内にあるチャクニのような村に住んでいる何百もの被災者は必要な飲料水、食料、衣類、薬、また政府と非政府組織からの援助をまだ受け取っていないと地元の住人は言っている。他の被害の大きかった地域はヤンキン、パカ、ポホレイ、バタラなど、いずれもシャン州にある。」 [26j]

サイクロン ギリ—2010年10月

28.05 英国外務・連邦省 (FCO) によって提供された 2011 年更新の 3 月 1 日付けのビルマ旅行のアドバイスによれば、「サイクロン ギリは 2010 年 10 月 22 日にビルマを襲って、ビルマのラカイン州北部のシットウェ近くで甚大な被害をもたらした。約 25 万人が被災したと推定される。 [5x] (自然災害)

28.06 国連人道問題調整事務所 (OCHA) の 2010 年 10 月 29 日付けの状況報告 no.4 はこう記している。

「ミャンマー連邦共和国の政府によれば、Myebon、Pauktaw、Kyaukpyu、Minbya はサイクロン ギリによって被害を受けた 7 つの郡区の中に含まれている。その中で Myebon の Kyuntharyar と Pauktaw の East Phayonkar 島郡区が最もひどく被害を受けた。」

「政府は現在までに 45 人の死亡が記録されたことを確認した。さらに、少なくとも 10 人が未だ行方不明、49 人が負傷した。政府発表の数字によると、70,975 人が家を失い、少なくとも 15,000 軒の家が全壊した。合計約 20 万人が被災したことになる。およそ 17,500 エーカーの農地もまた破壊された。さらに、たくさんの堤防が被害を受け、計 279 校の小学校、24 校の中学、そして 15 校の高校もまた損害を受けるか、または破壊された。」 [42a]

サイクロン ナルギス—2008年5月

28.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は 2010 年 4 月 28 日付けのレポート "I want to help my own people" *State Control and Civil Society in Burma after Cyclone Nargis* においてこう述べている。

「サイクロン・ナルギスは 2008 年 5 月 2 日から 3 日にビルマ南部を襲って、少なくとも 14 万人の命を奪い、イラワジデルタ地域と以前の首都ラングーンに住む約 240 万人に壊滅的な被害をもたらした。ビルマの軍事政権がサイクロンに対し、初めにとった対応は世界中にショックを与えた。2004 年のインド洋の津波にビルマが被害

を受けた国々のように、ただちに国際的な人道支援を生存者たちの元へ届くようにする代わりに、国を支配している国家平和開発評議会 (SPDC)は、国外からの災害救助ワーカーと緊急に必要な救援物資の両方に対し、サイクロン後一番大変な数週間、デルタ地区に入ることを禁止したのである。」

「軍事政権は大規模な国際援助の活動を、ワーカー支援のためのビザの発行を遅らせ、外国のヘリコプターと船が救援活動をサポートして運搬することを禁じ、被災地に支援機関が入ることを妨害し、国際メディアが自由に被災地から報道することを禁じることによって阻んだ。被災者の命と暮らしを優先するよりも、軍事政権の行動は国際社会に対する敵意を表わし、支援を転用し、遅れた憲法に関する住民投票を操作することに執着していた。[39g] (要約)

- 28.08 国連の統合地域情報ネットワーク(IRIN)は2011年5月3日、何千もの人々がサイクロン・ナルギスの襲った3年後でもまだ避難所や援助が必要であると報告した。またレポートは次のように記した。

「国連人間居住計画(UN-HABITAT)は東南アジアの国を襲った最悪の災害後36か月経っても、37万5千人(7万5千世帯)が南部で家を必要としていると見積もった。国連の国際防災戦略(ISDR)の最近の調査によると、デルタ地域では少なくとも62パーセントの人々が災害に弱い避難所でまだ生活している。またわずかに17万5千世帯だけが国連、政府またはNGO(非政府組織)から65,000戸の完全に立て直した住居と、残りに関しては1家族80ドルから120ドルの間の修理補助金を受けるなど、何らかの支援を受け取っている。UN-HABITATによると、避難所の分野には更なる資金が必要で、災害に耐えられるだけ避難所の最低コストは約600ドルである。300ドルの避難所はモンスーンの季節2回分しか持たない。600ドルのものは7年から9年、そして1,000ドルのものは10年から12年持ちこたえる。」[49c]

目次に戻る
資料目録に進む

29. 移動の自由

- 29.01 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010* (USSD Report 2010)はビルマについてこう記している。

「国内、外国旅行、移民、帰還など移動の自由を明確に保護する法律はない。しかしながら、移動の自由を制限する、地方や地域レベルの命令、指令、指示はある。政府は国内避難民、難民、帰ってきた難民、亡命希望者、無国籍者、その他の関心対象者に保護と援助を与えることにおいて、UNHCR[国連難民高等弁務官]や他の人道主義に基づく組織と十分に協力はしていない。」

「政府は移動の自由を制限してはいるが、多くの国民は国内なら旅行することができる。しかしながら、当局はいくつかの反対派の党員の移動は細かく監視をしている。以前紛争によって影響を受けた少数民族の地域は個人の移動に関して軍の検問

所や軍情報部による監視など、引き続き厳しい制限下に置かれている。」

「政府は国内避難民、難民、無国籍者が移動を制限した。特に政府はきつくイスラム教徒の Rohingya、特に Buthidaung、Kyauktaw、Maungdaw と Rathedaung 郡区でこれらはバングラデシュの国境付近にある。ラカイン州の若いイスラム教徒たちは州外の大学や医学部に入学を許可されているのに彼らに課された移動の制限のために入学することができない。政府はまた、非市民、主に南アジアの人や中国人に対し、国内旅行する場合には事前の許可を得ることを要求している。それにもかかわらず、中国、タイ、バングラデシュそしてインドとの国境は穴だらけであり、かなりの許可を受けていない移住や商用の移動がある。」 [7a] (セクション 2d)

出国と帰国、宗教の自由、少数民族、国内避難民 (IDP) も参照されたし

29.02 また同レポートはこう記している。

「法律は登録した住居以外の場所で夜を過ごす意図のある人は地域の平和発展評議会に前もって通知しなければならないということを要求している。そこを住居としていない人を泊める家庭はゲストのリストを整え、当局に提出しなければならない。区レベルの役人は登録されていない訪問者をさがして、予告なしに家の夜間チェックを続けている。2009年と異なり、政府が家族写真を要求したという報告はない。以前ラングーン管区の当局は時々、家庭に「家族写真」を夜の住居チェックを行う際に使うために家族写真を撮ってもらうことを要求した。」 [7a] (セクション 1f)

29.03 国連子どもの権利に関する国連理事会 (CRC) に提出した、2011年4月23日付けのビルマ子どもの権利フォーラム(CRFB)のレポート *The plight of children under military rule in Burma* はこう述べている。

Tatmadaw や民間当局が攻撃に対して無防備あるいは不安を感じる場所、或るいは民間の支援基盤が逃げようとする地域では、国内、又は国境を越えて組織された、人道主義に基づく支援に関する規制は、与党の軍隊によって施行された移動と取引の規制によって強化される。移動の制限は支配下でない地域に民間人が入ることを拒むために用いられる。例えば、移転場所や低地地帯の村と NSAG[非政府武装組織]軍が活動している高地を結ぶ道路を封鎖することによってである。これらの制限は隣接した見つけ次第撃つという地域にいる国内避難民にとっては非常に厳しいものである。なぜなら彼らは民間人が農産物を売買したり、食料や薬といった必要物資を得たりすることを防止しているからである。 [86a] (p29)

人権機関、組織、活動も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

30. 国内避難民 (IDP)

- 30.01 2011年7月19日付けで国内避難民監視センター (IDMC) は様々な情報源から集められた情報に基づきビルマの IDP 人口統計について次のように述べている。

「ミャンマーにおいては武力紛争や人権侵害のために国内避難民の数の包括的な統計はない。また国内でそのような国内避難民の規模を判断するのはとても困難である。入手可能な統計は、データを収集することを促進している様々な NSAG によって支配されているか、そのような NSAG に接近しやすいミャンマーの東南部の農村地域に住む IDP のみをカバーしているに過ぎず、独立して確認することは出来ない。政府や政府と結びついている NSAG によって支配されている地域については、武力紛争の被害、人権侵害、住民の移動についての情報は、ほとんどないか、或いは全くない。」

「UNHCR はミャンマーにおける IDP45 万 1 千人という概算値を 2010 年の予定数として用いた。一方、タイ・ビルマ国境支援協会 (TBBC) は 2010 年 7 月現在、少なくとも 44 万 6 千人の IDP が調査対象となった 37 の郡区 (行政上の小区域) に住んでいると推定した。それらは南部シャン州、カヤ (カレーニ) 州、カイン (カレン) 州、モン州、及びバゴ (ペゲー) 管区、タニンタリ (テナサリム) 管区にある。これらの IDP の内、12 万 5 千人が政府によって支配される地域の強制移住場所に住んでいて、11 万 5 千人はジャングルの隠れ場所に分散している。そして 20 万 6 千人は停戦中の NSAG によって統治されている地域に住んでいる。TBBC はまた南東ミャンマーの IDP の内概算で、カレン州北部の 2 万 6 千人とモン州南部の 8 千人... を含む 7 万 3 千人が 2009 年 8 月から 2010 年 7 月の間に新たに避難民となった。と報じている。」

「最近の紛争による国内避難民に関する情報は少ないが、入手できる報告によれば 2010 年 11 月から 2011 年 6 月にかけて、数千人がカイン (カレン) 州、シャン州、カチン州及び、タイ、中国に移ったということである...」

「50 万人以上の IDP が都市部、混合支配又は「グレー地域」などのミャンマー東部に住んでいると言われている。(2010 年 10 月 28 日 TBBC, p20) 未知数ではあるが、かなりの人数の IDP がミャンマーの他の地域に住んでいると考えられる。国内の IDP の概算合計—持続的な解決に達しなかった多数の長期 IDP を含むと、数百万人に上る...」 [35b]

- 30.02 2011 年 9 月から 10 月にかけて中国とビルマの国境付近にある、多くの IDP キャンプを訪問した後に、2011 年 11 月付けの人権のための医師団によるレポート *Under siege in Kachin State, Burma* は次のように述べている。「キャンプはスフィア人道対応基準で述べられているような多様な人道上最低の基準を満たすことができていない。キャンプは満員状態で、十分な数のトイレも給水所もない。キャンプの医療スタッフによると、上気道感染と下痢のためにクリニックを訪れる人が最も多く、乳児用の薬も不足している。」 [59b] (p3)

- 30.03 タイ・ビルマ国境支援協会 (TBBC) は 2010 年 10 月 28 日付けのレポート *Protracted*

Displacement and Chronic Poverty In Eastern Burma / Myanmar の中で次のように述べている。

「...2009年8月から2010年7月にかけて、ビルマ東部で少なくとも7万3千人が家を強制的に退去させられた。強制退去が最も高い割合はカレン州北部で、ビルマ軍が市民に対する砲撃によって、又は強制退去命令によって、2万6千人を超える村民が家から立ち退かされた。モン地区南部でもまた、8千人以上が国境警備隊の改宗命令と強制移動命令によって誘発された不安定と紛争の結果、家から逃げたのである。」

「TBBCの各パートナー機関は1996年以来ビルマ東部における、破壊、強制移動、また3,600以上の民間集落の遺棄を記録している。その中には過去1年間に対象となった113の村と隠れ場所を含んでいる。武装勢力による強制的行為もまた生活をむしばみ、2010年の終わりにはビルマ東部の農村地域で少なくとも44万6千人が国内避難民となる一因となった。この控えめな見積もりはわずか37の郡区しかカバーしておらず、都市部は入らない。したがって、東部ビルマには依然として50万人をはるかに超える国内避難民がいる可能性がある。」 [23a] (p3)

30.04 アムネスティインターナショナルは *Annual Report 2011 : The state of the world's human rights* でビルマの少数民族の強制移動について説明をした。これは2011年5月12日発行で2010年の出来事を対象としている。 [12e](強制移動)

30.05 2011年1月22日付けのヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)の *World Report 2012* は次のように述べている。

「ビルマ東部ではおよそ50万人が紛争のために国内避難民となっている。そして更に14万人が難民としてタイのキャンプにいる。2011年タイ当局は難民の帰還の呼びかけを強化した。ビルマ当局が歓迎した提案であり、帰還する人々が現在も紛争が起こっている地域に戻ることに安全面での重大な心配はあるものの、EU当局は帰還の準備のために難民への援助配分を最優先とした。バングラデシュ当局はロヒンギアの難民キャンプを閉鎖し、ロヒンギアの少数民族をビルマに戻すという警告を強化した。2万8千人のロヒンギアの難民はバングラデシュの公式なキャンプに住んでいて、他の20万人は一時的な集落に住むか国境付近の地元の人々に混ざって住んでいる。何百万人ものビルマ人の移住労働者、難民、亡命希望者はタイ、インド、バングラデシュ、マレーシアそしてシンガポールに住んでいる。 [39j] (p304)

30.06 The US Commission on International Religious Freedom の *Annual Report 2011 (USCIRF Report 2011)* は2011年4月28日に発行され、2010年4月1日から2011年3月31日までを網羅している。キャンプに住んでいるロヒンギアの難民に関してこう述べている。「彼らのごみごみした環境に住んでいて、差別、人身売買、その他の困難に直面している。また彼らはバングラデシュからビルマへ強制送還され、タイはロヒンギアの亡命希望者のボートを海へと押し戻した。」 [9a] (p37)

宗教の自由、少数民族グループも参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

31. 市民権及び国籍

- 31.01 2011年4月8日に発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010* (USSD Report 2010)はビルマにおける無国籍の人々に関して次のように記している。

「法律で定められたように、市民権はその両親ともその国の国民である者に与えられる。実際、政府は法律を実施しないし、無国籍の人に国籍を取得するための機会を与える政策を実施しない。」

「市民権の資格があるのは公式に認められた135の民族である。現地で生まれていても、いわば中国系、インド系、ベンガル系、一部のユーラシア系そしてロヒンギャの人々のような先住民ではない少数民族はリストに含まれない。彼らの祖先は先住民ではないので、市民権の十分な恩恵を受けることを拒否されている。その中でもイスラム教徒のロヒンギャの人々はひどい扱いを受けている。ほとんど全てのロヒンギャの人々が市民権の恩恵を否定されている。[7a] (セクション 2d)

宗教の自由と 少数民族グループ

- 31.02 国連人権理事会による2010年3月10日付け *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* はこう述べている。

「憲法の規定は現在市民に限定されている。市民権のためには両親ともその国の国民でなければならないという非常に厳しい条項があるので、ある人々を無国籍という状態に追いやることになる。ミャンマーには72万3千人を超える人々が市民権を持っていないと推定される。[32e] (パラグラフ 59)

- 31.03 出身国情報サービスにより、英国外務・連邦省 (FCO) ヤンゴン (ラングーン) の英国大使館当局に提出された外国人の居住と結婚権に関する質問において FCO は2010年2月4日付けの手紙で次のように述べた。

「ビルマ国民と結婚した外国人はビルマに居住する権利がある。しかし彼らは市民権を登録する権利はないだろう。(原文のまま) (また彼らは「国民登録カード」、つまりビルマ国民であることの身分証明書も取得できない。) 外国人は「ゲスト国民」として登録され、完全な市民権の資格はない。ビルマで外国人として居住するためには、申請者は国外のビルマ大使館ではなく、ビルマの移民局で申請しなければならない。」

「ビルマ国民同士がビルマ国外で結婚する場合は当局によって認められるが、ビルマ大使館で登録が必要である。ビルマ国籍の女性と外国人との結婚は当局によって認められない。また、その夫婦の子どもはビルマの市民権が認められない。」 [5r]

- 31.04 FCO 当局は 2010 年 2 月 10 日付けの補足の E メールで次のように明らかにした。— 外国人がビルマ国籍の女性と結婚したとしても居住権を得ることはできない。(就労を通してなど、他の方法で取得しない限り) 外国人の女性がビルマ国籍の男性と結婚した場合は居住権を得ることができる。[5s]
- 31.05 国連難民高等弁務官のウェブサイト Refworld に 2011 年 3 月 21 日にアクセスしたところ、1982 年 10 月 15 日制定のビルマ市民憲法の非公式の翻訳が掲載されていた。[11a]

ID カード

- 31.06 タイ・ビルマ国境支援協会 (TBBC) は 2005 年 10 月に次のような報告をした。
- 「ビルマの法律によって、すべての成人市民が国民登録 ID カードを発行される必要がある。同時に病院で生まれた新生児はすべて登録しなければならない。ID カードは長距離の移動のための切符の購入、地方の旅行のチェックポイントの通過、そして義務教育後の継続教育に必要である。一方、出生登録証は少なくともその人の身分を証明することができる。ビルマ東部において国内避難民と紛争の被害を受けた人々の間では法的に不安定な状態が反映されている。それは回答者の半数が ID カードも出生登録証も所持していないことによってわかる。調査対象人口の 44%は ID カードを持っているがこの比率は避難中の者の間では 12%にまで低下している。」[23b]
- 31.07 2010 年 7 月から 12 月までの The USSD IRF のレポートは次のように記している。
- 「市民と永住者は政府発行の国民登録カード (NRC) (Citizenship Scrutiny Cards としても知られている) を携帯することが必要である。保持者は様々なサービスを利用でき、市民であることを証明できる。これらの身分証明書はしばしば本人の宗教と民族を示している。宗教を証明書に記載するか否かは統制する一貫した基準がないように思われる。市民はまたパスポートのような書類の公式な申込書に宗教を記載することを義務付けられている。だが、パスポートそのものには保持者の宗教は記載されない。民族的、宗教的に少数派の人々は多数いるが、NRC を取得することにおいて困難に直面した。イスラム教徒は更に困難である。[7b] (セクション II)」
- 31.08 2009 年 7 月 15 日付けのラングーンの英国大使館からの手紙で、英国外務・連邦省 (FCO) の当局が UKBA 出身国情報サービスからの、ビルマ国民登録カード (NRC) / Citizenship Scrutiny Card (CSC) の取得に関する一連の質問に回答している。

「証明書取得の基準とは何か？」

国民登録カードを取得するためには申請者の両親、祖父母ともビルマ国籍でなければならない。

「NRC/CSCを申請できる年齢は？」

10歳でNRC取得を申請することができる。また10歳で発行されたNRCは18歳で更新し、別のカードに変更されなければならない。

「申請する際に必要な書類は何か？」 必要書類：移民局の申請書に以下の書類を添付すること。

1. 出生証明書
2. 家族登録証
3. 区当局の推薦状
4. 郡区当局の推薦状
5. 家系図（両親それぞれの曾祖父母まで作成した図表）

「どこで申請するのか？手続きは公的なものか？それともパスポート申請のように代理人でもよいのか？」

郡区移民局で申請する。そこで家族登録証が登録される。代理人を立てることは薦めない。今までに不正行為の例が多くあったからである。

「証明書は国外から申請できるのか？例えばイギリスのビルマ大使館経由など」登録証は国外から申請することはできない。

「次の場合の罰則は何か？ a) 登録証を所持していない或いは偽物を所持している。

b) 不正に登録証を取得する。例えば保有者が法的にビルマの市民ではないなど」

a) NRC を所持していない者はビルマ国内を移動することはできない。

b) NRC カードを偽造する者は7年間の懲役である。

c) カードを不正に取得する者は7年間の懲役である。

「所見：NRC カードを取得する課程は面倒であり時間がかかる。ある場合は1年かかることもある。特に祖父母が外国人登録カードを持っている場合などがそうである。[5t]

- 31.09 ビルマの英国大使館において英国外務・連邦省（FCO）当局は2011年2月2日付けの手紙で、身分証明書に関して次のように述べた。「最初、大使館はミャンマー／ビルマの国民がパスポートを紛失した場合、身分証明書は大使館によって発行されるビルマ人のパスポートのようなものであると理解していた。それは写真の添付してある質の悪いA4サイズの紙で普通のIDカードとは違った。IDカードはもっと小さく、ラミネート加工がされている。12歳以上のすべてのミャンマー国民は、移動する場合はビルマ国内であってもIDカードが必要である。[5o]

目次に戻る
資料目録に進む

32. 公文書の偽造と不正入手

- 32.01 2011年2月1日にアクセスした 米国国務省(USSD)のウェブサイト、Burma Reciprocity Schedule で書類の一覧を掲載している。出生、結婚、死亡証明書、そして警察、刑務所、軍役の記録などを含んでいて、ビルマの関係事務所で入手できる。[7f]

逮捕令状

- 32.02 元の日付は2008年1月8日付けで、更新日は2010年6月26日付けのラングーンの英国大使館からの書簡の中で、英国外務・連邦省（FCO）当局者が、彼らは逮捕令状や釈放許可証などの偽造文書がどこで手に入れるのか確認できなかったと述べた。この書簡はこう続ける。

「われわれは（FCO）はすべての書類はここで簡単に偽造できると想定している。大使館のビザ担当の課では、よく通帳、教育関係の証書、出生と結婚の証明書などの偽造文書に出会うことがある。しかし、照会したところ、大使館は逮捕状と釈放許可証の偽造については情報を得られなかった。NLD（国民民主連盟）のIDカードは偽造するのが難しくはない。情報筋は国境付近やバンコクでは文書を偽造しやすいと思っている。」 [5m]

- 32.03 元は2008年4月付けで、2010年6月26日に更新された書簡で、FCOは法廷や警察署からの逮捕状や召喚状のような文書は購入できると述べている。 [5n]

逮捕と拘留—法律上の権利：[逮捕令状](#)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

33. 出国と帰還

- 33.01 2009年4月22日付けの英国外務・連邦省（FCO）ラングーンの英国大使館からのEメールで当局者は次のように述べている。ビルマ人と外国人のどちらも、飛行機のチケットを予約する時に、政府の航空会社であるミャンマーエアウェイズにする場合にはどんな文書も必要なかった。その場合、IDカードは必要である。出入国管理を通過するには、どんな場合にもIDカードは必要である。 [5q]

ビルマからの出国

- 33.02 2011年4月8日発行の米国国務省 *Country Report on Human Rights Practices 2010*(USSD Report 2010)はビルマにおいて次のように述べている。

「一般市民は国外の旅行には内務省からパスポート、移民省から出国届を必要とする。人身売買の問題を扱うために、政府は女性の海外旅行を引き続き禁止、或いは制限した。特に年齢が25歳未満の女性について適用される。」

「市民の海外旅行を明白に制限する法律はないものの、政府は慎重にパスポートを所持するすべての者に対し、予定される海外旅行を調べた。」厳しいパスポートの制限とビザの発行によって汚職の横行が長引いた。旅行者が時々40万 kyat (400ドル)までの賄賂を支払うことを強制された。」

「政府は通常、かつての政治犯、活動家そして外国大使館の現地スタッフにパスポートを発行することを拒否してきた。パスポートを取得する大学卒業生（特定の公務員を除く）は教育にかかった費用を政府に返済する必要がある。多くの場合、パスポートを受け取るのには数か月かかる。特に申請者が早い手続きを促すための賄賂を渡すことを嫌がる場合はそうである。」 [7a] (セクション 2d)

33.03 当初は 2007 年 8 月 15 日付けで、2010 年 6 月 26 日に更新された書簡の中で、英国外務省 (FCO) はラングーンの英国大使館において次のように述べた。ビルマ国民が法的にビルマを出国するには 3 つの方法がある：

「a) 有効なパスポートと有効な出国届を所持していること。(「D-フォーム」とも言う)

b) 法的な国境通過点においてパスポートと D-フォーム又は国境通過カード (国境で受け取ることができ、24 時間以内に帰国をすることが必要である。を持っていること。

c) ビルマ当局が最近 3 年間の暫定的なパスポートを特定の通過点 (ミャワディとコートーン) で発行を始めたと聞いた。これは国境を通過する出稼ぎ労働者の流出を管理するという国の政策の 1 部である。我々は更にこの情報について確認中である。」 [5h]

33.04 同書簡が更に記している。

「ビルマを出国するすべてのビルマ国民は法的に出国スタンプを受けなければならない。飛行機で旅行する場合には、出国スタンプは出発の日付と航空便名を記す。法的な国境の移民ポイントを通過する場合、出国スタンプは出発の日付と国境検問所の名前を記す。出国スタンプは帰国期限についての情報は含まれていない。また公認の目的地についての情報も含まれていない。しかしながら、飛行機で行く場合、便名によって事実上旅行の最初の目的地が示され、D-フォームによって許可された目的地が示される。 [5h]

サブセクション：パスポートの発行と出発 (D)フォームも参照されたし

33.05 FCO は 2007 年 10 月 30 日の書簡の中で付け加えた。目立った国民民主連盟 (NLD) のメンバーは許可をもらえなかったからか、或いはビルマへの再入国ができないことを恐れてなのか国を去らなかつた。活動していない NLD のメンバーはブラックリストには載っていないので出国して、疑われずに再入国することができたはずである。 [5p]

33.06 しかしながら、2011 年 12 月 21 日付けの COI サービス局宛ての E メールで、FCO は以下のようにコメントしている。

「ここ数か月、多くの NLD メンバーが海外旅行をして、当局からの妨害なしにビルマに帰国することができている。2011 年 12 月に公式の政党として NLD に再登録して、そして 2012 年の前半に行われる補欠選挙後国会に参加するとすれば、その後、NLD のメンバーが活動するしないにかかわらず、出国して、著しい支障なしに再入国できる可能性はある。しかしあり得ないことではないが、活動していない NLD メンバーが再入国する際尋問される恐れはなさそうである。」 [5aa]

- 33.07 外国を旅行している目立った NLD メンバーの事例としては、国民民主連盟 (NLD) のメンバーが 2011 年 8 月 21 日から 23 日までスウェーデンで開催された Global Forum on Civil Society Law in Sweden に出席することが挙げられる。(2011 年 8 月 26 日国民民主連盟 (NLD) ウェブサイト) [77a] NLD の副委員長ティンウー氏は目の手術のためにシンガポールに行くにあたって、旅行に関する文書を受け取った。(2010 年 9 月 16 日付け *Mizzuma*) [33b]

目次に戻る
資料目録に進む

パスポートの発行と出発の「D」フォーム

- 33.08 カナダ移民・難民委員会 (IRB) は 2007 年 5 月 15 日付けの情報提供依頼書で次のように記している。ビルマ内務省のウェブサイトによると、様々な種類のパスポートが発行されている。ビジネスパスポート、短期滞在ビジネスパスポート、雇用パスポート、短期滞在パスポート、そして扶養家族用パスポートなどがある。パスポート申請時「国籍調査カード」と「家族登録リスト」はあらゆる場合において提出しなければならない。ビジネスパスポートの申請者に関しては、会社の文書と関係する許可証を提出しなければならない。雇用パスポートの申請は「外国からの辞令」を提出しなければならない。[37d]
- 33.09 当初は 2008 年 1 月 11 日付けで、2010 年 6 月 26 日に更新された書簡の中で、ラングーンの FCO は、パスポートはビジネス、就労、短期滞在、学生に分類され、そのすべての有効期限は 3 年間である。と記した。[5l]
- 33.10 ラングーンの英国国境局ビザサービスの当局者からの 2009 年 9 月 15 日付け E メール返答において、ビルマのパスポートは依然手書きのままであり、ビザサービスの入国通関職員は誰も機械読取式パスポート見たことがないと述べている。[5u]
- 33.11 更に 2009 年 9 月 16 日付けの E メールでは、別のビザサービスの当局者が次のように述べている。あるスタッフはビジネスマン用に限った機械読取式パスポートを見たことを思い出した。しかしながら、これは少し前のことであり、そのようなパスポートはすでに期限が切れているかキャンセルされていて現在は出回っていないだろう。[5v]
- 33.12 2007 年 5 月 17 日付けの情報提供依頼書において、IRB は内務省のウェブサイトが

以下のように記したと報告した。

「...短期滞在パスポートを取得するためには申請者は外国で働いている親戚からの招待状、納税証明のコピー、最近親者の一覧そして申請者を招いた人物のパスポートのコピーを提出しなければならない。招待状がミャンマーの市民権を放棄し、別の国の国民になった人によって書かれた場合は、「招待状は該当するミャンマー大使館」によって裏書きをされなければならない。申請者が公務員の場合は休暇許可書を提出しなければならない。」 [37d]

33.13 同ウェブサイトによれば、パスポートを申請する者はすべて本人が申請書を提出しなければならないが、例外として高齢者や健康状態の悪い者に限り代理人が申請書を提出することができる。 [37d]

33.14 当初は2008年1月11日付けで2010年6月26日更新の書簡の中で、FCOは公式には認められていなくても、申請者の約4分の1が代理店や仲介業者を使ってビルマのパスポートを申請している。パスポートは公式には20,000ビルマチャット(約8ポンド)である。代理店や仲介業者を使うと費用は70,000ビルマチャット(約28ポンド)に上がるが申請の手続きは驚くほど早くなる。 [51]費用は2008年1月11日現在のものである。]

33.15 2008年5月にモンの女性とのインタビューで記録したようにビルマ女性連盟は2008年のレポート*In the Shadow of the Junta*においてパスポートを取得するのに2つの方法があると述べた。

「一つは代理店を通す方法。オフィスに行って写真を撮り、それを代理店に渡せば直接申請者に代わって役人との交渉をしてくれる。最終段階でパスポート公布事務所に行くのは、パスポートを受け取りに行く時だけだ。取得するまで1か月待つならば10万チャットかかるし、7日以内に手に入れたいなら30万チャットかかる。」

「もう一つは自分自身で手続きする方法で約3万チャットかかる。パスポート取得までにだいたい1か月かかる。書式17、納税証明書、出国関連書類の書式19など数種類の書式に自分で記入しなければならない。これらの費用には旅費や手続きを早めてもらうための「お茶代」は含まれていない。 [27a] (p28)

33.16 IRBはビルマ内務省のウェブサイトによれば、パスポートの申請はセキュリティ審査が必須なので発行までにおよそ45日間が必要となると述べている。 [37d]

33.17 ビルマ亡命政府であるビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)の調査・文書部門の人権文書ユニット(HRDU)、によって2009年11月に出版された*Burma Human Rights Yearbook 2008*は次のように述べている。「パスポートの取得に必要な費用が高くて、2008年10月現在、ラングーン中央部のパンソダン通りにあるビルマのパスポート事務所は1カ月に8千から1万冊のパスポートを処理している。通常、申請に必要な時間は40日である。 [51a] (p635)

- 33.18 パスポートのセキュリティチェックに関して、FCOは当初2007年11月21日付け、2010年6月26日に更新した書簡の中で次のように述べている。「すべてのパスポート申請者は申請者の履歴そして、学校の資格、家族の背景についての書類を提出しなければならない。そして犯罪歴（政治活動を含む）なしである旨を書いた書状にサインをしなければならない。また国民登録カードと家族登録カードを提出しなければならない。手続きは様々な役人との短い面接を含む。役人たちは時々脅すような質問をすることもある。」その書簡はさらに詳しく述べている。申請者が現在政府に反する政治活動をしていることが分かった場合、パスポートは発行されない可能性がある。[5k] (パラグラフ 2)
- 33.19 USSD レポート 2010 によると、パスポートはしばしば政治的な理由によって当局により取消されることがある。[7a] (セクション 2d) 同レポートが補足している。「政府は通常、かつての政治犯、活動家そして外国大使館の現地スタッフにパスポートを発行することを拒否してきた。パスポートを取得する大学卒業生（特定の公務員を除く）は教育にかかった費用を政府に返済する必要がある。多くの場合、パスポートを受け取るのには数か月かかる。特に申請者が早い手続きを促すための賄賂を渡すことを嫌がる場合はそうである。[7a] (セクション 2d)
- 33.20 前述の、政治活動家はパスポートを発行されないか又は通常は拒否されるという FCO と USSD レポート 2010 による供述に関して、マウン・ザルニ氏は彼の 2011 年 6 月のビルマ COI レポート中の 2011 年 8 月 31 日付けの論説の中で国の情報に関する独立諮問グループに対し次のように述べている。
- 「インタビューを基にした評論家自身の経験からくる調査はオンラインであろうと直接対面であろうと、ビルマ政権は、著名な政治反対者と元政治反対者（例えば政治にかかわるコメディアンであり、作家であるザーガナー）が国内であれ、国外であれ移動することを制限する意図を持つ一方で、そのコメディアンのように誰もが知っている名前ではない圧倒的多数の政治活動家はパスポート代理店を利用することによってパスポートを取得することができた。代理店は ID、区当局からの推薦状、情報のチェックに関する文書を偽造した。」 [74a] (p34)
- 33.21 2011 年 12 月 21 日付けの COI サービス局への E メールにおいて FCO は以下のようにコメントしている。「ある政治的な活動をしている個人は当局によってパスポート発行を引き続き拒否されている。同時にかなり目立った政治的活動をしている活動家や NLD メンバーでパスポートを持っている人もいる。そして問題なく海外を旅行している。[それ故に、]政治的活動をしている人はパスポートの発行がスムーズに行かないことがよくある。」 [5aa]
- 33.22 マウン・ザルニは、国の情報についての独立諮問グループのために準備したビルマ COI レポート 2011 年 6 月に対する 2011 年 8 月 31 日付けの論文の中で汚職についてこう付け加えた。「...逆説的に言えば、ビルマの汚職はまた、活動家が移動の自由を広げるために、パスポート、偽造した ID カードなどを買うことを可能にした。」

[74a] (p28)

- 33.23 出発の(D) フォームに関して、FCO は 2008 年 1 月 11 日付けの書簡 (2010 年 6 月 26 日に更新) で次のように述べている。

「2006 年 11 月から出発の “D” フォームをオンライン上で申請することが可能となった。これによって、システムはより効率がよくなった。今は “D” フォームを得るのに 1 時間もかからない。2007 年 1 月 1 日現在、すべての “D” フォームはオンラインで発行されている。発行は移民省でパスポートの申請手続きとは分離されている。“D” フォームは発行日から 30 日間有効である。オンラインで “D” フォームを申請するためには、申請者は出発希望日、便名、目的地を記載しなければならない。費用はわずか 300 チャット (0.10 ポンド) で移民省の管理下にある “D” フォーム担当部署に支払う。代理店での “D” フォーム取得の料金は 1,500 チャット (0.65 ポンド) である。“D” フォームは出国の時に入国管理事務所に提出し、帰国の時には必要ない。ほとんどの人が問題なく “D” フォームを取得できる。」 [5i]

目次に戻る
資料目録に進む

ビルマ入国

- 33.24 当初の日付は 2007 年 7 月 5 日付けで 2010 年 6 月 26 日に更新された文書の中で、FCO は以下のように記した。「有効なビルマのパスポートを持っているビルマ国籍の人が、英国のビザが期限切れの場合でも、ビルマへ帰国する際に特別な注意は引かないだろう。FCO はそれは標準の慣例ではなく、またビルマ国外での活動について帰国する際に尋問する系統的な手続きはないと述べた。[5i]当初は 2007 年 9 月 11 日付けで 2010 年 6 月 26 日に更新された更に詳しい文書では、FCO は期限切れの英国ビザを持つことは個人がビルマに再入国をすることとは関係ないし、帰国の際にビルマ当局による扱いにも影響しない。と述べた。[5j]
- 33.25 2011 年 12 月 8 日付けの FCO からの E メールが以下のように記している。我々は様々なビルマの港で系統的にビルマ当局の行動を監視しているわけではない。我々はビルマ国内と英国の亡命社会内の両方に幅広いネットワークのコネがあり、定期的に会っている。恣意的逮捕や拘留の場合、ほとんどのケースでそのネットワークを通してそうした事件について聞き、そしてそれに応じて当局と共に事件を提起するつもりである。[5ab]
- 33.26 2011 年 12 月 21 日付けの E メールによれば、すべての当局と同様に、ビルマに到着する乗客のリストが監視されている。[5z]
- 33.27 2008 年の HRDU の *Burma Human Rights Yearbook 2008* はこう述べている。ビルマ旅券法 (2) と、ビルマの移民法 (緊急規定法) (2) とに定められた規則に従って「誰でもパスポートなしに出国し、帰国時に捕まれば、5 年までの懲役になる。」 [51a] (p636)

- 33.28 ビルマの英国大使館の英国外務・連邦省（FCO）当局者は ID カードについて 2011 年 2 月 2 日付けの手紙の中で次のように述べた。

「ID カードを所持している人はビルマに旅行（飛行機のチケットを買うなど）することができる。到着時、入国管理局からパスポートの欠落について質問を受けなければならないだろう。これは尋問所に連れて行かれることも含む。そこでは必ずしも起こるとは限らないが、睡眠や食べ物を与えないといった慣例が有名である。過去の犯罪や政治的な活動の証拠が見つからなければ、どんな行動もとられない。」

「ミャンマーの ID カードしか持っていない場合は飛行機のチケットなどを買うことができない。ヤンゴン空港に着いたら、上記のように必ず尋問のために止められるだろう。そして罰金は課されなくても、今後再びパスポートを持つことは許されないだろう。（コネや十分な賄賂などが無い限り）質問はまず、どのようにビルマを出国したかについて聞かれる。もし不法に出国したことがわかったら、不法移民法の下で告訴される。そして実刑判決を受けなければならない。」 [50]

- 33.29 不正出国に対するビルマ当局による個人の逮捕の恐怖に関してビルマ女性連盟は 2008 年のレポート *In the Shadow of the Junta* に記録した。

「中国当局はビルマから人身売買された女性や少女が家に戻るのを手伝ってきた。しかしながら、人身売買された女性たちは国境にある中国の警察によって送り返される時、ビルマ当局によって逮捕されることがある。あるケースでは女性はビルマの入国管理チェックポイントで抑留された。そして入国管理局の役人が彼女にパスポートなしで不法にビルマから出国した罪で 60,000 キヤット（およそ 500US ドル）の罰金を支払うか、さもなければ 4 年 4 か月の服役を言い渡すと強要した。」 [27a] (p27)

- 33.30 USSD レポート 2010 は次のように記した。「一般的に合法に移住した市民は親戚を訪ねるために帰国することが許される。そして不法に外国で暮らし、外国の市民権を取得した者もまた帰国することができた。」 [7a] (セクション 2d)

亡命できなかった亡命希望者と亡命者の帰還後の扱い

- 33.31 ビルマ人亡命者への国へ帰還の招待に関して、*The Irrawaddy* は 2011 年 8 月 18 日こう述べている。

「ほとんどのビルマ人の亡命者グループは 8 月 17 日水曜日付の大統領テイン・セインの政府は反対派の人々に国に帰還することを許可するとの声明については懐疑的であるが、少なくとも中には考慮に値するものとしてその提案を歓迎した者もいた。」

「ネーピードーの地域のビジネスマンに向けたスピーチの中でテイン・セインが言

った。政府は、帰還を望む亡命者に対し「善意ある態度」をとるだろうと述べた。」

「ある理由で海外に住んでいるミャンマー（ビルマ）国民はどんな罪をも犯していなければ帰還できるということを確認するために説明をする。そしてもし外国に住む、罪を犯したミャンマー国民が刑期を務めるために帰還を申請するなら、我々はこの件を取り扱うことにおいて、善意ある態度を示すつもりであると木曜日の州営新聞 *The New Light of Myanmar* によると、テイン・セインはこのように述べている。」

「しかしながら、テイン・セインの声明は明らかに国際社会における政府のイメージの向上を狙った PR 運動に過ぎなかった。と著名な活動家のキン・オンマーは述べている。彼はビルマ・パートナーシップのコーディネーターである。」

「我々は政府が政府の言うことを、彼らが行動で証明するまでは単純には信じない。問題は政府は政治活動家が法を破り、犯罪を実行したと見ていることである。政府は刑務所にいる 2,000 人近い人々が政治的信条のために捕まった政治的な囚人であると認めることを拒否している。」と彼女は述べている。[26f]

33.32 2011年10月28日付けの記事の中で、*The Irrawaddy* はビルマ政府は政治的亡命者が安心して帰還できるようなあらゆる政策や手続きを導入しなかったと報告した。その報告によると、「ほとんどのビルマ人亡命者は依然として安全に帰還できるかどうかについて疑いを持っている。実際に招待を受け入れ帰還した人はほとんどいない。」 [26m]

33.33 同誌は以下のように補足している。

「バンコクのビルマ大使館の身近にいる情報筋によると、帰還を望む亡命者は5点の供述にサインしなければならない。5点とは、政府を非難する行動や言動を避ける；政府の安定を揺るがすような内容を書いたり、話したり、陳情をしたりしない；非合法的な組織と接触を避ける；破壊的又は攻撃的な行動を避ける；政府に忠誠を誓い、法に従う。である。」

「それに加えて、情報筋が言うには、すでに他国に亡命を要求した亡命者が帰還したい場合は、その者は旅行文書と ID カードを大使館に残さなければならない。大使館が身分を証明する手紙を与えるだろう。帰還した亡命者が再び外国へ旅行することが許されるかどうかに関しては明白な政策は述べられていない。」 [26m]

33.34 ビルマキャンペーン UK が 2011年9月付けのビルマの状況説明 No.15 で次のように述べている。「8月30日にラジオオーストラリアのインタビューにおいて、亡命者を帰還に招くという可能性のある提案について尋ねられ、ビルマの人権に関する国連特別報告者は、亡命者に帰還したら逮捕されるかもしれないと警告した。現在当局に対して意見を述べることを決めている人は恣意的に逮捕される危険に直面するかもしれないと述べた。」 [53c] (p6)

- 33.35 2011年9月11日、BBC ニュースが *The Lay Thee* として知られる 3人の風刺コメディアンがビルマに帰還するニュースを報じた。彼らは自ら課して亡命し、タイに住んでいた。報じたところによると、「三人のコメディアンとダンサー一人がチェンマイからラングーンに飛んだ。それはビルマの新しい文民大統領が亡命者たちに帰ってくるように勧めた数週間後のことだった。彼らの内の一人は、ビルマの軍事政権は民主主義に向かって進んでいる兆候があると語った。」 [28g]
- 33.36 2010年11月10日付けの *The Irrawaddy* は亡命者の **Harn Yawng hwe** を訪問し、インタビューをした後に、次のように述べた。多くの亡命者がまだビルマの政治改革に対する最近の動向について懸念しているのに対し、国内で **Harn** が話したほとんどの人々は、テイン・セイン政権下で発展している状況についてかなり前向きであると語った。 [26o]
- 33.37 *The Irrawaddy* はまた2011年10月28日、**Harn Yawng hwe** がビルマに帰還したことを報じて、こう述べている。彼は「10月21日にビルマに戻った。そしてテイン・セインの招待があったので帰還したと語った。しかしながら、**Harn Yawng hwe** はまた、自分はシャン州にある生まれ故郷にプライベートの旅行をしていて、全く政治的な計画、決まった旅程、滞在中にどこかの組織の代わりに行動する意図はなかったとも述べた。 [26o]
- 33.38 同誌が2011年10月12日に以下のように報じた。「9月6日に、*The Irrawaddy* はニュースストーリーの中で、‘**Sein Kyaw Hlaing**’ がテイン・セイン大統領の帰還の提案を受け入れた後、ラングーンで抑留され、尋問された。さらに付け加えて、‘**Sein Kyaw Hlaing** が告訴されるのかそれとも尋問のために抑留されているだけなのかは発表されなかったと報じた。」 [26n]
- 33.39 しかしながら、レポートがさらに付け加えた。

Sein Kyaw Hlaing は経験豊かなビルマ人ジャーナリストで、以前BBCのビルマ局で亡命して働いていた。現在はラジオ・フリー・アジアに貢献している。**Sein Kyaw Hlaing** は10月9日日曜日にインターネット上でラングーンまで飛行機にのり、空港で抑留され、**Aung Tha Pyay** 尋問センターでビルマ当局によって尋問されたことを否定する声明を出した。彼は人気のビルマ人ブロガー**Dr Lun Swe** にEメールで声明を送った。**Dr Lun Swe** は電話で**Sein Kyaw Hlaing** と話した後、自分のブログに載せた。その声明は他のビルマ人のブログに拾われ、再掲載された。 [26n]

最近の発展も参照されたし

- 33.40 FCO は2007年8月15日付けの書簡で、ある個人が帰還した亡命できなかった亡命希望者であることに特別な注意を引いたケースについては承知していないと述べている。 [5h]
- 33.41 難民申請を却下された人々に関して、2007年8月7日付けのカナダ移民・難民委員会 (IRB) によって発行された情報提供依頼書は次のように述べている。

「あるプロジェクトの役人は Asian Legal Resource Centre (ALRC) という非政府組織 (NGO) と共に、2007年7月30日付けの書簡において調査部に次の情報を提供した。ALRC は国連経済社会理事会と共に国連の諮問資格を有する組織で...ミャンマーでの人権問題を監視している...

「難民申請者たちを却下したのは ALRC の見解である。とくにミャンマーの国外で政治活動に従事した人たちは、自国に送還された場合、迫害される十分な根拠のある恐れを持つだろう。我々はそのような事情で送還された人々が到着次第逮捕されたり空港から消えたりする事例を数多く観察することでこの見解を打ち立てた。我々はまた他の多くの人たちがこういった理由を持っているので、UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) の相応しい事務所を通して難民認定を得るための援助もまたしている。」

「ミャンマーの政府の本質は非常に恣意的だということを理解することは大切である。それ故にカナダからミャンマーへの送還に関するどんな決定もかなり注意してなされるべきである。明らかに状況の似ている二人の人がミャンマー当局によって全く違う扱いを受けることもある。政府は確立され、組織だった司法制度に見られるような合理的な方法に従って処理をしているわけではない。従って、例えば、誰かが脅威に直面せずに帰国できたとしても、同じことが別の人に起こったり、別の時に起こったりするとは考えてはいけない。」 [37c]

33.42 IRB が更に付け加えた

「次の情報は 2007年7月27日付けの書簡で国内避難民監視センター (IDMC) のアジア向けの国別分析官によって調査部に送られた。国別分析官は提供された情報はミャンマーを網羅する彼女の豊かな経験に基づく彼女自身の見解であると述べた。

「帰還者の状況は多くの要因によって変わる。またビルマに一度帰国すると却下された難民申請者の条件で情報を得ることは難しい。彼らは外部との通信手段がとても限られている。(ビルマ国内のすべての電話と E メールは監視されている。ヤフーと Hotmail は禁止されている。それで人々はかなり細かく観察されている州営の E メールドメインに頼るしかない。)」

「Inter Pares に勤務するミャンマーに関する経験が豊富なあるプログラスマネージャーは次の情報を 2007年7月27日の電話インタビューの時に調査部に提供した。Inter Pares は人道上の援助と人権保護を推進する (2006年9月25日に) 登録されたカナダの慈善団体である。そのプログラスマネージャーはミャンマー国民で、ビジネスに携わる人、政府の内部関係者或いは政府に密接に結びついている人は、難民認定の申請が却下された後、ミャンマーに帰還する際あまり問題が起きそうにもないと説明した。しかし、プログラスマネージャーはミャンマーに帰還する認定を却下された申請者の扱いに関する情報を得ることはとても難しいし、ミャンマー国民が、難民申請が却下された後でミャンマーに帰った特定のケースについてはスタン

レーバンタのケースを除いて聞いたことがないと付け加えた。」 [37c]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

34. 雇用の権利

34.01 2011年10月14日のBBCニュースは次のように報道した。

「今週大統領によって署名される新法の下では、ビルマの労働者は労働組合の結成及びストライキをすることが認められる、と当局は言う。その法律は、最低30人の組合員の労働組合の結成と、予告期間が示された場合のストライキの決行を許容した。ビルマでは1962年以後、労働組合の結成は認められていなかった。その法律は、ビルマの軍に支持され、市民主導の新しい政府によって導入された一連の改正の中で最後に出現した。(中略)しかし、労働組合が本当に実際機能できるか否かは今後の課題である、とオブザーバーは警告する。多くの労働者活動家は刑務所に拘留されたままである。」 [28f]

34.02 2010年8月31日付けの報告 *The Global State of Worker's Rights* において、フリーダム・ハウスはビルマを「非常に弾圧的」と格付け、以下のように記載されている。

「団体交渉の禁止にも関わらず、労働者監督委員会 (WSC) を介して政府指定の産業地域において労働者経営交渉が行われている。4人の労働者で構成され工場所有者が議長を務めて、WSCは毎月苦情について議論する。労働者の代表は通常、経営者側から選ばれる。議論が工場レベルで解決しない場合は、郡区レベルの労働当局或いは労働省が調停する。」

「国際オブザーバーは、2000年に実行を禁止したにも関わらず、依然として政府及び軍が強制労働を使用していることを確認した。暫定軍事政権は、概して少数民族を道路建設の労働または軍のインフラ整備プロジェクトのための標的とする。国際労働機関は、(2009年に延長された) 補足和解協定を通して政府とともに実行される、監視及び苦情の調査を通して強制労働を撲滅しようとしている。」 [14b] (p14)

34.03 2011年8月8日発行の人権履行に関する米国国務省の *Country Report on Human Rights Practices 2010* (USSD Report 2010) は、ビルマについて以下のように記載している。

「法は、公務部門に対しては、週の従業員の労働時間は、5日、35時間と規定し、民間企業に対しては、6日、44時間と規定し、付加的な労働に対しては時間外手当を支払うことを規定する。国営企業の工場労働者は、工場のタイプに応じて週44～48時間の労働が義務付けられる。また、法は、週に24時間の休養を認め、労働者は年に21日の有給休暇を取得することが認められている。しかし、実際には、大多数の労働者は地方の農業または非公式部門に従事しているため、労働者人口のほんのわずかな者だけがこの規定の恩恵に預かっているに過ぎない。法律は、ほとんどの場合、政府部門に対して施行されたので、民間企業による違反行為が頻繁にあった。ラングーン近郊の衣料品工場の労働者は、時間外手当なしでの長時間労働を強要され、病気で3日以上仕事を休んだために解雇されたことが報告された。」 [7a]

(Section 7e)

34.04 賃金については、USSD Report 2010 は以下のことを補足した。

「政府従業員及び伝統的工業のいくつかの従業員は、最低賃金規定の適用を受けている。財務省は最低賃金を設定している。最低賃金決定のために、どの方法論または方法が使用されているのかは不明である。給与公務員に対する最低月額賃金は、市場月額賃金の30,000～45,000kyat (\$30～\$45)と同程度であり、これは、就業1日8時間の労働に対して有効となる額である。日雇い労働者に対する相場は1日1000kyat (\$1)である。様々な補助金及び手当はこの合計を補足する。最低賃金、上級の公務員の高額な賃金のいずれも、労働者及びその家族に適切な生活水準を与えることはない。公的部門の現実の低賃金は、広く広まった汚職及び常習的欠勤を助長する。民間企業においては、都市部において非熟練労働者は、1日当たり1,000～3,000kyat (\$1～\$3)を稼ぐ。これに対し、地方の農業地域の労働者が稼ぐ賃金は概してこれより少ない。民間企業の熟練労働者は、地方の農業労働者及び都市部の労働者よりも幾分多く稼ぐ傾向がある。例えば、熟練労働者は、民間企業の雇用主によると、月当たり30,000～50,000kyat (\$30～\$50)を稼いでいる。」 [7a] (セクション7e)

経済も参照されたし

目次に戻る
資料目録に進む

土地権利及び土地没収

35.01 平和、正義、平等をタアン(パラン)族にもたらす取り組みをしている非営利団体のタアン学生青年機構(TSYO)は、2011年11月、ビルマ政府の認可に基づく多国籍企業によるシャン州のタアン族の土地の没収及びタアン族の天然資源の搾取、について報告した。TSYOの報告書*Grabbing Land: Destructive Development in Ta'ang Region*には、「土地没収はビルマ(ミャンマー)で様々な形態で未だに行われている。今まで、ビルマには土地権利に対する効果的な憲法上の保証はない」と記載されている。 [82a] (p8)

35.02 報告は、2008年憲法第37条(a)は、「『連邦国家は、全ての土地及び地面の上下、水中及び水上、連邦内の大気内の全ての天然資源の究極的な所有者である。』』としており、報告作成の時点で、ビルマ政府は、立法府により間もなく承認され法律制定されるであろう新たな土地法を既に起草した。現在の状況では、新たに起草された土地法第2条によって、州は農用地及び耕地をいつでも没収する権限を有する」と説明する。 [82a] (p8)

35.03 起草された土地法について、アジア人権協議会(AHRC)は、2011年11月1日、以下のように記載した。

「土地に関する現在の法律は、内容のためまたは制度的要因のため、一貫性が欠如している。耕作者の権利の保護には、役に立たないものである。現役及び退役将校及び公務員と関係する民間事業のますますの増加とともに、土地強奪の発生率は急速に増加しており、来る数年の間にさらに劇的に増加することになるであろう。」しかし、報告は次のことを補足した。「草案では、農民は、汚染する工場、送電線、道路、鉄道、パイプライン、遊園地、分譲マンション、及び、政府役人が国益のためであると主張するどんなものでも建設するために、強制退去させる可能性がある。」 [43e]

- 35.04 2011年12月9日に発行された *The State of Human Rights in Burma in 2011* の中で、AHCRC は以下の懸念を表明している。

「…新しい経済プロジェクトにおける軍、ビジネス、行政勢力の集中は、一般人を土地から強制退去させることを目的とした。土地の没収はビルマで長く行われ、以前は、土地没収はほとんどが国の役人または軍によって直接実施された。そのため、そのような場合の土地没収の論争は、国と被害を受けた市民との間で行われた。ビルマの政治と経済の変化につれて、軍将校または退役した軍将校と関係する民間会社が、次第に土地没収をするようになってきた。」 [43d] (p3)

- 35.05 TSYO のレポート *Grabbing Lnad* は、以下のように主張する。「軍キャンプ建設、軍の農場プランテーション、当局の建設計画のための当局による土地没収、それに加え、政府の収入を生成するためのプロジェクトなど、土地没収の理由は様々である。…民間企業と共謀して政府当局は土地を没収した。」 [82a] (p19)

- 35.06 2011年9月15日、*The Irrawaddy* は以下のように報告した。

「ビルマのイラワジデルタ地帯の百人以上の農民が街頭でデモを繰り広げ、…政府当局に建設会社とビルマ軍によって農民から強制的に没収した土地の区画を返還することを要求した。イラワジ管区パテイン郡区の5つの村落地域から来た稲作農民は、国家上級軍指導者との密接な関係を有するため米国制裁措置ブラックリストに記載されているビルマの将軍、Htay Myint 所有のユザナ社に市場より遥かに安く彼らの土地を売却するよう2000年から強要されてきたと言った。…このような抗議行動はビルマでは稀であり、しばしば政府側の暴力的な弾圧に直面する。しかしこの場合は、地方当局が、農民たちの苦情は調査され、適切な交渉によってこの問題は3日以内に解決されるであろうと、農民たちに伝えた。」 [26b]

- 35.07 モンランド人権基金は、2011年8月14日発行の *Burma's Navy Attacks Civilians' Livelihood, June-July 2011* の中で、以下のように記載している。

「2010年12月初め、ビルマ海軍第43部隊は、タニンダーリ管区イエビウ軍区、Kywe Thone Nyi Ma 島の農場、ゴム園、村民の居住地区に赤旗を立て始めた。2010年12月以降、赤旗が立てられた土地は、海軍によって没収された。海軍第43部隊は、これら今までの土地所有者が彼らの地所及び区画を耕作したり入ることを禁じる法令

なしで、Kywe Thone Nyi Ma 島の土地を無償で強制収用した。」 [34f] (p9)

少数民族グループも参照されたし

- 35.08 土地権利に関する更なる情報は、NPO の Displacement Solutions and The HLP Institute によって出版された、2009年11月報告、*Housing, Land and Property Rights in Burma: The Current Legal Framework* で入手可能である。 [84a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書 A

主要な出来事の年表

2012年2月10日更新の BBC Timeline から複製。[28b]

1937 英国、ビルマをインドより分離して帝国植民地とする。

日本軍による占領

1942 日本、日本軍の訓練を受けたビルマ独立軍の一部協力を得て、ビルマに侵入し、占領。ビルマ独立軍は、後に反ファシスト人民解放連盟(AFPFL)に転身し、日本支配に抵抗。

1945 英国が、アウン・サン率いる AFPFL の協力を得てビルマを日本軍の占領から解放。

1947 アウン・サンと 6 人の臨時政府メンバー、アウン・サンに対抗する民族主義者ウ・ソウ率いる政敵に暗殺される。日本軍占領時にビルマを支配していたバ・モー政権の外相ウ・ヌー、AFPFL および政府の首長に推薦される。

独立

1948 ビルマ独立。ウ・ヌー首相誕生。

1958-

1960 AFPFL 分裂をうけ、陸軍参謀総長ネ・ウイン将軍率いる暫定政府誕生。

1960 ウ・ヌー一派、選挙で圧倒的勝利を勝ち取るも、ウ・ヌーの仏教国教化推進と分離主義容認が軍の怒りをかう。

一党独裁軍事政権国家

1962 ウ・ヌー一派、ネ・ウイン将軍率いる軍事クーデターにより追放される。ネ・ウイン、連邦制を廃し、「ビルマ流社会主義」創始する。経済を国営化し、単一政党としての社会主義計画党による一党独裁国家を形成し、独立新聞を禁止。

1974 新憲法発効。権力を軍隊からネ・ウインと元軍指導者たちの率いる人民会議に移行。元国連事務総長ウ・タントの遺体、葬儀のためビルマに戻る。

1975 地方の少数民族グループ、反政府国民民主前線を結成し、反政府ゲリラを仕掛ける。

172 この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- 1981 ネ・ウイン、大統領職を退役した将軍サン・ユーに譲るも、支配政党の社会主義計画党の委員長継続。
- 1982 法は、ビルマ先住・土着のバックグラウンドを持たない人々を「準国民」と規定し、公官庁から締め出すこととなる。

暴動と弾圧

- 1987 通貨切り下げが国民の貯蓄を吐き出させることになり、反政府暴動の引き金となる。
- 1988 反政府暴動で何千人もの死者。国家法秩序回復評議会(SLORC)結成。
- 1989 SLORC、マーシャルローを布告し、民主主義支持者や人権擁護者などを含む何千もの人々を逮捕。国名をビルマからミャンマーに、首都ラングーンをヤンゴンにそれぞれ改称。アウン・サン将軍の娘である国民民主連盟(NLD)リーダーのアウン・サン・スー・チー、自宅軟禁に処せられる。

妨害された選挙

- 1990 反政府の国民民主連盟(NLD)が総選挙で圧倒的勝利を収めるも、軍部は選挙結果を無視。
- 1991 アウン・サン・スー・チー、平和的改革への努力が認められノーベル平和賞授与される。
- 1992 タン・シュエ、ソー・マウンに代わり SLORC 委員長、首相兼国防相に就任。ビルマの国際的イメージを少しでも良くしようと考えてか幾人かの政治犯を釈放。
- 1995 アウン・サン・スー・チー、6年ぶりに自宅軟禁より開放さる。
- 1996 アウン・サン・スー・チー、解放後初の NLD 党大会に出席。SLORC、NLD 党大会へ向かう途中であった 200 人以上の党員を逮捕。
- 1997 ビルマ、東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟。SLORC、国家平和開発評議会(SPDC)と改称。

民主化支持者の解放

- 1998 300 人の NLD メンバー、刑務所より釈放さる。SPDC、NLD の主張する議会開催期限に従うことを拒否。学生デモ起こる。
- 1999 アウン・サン・スー・チー、癌のため英国で死亡した夫君マイケル・アリスの葬

儀のための英国訪問に対し SPDC の課した条件を拒否。

2000 9月ー SPDC、アウン・サン・スー・チーと NLD 幹部メンバーの運動に対する制限撤廃。

10月ー アウン・サン・スー・チー、SPDC との秘密会談開始。

2001 SPDC、民主化運動家を 200 人ほど釈放。これは、自宅軟禁中の反政府 NLD のリーダーであるアウン・サン・スー・チーとの対話の進展を反映したものである、と政府は言う。

2月ー ビルマ軍とシャン反乱軍がタイとの国境地帯で交戦。

国境関係の改善

2001 6月ー タイ首相タクシン・シナワトラ来訪、両国の関係は軌道に戻ったと語る。

9月ー 諜報部トップのキン・ニョンがタイを訪問し、2005 年までに黄金の三角地帯における麻薬取引の撤廃を約束。

11月ー 江沢民中国国家元首来訪、ビルマ政府支持声明を発表。経済改革を促した模様。

抗争の表面化

2002 5月ー 民主化リーダーのアウン・サン・スー・チー、20 か月近い自宅軟禁を解除される。

2003 5月ー アウン・サン・スー・チー、同女史支持者と政府サポーターとの間の衝突の後、再び「保護拘留」下に置かれる。

8月ー キン・ニョン首相誕生。民主化への「ロードマップ」の一環として、新憲法起草のため 2004 年に国民会議を開催すること提案。

11月ー 国連人権問題特使の来訪後、5 人の NLD 幹部リーダーが自宅軟禁を解除される。

2004 1月ー 政府とカレン民族同盟（政府と敵対する少数民族グループの中で最大）が停戦に合意。

5月ー 憲法国民会議開始するも、リーダーのアウン・サン・スー・チーが自宅軟禁中の NLD はこれをボイコット。国民会議は 7 月に閉会。

首相追放さる

- 2004 10月ー 権力闘争が報じられる中、キン・ニユンは首相を更迭さる。彼は自宅軟禁中。
- 11月ー 何千人もの囚人の釈放の一部として主導的・反体制活動家も釈放された。そこには、1988年の民主化支持学生デモを率いたミン・コー・ナインが含まれている。
- 12月ー インドネシア沖の海底地震による津波がビルマ沿岸を襲う。首相によれば、死者は59人、家を失った者が3,000人。
- 2005 2月ー 新憲法のための国民会議が再開されたが、主要な野党や少数民族グループは参加せず。会議は2006年1月に閉会となったが、明確な成果の発表なし。
- 5月7日ー 首都の商業地区にて3件の同時爆発事件発生。政府発表では、死者23人。
- 7月ー ビルマはASEANの2006年の地域会議議長を降りたことをASEANが発表。
- 11月ー ビルマ政府は、政府機関をピンマナの中心部に近い新開地に移転する予定であると発表。
- 2006 3月ー 新首都ネピドーは、初の公式行事として国軍の日を祝うパレードの主催地となる。
- 2007 1月ー 少数民族と反政府グループの迫害を止めるようビルマに求める国連安全保障理事会での米国決議案に中国とロシアが拒否権を行使。
- 4月ー ビルマと北朝鮮、24年前ビルマ来訪中の韓国首相に対する破滅的な爆弾攻撃を実行した北朝鮮工作員を非難し断絶されていた国交関係を修復。
- 5月ー アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁が更に1年延長。
- 6月ー 通常は中立的なスタンスを取る国際赤十字委員会(ICRC)にしては珍しく、政府のビルマ人に対する人権侵害を非難。

社会的騒乱

- 2007 8月ー 燃料価格の高騰により国民の不満が炸裂。数十人の活動家、逮捕さる。
- 9月ー 軍事政権、14年間に及ぶ新憲法討議を終え、国民会議を閉会。

仏教僧侶、一連の反政府抗議行動を挙行。アウン・サン・スー・チー、ラングーンでデモ中の僧侶に挨拶のため自宅を出ることを許可する。2003年以来初めて公の場に出現。

当局、抗議行動の粉碎を開始するも、デモは続く。

国連特使イブラヒム・ガンバリは野党リーダーのアウン・サン・スー・チーと会見。

10月ー 軍の大量出動の下、ラングーンに正常に戻る。何千人が一斉検挙されたと報道されているため、僧侶の姿はない。

幾分の遅れの後、国連安保理は平和的抗議者たちへの軍の弾圧を非難。

2008 1月ー 一連の爆発事件発生。国営メディアは、カレン族の大幅自治獲得のため戦うグループであるカレン民族同盟(KNU)を含む‘反乱分子の破壊行為’として非難。

4月ー 政府、議会の議席の4分の1は軍に配分し、野党リーダーのアウン・サン・スー・チーの事務所所有を禁じる、新憲法草案発表。草案は5月10日の国民投票にかけられる予定。

5月ー サイクロンがイラワジデルタ地帯の低地帯を襲う。推定では、134,000人の死者が出た模様。

サイクロンによる人道的な危機の中で、国民投票が行われ、政府、賛成票 92%であり、外国の援助なしでサイクロンの被害を上手く処理できると主張。

軍事政権、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁をさらに延長

2008 11月ー 何十人もの政治活動家、一連の秘密裁判で最高65年の懲役刑の判決。

12月ー 政府は、人権団体の抗議にも関わらず、隣接する中国に天然ガスを輸送するパイプラインを建設する外国企業4社のコンソーシアムへの対応に調印。

2009 1月ー タイ、タイ沖に現れたビルマのイスラム教徒少数民族のロヒンギャ族数百人を追放。ビルマ、その少数民族の存在を否定。数百人のロヒンギャ族、その後インドネシア沖でボートから救出さる。

国連特使イブラヒム・ガンバリ、野党リーダーのアウン・サン・スー・チーと本年初の会見。

3月ー 米国国務省高官ステファン・ブレイク、定期訪問中に外相ニャン・ウィンと会見。ビルマ政府はステファン・ブレイクの年功を考慮すると注目に値すると

声明。

国連難民高等弁務官事務所、ロヒンギャ少数民族援助のために北ラカイン州での活動を拡大することを発表。

4月ー 主野党の国民民主連盟(NLD)、政府の、全政治犯開放、憲法改正、国際監視機関許可を条件に、計画された選挙に参戦することを提案。

アウン・サン・スー・チーの裁判

2009 5月ー 欧州連合(EU)、2006年制裁措置を1年間延長。ただし、民主化への動きがある場合には再考の余地があることを付加。

国連及び援助機関、サイクロンーナルギスから1年経過したが、イラワジ川デルタ地帯の数十万人が援助を必要としていると発表。国連、ビルマが現在、必要としている物資の全ての受け入れを許可することを発表。

8月ー 野党党首アウン・サン・スー・チー、5月に招いていない米国国民の訪問を受けた後、自宅軟禁不履行で有罪判決。最初の3年の懲役刑は18か月の自宅軟禁に減刑さる。

10月ー アウン・サン・スー・チー、ビルマ政府軍首脳と対話を始め、西側外交官との会談を認められる。

2010 2月ー 当局、NLD副議長ティン・ウを解放。アウン・サン・スー・チー代理人、5年以上拘置及び自宅軟禁される。

3月ー 政府、暫定軍事政権により厳選された選挙委員会に関する規定とともに待望の選挙法の可決を発表。

NLD、投票ボイコットを票決。分離派、国民民主戦線(NDF)、後に法的地位を取得し投票への参加を計画。

10月ー 政府、国旗及び国歌、公式国名を変更。

段階的選挙

2010 11月ー 軍が支持する主要政党、連邦団結発展党(USDP)、最初の20年選挙での圧勝を宣言。野党、広範囲な不正行為、選挙結果は偽造として糾弾されるべきと主張。暫定軍事政権、選挙結果は軍統治から一般民衆による民主主義への移行の印であると主張。

選挙の1週間後、選挙への参加を阻止されていたアウン・サン・スー・チー、自

宅軟禁から解放さる。

2011 1月ー 政府当局、アウン・サン・スー・チーにインターネット接続を承認。

3月ー テイン・セイン、新しい建前上の文民政府の大統領として宣誓。

9月ー 大統領、論争中のミッソン水力発電ダムの建設を中断。

10月ー 数人の政治犯、恩赦によって解放。

11月ー 民主化運動指導者アウン・サン・スー・チー、彼女の政党が政治過程に再び参加する時、国会選挙へ立候補することを表明。

12月ー 米国国務長官ヒラリー・クリントン、アウン・サン・スー・チーを訪問、会合し、テイン・セイン大統領と会談。米国政府、軍に支持された政府が民主化改善の敢行を継続することを条件として国交改善を提案。

テイン・セイン大統領、平和的なデモを許容する法律に初めて署名。

NLD、2012年初頭に予定されている国会補欠選挙に先立って政党として再登録。

ビルマ当局、シャン族少数民族グループとの停戦協定に合意し、軍に、少数民族カチン州の反乱軍に対する軍事行動の停止を命令。

2012 1月ー 政府、カレン族少数民族グループの反乱軍との停戦に署名。[28b]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書 B

政治組織(アルファベット順にリスト化)

チン民族党 (Chin National Party)

2010年4月7日、*The Irrawaddy* は、Zo Zem (別名、Zin Kyne Paw) を委員長とするチン民族党は、チン州及びチン民族居住地域の支持者とともに、2010年の選挙を現状の膠着状態からの突破口と考えている、と報道した。その目的は、国内での平和と発展を達成するために少数民族の発展を優先させることであった。チン民族党は、すべての利害関係者の中に国家の平安を築く必要があると信じる。チン民族党は、民主化を通じて人民の幸福を実現することを基本的な政治課題と認識する。[26h]

民主党 (Democratic Party)

2011年12月2日更新、Jane's *Sentinel Security* による評価:

—U Thu Wai により設立、(ミャンマー)民主党の統率者は、Daw Than Than Nu (前首相 U Nu の娘)、Daw Nay Yee Ba Swe and Nay Phoo Ba Swe (前首相 U Ba Swe の娘及び息子)、並びに、前副首相 I Kyaw Nyien の娘 Daw Cho Cho Kyaw Nyien など、主に民主的に選出された過去の政治家の主要人物の息子や娘達からなる。2010年11月7日の選挙に出馬後、民主党は、選挙は暫定政府によって不正が行われたと主張して、選挙結果に抗議した。[8a] (国内事情: 政党)

民主平和党 (Democracy and Peace Party)

委員長 Aung Than (最高裁判所弁護士、かつ、民主連盟及び平和中央シンクタンク委員会の共同秘書。1990年選挙でのパバダン郡区を代表する LDP の候補者として立候補)。2010年4月7日、*The Irrawaddy* は、民主平和党は、国家資本主義から離れることを助長するため、自由貿易競争とともに公開市場システムを実行する。社会の貧困の課題を解決するために、民主平和党は、国民の社会生活及び経済生活の助成のための組合を村落規模で形成することによって、農村人口の中で小規模金融社会を開始すると伝えた。[26h]

カイン国民の党 (Kayin People's Party : KPP)

2010年4月7日、*The Irrawaddy* は、全国的な KPP の指導者は、Saw Htun Myint Aung 及び Dr. Saw Simon Tha (医師、カレン民族同盟反逆軍と軍事政府との間の和平交渉の間の交渉人を務めた。また、ラングーンに本拠地を置くカレン発展委員会の現在の議長でもある。) であると伝えた。KPP は、政治的、経済的、統治システムを改革すること、2008年憲法に規定された全ての国民の権利を実現するために努めること、社会及び経済システムに公平性を実現することを目的とする。[26h]

国民民主勢力 (National Democratic Force : NDF)

Jane's は次のように記載している。

NDFはNLDの解体後、NLDの党员によって2010年初頭に設立された。委員長はThan Nyein。少数民族を軽視し民主的統治を阻止する憲法上の問題に着目し、人権運動をすることでミャンマーの問題を解決しようとする政策を遂行する。NDFは、2010年11月7日の投票をボイコットするというアウン・サン・スー・チーの提案に同意せず、活用可能な政治的空間を最大限に活用することを決定した。しかし、選挙後、NDFは選挙違反及び有権者脅迫を主張し、現在もその結果に異議を申し立てている。 [8a] (国内事情: 政党)

国民民主連盟 (National League for Democracy : NLD)

Jane's は次のように記載している。

NLDは1988年9月28日に設立された。委員長アウン・サン・スー・チーによって、軍党政権に反対する最も重要な政治的団体として急速に現れた。NLDは1990年選挙において圧倒的な勝利を得たが、政権を握ることを許されることはなかった。

2010年5月まで、ミャンマーの反対運動は概してNLDを中心としていた。しかし、多くを制限された選挙法に対する抗議としての、2010年11月7日の総選挙に再登録しないというNLDの中央執行委員会の戦略的判断は、(政党登録法で規定された)期限の5月6日の後に党の強制的解体を招いた。2010年3月初頭に公布された選挙法は、政党は、アウン・サン・スー・チー及び政治的思想のために拘置された多くの他のNLD党员を含む、有罪判決を受けた者を除党し、その者が政党に入党することを禁止することを定めることになった。さらに、政党は軍による2008年憲法草案を承認することを求められ、国家平和開発評議会が1990年の選挙の結果を認識している、という長年にわたる審査の請求を放棄することを要求されるものであった。

アウン・サン・スー・チーは、2010年11月、選挙の数日後に自宅軟禁から解放された。 [8a] (国内事情: 政党)

ビルマの選挙委員会は2012年1月、NLDの政党としての再登録を許可し、2012年4月、アウン・サン・スー・チーは補欠選挙での国会への立候補を計画した。(ロイター 2012年1月5日) [85a]

国民政治連合 (National Political Alliance)

2010年4月7日、*The Irrawaddy* によって記されているように、指導者は以下のようである。

Tin Tun Maung (国民民主連盟から1990年選挙で選出された国会議員。1995年に軍事政府によって組織された全国党大会をNLDがボイコットした時、NLDの決定に反対し大会に出席し続けた。その結果、NLDの党员から除名された)。国民政治連合は、選挙に異議を唱えるため、和平、民主主義、国民のより高い生活水準の獲得、という3つの主要目標を設定している。また、民間企業の発展によって財産を蓄積するように市民を奨励し、法律と条令を順守することによって市民の間で富を均等に分配することを保証する。憲法によって規定されたチェックアンドバランスシステムを効果的に運用する。 [26h]

国民統一党 (National Unity Party : (NUP)

Jane's は次のように記載している。

ビルマ社会主義計画党(BSP)の前党员によって設立された。NUP は軍事政権のもう一つの代替となる政党として広く見做されている。NUP は 1990 年選挙に異議を唱え、選挙結果は統治している軍事政権には全く認知されることなく、国民民主連盟に大敗を喫した。NUP はその後 20 年間、概して市民の目に触れることはなかったが、再度出現して 993 人の立候補者を登録して 2010 年 11 月 7 日の総選挙に出馬した。NUP は Pyidaungsu Hluttaw(国会)で USPD に次ぐ第 2 の大政党となりそうであるが、議席数の 10% を超えそうにはない。[8a] (国内事情: 政党)

新時代国民党 (New Era People's Party)

2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* に記されているように、新時代国民党は Htun Aung Kyaw (統一発展党の書記官, 1990 年選挙に異議を唱えたが一議席も獲得できず。統一発展党は 1992 年に軍事政権によって解体された。Htun Aung Kyaw はビルマ共産党(Red Flag)のかつての指導者タキン・ソーの秘書であった)を委員長として設立された。政党の理念は、盲信や非体系的な分析ではなく、科学的推論、知識、理論に基づくものである。 [26h]

シャン民族民主党 (Shan Nationalities Democratic Party : SNDP)

2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* によると、SNDP の指導者は Sai Eik Paung (1990 年選挙においてシャン州で 23 議席を獲得したが再登録せず選挙に異議を唱えたシャン諸民族民主連盟(SNLD)のかつての指導者。SNLD の指導者クン・トゥン・ウーは現在収監され、約 100 年の禁固刑が言い渡されている。)。SNDP は全国に渡るが、シャン民族の住民がいる地域を対象とする。SNDP は、少数民族の文学、文化及び伝統を維持するための取組みを狙いとする。SNDP は政治における対立や敵対を避け、それに代えて、実行可能な体制での生産的かつ建設的な結果をもたらす機会を探索する。[26h] クン・トゥン・ウーは 2012 年 1 月 13 日解放された(BBC News, 2012 年 1 月 13 日)[28j]

Peace and Diversity Party (PDP)

2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* によると、PDP の指導者は Nyo Min Lwin 及び Nay Myo Wai であり、人間主義者民主的国家主義(特別な階層または人種に基づく国家主義、あるいは人種、宗教に基づく政治上の観念を実践することを避けること)を掲げている。民主主義を支持し、国民によって選出された政府を支持する。[26h]

Union of Myanmar Federation of National Politics

指導者は Aye Lw Diversityin (1988 年の民主暴動にかつて関わった学生であり、かつての政治犯)。党の目標は、解放、民主化を推進し、国民の人権を保護し、政治における市民の役割を強化し、市場経済、自由競争を奨励し、外国資本の参入を奨励する。(The Irrawaddy, 2010 年 4 月 7 日) [26h]

連邦団結発展党 (United Solidarity and Development Party : USDP)

Jane's は 2010 年 4 月に次のように記載している。

USDP は、国内で最大の社会的組織で 2460 万人の党員を擁していた親軍的な連邦団結発展協会(USDA)から変形して設立された。1993 年から USDA は統治している軍事政府、国家平和発展評議会(SPDC)、によって兵士が補強され後援されていた。現在までのその主目的は、市民の軍及びその政策に対する、特に反対されたときに、市民の支持を得るためである。新たに設立された USDP は 2010 年 11 月 7 日の総選挙での SPDC の目的達成手段であり、1163 人の登録候補者を擁し、最大の競合相手であった。選挙の 2 日後、議席の約 80% を確保可能と宣言された。[8a] (国内事情: 政党)

ウォンタヌ国民民主連盟 (Wonthanu NLD) (ミャンマー連邦)

地域的政党で指導者は Htay Aung 及び Nan Shwe Kyar である。2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* は、政党の狙いは、全国民の統一の党目標の達成、民主主義の原則を実践すること、自由で公正な市場経済を建設し、国民の経済を再び活性化させること、現代的な教育システムを構築し世界の水準に追い付くこと、国中で人種に関係ない無料国民健康医療システムの実現を優先させること。新世代の改良のために母子の健康医療を最優先させることである。[26h]

88 世代学生青年党 (88 Generation Student Youths) (ミャンマー連邦)

2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* によると、指導者は Ye Tun (1988 年の民主暴動にかつて関った学生であり、かつての政治犯。Ye Tun は the Union of Myanmar Federation of National Politics の指導者 Aye Lwin の弟である。) と記されている。党の政治目標は、政治、経済、防衛、議会、統治法、司法、マスメディア、教育、健康、土壌、金融、環境保全等の国家システムを近代化すること、少数民族の言語、文学、文化を発展させ、市民社会組織の構築を奨励することである。[26h]

[注: 反体制派の学生グループ 88 世代学生とは混同のないように注意されたい。政治的所属: 反体制グループも参照されたし]

2010 年 4 月 7 日の *The Irrawaddy* に列挙されている、選挙を戦った他の政党:

パオ民族機構 (Pa-O National Organization:PNO)

連合民主党 (Union Democratic Party)

タアウン(パラウン)国家党 (Taaung (Palaung) National Party)

ワ民主党 (Wa Democratic Party)

ムロ・カミ国家連帯機構 (Mro or Khami National Solidarity Organization:(MKNSO)

ラフ国家発展党 (Lahu National Development Party)

パロン・サウァー民主党 (Phalon Sawaw Democratic Party)

チン進歩党 (Chin Progressive Party)

カヤン国家党 (Kayan National Party)

国家民主発展党 (National Democratic Party for Development)

ラカイン州ミャンマー国軍 (The Rakhine State National Force of Myanmar)

ワ国家連合党 (The 'Wa' National Unity Party)

イン国家発展党 (The Inn National Development Party)

コーカン民主連合党 (Kokang Democracy and Unity Party)
全モン地域民主党 (All Mon Region Democracy Party)
連合民主党 (United Democratic Party)
ラカイン民族発展党 (Rakhine Nationals Development Party:RNNDP)
少数民族国家発展党 (Ethnic National Development Party:(ENDP)
カミ国家発展党 (Khami National Development Party)
カマン国家進歩党 (Kaman National Progressive Party)
カチン州連合民主党 (Unity and Democracy Party of Kachin State:(UDPKS)
国家発展平和党 (National Development and Peace Party)
カイン州民主発展党 (Kayin State Democracy and Development Party) [26h]

2010年11月選挙へ登録した政党に関するさらなる情報は、[Altsean-Burma](#) で入手可能。[65a]

歴史: [2010年選挙の選挙結果](#)も参照されたし

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書 C

著名人

ミャンマー連邦共和国政府の人名リストは、2011年11月3日更新、入手の在北京ミャンマー大使館ウェブサイトから提供された。[66a]

政府外の主要人物

アウン・サン・スー・チー

1945年生。1988年の創始時からの国民民主連盟(NLD)委員長。アウン・サン・スー・チーは、ビルマ人民の開放への苦闘の象徴。21年間の拘置中の最後の15年間以上は、自宅軟禁で過ごした。2010年11月13日、3度目の拘置から解放された。(英国ビルマ・キャンペーン、アウン・サン・スー・チーの経歴、日付なし)[53b]アウン・サン・スー・チーは、NLDの再登録後、2012年4月の国会補欠選挙への出馬を計画。(ロイター、2012年1月5日)[85a]

歴史：[アウン・サン・スー・チーの解放](#)、及び政党：[国民民主連盟 \(NLD\)](#) 参照

クン・トゥン・ウー

シャン諸民族民主連盟(SNLD)の議長、現在、非合法集団の設立及び憲法批判を禁じる96年5月法に対する違反行為での国家反逆罪で95年の禁固刑に服役中。運動不足と適切な医療処置がないため病状悪化。(政治犯援助協会(ビルマ)(AAPP)、2010年次報告書、2011年1月14日)[44b] 2012年1月13日、刑務所より解放される(BBC News、2012年1月13日)[28j]

ザーガナー

ビルマで最も有名なコメディアン、俳優の一人。軍事政権の長年の反対者、近年では知名度の高い活動家、救済ワーカー。軍事政権の利己的発展の政策によりますます過小評価されている多くの病気や貧困のビルマ人を援助する。(ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)、*Burma's Forgotten Prisoners*、2009年9月16日)[39f](2008年後半の政治犯の非公開裁判)。ザーガナーは2011年10月、恩赦により刑務所から解放。(HRW、2011年11月3日)[39c](基本的自由及び政治犯)

ウ・ガンピラ

青年僧侶。生活水準の低下、弾圧的な軍事政権に対し、若者層に広く蔓延する不満を象徴した、2007年デモで主要な役割を果たす。(HRW、*Burma's Forgotten Prisoners*、2009年9月16日)[39f](2008年後半の政治犯の非公開裁判)。ウ・ガンピラは63年の懲役刑に服役中で、マラリアと不十分な薬剤供与で苦しむ。(AAPP、2010年次報告書、2011年1月14日)[44b] 2012年1月13日、刑務所から解放される。(BBC News、2012年1月13日)[28j]

スー・スー・ヌウェ

ビルマの地方の中核地域出身の女性。彼女の町での道路建設を強要されたことに抗議して2005年ビルマ当局に対し異議申立てをし、それにより投獄された。それ以後、彼女は、ビ

ルマで最も大胆で率直な労働運動家の一人となった。(HRW、*Burma's Forgotten Prisoners*、2009年9月16日)[39f](2008年後半の政治犯の非公開裁判)。スー・スー・ヌウェは現在8年半の懲役刑に家庭から1600km離れた土地で服役中。(アムネスティ・インターナショナル、2010年11月8日)[12f] スー・スー・ヌウェは2011年10月、恩赦により刑務所から解放された。(HRW、2011年11月3日)[39c](基本的自由及び政治犯)

ミン・コー・ナイン

1962年生。かつての全ビルマ学生連盟(ABFSU)の議長であり、88世代学生グループの指導者の一人。ミン・コー・ナインは1988年の学生主導の暴動に参加したことにより1989年～2004年拘留。彼は、サフラン革命での役割のため2007年に逮捕され、65年の禁固刑を言い渡されてシャン州の遠隔地刑務所に収容されている。彼の家族は、彼が病気で苦しんでいると訴えている。(The Irrawaddy、2010年10月18日)[26i]。2012年1月13日刑務所から解放される。(BBC News、2012年1月13日)[28j]

政治的所属: 反対派組織及び政治的活動家も参照されたし

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書D

略語リスト

AHRC	アジア人権協議会
AI	アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	国連女性差別撲滅委員会
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
CSW	全世界キリスト教連盟
EU	欧州連合
FCO	外務英連邦省
FH	フリーダム・ハウス
GDP	国民総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRDU	人権文書ユニット
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
IAG	非合法武装組織
ICG	国際危機グループ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
IDMC	国内避難民監視センター
IFRC	国際赤十字・赤新月社連盟
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移住機関
MSF	国境なき医師団
NGO	非政府組織
NLD	国民民主連盟
NSAG	非政府武装組織
OCHA	国際連合人道問題調整事務所
OHCHR	国際連合人権高等弁務官事務所
PHR	人権のための医師団
RSF	国境なき記者団
SDPC	国家平和開発評議会
STD	性感染症
TB	肺結核
TBBC	タイ・ビルマ国境援助協会
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連エイズ合同計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNHCHR	国連人権高等弁務官

UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WHO	国際保険機関

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書 E

出典文献目録

内務省は外部のウェブサイトの内容に関して責任を負いません。

- [1] Europa World online www.europaworld.com (定期購読のみ)
Myanmar
Date accessed 25 November 2011
- [2] Transnational Institute <http://www.tni.org/>
a Burma Policy Briefing Nr 5, February 2011, Ethnic Politics in Burma: The Time for Solutions
<http://www.tni.org/sites/www.tni.org/files/download/TNI-BCN%20Burma%20policy%20briefing%20no.%205.pdf>
Date accessed 24 October 2011
- [3] ビルマ民主の声 <http://english.dvb.no/>
a HIV rates among Asian men ‘alarming’, 19 May 2010
<http://www.dvb.no/news/hiv-rates-among-asian-men-%E2%80%98alarming%E2%80%99/9082>
Date accessed 12 April 2011
b Freed hip-hop star says Burma ‘regressing’, 18 May 2011
<http://www.dvb.no/news/freed-hip-hop-star-says-burma-%E2%80%98regressing%E2%80%99/15722>
Date accessed 2 December 2011
c Suu Kyi made party chief as vote nears, 11 January 2012
<http://www.dvb.no/news/suu-kyi-made-party-chief-in-lieu-of-vote/19558>
Date accessed 11 January 2012
d Prison warning for ‘political’ schooling, 6 December 2011
<http://www.dvb.no/news/prison-warning-for-%E2%80%98political%E2%80%99-schooling/19075>
Date accessed 12 January 2012
- [4] 国連安全保障理事会
a Report of the Secretary-General on children and armed conflict in Myanmar (S/2009/278), 1 June 2009 (accessed via UNHCR Refworld)
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,UNSC,,MMR,,4a30edca2,0.html>
Date accessed 12 April 2011
b Report of the Secretary-General on Children and armed conflict (S/2011/250), 23 April 2011
http://www.un.org/children/conflict/_documents/S2011250.pdf
Date accessed 16 May 2011

- [5] Foreign and Commonwealth Office (FCO) <http://www.fco.gov.uk/en/>
- a Country Profile: Burma, last updated 8 August 2011
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/burma?profile=all>
Date accessed 22 November 2011
- b Human Rights Annual Report 2009, 17 March 2010
<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/human-rights-report-2009>
Date accessed 12 April 2011
- c 2008年2月27日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- d 2008年9月5日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- e 2008年10月20日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- f 2007年6月5日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- g 2010年6月26日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- h 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- i 2007年7月5日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- j 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- k 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- l 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- m 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- n 2010年6月26日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- o 2011年2月2日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- p 2007年10月30日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- q 2009年4月22日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- r 2010年2月4日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- s 2010年2月10日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- t 2009年7月15日付け内務省への書簡. 請求により入手可能
- u 2009年9月15日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- v 2009年9月16日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- w 2011年2月4日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- x Travel Advice: Burma, 1 March 2011
<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/asia-oceania/burma>
Date accessed 23 March 2011
- y Human Rights and Democracy Report 2010, 31 March 2011
<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>
Date accessed 5 April 2011
- z 2011年12月21日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- aa 2011年12月21日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- ab 2011年12月8日付け内務省へのEmail. 請求により入手可能
- [6] 米国中央情報局 (CIA) <http://www.cia.gov/>

- a The World Factbook, Burma, last updated 20 December 2011
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bm.html>
Date accessed 13 January 2012
- [7] 米国国務省 (USSD) <http://www.state.gov>
- a Country Report on Human Rights Practices 2010, Burma, 8 April 2011
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/eap/154380.htm>
Date accessed 11 April 2011
- b July-December, 2010 International Religious Freedom Report, Burma, 13 September 2011
http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168349.htm
Date accessed 22 November 2011
- c Background Note: Burma, last updated 3 August 2011
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35910.htm>
Date accessed 22 November 2011
- d Trafficking in Persons Report 2011, Country Narratives A through F, 27 June 2011
<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164231.htm>
Date accessed 21 November 2011
- [8] Jane's Information Group <http://sentinel.janes.com/public/sentinel/index.shtml>
- a Sentinel Country Risk Assessments: Myanmar, updated between 16 November 2011 and 12 January (定期購読のみ)
Date accessed 27 January 2012
- [9] 米国国際宗教自由委員会 <http://www.uscirf.gov/>
- a Annual Report 2011, 28 April 2011
<http://www.uscirf.gov/images/book%20with%20cover%20for%20web.pdf>
Date accessed 3 May 2011
- [10] オーストラリア放送協会ニュース <http://www.abc.net.au/>
- a Suu Kyi meets breakaway opposition leaders, 30 December 2010
<http://www.abc.net.au/news/stories/2010/12/30/3104024.htm>
Date accessed 21 March 2011
- [11] Burma Citizenship Law, 15 October 1982
- a accessed via UNHCR Refworld
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=3ae6b4f71b>
Date accessed 21 March 2011
- [12] アムネスティ・インターナショナル (AI) <http://www.amnesty.org/en/>
- a Myanmar, The Rohingya Minority: Fundamental rights denied, May 2004
<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA16/005/2004/en>
Date accessed 18 March 2011
- b Abolitionist and retentionist countries, undated

- <http://www.amnesty.org/en/death-penalty/abolitionist-and-retentionist-countries>
Date accessed 22 March 2011
- c The repression of ethnic minority activists in Myanmar, 16 February 2010
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA16/001/2010/en/0c727278-2993-4816-90bc-e86c658d05ce/asa160012010en.pdf>
Date accessed 11 March 2011
- d Myanmar: End repression of ethnic minority activists - Amnesty International written statement to the thirteenth session of the UN Human Rights Council (1-26 March 2010), 22 February 2010
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA16/003/2010/en/0a582591-3348-4fbb-8af4-32fe10b7d661/asa160032010en.html>
Date accessed 22 March 2011
- e Annual Report 2011, The state of the world's human rights: Myanmar, 12 May 2011
<http://amnesty.org/en/region/myanmar/report-2011>
Date accessed 13 May 2011
- f Act now for Su Su Nway, Myanmar, 8 November 2010
<http://www.amnesty.org/en/appeals-for-action/act-now-su-su-nway-myanmar>
Date accessed 25 March 2011
- [13] 全世界キリスト教連盟 (CSW) <http://www.csw.org.uk/portal.htm>
a Carrying the Cross, 23 January 2007 <http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=36>
Date accessed 25 March 2011
- [14] フリーダム・ハウス <http://www.freedomhouse.org/>
a Freedom in the World Country Report 2011: Burma, 12 May 2011
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2011/burma>
Date accessed 13 May 2011
b The Global State of Workers' Rights, 31 August 2010, accessed via
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,FREEHOU,,MMR,,4d4fc805c,0.html>
Date accessed 23 March 2011
c Freedom on the Net 2011, Burma, 18 April 2011
http://www.freedomhouse.org/sites/default/files/inline_images/Burma_FOTN2011.pdf
Date accessed 20 April 2011
- [15] ジャーナリスト保護委員会(CPJ) <http://www.cpj.org/>
a Attacks on the Press 2010: Burma
<http://www.cpj.org/2011/02/attacks-on-the-press-2010-burma.php>
Date accessed 9 March 2011
b In Burma, transition neglects press freedom, 20 September 2011
<http://www.cpj.org/reports/2011/09/in-burma-transition-neglects-press-freedom.php>
Date accessed 22 November 2011
c 刑務所調査年鑑 2011 – Burma, 8 December 2011, accessed via

目次に戻る
資料目録に進む

<http://www.unhcr.org/refworld/country,...MMR,,4f0420b027,0.html>

Date accessed 10 January 2012

- [16] 国境なき記者団 (RSF) <http://www.rsf.org/>
- a Internet Enemies 2011 – Burma, 11 March 2011
<http://en.rsf.org/internet-enemie-burma.39754.html>
Date accessed 18 March 2011
- b World Report – Burma, November 2011 accessed via
<http://www.unhcr.org/refworld/country,...MMR,,4b7aa9bd28,0.html>
Date accessed 4 January 2012
- [17] Purple Dragon <http://www.purpledrag.com/>
Myanmar, undated <http://www.purpledrag.com/myanmar/index.htm>
Date accessed 16 March 2011
- [18] Radio Free Asia <http://www.rfa.org/>
- a Burma: Two get death sentences, 8 January 2010
<http://www.rfa.org/english/news/burma/twosentences-01082010154204.html>
Date accessed 22 March 2011
- b Burma: Police break up rare protest, 27 October 2011
<http://www.rfa.org/english/news/burma/protest-10272011171848.html?searchterm=None>
Date accessed 25 November 2011
- c Monks Hold Rare Protest, 15 November 2011
<http://www.rfa.org/english/news/burma/protest-11152011172443.html>
Date accessed 25 November 2011
- [19] 国連児童基金(UNICEF) <http://www.unicef.org/>
- a Children in Myanmar, undated http://www.unicef.org/myanmar/children_1350.html
Date accessed 16 March 2011
- 目次に戻る
資料目録に進む
- [20] The Telegraph <http://www.telegraph.co.uk>
- a Burma ‘orders Christians to be wiped out’, 20 January 2007
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/1540121/Burma-‘orders-Christians-to-be-wiped-out’.html>
Date accessed 25 March 2011
- [21] トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) <http://www.transparency.org>
- a Corruption Perceptions Index 2011 Results, 1 December 2011
<http://cpi.transparency.org/cpi2011/results/>
Date accessed 7 December 2011

- [22] 国際レズビアン・ゲイ協会 (ILGA) <http://www.ilga.org/>
a Myanmar law, undated <http://ilga.org/ilga/en/countries/MYANMAR/Law>
Date accessed 1 February 2011
- [23] タイ・ビルマ国境援助協会 <http://www.tbtc.org/>
a Protracted Displacement and Chronic Poverty in Eastern Burma / Myanmar, 28 October 2010
<http://www.tbtc.org/resources/resources.htm#idps>
Date accessed 18 March 2011
b Internal Displacement and Protection in Eastern Burma, October 2005
<http://www.tbtc.org/idps/report-2005-idp-english.pdf>
Date accessed 23 March 2011
- [24] The Guardian <http://www.guardian.co.uk/>
a Burma rebels vow to stop using child soldiers, 7 July 2009
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/jul/07/burma-rebels-child-soldiers-vow>
Date accessed 8 March 2011
- [25] 世界保健機関 (WHO) <http://www.who.int/>
a Mental Health Atlas 2005: Myanmar
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_j_m.pdf
Date accessed 18 March 2011
- [26] イラワディ誌 <http://www.irrawaddy.org/index.php>
a Historic Student Union ABFSU Revived in Burma, 28 August 2007
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=8410
Date accessed 22 March 2011
b Burmese Farmers Take to Streets to Protest Land Confiscation, 15 September 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22081
Date accessed 13 December 2011
c NLD Slams Military Fund, 5 March 2011 http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=20881
Date accessed 24 October 2011
d NLD Denounces Conscription Law, 20 January 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=20573
Date accessed 7 March 2011
e Burma Awarded 2014 Asean Chair, 17 November 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22480
Date accessed 6 December 2011
f Burma Licenses Private Hospitals, Clinics, 8 October 2009
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=16954
Date accessed 18 March 2011
g Junta's Human Rights Body Simply a Smokescreen, 15 March 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=20938

- Date accessed 23 March 2011
- h Political parties, 7 April 2010
<http://www.irrawaddy.org/election/political-parties/250-political-parties.html>
 Date accessed 24 March 2011
- i Min Ko Naing Celebrates Birthday in Prison, 18 October 2010
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=19758
 Date accessed 25 March 2011
- j Junta Possibly Concealing Earthquake Casualties, 28 March 2011
http://www.irrawaddy.org/highlight.php?art_id=21023
 Date accessed 28 March 2011
- k Parliament Guarantees Right to Protest in Burma, 25 November 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22535
 Date accessed 25 November 2011
- l ‘Welcome Home’ greeted with skepticism, 18 August 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21919
 Date accessed 15 November 2011
- m Invitation to Return Falls Flat Among Exiles, 28 October 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22346
 Date accessed 15 November 2011
- n Exiled Journalist Denies Taking Flight to Rangoon, Being Detained, 12 October 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22243
 Date accessed 15 November 2011
- o An exile returns, 10 November 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22429&page=1
 Date accessed 15 November 2011
- p Naypyidaw Signs Peace Agreement with SSA-South, 2 December 2011
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22590
 Date accessed 2 December 2011

- [27] ビルマ女性連盟 <http://www.womenofburma.org/>
 a In the Shadow of the Junta, 2008
<http://www.womenofburma.org/Report/IntheShadow-Junta-CEDAW2008.pdf>
 Date accessed 22 March 2011

目次に戻る
 資料目録に進む

- [28] 英国放送協会 (BBC) <http://news.bbc.co.uk>
 a Country Profile: Burma, last updated 12-16 January 2011
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm
 Date accessed 27 January 2012
- b Timeline: Burma, last updated 12 January 2012
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300082.stm
 Date accessed 27 January 2012
- c Burma earthquake: At least 75 people killed, 25 March 2011

- <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-12852237>
Date accessed 28 March 2011
- d Burma transfer of power complete, 30 March 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-12903507>
Date accessed 30 March 2011
- e Suu Kyi's NLD democracy party to rejoin Burma politics, 18 November 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15787605>
Date accessed 25 November 2011
- f Burma law to allow labour unions and strikes, 14 October 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-15303968>
Date accessed 25 November 2011
- g Burmese political satirists return home from exile, 11 September 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-14874200>
Date accessed 15 November 2011
- h Burma orders end to fighting against Kachin rebels, 12 December 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-16147771>
Date accessed 13 December 2011
- i Burma government signs ceasefire with Karen rebels, 12 January 2012
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-16523691>
Date accessed 12 January 2012
- j Burma frees high-profile dissidents in amnesty, 13 January 2012
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-16540871>
Date accessed 13 January 2012
- [29] Partners Relief and Development <http://www.partnersworld.org/usa/index.php>
- a Displaced Childhoods: Human rights and international crimes against Burma's internally displaced children, April 2010
http://www.partnersworld.org/usa/images/stories/downloads/Displaced_Childhoods.pdf Date accessed 22 March 2011
- b Crimes in Northern Burma: Results from a fact-finding mission to Kachin State, November 2011
http://partnersworld.org/usa/images/stories/crimes_in_northern_burma/crimes_in_northern_burma.pdf
Date accessed 7 December 2011
- [30] Ethnologue.com <http://www.ethnologue.com/web.asp>
- a Sixteenth edition, 2009, Languages of Myanmar
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=MM
Date accessed 8 February 2011
- [31] 国際人権連盟 (FIDH) <http://www.fidh.org/>
- a Observatory for the Protection of Human Rights Defenders Annual Report 2011, Steadfast in protest – Asia, 24 October 2011

http://www.fidh.org/IMG/pdf/obs_2011_uk-asie.pdf

Date accessed 23 November 2011

- [32] 国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
- <http://www.ohchr.org/EN/Pages/WelcomePage.aspx>
All documents accessed via UNHCR Refworld unless stated
- a 女性差別撤廃委員会の調査結果 – ミャンマー, 7 November 2008
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,CEDAW,,MMR,,494ba8d00,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- b 子どもの権利委員会 – 調査結果, 30 June 2004
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,CRC,,MMR,,42d3c0b24,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- c Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary-General, published 24 August 2009 <http://www.unhcr.org/refworld/country,,,MMR,,4ac9c4602,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- d UN Treaty Collection <http://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&subid=A&lang=en>
Date accessed 23 March 2011
- e Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, Tomás Ojea Quintana, 15 – 19 February 2010, published 10 March 2010
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,MMR,,4bbefb032,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- f Situation of human rights in Myanmar (Note by the Secretary-General), 15 September 2010
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,MMR,,4cbbe7f22,0.html>
Date accessed 11 March 2011
- g Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General, 14 September 2010
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,UNGA,,MMR,,4d2eda032,0.html>
Date accessed 2 November 2011
- h Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 7 March 2011 <http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,UNHRC,,MMR,,4d8b48602,0.html>
Date accessed 3 November 2011
- i Situation of human rights in Myanmar: Report of the Secretary General, 5 August 2011, accessed via
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpDocuments\)/37867A711AD3FC3DC12579330029EC8D/\\$file/20110805-HR-Myanmar-SG.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpDocuments)/37867A711AD3FC3DC12579330029EC8D/$file/20110805-HR-Myanmar-SG.pdf)
Date accessed 23 November 2011
- j Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary General, 16 September 2011, accessed via
http://hreib.com/images/crc_reports/Report%20of%20the%20Special%20Rapporteur.pdf
Date accessed 24 November 2011
- k 国連女子差別撤廃委員会 (CEDAW), Information provided in follow up to the concluding observations of the Committee: Response by Myanmar to the recommendations contained in the concluding observations of the Committee following the examination of the combined second and third periodic report of Myanmar on 3 November 2008. - Myanmar, 13 September

2011 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4ef8338a2.html>

Date accessed 4 January 2012

- [33] Mizzima News <http://www.mizzima.com/>
- a Gender discrimination in authoritarian Burma, 23 October 2010
<http://www.mizzima.com/edop/interview/4488-gender-discrimination-in-authoritarian-burma.html>
 Date accessed 16 March 2011
- b NLD leader Tin Oo to visit Singapore for eye surgery, 16 September 2010
<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/4367-nld-leader-tin-oo-to-visit-singapore-for-eye-surgery.html>
 Date accessed 1 December 2011
- c The People's Military Service Law of the SDPC (4 November 2010), 12 January 2011
<http://www.mizzima.com/research/4744-the-peoples-military-service-law-of-the-spdc.html>
 Date accessed 28 April 2011
- d All Burma Monks Alliance opposes NLD decision to re-register, 22 November 2011
<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/6212-all-burma-monks-alliance-opposes-nld-decision-to-re-register.html>
 Date accessed 6 December 2011
- e CNF signs cease-fire agreement, 6 January 2012
<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/6370-cnf-signs-cease-fire-agreement.html>
 Date accessed 10 January 2012
- f 88-generation leaders meet with Suu Kyi, 22 December 2011
<http://www.mizzima.com/edop/interview/6307-88-generation-leaders-meet-with-suu-kyi.html>
 Date accessed 11 January 2012
- g KNU-Gov't cease-fire agreement possible, say observers, 11 January 2012
<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/6391-knu-govt-cease-fire-agreement-possible-say-observers.html>
 Date accessed 11 January 2012

目次に戻る
 資料目録に進む

- [34] モンランド人権基金 <http://rehmonnya.org/>
- a The plights of Burma's disabled population, 1 June 2008
<http://rehmonnya.org/archives/106>
 Date accessed 16 March 2011
- b Minority rights in ethnic states of Burma, 12 March 2011
<http://rehmonnya.org/archives/1923>
 Date accessed 15 March 2011
- c The plight of women and children in Burma, September 2010
<http://rehmonnya.org/data/theplightsept2010.pdf>
 Date accessed 28 April 2011
- d Nowhere else to go: An examination of sexual trafficking and related human rights abuses in Southern Burma, August 2009 <http://rehmonnya.org/data/nowhereelsetogo.pdf>

- Date accessed 28 April 2011
- e Monthly Report: "I Will Never Go Back:" Human Rights Abuses in Mon State and Tenasserim Division, 31 May 2009
<http://www.rehmonnya.org/data/Report%20May%202009.pdf>
Date accessed 28 April 2011
- f Burma's Navy attacks civilian livelihood, June – July 2011, 14 August 2011
<http://www.rehmonnya.org/data/Landreport2011-HURFOM.pdf>
Date accessed 13 December 2011
- [35] Internal Displacement Monitoring Centre <http://www.internal-displacement.org/>
- a Increasing displacement as fighting resumes in the east A profile of the internal displacement situation, 29 January 2010
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/0215922A6EF107CEC12576BA004BFE09/\\$file/Myanmar+-+January+2010.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/0215922A6EF107CEC12576BA004BFE09/$file/Myanmar+-+January+2010.pdf)
Date accessed 23 March 2011
- b Myanmar, IDP Population Figures, Number of IDPs, 19 July 2011
[http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/\(httpEnvelopes\)/7E38BA7B2364451AC12578C4005318B8?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/(httpEnvelopes)/7E38BA7B2364451AC12578C4005318B8?OpenDocument)
Date accessed 23 November 2011
- [36] 国際危機グループ <http://www.crisisgroup.org/>
- a Myanmar's Post-Election Landscape, 7 March 2011
<http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-east-asia/burma-myanmar/B118-myanmars-post-election-landscape.aspx>
Date accessed 21 March 2011
- [37] カナダ移民・難民委員会 (IRB) <http://www.irb.gc.ca/eng/pages/index.aspx>
Response to Information Requests accessed via UNHCR Refworld
- a Response to Information Request: MMR102581.E, 7 August 2007
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,IRBC,,MMR,,47d6546623,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- b Responses to Information Requests: MMR102757.E, 25 February 2008
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,IRBC,,MMR,,485ba87113,0.html>
Date accessed 23 March 2011
- c Response to Information Request: MMR102582.E, 7 August 2007
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,IRBC,,MMR,,47d65467c,0.html>
Date accessed 18 March 2011
- d Response to Information Request: MMR102503.E, 17 May 2007
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,MMR,,46fa5378c,0.html>
Date accessed 21 March 2011
- [38] Minority Rights Group International (MRG) <http://www.minorityrights.org/>
- a Myanmar/Burma Overview, last updated September 2009

<http://www.minorityrights.org/?lid=4477>

Date accessed 23 March 2011

- [39] ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) <http://www.hrw.org/>
- a Thailand: Investigate Departure of Rohingya ‘Boat People’, 21 February 2011
<http://www.hrw.org/en/news/2011/02/21/thailand-investigate-departure-rohingya-boat-people>
Date accessed 15 March 2011
 - b “They Came and Destroyed Our Village Again’: The Plight of Internally Displaced Persons in Karen State“, 10 June 2005
<http://www.hrw.org/en/news/2005/06/09/burma-forced-displacement-burmese-army-continues-karen-state>
Date accessed 15 March 2011
 - c Burma’s continuing human rights challenges, 3 November 2011
<http://www.hrw.org/news/2011/11/03/burma-s-continuing-human-rights-challenges>
Date accessed 15 November 2011
 - d “We are like forgotten people” The Chin People of Burma: Unsafe in Burma, Unprotected in India, 27 January 2009 <http://www.hrw.org/en/reports/2009/01/27/we-are-forgotten-people>
Date accessed 11 March 2011
 - e World Report 2011, Burma, published 24 January 2011
<http://www.hrw.org/en/world-report-2011/burma>
Date accessed 7 February 2011
 - f Burma’s forgotten prisoners, 16 September 2009
<http://www.hrw.org/en/reports/2009/08/08/burma-s-forgotten-prisoners>
Date accessed 21 March 2011
 - g “I want to help my own people” State Control and Civil Society in Burma after Cyclone Nargis, 28 April 2010
<http://www.hrw.org/en/reports/2010/04/29/i-want-help-my-own-people-0>
Date accessed 14 May 2010
 - h Burma: Q & A on an International Commission of Inquiry, 24 March 2011
<http://www.hrw.org/news/2011/03/24/burma-q-international-commission-inquiry>
Date accessed 18 November 2011
 - i Dead Man Walking: Convict Porters on the Front Lines in Eastern Burma, 12 July 2011
<http://www.hrw.org/reports/2011/07/12/dead-men-walking-0>
Date accessed 18 November 2011
 - j World Report 2012, 22 January 2012
<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf>
Date accessed 27 January 2012
- [40] 国際赤十字委員会 <http://www.icrc.org/eng/index.jsp>
- a Annual Report 2010, Asia-Pacific, May 2011
<http://www.icrc.org/eng/assets/files/annual-report/current/icrc-annual-report-2010-asia-pacific.pdf>
Date accessed 23 November 2011

- [41] 国境なき医師団 (MSF) <http://www.msf.org/>
 a Activity Report 2010, August 2011
http://www.msf.org/shadomx/apps/fms/fmsdownload.cfm?file_uuid=C337F2F9-3E7C-48BD-88D5-74B14FB9AE83&siteName=msf
 Date accessed 23 November 2011
- [42] 国連人道援助調整事務所 (OCHA) <http://ochaonline.un.org/>
 a Myanmar: Cyclonic Storm GIRI Situation Report # 4, 29 October 2010, accessed via Relief Web <http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900SID/VVOS-8APKPW?OpenDocument>
 Date accessed 23 March 2011
 b Myanmar, undated <http://www.unocha.org/where-we-work/myanmar>
 Date accessed 23 November 2011
- [43] アジア人権委員会 (AHRC) <http://www.humanrights.asia/>
 a Burma: Extensive use of torture by police in recent cases, 18 January 2010
<http://www.ahrchk.net/statements/mainfile.php/2010statements/2372/>
 Date accessed 22 March 2011
 b The State of Human Rights in Burma in 2010, 10 December 2010
<http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2010/AHRC-SPR-002-2010.pdf>
 Date accessed 22 March 2011
 c Burma: Supreme Court rules that judges holding trials inside prisons have no authority over their own courtrooms, 23 February 2011
<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-STM-034-2011/?searchterm=>
 Date accessed 22 March 2011
 d The State of Human Rights in Burma in 2011, 9 December 2011
<http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2011/AHRC-SPR-004-2011.pdf/view>
 Date accessed 12 December 2011
 e Burma: Draft land law denies basic rights to farmers, 1 November 2011
<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-STM-163-2011>
 Date accessed 13 December 2011

目次に戻る
 資料目録に進む

- [44] 政治犯を支援する民間団体 (ビルマ) (AAPPB) <http://www.aappb.org/>
 a Political Prisoners list, updated 23 December 2011 <http://www.aappb.org/prisoners1.html>
 Date accessed 23 November 2011
 b 2010 Annual Report: Political Prisoners in Burma, 14 January 2011
http://www.aappb.org/AAPP_2010_ANNUAL_REPORT.pdf
 Date accessed 21 March 2011
 c Political Prisoner Profile, updated 29 June 2009
http://www.fbppn.net/wp-content/uploads/2008/03/Zayar_Thaw_updated_29June09.pdf
 Date accessed 22 March 2011
 d Torture, Political Prisoners And The Un-Rule Of Law: Challenges To Peace, Security And

200 この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- Human Rights In Burma, 14 October 2010
http://www.aappb.org/Torture_political_prisoners_and_the_un-rule_of_law.pdf
 Date accessed 23 February 2011
- e Silencing Dissent: The ongoing imprisonment of Burma's political activists In the lead up to the 2010 elections, November 2010, accessed via
<http://uscampaignforburma.org/wp-content/uploads/2010/11/SILENCING-DISSENT-English.pdf>
 Date accessed 22 March 2011
- f The recognition of political prisoners: essential to democratic and national reconciliation process, 9 November 2011
http://www.aappb.org/The_recognition_of_political_prisoners_essential_to_democratic_and_national_reconciliation_process.pdf
 Date accessed 23 November 2011
- g Political prisoner released list, updated 4 January 2012
<http://www.reuters.com/article/2012/01/04/us-myanmar-prisoners-idUSTRE8030P820120104>
 Date accessed 9 January 2012
- h Alleged amnesty is highly limited in nature and amounts to a paltry reduction of harsh prison terms, 5 January 2012
http://www.aappb.org/Alleged_amnesty_is_highly_limited_in_nature_and_amounts_to_a_paltry_reduction_of_harsh_prison_terms.pdf
 Date accessed 10 January 2012
- [45] ビルマ法律家連盟 <http://www.blc-burma.org/index.html>
- a The Penal Code <http://www.blc-burma.org/html/myanmar%20penal%20code/mpc.html>
 Date accessed 23 March 2011
- b Code of Criminal Procedure
http://www.blc-burma.org/html/Criminal%20Procedure%20Code/cpc_01-15.html
 Date accessed 23 March 2011
- c The Child Law, 14 July 1993
http://www.blc-burma.org/html/myanmar%20law/lr_e_ml93_09.html
 Date accessed 16 March 2011
- [46] エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) <http://www.eiu.com/index.asp?rf=0> (定期購読のみ)
- a Myanmar Country Profile – Main Report, 9 October 2008
 Date accessed 21 March 2011
- b Myanmar Country Report: Main Report: 2 February 2011
 Date accessed 23 March 2011
- c ViewsWire, Myanmar politics: Quick View – NLD to regain legal status, 14 December 2011
 Date accessed 10 January 2012
- d Myanmar Country Report: Main Report: 1 December 2010
 Date accessed 23 March 2011
- e ViewsWire, Myanmar politics: New Parliament, 1 February 2011

- Date accessed 23 March 2011
- [47] オーストラリア国立大学 <http://asiapacific.anu.edu.au/>
Constitution of the Union of Myanmar, September 2008
http://asiapacific.anu.edu.au/newmandala/wp-content/uploads/2009/01/myanmar_constitution-2008-en.pdf
Date accessed 2 November 2011
- [48] 国連情報センター – ヤンゴン
Office of the UN Resident/Humanitarian Coordinator in Myanmar
Support to women is key to post-Nargis recovery and development, 12 March 2010
<http://unic.un.org/imucms/yangon/80/110/home.aspx>
Date accessed 23 March 2011
- [49] 統合地域情報ネットワーク (IRIN) <http://www.irinnews.org/>
- a Myanmar: Abortion a leading cause of maternal death, 10 March 2010
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=88383>
Date accessed 23 March 2011
- b In-Depth: Myanmar's refugees still on the run, 18 February 2010
<http://www.irinnews.org/InDepthMain.aspx?InDepthId=82&ReportId=87861>
Date accessed 23 March 2011
- c Myanmar: Three years later, still no shelter, 3 May 2011
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportID=92616>
Date accessed 13 May 2011
- d Analysis: "Dramatic developments", but challenges ahead for Myanmar, 7 November 2011
<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportId=94149>
Date accessed 23 November 2011
- [50] Inter Press Service (IPS) News Agency <http://www.ipsnews.net/>
- a Burma: HIV Infection on the Rise Among Men Who Have Sex with Men, 3 June 2010
<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=51700>
Date accessed 23 March 2011
- [51] ビルマ連邦国民連邦政府 (NCGUB) <http://www.ncgub.net/>
- a Human Rights Documentation Unit, Burma Human Rights Yearbook 2008, November 2009
<http://www.ncgub.net/NCGUB/mediagallery/downloadc516.pdf?mid=20091123192152709>
Date accessed 16 May 2011
- [52] 社会制度とジェンダー指数 (SIGI) <http://genderindex.org/>
Gender Equality and Social Institutions in Myanmar, undated
<http://genderindex.org/country/myanmar>
Date accessed 16 March 2011
- [53] 英国ビルマ・キャンペーン <http://www.burmacampaign.org.uk/>

- a News and Reports, from February 1993 to date
<http://www.burmacampaign.org.uk/index.php/news-and-reports/news>
Date accessed 23 March 2011
- b A biography of Aung San Suu Kyi, undated
<http://www.burmacampaign.org.uk/index.php/burma/about-burma/about-burma/a-biography-of-aung-san-suu-kyi>
Date accessed 24 March 2011
- c Burma Briefing No.15, Political events in Burma: New or recycled? September 2011
<http://burmacampaign.org.uk/images/uploads/15-Political-Events-in-Burma-New-or-Recycled.pdf>
Date accessed 15 November 2011

目次に戻る
資料目録に進む

- [54] Globalgayz <http://www.globalgayz.com/>
 - a Burma, undated <http://www.globalgayz.com/country/Burma/BU>
Date accessed 15 March 2011
- [55] フィナンシャル・タイムズ <http://www.ft.com/>
 - a Burmese parliament elects general as speaker, 31 January 2011
<http://www.ft.com/cms/s/0/1e9cb3d0-2aa5-11e0-a2f3-00144feab49a.html#axzz1CiDYeWXJ>
Date accessed 11 February 2011
- [56] 戦争抵抗者インターナショナル
 - a Burma introduces conscription for men and women, 2 February 2011
<http://www.wri-irg.org/node/12138>
Date accessed 8 March 2011
- [57] 人権活動家と人権の促進を目指す人びとネットワーク
 - a Concerning Human Rights and Burma's Election (2010), December 2010, accessed via
<http://burma.ahrchk.net/pdf/HRDPRReport-ebook-en.pdf>
Date accessed 8 March 2011
- [58] 国連ニュースサービス <http://www.un.org/news/>
 - a Myanmar: UN rights expert voices concern over health of political prisoners, 8 November 2011, accessed via <http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,MMR,,4ebd175b2,0.html>
Date 29 November 2011
- [59] 人権のための医師団 <http://physiciansforhumanrights.org/>
 - a Life under the Junta: Evidence of Crimes Against Humanity in Burma's Chin State, January 2011 <http://burma.phrblog.org/report/>
Date accessed 11 March 2011
 - b Under siege in Kachin State, Burma, 30 November 2011
https://s3.amazonaws.com/PHR_Reports/Burma-KachinRpt-full-11-30-2011.pdf

- Date accessed 2 December 2011
- [60] シャン人権基金 <http://www.shanhumanrights.org/>
- a Newsletter January 2011
http://www.shanhumanrights.org/index.php?option=com_content&view=article&id=304:january-2011&catid=66:2010&Itemid=77#1
Date accessed 14 March 2011
- b Press release: Over 30,000 displaced by Burma Army attacks face humanitarian crisis in northern Shan State, 10 August 2011
http://www.shanhumanrights.org/images/stories/Action_Update/Files/over-30000-displaced-by-burma-army-attacks-face-humanitarian-crisis-in-northern-shan-state-in-eng.pdf
Date accessed 24 November 2011
- [61] 国際難民救済協会 <http://www.refugeesinternational.org/>
- a Rohingya: Burma's Forgotten Minority, 18 December 2008
<http://www.refugeesinternational.org/policy/field-report/rohingya-burma%E2%80%99s-forgotten-minority>
Date accessed 15 March 2011
- b Burma: An Opportunity to Expand Humanitarian Space, 11 January 2012
<http://www.refugeesinternational.org/policy/field-report/burma-opportunity-expand-humanitarian-space>
Date accessed 16 January 2012
- [62] ノーベル女性イニシアティブ <http://www.nobelwomensinitiative.org/>
- a International Tribunal on Crimes Against Women in Burma, 2 March 2010
<http://www.nobelwomensinitiative.org/images/stories/burma.pdf>
Date accessed 16 March 2011
- [63] Online Women in Politics <http://www.onlinewomeninpolitics.org/index.htm>
- a Myanmar, undated <http://www.onlinewomeninpolitics.org/myanmar/myanmain.htm>
Date accessed 16 March 2011
- [64] ビルマ人権教育機構 <http://hreib.com/>
- a Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma, September 2008
<http://www.nd-burma.org/hr-reports/member-report/item/5-forgotten-future-children-affected-by-armed-conflict-in-burma.html>
Date accessed 16 March 2011
- [65] ビルマに関するオルタナティブ ASEAN ネットワーク <http://www.altsean.org/index.php>
- a 2010 Election watch – Key facts – Political parties
<http://www.altsean.org/Research/2010/Key%20Facts/PoliticalParties.php>
Date accessed 24 March 2011
- [66] 北京ミャンマー大使館 <http://www.myanmarembassy.com/english/default.htm>

- a List of Members of the Government of the Republic of the Union of Myanmar, undated
http://www.myanmarembassy.com/english/default_gy.html
Date accessed 3 November 2011
- [67] ユートピア <http://www.utopia-asia.com/>
a Country listings : Travel & Resources: Myanmar/Burma, undated
<http://www.utopia-asia.com/tipsburm.htm>
Date accessed 24 November 2011
- [68] Foreignprisoners.com <http://www.phaseoop.com/foreignprisoners/index.html>
a Burma prisoners and prisons, undated
<http://www.phaseoop.com/foreignprisoners/prison-burma.html>
Date accessed 24 November 2011
- [69] フランス通信社 <http://www.afp.com/afpcom/en/>
a Myanmar gays seek Thai-style acceptance, 16 April 2011
<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5iEI8MwqtnGFx-XzjReXZf17XWPQg?docId=CNG.1fadce69d7428ade496268a62ebd3821.681>
Date accessed 3 May 2011
- [70] Open Democracy <http://www.opendemocracy.net/>
a Burma: demographics of disciplined democracy, David Scott Mathieson, 27 May 2011
<http://www.opendemocracy.net/david-scott-mathieson/burma-demographics-of-disciplined-democracy>
Date accessed 24 October 2011
- [71] リリーフウェブ <http://reliefweb.int/>
a Map: Major Ethnic Groups of Burma. Source: Martin Smith, Burma – Insurgency and the Politics of Ethnicity, undated
http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/10FDF327AD43B28E852571FC004C65E4-tbbc_REF_mmr300606.pdf
Date accessed 24 October 2011
- [72] The Nation <http://www.nationmultimedia.com/>
a Burma must face reality on currency regime, 31 August 2011
<http://www.nationmultimedia.com/2011/08/31/national/Burma-must-face-reality-on-currency-regime-30164103.html>
Date accessed 24 October 2011
- [73] Center for Constitutional Democracy, Indiana University, Bloomington, USA
<http://ccd.indiana.edu/>
a Professor David Williams: Analysis of the 2008 SPDC Constitution for Burma: The Power of

目次に戻る
資料目録に進む

- the Burmese Military under the 2008 SPDC Constitution, undated
<http://www.burmapartnership.org/wp-content/uploads/2010/04/David-Williams-Briefer-on-power-of-Burmes-military-under-the-2008-constitution1.pdf>
Date accessed 2 November 2011
- [74] 国情情報に関する独立諮問機関
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
a Review by Maung Zarni, dated 31 August 2011, of the Burma Country of Origin Information Report of 17 June 2011
<http://icinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2011/02/Evaluation-of-the-Country-of-Origin-Report-on-Burma.pdf>
Date accessed 11 January 2012
- [75] 国際キリスト教コンサーン <http://www.persecution.org/>
a Kachin Christians Flee From Attacks, Burmese Army Violates 17-year Cease Fire Agreement, 2 August 2011
<http://www.persecution.org/2011/08/03/kachin-christians-flee-from-attacks-burmese-army-violates-17-year-cease-fire-agreement/>
Date accessed 22 November 2011
- [76] タイ・カチン女性協会 <http://www.kachinwomen.com/>
a Burma's Cover up War: Atrocities Against The Kachin People, October 2011
http://www.kachinwomen.com/images/stories/publication/repor_%20book.pdf
Date accessed 22 November 2011
- [77] ビルマ国民民主連盟 <http://www.nldburma.org/>
a Vice Chairman met NLD representatives who attended a forum in Sweden, 26 August 2011
<http://www.nldburma.org/political-activity/88-headquarters/388-vice-chairman-met-nld-representatives-who-attended-a-forum-in-sweden-.html>
Date accessed 1 December 2011
b US Secretary of State Hillary Clinton Meets Daw Aung San Suu Kyi, 3 December 2011
<http://www.nldburma.org/international-affairs/north-america/452-us-secretary-of-state-hillary-clinton-meets-daw-aung-san-suu-kyi.html>
Date accessed 6 December 2011
- [78] アイルランドの人権研究機関 <http://www.nuigalway.ie/>
a Crimes against Humanity in Western Burma: The Situation of the Rohingyas, 2010
http://www.nuigalway.ie/human_rights/documents/ichr_rohingya_report_2010.pdf
Date accessed 2 December 2011
- [79] ビルマ解放隊 <http://www.freeburmarangers.org/>
a Burma Army Attacks and Forced Labor in Western Burma, 31 May 2011
<http://www.freeburmarangers.org/Reports/2011/20110531.html>
Date accessed 9 December 2011

- [80] ボイス・オブ・アメリカ <http://www.voanews.com>
a UN Supports Burma's Selection to Chair ASEAN, 19 November 2011
<http://www.voanews.com/english/news/UN-Supports-Burmas-Selection-to-Chair-ASEAN-134171703.html>
Date accessed 6 December 2011
- [81] 国際反奴隷協会 <http://www.antislavery.org/english/>
a Ethnic Groups in Burma, Development, Democracy and Human Rights, 1994
http://www.ibiblio.org/obl/docs3/Ethnic_Groups_in_Burma-ocr.pdf
Date accessed 9 December 2011
- [82] タアン学生青年機構
a Grabbing Land: Destructive Development in Ta'ang Region, November 2011, accessed via
<http://burmacampaign.org.uk/images/uploads/Grabbing%20Land%20Report%20in%20English.pdf>
Date accessed 13 December 2011
- [83] Network for Human Rights Documentation – Burma <http://www.nd-burma.org/>
a Report on the Human Rights Situation in Burma, January – September 2011, 11 November 2011
<http://nd-burma.org/reports/item/81-situation-in-burma.html>
Date accessed 13 December 2011
- [84] Displacement Solutions and The HLP Institute <http://www.displacementsolutions.org/>
a Housing, Land and Property Rights in Burma: The Current Legal Framework, November 2009
http://www.displacementsolutions.org/files/documents/Burma_HLP_book.pdf
Date accessed 13 December 2011
- [85] ロイター通信 <http://www.reuters.com>
a UK's Hague to meet Myanmar's Suu Kyi, elections in focus, 5 January 2012
<http://www.reuters.com/article/2012/01/06/myanmar-britain-idUSL3E8C60H120120106>
Date accessed 6 January 2012
- [86] ビルマ子供の権利フォーラム
a The plight of children under military rule in Burma, 23 April 2011, accessed via
http://www.hreib.com/images/crc_reports/CRC_Shadow%20Report_Burma_2011_Print_Version.pdf
Date accessed 10 January 2012
- [87] 全ビルマ僧侶連盟 (ABMA)
a About the ABMA, undated <http://allburmamonksalliance.org/>
Date accessed 11 January 2012

[88] チャタム・ハウス <http://www.chathamhouse.org/>

a Burma: Time for Change?, December 2011

http://www.chathamhouse.org/sites/default/files/public/Research/Asia/1211burma_pp.pdf

Date accessed 11 January 2012

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)